

平成 23 年

小樽市議会会議録(1)

第 1 回 定例会

小 樽 市 議 会

平成23年
 小樽市議会 第1回定例会 会期及び会議日程

会期 2月23日～3月14日（20日間）

月日（曜日）	本 会 議	委 員 会
2月23日（水）	提案説明等	
24日（木）	休 会	
25日（金）	”	
26日（土）	”	
27日（日）	”	
28日（月）	会派代表質問	
3月 1日（火）	会派代表質問	
2日（水）	一般質問	
3日（木）	休 会	予算特別委員会（総括質疑）
4日（金）	”	”（総務・経済所管）
5日（土）	”	
6日（日）	”	
7日（月）	”	予算特別委員会（厚生・建設所管）
8日（火）	”	”（総括質疑）
9日（水）	”	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
10日（木）	”	学校適正配置等調査特別委員会
11日（金）	”	
12日（土）	”	
13日（日）	”	
14日（月）	討論・採決等	

平成23年
第1回定例会会議録目次
小樽市議会

○ 2月23日（水曜日） 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 議案第1号ないし第39号	3
	○市長提案説明（議1～38）	3
	○提案説明（議39 菊地議員）	12
	採 決（議16～19、36、37）	13
1	日程第3 休会の決定	13
1	散 会	13

○ 2月28日（月曜日） 第2日目

1	出席議員	15
1	欠席議員	15
1	出席説明員	15
1	議事参与事務局職員	16
1	開 議	17
1	会議録署名議員の指名	17
1	日程第1 議案第1号ないし第15号、第20号ないし第35号、第38号及び第39号	17
	○会派代表質問 大竹議員	17
	○会派代表質問 北野議員	31
1	散 会	52

○ 3月 1日（火曜日） 第3日目

1	出席議員	53
1	欠席議員	53
1	出席説明員	53
1	議事参与事務局職員	54
1	開 議	55
1	会議録署名議員の指名	55
1	日程第1 議案第1号ないし第15号、第20号ないし第35号、第38号及び第39号	55
	○会派代表質問 高橋議員	55
	○会派代表質問 佐々木議員	68
1	散 会	77

○ 3月 2日（水曜日） 第4日目

1	出席議員	79
1	欠席議員	79
1	出席説明員	79
1	議事参与事務局職員	80
1	開 議	81
1	会議録署名議員の指名	81
1	日程第1 議案第1号ないし第15号、第20号ないし第35号、第38号及び第39号	81
	○一般質問 秋元議員	81
	○一般質問 中島議員	87
	○一般質問 斎藤（博）議員	96
	○一般質問 新谷議員	105
	○一般質問 成田（祐）議員	111
	○議事進行について 古沢議員	115
	○議事進行について 古沢議員	115
	○議事進行について 古沢議員	115
	○議事進行について 古沢議員	116
	○議事進行について 北野議員	116
	○議事進行について 横田議員	117
	○議事進行について 成田（祐）議員	117
	○一般質問 吹田議員	118
	予算特別委員会設置・付託	121
	常任委員会付託	121
1	日程第2 休会の決定	121
1	散 会	121

○ 3月14日（月曜日） 第5日目

1	出席議員	123
1	欠席議員	123
1	出席説明員	123
1	議事参与事務局職員	124
1	開 議	125
1	会議録署名議員の指名	125
	議長からの発言（質疑及び一般質問の取扱いについて）	125
1	日程第1 議案第1号ないし第15号、第20号ないし第35号、第38号及び第39号 並びに陳情及び調査	125
	予算特別委員長報告	125
	議案第1号修正案の趣旨説明（古沢議員）	131
○討 論	北野議員	132
採 決		135
	総務常任委員長報告	136
○討 論	菊地議員	138
○討 論	林下議員	138
○討 論	吹田議員	139
○討 論	成田（祐）議員	139
採 決		139
	経済常任委員長報告	140
○討 論	古沢議員	142
採 決		143
	厚生常任委員長報告	144
○討 論	中島議員	145
○討 論	濱本議員	146
採 決		147
	建設常任委員長報告	148
○討 論	古沢議員	149
採 決		152
	学校適正配置等調査特別委員長報告	152
○討 論	北野議員	154
採 決		155
1	日程第2 意見書案第1号ないし第10号	155
○提案説明	（意1～5 菊地議員）	155
○討 論	濱本議員	156

○討 論 中島議員	156
○討 論 斎藤(博)議員	160
採 決	161
1 市長あいさつ	161
1 議長あいさつ	162
1 閉 会	163

議事事件一覧表

議案

議案	議案	第1号	修正	1号	平成23年度小樽市一般会計予算
				2号	平成23年度小樽市一般会計予算に対する修正案
				3号	平成23年度小樽市港湾整備事業特別会計予算
				4号	平成23年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算
				5号	平成23年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算
				6号	平成23年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算
				7号	平成23年度小樽市土地取得事業特別会計予算
				8号	平成23年度小樽市住宅事業特別会計予算
				9号	平成23年度小樽市簡易水道事業特別会計予算
				10号	平成23年度小樽市介護保険事業特別会計予算
				11号	平成23年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計予算
				12号	平成23年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算
				13号	平成23年度小樽市病院事業会計予算
				14号	平成23年度小樽市水道事業会計予算
				15号	平成23年度小樽市下水道事業会計予算
				16号	平成23年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算
				17号	平成22年度小樽市一般会計補正予算
				18号	平成22年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計補正予算
				19号	平成22年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
				20号	平成22年度小樽市病院事業会計補正予算
				21号	平成22年度小樽市一般会計補正予算
				22号	平成22年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計補正予算
				23号	平成22年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
				24号	平成22年度小樽市老人保健事業特別会計補正予算
				25号	平成22年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
				26号	平成22年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計補正予算
				27号	平成22年度小樽市病院事業会計補正予算
				28号	平成22年度小樽市水道事業会計補正予算
				29号	平成22年度小樽市下水道事業会計補正予算
				30号	小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
				31号	小樽市職員賞慰金支給条例の一部を改正する条例案
				32号	小樽市軽費老人ホーム条例を廃止する条例案
				33号	小樽市安全で安心なまちをつくる条例の一部を改正する条例案
				34号	小樽市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
				35号	市道路線の認定について
				36号	市道路線の変更について
				37号	平成22年度小樽市一般会計補正予算
				38号	平成22年度小樽市水道事業会計補正予算
				39号	平成23年度小樽市病院事業会計補正予算
					小樽市非核港湾条例案

意見書案

意見書案	意見書案	第1号	1号	消費税増税に反対する意見書（案）
		第2号	2号	新たな高齢者医療制度に関する意見書（案）
		第3号	3号	生活保護行政の改善を求める意見書（案）
		第4号	4号	地域医療存続のための医師確保に関する意見書（案）
		第5号	5号	容器包装リサイクル法を見直し、発生抑制と再使用を促進するための仕組みの検討を求める意見書（案）
		第6号	6号	道民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書（案）
		第7号	7号	「子ども・子育て新システム」に関する意見書（案）
		第8号	8号	コメの戸別所得補償制度の見直しを求める意見書（案）
		第9号	9号	若者の雇用対策の更なる充実を求める意見書（案）
		第10号	10号	公共交通機関のバリアフリー化の更なる推進を求める意見書（案）

質 問 要 旨

○会派代表質問

大竹議員（２月２８日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 経済発展と財政投資のあり方について
- 2 市街地の活性化について
- 3 小樽の一次産業の取組について
- 4 TPPについて
- 5 観光行政について
- 6 小樽港の位置付けについて
- 7 教育現場のあり方について
- 8 その他

北野議員（２月２８日２番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 財政問題
- 2 病院問題
- 3 国民健康保険料引下げ
- 4 港湾問題
- 5 その他

高橋議員（３月１日１番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 山田市長の市政１２年について
- 2 財政問題について
- 3 日本海側拠点港と忍路漁港について
- 4 若年者雇用対策と企業誘致について
- 5 市立病院問題について
- 6 環境問題について
 - (1) 旧ごみ焼却場の解体について
 - (2) 最終処分場について
 - (3) ごみ収集車の火災について
- 7 旧国鉄手宮線の活用について
- 8 危険な空き家の雪問題について
- 9 その他

佐々木議員（3月1日2番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政問題について
- 2 景況・財政・雇用について
- 3 少子社会について
- 4 急増する生活保護について
- 5 貧困ビジネスについて
- 6 開かれた学校の展開について
- 7 その他

○一般質問

秋元議員（3月2日1番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 買い物弱者対策について
- 2 空き家対策について
- 3 保育所について
- 4 その他

中島議員（3月2日2番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 介護保険制度について
- 2 市民体験農園について
- 3 その他

斎藤（博）議員（3月2日3番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 市立保育所の規模・配置に関する計画について
- 2 障がい児保育について
- 3 夜間急病センターについて
- 4 高島小学校温水プールについて
- 5 新共同調理場について
- 6 その他

新谷議員（3月2日4番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 雇用問題
- 2 除排雪問題
- 3 その他

成田（祐）議員（3月2日5番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 市立病院について
- 2 新共同調理場について
- 3 その他

吹田議員（3月2日6番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 生活弱者への対応について
- 2 少子化対策と保育料について
- 3 議員定数の削減について
- 4 小中学校の学校再編について
- 5 学力の向上について
- 6 その他

平成23年
第1回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

平成23年2月23日

出席議員（27名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	鈴	木	喜	明	4番	吹	田	友	三郎
5番	大	橋	一	弘	6番	成	田	祐	樹
7番	菊	地	葉	子	8番	中	島	麗	子
9番	高	橋	克	幸	10番	斉	藤	陽	一良
11番	佐	野	治	男	12番	山	田	雅	敏
13番	佐	藤	禎	洋	14番	濱	本		進
15番	井	川	浩	子	16番	林	下	孤	芳
17番	斎	藤	博	行	18番	山	口		保
19番	佐々	木	勝	利	20番	新	谷	と	し
21番	古	沢	勝	則	22番	北	野	義	紀
23番	横	田	久	俊	25番	前	田	清	貴
26番	大	竹	秀	文	27番	見	楚	谷	登
28番	久	末	恵	子					

欠席議員（1名）

24番 成 田 晃 司

出席説明員

市 長	山 田 勝 麿	副 市 長	山 田 厚
教 育 長	菊 讓	病 院 局 長	並 木 昭 義
水 道 局 長	小 軽 米 文 仁	総 務 部 長	山 崎 範 夫
財 政 部 長	貞 原 正 夫	産 業 港 湾 部 長	磯 谷 揚 一
産 業 港 湾 部 参 事	鈴 木 勇 三	生 活 環 境 部 長	明 井 隆 生
医 療 保 險 部 長	志 久 旭	福 祉 部 長	中 村 浩
保 健 所 長	秋 野 恵 美 子	建 設 部 長	竹 田 文 隆
消 防 長	会 田 泰 規	病 院 局 經 営 管 理 部 長	吉 川 勝 久
教 育 部 長	大 野 博 幸	総 務 部 企 画 政 策 室 長	迫 俊 哉
総 務 部 総 務 課 長	中 田 克 浩	財 政 部 財 政 課 長	黒 澤 政 之

議事参与事務局職員

事務局長 小原正徳
庶務係長 島谷和 大
書 記 相澤 幸
書 記 小林 由美子
書 記 高野 香 織

事務局次長 佐藤正樹
調査係長 関 朋 至
書 記 木戸 智恵子
書 記 佐藤 誠

開会 午後 1時00分

○議長（見楚谷登志） これより、平成23年小樽市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、千葉美幸議員、斎藤博行議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から3月14日までの20日間といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第39号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし第38号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝麿市長登壇）（拍手）

○市長（山田勝麿） 平成23年第1回定例会の開会に当たり、ただいま上程されました各案件の提案理由の説明を申し上げる前に、今定例会が私にとりまして任期最後のものとなりますので、これまでの3期12年間の市政運営を振り返り、所信の一端を申し述べさせていただきます。

この間、大切な「ふるさと小樽」を豊かな地域に築き上げ、未来を担う子供たちにしっかりと引き継いでいくため、関連する政策について、その着実な推進に全力を傾けてまいりました。その中で多くの困難な問題に直面しましたが、議員や市民、各界の皆さんの温かい御支援と御協力により市政を進めることができましたことに、深く感謝を申し上げる次第であります。

初めに、任期中、常に最重要課題として取り組んでまいりました市財政の健全化についてであります。

私が市長に就任いたしました平成11年当時は、ちょうどバブル崩壊後の失われた10年と称された時期であり、日本経済は失速し、全国的に景気の低迷とデフレの進行、不良債権の累増と金融システムの機能不全、雇用の悪化などが表面化し、年功序列、縦型社会などに代表されるこれまでの日本型経済社会システムが大きく揺らぎ、将来に対する目標の喪失感や挫折感が蔓延しているときでありました。

一方、市の財政も、それまで数年間続いていた単年度収支の赤字基調の中にあって、市税収入の減少が懸念される段階に入り、将来の市債償還の増加などによる収支の悪化も予想されたことから、まず、平成12年11月に財政健全化計画を策定し、事務事業の見直し等に取り組んだところであります。

そのころからの建設事業の厳選による市債発行額の抑制は、その後の市財政の立て直しに大きく寄与することとなり、平成11年度をピークに、現在にあっても市債残高は減少を続けており、将来負担の軽減につながっているものと考えております。

その後、2期目に入り、それまでの健全化の取組をさらに強化することにより収支の改善に努めていた矢先の平成16年に、いわゆる三位一体の改革が行われたわけでありました。既に財政調整基金等の積立てがなく、ぎりぎりの財政運営を続けていた本市にとりましては、この衝撃は信じがたいものでありました。

私は、あえて、予算編成上の財源不足額を雑入に形式的に計上することといたしましたが、これも国による地方締めつけの影響の大きさと、そのことにより実質的には赤字予算にならざるを得なかった実態を市民の皆さんにもお示しすべきものと考えたからであります。

平成17年度に最大約14億円まで達した一般会計の累積赤字の最大の要因は、この改革による影響である

と思っており、今後、二度とこのような国と地方の信頼関係を損なうようなことがないよう、地方サイドからも常に国に対して訴えていくべきではないかと思っております。

平成17年3月に財政再建推進プラン、平成19年3月に新たな財政健全化計画を順次策定しながら、その後も懸命に努力を重ねてまいりましたが、3期目当初には、10億円を超える累積赤字を抱える中でさまざまな財政負担の増加要因が重なり、苦渋の選択ではありましたが、議員各位や職員の理解を得て、緊急避難措置として、平成20年度から期末手当の削減にも踏み込んだところであります。

当初の計画を2年前倒しをして、私の任期最後の年をもって一般会計の赤字解消の見込みが立ったことは、これらすべての努力の結果であり、何をおきまして、この間の市民の皆さん、議員各位、並びにすべての職員の御協力に重ねてお礼を申し上げます。

いまだ、真の意味での財政健全化とは言えない状況ではありますが、確実にその方向には向かっており、いましばらく健全化の努力を重ねる中で、必ずや盤石な市財政となり得るものと考えており、また、そのように願っているところであります。

次に、任期中12年間の市政一般について、それぞれの取組を振り返ってまいります。

平成11年からの4年間は、21世紀を迎える中で、バブル経済崩壊後の長引く景気低迷により、地域経済や雇用情勢は厳しさを増す一方で、急速な少子高齢化の進行、さらには、地方分権の動きなどが活発化してきたことから、新世紀に向けて着実に飛躍していくときであるとし、「新しい時代における『はつらつ小樽』の創造」をキャッチフレーズに、市民の皆さんが安心して快適に暮らすことのできる小樽を目指し、市政推進に取り組みました。

まず、市民の声に率直に耳を傾け、多くの方々の御意見をお聞きするため、就任当初に市長への手紙を実施するとともに、平成13年度からは、まち育て出前講座を行うなど、市民の視点に立った行政運営に努めました。

教育文化については、菁園中学校の校舎改築をはじめ13校の改修を実施いたしました。スポーツ関係では、手宮公園陸上競技場の全面改修やパークゴルフ場の新設など、市民の健康増進や青少年の健全育成の推進に努めました。

市民福祉については、ふれあいパス事業の継続に努めた一方、子育て支援では、赤岩保育所の統合・新築を行ったほか、新たに子育て支援センターを設置し、相談機能の充実にも努めました。

生活環境の整備としては、入船住宅など高齢者向け公営住宅の建設を行うとともに、ごみ処理問題については、廃棄物最終処分場を完成させたほか、資源物の分別収集を全市に広げ実施したところであります。

産業の振興については、中小企業向けの経営安定短期特別資金の創設、中心市街地等商店街活性化事業への助成を行ったほか、観光の分野では、小樽観光ビデオの制作やフィルム・コミッションの設立などを進めました。

港湾の関連では、日ロ定期フェリー航路の再開と航路の延長に続き、平成14年には中国との定期コンテナ航路を開設するなど、積極的なポートセールスに努めました。

市街地整備としましては、平成16年度の完成に向け、中央通地区土地区画整理事業に取り組んだほか、産業遺産である旧国鉄手宮線敷地を購入し、市民や観光客が憩えるオープンスペースとして整備を図るなど、まちづくりの土台固めに奔走した4年間であります。

平成15年からの2期目は、市政を取り巻く情勢はさらに厳しさを増し、まさに逆風が吹き荒れる状況であったと感じております。

当時の政府は、いわゆる小泉構造改革の取組を加速させ、それらの成果もあってか、日本経済は、銀行の不良資産などバブル後の負の遺産処理が進み、国内の景気回復は力強さを増していきましたが、北海道

全体や小樽市においては、地域経済が長引く景気低迷から脱し切れない状況が続いておりました。

一方、平成16年9月に、日本海沿岸を北上した台風18号が全道各地に多大な被害をもたらし、本市においても、この台風により、最大瞬間風速が44.8メートルを記録した中で、家屋の損壊、倒木、公共交通機関の運休、停電など、市民生活は大きな影響を受けました。また、平成17年には、アスベスト問題への対応のほか、丸井今井小樽店が撤退し114年の歴史に幕をおろすなど、多くの試練に見舞われました。

このように厳しさが続いた4年間でありましたが、このまちを愛する多くの皆さんの「想い」が実感できた4年間でもありました。

2期目のまちづくりを進めるに当たっては、市民の皆さんと良好なパートナーシップを確立することを主眼に置き、「市民と行政の知恵と汗が結集した『はつらつ小樽』の創造」をキャッチフレーズとし、協働の心を大切に市政運営を目指してまいりました。

2期目に実施した主な施策や事業について申し上げます。

まず、学校教育では、平成16年度に市内全小・中学校のインターネット接続を完了するなど教育環境の整備に努めたほか、平成17年度には、防犯ブザーを児童・生徒に貸与し、通学時の安全・安心に万全を期したところであります。

文化・スポーツの分野では、平成15年度に市立図書館に電算システムを導入したほか、平成17年度には、望洋サッカー・ラグビー場をオープンするとともに、小樽市文化芸術振興条例に基づいてアーティストバンク登録制度を立ち上げました。

少子高齢化対策では、特に子育て支援に力を注ぎ、市立保育所の延長保育や保育所の開放事業など多様な保育サービスの充実を行ったほか、地域や民間との連携で子育て相談などの充実強化を図りました。高齢者の皆さんには、厳しい財政実情から、ふれあいバスの一部負担導入などに御協力いただきながら制度を継続したところであります。

生活環境対策については、平成17年4月から、ごみ減量化のための家庭ごみ有料化と資源物分別収集の拡大を行いました。また、北しりべし広域クリーンセンターの整備を完了し、平成19年4月から供用を開始しました。

経済対策では、平成15年に産学官連携による小樽市地域経済活性化会議を立ち上げ、この会議から東アジア・マーケットリサーチや小樽観光大学校を具体的な事業として発展させることができました。

住宅施策の関連では、平成16年度に小樽市住宅マスタープランを策定するとともに、公営住宅では、勝納住宅2号棟の建替えなど計画的な整備を図ったところであります。

景観対策では、国道5号の電線共同溝の設置に続き、平成14年度から臨港線の電線類地中化事業の整備を進めてまいりました。平成17年度には、特別景観形成地区を拡大するとともに、平成18年度には景観法に基づく景観行政団体となり、これらを踏まえ3期目の平成20年度に景観計画の策定に至ったところであります。

また、行財政改革を推進する中で、平成16年4月に、昭和59年以来、約20年ぶりとなる市の組織機構の大幅な見直しを行い、18部体制を15部体制へ見直しました。

また、退職者不補充による職員数の削減を進めたほか、公の施設における指定管理者制度や家庭ごみ・資源物収集やひき船業務への民間委託の導入など、行政運営の効率化にも努めてまいりました。

次に、平成19年からの3期目ではありますが、この年の前半まで日本経済は戦後最長と言われる景気回復が続いておりましたが、サブプライム住宅ローン問題に端を発するアメリカ経済の減速や原油価格の高騰は、世界同時不況へとつながり、景気は急速に悪化していきました。

平成21年9月の総選挙の結果、自民党は大敗し、民主党への政権交代が実現しましたが、発足した鳩山

政権が8か月余りで退陣となりました。その後の菅政権下で行われた平成22年の参議院議員選挙により、国会では再びねじれ現象が生じており、予算、法案とも簡単には成立しないという異常な事態が続いております。

国民生活を取り巻く状況は依然として厳しく、とりわけ地方においては、経済並びに雇用問題をはじめとして懸案事項が山積していることから、国政の停滞を招くことのないよう強く要望するとともに、ぜひとも、我が国が進むべき方向性を示し、国民の信頼を取り戻すべく努めていただくよう強く期待するところであります。

この任期中には、平成20年3月に小樽短期大学が閉校し、41年の歴史に幕をおろしたほか、平成21年には小樽グランドホテルも閉館するなど、残念なことが続きました。

一方、明るい出来事といたしましては、平成20年から建設工事に着手した小樽駅前のサンビルスクエアが平成21年7月にグランドオープンし、駅前の顔が新しく生まれ変わりました。

3期目のまちづくりに当たっては、2期目の市民とのパートナーシップの確立に向けた取組を引き継ぐ形で、「市民とともに知恵を出し合い、愛着の持てる住みよいまち『はつらつ小樽』の創出」をキャッチフレーズに掲げ、特に市民との協働を重点に置き、難局を乗り切るための取組を進めてまいりました。

この協働の具体的な取組としましては、町会活動支援員制度をスタートさせたほか、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金を活用し、平成21年度にふるさとまちづくり協働事業を創設して、まち並みづくりやボランティア活動など、市民の皆さんの創意工夫あふれるまちづくり活動に助成を行っております。

また、小樽商科大学と本市の間において、同じ時期に包括連携協定の締結を行い、地域課題の解決や活性化を目指すことといたしました。小樽商科大学は、本年、創立100周年を迎えます。実行委員会を立ち上げ、7月4日から商大100周年ウィークとしてさまざまな記念イベントが開催されますが、全国から来樽する卒業生や関係者をまち全体で温かく歓迎するとともに、ここに心よりお祝い申し上げます。

3期目に実施した主な施策や事業としまして、まず、学校教育についてであります。

本市では、少子化による小・中学校の小規模化が急速に進んでいることから、教育委員会においては、平成21年度に学校規模・学校配置適正化基本計画を策定し、保護者や地域の皆さんと協議しながら、小・中学校の再編に取り組んでいるところであります。

一方で、市内の小・中学校施設は老朽化が進み、校舎の耐震化や改修が課題となっていることから、この再編の動向を踏まえつつ、総合的な観点から学校施設の整備を進めております。あわせて、学校の安全・安心の確保や環境整備を図るため、通学助成やスクールバスの運行も拡大してきました。

文化・スポーツの関連では、平成19年度に旧小樽交通記念館を再整備し、総合博物館としてオープンしたほか、平成21年度には、重要文化財の旧手宮鉄道施設機関車庫3号の保存修理工事を完了したところであります。分庁舎を利用した文学館・美術館については、宝くじ協会の助成事業に加え、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金など、多くの方々からの寄附により再整備を行い、本年4月にはリニューアルオープンを予定しております。

市民福祉については、平成20年度に、灯油高騰などを踏まえ、独居高齢者や母子家庭などに対して燃料購入費への支援を行ったほか、子育て支援として平成19年度から休日保育事業を行うなど、引き続き保育サービスの充実に努めました。さらに、平成21年度には、こんにちは赤ちゃん事業をスタートさせ、相談・情報提供体制の強化についても取り組んだところであります。

市立病院の統合新築については、私の1期目から重点項目に掲げた政策課題であり、老朽化した二つの病院の統合新築は不可欠であるとの認識の下、小樽・北後志の地域住民の命と健康を守るために、また、

市の財政課題の解決のためにも必要な施策であることを一貫して確信し、取り組んできたところでありませぬ。

平成19年度には、市の財政状況が著しく悪化したほか、病院事業を取り巻く情勢が変化したことなどから、一時的に築港地区における基本設計を断念せざるを得ませんでした。その後、設計の再開を模索する中で、平成20年度に市立病院改革プランを策定し、平成21年度には、地方公営企業法の全部適用を行い、病院局長として札幌医科大学から並木教授を迎え、経営の効率化に取り組んできたところでありませぬ。

市民の皆さんをはじめ、市内医療機関など関係各位の意見や考え方を踏まえ、総合的に判断した結果、建設地を現小樽病院、量徳小学校敷地に変更することとし、本年度は新築工事に係る基本設計を実施いたしました。この基本設計を踏まえた実施計画の予算について、今議会に提案しましたので、後ほど御説明申し上げます。

病院の統合新築につきましては、ここまで時間を要しましたが、平成23年度当初に実施設計の予算を計上したことで建設に向けた方向づけができたものと考えており、今後、計画どおり事業が進むことを願っております。

次に、生活環境や都市基盤の整備については、家庭ごみと資源物分別の収集体制を、平成19年度、平成21年度にそれぞれ完全民間委託したほか、廃棄物最終処分場の拡張工事が平成21年度をもって完工いたしました。平成18年度からは、小樽公園再整備基本計画に基づき、小樽公園のこどもの国ゾーンに大型遊具や迷路などを設置いたしました。

市道整備については、財政危機以来、普通建設事業を削減する中で最小限の事業実施にとどめてきたことから、平成20年度の事業規模が決算額で約2億4,500万円まで落ち込んだところですが、平成23年度当初予算では、約4億5,000万円を計上し、所要の事業量を確保したところでありませぬ。

公営住宅については、平成17年度に策定した公共賃貸住宅ストック総合活用計画を包括する公共賃貸住宅長寿化計画を新たに策定し、平成19年度以降、オモタイ地区の建替え事業など、長寿化による市営住宅の計画的な建替え、改善などを行っております。

また、消防力の強化として、平成19年度には、災害対応の特殊水槽付消防ポンプ自動車を整備したほか、平成21年度には、老朽化の著しい消防署朝里出張所を建て替えるとともに、救急自動車を配置し、市民の安全・安心の確保にも努めました。

本市の上下水道については、既に高い普及率であり、建設、拡張から適正な維持・管理の時代へと移行しており、水道においては、天神送水ポンプ場の築造や老朽化した配水管などの更新に、下水道においては、中央下水終末処理場の汚泥処理施設の更新などに取り組んだところでありませぬ。

産業振興についてであります。まず、商業の振興として、中心市街地の空き店舗対策、商店街や市場の販売促進支援などを行っております。

雇用対策としては、地域の雇用失業情勢が厳しい中、平成21年度から、国の交付金を活用した雇用・就業機会の創出に取り組んでいるほか、平成22年度からは、新規高卒者の市内企業への就職を促進するため、雇用奨励金事業も実施しております。

また、中国をはじめ東アジア圏で高い経済成長が続いていることから、中国・上海市での観光PRや物産展、ロシアとの経済交流を促進するセミナーの開催などを行いました。

一方、積極的な誘致活動を展開した結果、小樽港は、本道において最もクルーズ客船の寄港隻数の多い港となり、これとあわせて、第3号埠頭周辺の整備を進めるとともに、さらなる客船の誘致促進や歓迎体制の整備を進めてまいりました。

観光振興の面でも、特に、東アジア圏の外国人観光客の増加を踏まえ、平成19年度以降、案内標識の整

備、外国語マップの作成、外国語対応の観光案内所スタッフの配置など、受入れ態勢の充実を図っております。また、平成20年度に小樽観光都市宣言を行い、質の高い時間消費型観光のまちづくりを目指すこととしたことから、おたる案内人マイスターによる新たな観光周遊コースを設定したほか、地域魅力度アップ観光イベント創出事業の実施など、イベントを広く公募する取組も進めてまいりました。

平成11年にスタートした小樽雪あかりの路は、先般、多くの方々に御来場いただき無事終了しましたが、市民や韓国人学生などボランティアに支えられ、今や本道を代表する冬のイベントへと成長いたしました。

実行委員会をはじめ、関係する皆さんに心からお礼を申し上げます。

国際交流の推進に向けては、平成22年7月に、ナホトカ市、ダニーデン市に続き、三つ目の姉妹都市として、ソウル特別市江西区との提携を実現いたしました。既に民間団体とも連携して相互交流が始まっております。

最後に、市の行政運営についてであります。3期目の平成19年、就任早々から新たなまちづくりの指針となる総合計画の策定に取り組み、平成21年4月から、「歴史と文化が息づく、健康、にぎわい、協働のまち」を将来都市像に掲げた第6次小樽市総合計画をスタートさせるとともに、12月には、25年度までの前期実施計画を策定し、主要な施策について具体的な事業内容を明らかにしたところであります。

広域連携の取組としましては、平成22年4月に小樽市を中心とし、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村の周辺5町村との間で定住自立圏形成に関する協定を締結し、11月には、北しりべし定住自立圏共生ビジョンを策定しました。既に小樽・北しりべし成年後見センターを開設したほか、今後は、圏域の共通課題の解決に向け、平成26年度までの5年間、ビジョンに位置づけた20の事業に取り組んでいくこととしております。

同じく、平成22年4月には、過疎地域自立促進特別措置法が改正され、本市は過疎地域として公示されましたが、今後は、返済に当たって国の財政支援の厚い過疎対策事業債の導入が可能となりましたので、将来の財政負担に留意しながら有効に活用していくことが必要であると考えております。

振り返りますと、この3期12年間は、本格的な少子高齢化、人口減少時代を迎え、我が国の経済社会システム全般を見直さなければならない転換点と重なり、夕張市の財政破綻に象徴されるように、地方にとっても本当に厳しい時代であったと感じておりますが、この中にあって、総合計画でまちづくり五つのテーマとして体系づけた生涯学習、市民福祉、生活基盤、産業振興、環境保全という市政の各分野について、おおむね一定の行政サービスを維持するとともに、それぞれの道筋をつけることができたものと考えております。

小樽市は、貴重で魅力的な歴史遺産や文化、恵まれた自然環境を有し、全国的に高い知名度を持っております。また、道都札幌に隣接しており、人口や購買力の流出は脅威ではありますが、190万人という大きな市場ととらえることもできます。これらを含め、本市は非常に大きな可能性を持ったまちだと思いません。

せんだって報道されておりましたが、平成22年の中国の国内総生産（GDP）が日本を抜いたのは確実とのことで、経済規模の日中逆転が現実となりました。国内経済が縮小していく中で、好むと好まざるにかかわらず、地方分権、地域主権の動きは進んでいくと思いますが、移譲されるであろう権限や財源、税源を市民の幸福と本市の発展に生かすためには、目先の利益だけではなく、長期的な意味で市民の皆さんの利益を考えていかなければなりません。もちろん、子供たちからお年寄りまで、現在、この小樽で生きている市民の皆さんの幸福は最も大事なことでありますが、20年先、30年先を見据えて、地域主権を担える実力を蓄える自治体となっていかなければなりません。

このためには、小樽の可能性を信じ、ふるさとのために何ができるのか、未来を担う子供たちのために何をなすべきなのか、一人一人がみずから問いかけ、チャレンジすることで、人、もの、情報が活発に行き交い、元気で活力のある小樽市を必ずや築いていくことができるものと信じております。

私自身、この小樽に生まれた生粋の小樽人です。3期12年といっても、150年近い歴史を有する中で、首長としてはその10分の1にも満たない期間を担当したに過ぎませんが、職員時代を含めると半世紀以上、この小樽において地方自治一筋で生きてきたわけであり、今は感無量であります。

短くも長いこの期間の御支援、御協力に重ねて厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

次に、今議会に上程された各案件について説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第15号までの平成23年度各会計予算についてであります。まず、平成23年度の予算編成に関連して、地方自治体の財政運営の指針となります地方財政計画の概要について説明申し上げます。

平成23年度においては、企業収益の回復などにより、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が増加する一方、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、依然として大幅な財源不足が生じるものと見込まれたことから、地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額については、実質的に平成22年度の水準を下回らないよう確保することを基本としたとのことであります。

その結果、地方税は、前年度に比較して2.8パーセント増の33兆4,037億円、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税総額は4.3パーセント減の23兆5,327億円とそれぞれ見込む中で、一般財源総額は59兆4,990億円と、前年度に比べ0.1パーセント、887億円の増となり、平成23年度の地方財政計画の規模は、平成22年度に比べ0.5パーセント増の82兆5,054億円となったところであります。

次に、平成23年度予算編成の基本的な考え方について申し上げます。

本年は、市長、市議会議員の改選期に当たりますので、当初予算につきましては、人件費、扶助費、公債費等の義務的な経費や、国や道の補助事業等で事業の継続性から当初予算に計上すべきもののほか、当初予算に計上しなければ事務事業の執行に支障を来すものや、一般事務経費などの経常的な経費を計上することといたしました。

しかしながら、そのような中にありましても、第6次総合計画や行政の継続性を踏まえた対応も必要ことから、現状の中で対応し得る経済・雇用対策のほか、子育てや高齢者・障害者福祉施策などにつきましても、国や道の施策とも呼応しながら可能な限り予算計上に努めたところであります。

なお、新年度予算に計上した主な施策といたしましては、教育関連では、小・中学校の耐震補強及び大規模改造事業や通学路の歩道設置事業などのほか、統合新築する予定の学校給食共同調理場の土地取得に係る経費などを計上し、市民福祉関連では、子ども手当の支給に関連する経費や、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業、各種がん検診に要する経費などを計上いたしました。

また、生活基盤の分野では、臨時市道整備事業について、22年度を上回る4億5,300万円ほど計上するとともに、2か所のロードヒーティングの更新に要する経費や、オタモイ住宅4号棟の建設着手に要する経費などを計上し、産業振興の分野では、忍路漁港整備関連事業、小樽港第3号ふ頭周辺利用高度化事業のほか、新規高等学校卒業生雇用奨励金や、フェリー航路利用促進事業費補助金などについて所要の経費を計上いたしました。

その他環境保全の分野で、老朽化した公園施設の長寿命化計画策定に係る経費や、(仮称)南小樽地区街区公園整備に係る経費についても計上したところであります。

次に、本市の平成23年度一般会計予算の主なものについて説明申し上げます。

まず、歳入であります。市税では、法人市民税において増収が見込まれるものの、個人市民税などにおいて減収が見込まれるため、前年度当初予算とほぼ同額の140億円を見込みました。

地方交付税につきましては、まず、普通交付税は、地方財政計画上の伸び率などを基本に、本市の特殊事情や平成22年国勢調査人口の動向などを勘案しながら積算し、特別交付税については、第2回定例会以降における肉づけ予算の財源として計上を留保いたしました。このことにより、対前年度当初予算比では6億4,600万円の減の152億7,000万円となり、臨時財政対策債を加えた実質的な地方交付税については、前年度に比べて5.9パーセント、10億8,600万円の減となりました。

一方で、歳出の経費別ごとの主なものについて、前年度当初予算と比較して説明申し上げますと、いわゆる義務的経費は、扶助費や子ども手当及び生活保護費の増などにより2.6パーセント増となったことにより、合計で1.5パーセントの増となり、歳出合計に占める割合は、前年度を0.8ポイント上回る61.0パーセントとなりました。

また、行政経費は、中小企業経営安定健全化資金貸付金の増などにより5.8パーセントの増、建設事業費につきましては、小・中学校の校舎耐震補強及び大規模改造事業の実施などに伴い47.3パーセントの増となりましたが、負担金補助及び交付金につきましては、介護基盤緊急整備特別対策事業費交付金の減などにより7.1パーセントの減、維持補修費につきましては、除雪費の一部について、第2回定例会以降の補正予算で対応することとしたため、65.5パーセントの減、繰出金につきましては、病院事業や港湾整備事業などへの繰出しがそれぞれ減となり、1.2パーセントの減となりました。

一方で、事業の厳選とともに、基本給の独自削減の継続など財政健全化の取組にも引き続き努めることとしたところでありますが、先ほども申し上げましたとおり、地方交付税等の減少の影響などが大きく、骨格予算ではあります。約9億円弱の実質的な財源不足を生じることとなり、他会計からの借入れにより収支の均衡を図ったところであります。

次に、特別会計及び企業会計の主なものについて説明申し上げます。

国民健康保険事業におきましては、1人当たりの医療費の増などにより、保険給付費が2.6パーセント増の126億5,757万円、後期高齢者支援金等が6.4パーセント増の14億6,886万円となりましたが、歳入で前期高齢者交付金や共同事業交付金の増が見込まれることから、保険料の予算総額は3.0パーセント減の28億1,420万円となりました。

住宅事業におきましては、小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画に基づき、オタモイ住宅4号棟の建設工事に着手するとともに、老朽化した市営住宅の改修等を行います。

介護保険事業におきましては、これまでの利用実績と今後の利用見込みを勘案して算定した結果、保険給付金費は0.8パーセント増の123億1,435万円、介護予防推進のための地域支援事業費は4.0パーセント増の1億9,760万円となりました。

なお、保険料の予算総額につきましては、昨年度に引き続き介護給付費準備基金の取崩しを実施し、1.3パーセント増の20億620万円と見込みました。

後期高齢者医療事業におきましては、保険料14億6,251万円及び低所得者等に対する保険料軽減に係る公費負担金3億6,216万円を事業の実施主体である北海道後期高齢者医療広域連合へ支出するものであり、前年度に比べ3,320万円の増となっておりますが、これは、被保険者数の自然増に伴い、徴収する保険料及び保険料軽減分が増となったためであります。

病院事業につきましては、一般会計から、交付税措置分を含むルール分として11億5,400万円、公立病院特例債元金償還分として2億6,600万円のほか、やむを得ない措置として、23年度の収支不足に対する財政支援分として3億1,400万円の合わせて17億3,415万円を繰り入れることとし、引き続き経営改善に努

めてまいります。

また、新病院建設を踏まえ、病院事業管理者の下、職員一丸となって良質で安全な医療を提供し、引き続き公立病院としての役割を担ってまいります。

水道事業につきましては、長期的かつ安定的な水の供給を図るため、配水管の更新を進めるとともに、豊倉浄水場や配水池の老朽化した施設の更新を行うほか、清風ヶ丘配水槽の移設工事を実施してまいります。資金収支の見通しは、平成23年度末においても引き続き資金余剰となる見込みであり、今後とも、給水収益に見合った効率的な事業運営を行うとともに、市民サービスの向上に努めてまいります。

下水道事業につきましては、処理場やポンプ場の機械・電気設備などの老朽化した施設の更新を進めるとともに、銭函地区などの污水管の整備を実施してまいります。資金収支の見通しは、平成23年度末においても引き続き資金余剰となる見込みであり、今後の事業運営に当たりましては、効率的な経営の下に健全な運営を確保するため、一層の企業努力を進めてまいります。

産業廃棄物等処分事業につきましては、平成23年度末においても引き続き資金余剰となる見込みであります。昨年度と比べがれき類以外の搬入量が減少しており、また、処分場の延命対策にかかる経費が増加するため、平成23年度の収益的収支におきましては損失が見込まれます。

以上の結果、平成23年度の財政規模は、一般会計では551億7,215万円、特別会計合計では340億5,055万7,000円、企業会計合計では234億2,795万3,000円、全会計合計では1,126億5,066万円となり、前年度当初予算と比較いたしますと、一般会計ではほぼ同規模となったものの、特別会計で1.8パーセント、企業会計で3.9パーセントそれぞれ増となり、全会計では1.4パーセントの増となりました。

次に、議案第16号から議案第28号までの平成22年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第16号から第19号につきましては、国の補正予算に伴うきめ細かな交付金及び住民生活に光りをそそぐ交付金を活用した事業といたしまして、小・中学校や保育所、港湾施設等の公共施設の補修等に要する経費を計上し、いずれの経費も繰越明許費といたしました。この交付金関連事業につきましては、国の緊急総合経済対策としての補正予算でありますので、できる限り早期の発注に努めてまいりたいと考えております。

次に、議案第20号から議案第28号までの補正予算の主なものといたしましては、一般会計では、まず歳出において、国の補正予算に関連して、小・中学校校舎等の耐震補強及び大規模改造事業費などを繰越明許費として計上するとともに、追加交付が確定した地方交付税の一部について、次年度以降の地域経済の活性化に資する事業の財源とするため、地域経済活性化等推進資金基金に積み立てるための所要の補正を計上したほか、病院事業における平成22年度末での不良債務の解消のため、追加の繰出金を計上いたしました。

そのほか、歳入においては、増額が見込まれる市債について所要の補正を計上したほか、地方譲与税、利子割交付金、地方特例交付金、地方交付税、国・道支出金、寄附金及び繰入金を増額計上するとともに、形式計上分の雑入につきましてはすべて減額計上することといたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、歳入歳出ともに9億8,321万8,000円の増となり、財政規模は582億7,019万9,000円となりました。

次に、特別会計及び企業会計の主なものについて説明申し上げます。

国民健康保険事業及び介護保険事業では、それぞれ保険給付費の増額等に伴う所要の補正を計上し、病院事業では、一般会計繰入金及び退職給与金の増などを、また、水道事業及び下水道事業では、それぞれ退職給与金の増に伴う所要の補正を計上いたしました。

次に、議案第36号平成22年度一般会計補正予算につきましては、除雪費におきまして不足が見込まれる

ため、所要の補正を計上し、議案第37号平成22年度水道事業会計補正予算につきましては、一般会計に対する貸付金を計上いたしました。

次に、議案第38号平成23年度病院事業会計補正予算につきましては、市立病院の統合新築工事に係る実施設計委託料について所要の補正を計上いたしました。

次に、議案第29号から議案第35号までについて説明申し上げます。

議案第29号職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員に準じ、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について定めるものであります。

議案第30号職員賞慰金支給条例の一部を改正する条例案につきましては、地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第31号軽費老人ホーム条例を廃止する条例案につきましては、福寿荘を廃止するものであります。

議案第32号安全で安心なまちをつくる条例の一部を改正する条例案につきましては、犯罪被害者等基本法に基づく犯罪被害者等への支援に係る規定を設けるものであります。

議案第33号病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、市民の健康保持に資することを目的として、現在、市立小樽病院で行っている簡易な検査を病院外で行うことができるようにするものであります。

議案第34号市道路線の認定につきましては、奥沢3丁目第4通線のほか4路線を認定するものであります。

議案第35号市道路線の変更につきましては、高砂縦小路線の起点を変更するものであります。

以上、概括的に説明申し上げますが、なにとぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

(拍手)

○議長（見楚谷登志） 次に、議案第39号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長（見楚谷登志） 7番、菊地葉子議員

(7番 菊地葉子議員登壇) (拍手)

○7番（菊地葉子議員） 提案説明に入る前に、ただいま、山田市長におかれましては、3期12年間の市政運営を振り返り、所信の一端を伺いました。

市政運営の評価は別の機会に譲りますが、財政困難な中での12年間の御苦勞に、心からの敬意を表したいと存じます。

さて、本題に入ります。

日本共産党を代表して、議案第39号小樽市非核港湾条例案の提案説明を行います。

平成15年第3回定例会で、議員1年生の私は、この壇上で条例案の提案説明を初めて行いました。それから8年の間に、核問題をめぐっては世界規模での大きな変化が起こっています。

2009年4月5日、アメリカのオバマ大統領がプラハで核兵器廃絶をアメリカの国家目標にすると宣言したことに続き、昨年、開催された核不拡散条約の再検討会議では、行動計画に、すべての締約国は核兵器のない世界を達成するという目標に完全に合致する政策を追求することを明記する最終文書を全会一致で採択し、世界各国で実行に移す努力が始まっています。

最大の核保有国をも動かしたその背景には、日本国内での非核を求める積年の運動をはじめ、国際世論の大きな後押しがあります。

一方、国内では、長く疑惑とされていた核密約の存在が明らかになり、艦船等の立ち寄りによる核持ち

込みの危険にさらされているのが現実です。それにもかかわらず、政府は、1991年の水上艦及び攻撃型潜水艦を含む米国海軍の艦艇及び航空機から戦術兵器を撤去するとし、1992年には撤去を完了したとのアメリカ政府の表明を根拠に、核兵器を搭載する米国の艦船の我が国への寄港はないと判断しているとの態度です。

しかし、1994年9月に発表した核体制の見直し、NPRで、アメリカ政府は、水上艦艇に核兵器を配備する能力を廃棄するが、潜水艦に核巡航ミサイルを配備する能力を維持するという政策変更を行っており、この核兵器政策は今日に至るまで続けられて、核兵器搭載能力を持つ原子力潜水艦が日本に寄港し続けており、非核三原則は、事実上、骨抜き状態です。

政府に対しては、日米核密約に関する欺瞞を続けることなく、核密約を廃棄し、文字どおり非核の日本に進むための実効ある措置を求めるものですが、小樽市においては、商業港への連続した核搭載可能艦船の寄港を認めない態度表明も、平和な商業港としての発展を望む市民への責務として求められるものです。

昨年のNPT再検討会議の成果を受け、日本原水協が呼びかけている新しい国際署名は、すべての国の政府に速やかに核兵器禁止条約の交渉を開始するよう求めたものです。高橋はるみ北海道知事をはじめ、既に190市の自治体首長、議長が賛同を寄せていますが、平和市長会議への加盟、あるいは平和都市宣言の趣旨からも同意できるとのコメントも添えられているのが特徴です。

小樽市は、1982年6月に核兵器廃絶平和都市宣言を行い、さらに、平成21年10月には平和市長会議にも参加しました。

「小樽市は、我が国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器の廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言する。」

非核港湾行政の推進に関する基本原則を定めることで核兵器廃絶平和都市宣言の精神を生かす提案に、ぜひ皆さんの御賛同をいただきますよう訴えて、提案といたします。（拍手）

○議長（見楚谷登志） ただいま上程中の案件のうち、議案第16号ないし第19号、第36号及び第37号については、先議することといたします。

本件につきましては、直ちに一括採決いたします。

お諮りいたします。

いずれも原案どおり可決とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明2月24日から2月27日まで4日間、休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 1時49分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 見 楚 谷 登 志

議 員 千 葉 美 幸

議 員 斎 藤 博 行

平成23年
第1回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

平成23年2月28日

出席議員（28名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	鈴	木	喜	明	4番	吹	田	友	三郎
5番	大	橋	一	弘	6番	成	田	祐	樹
7番	菊	地	葉	子	8番	中	島	麗	子
9番	高	橋	克	幸	10番	斉	藤	陽	一良
11番	佐	野	治	男	12番	山	田	雅	敏
13番	佐	藤	禎	洋	14番	濱	本		進
15番	井	川	浩	子	16番	林	下	孤	芳
17番	斎	藤	博	行	18番	山	口		保
19番	佐々	木	勝	利	20番	新	谷	と	し
21番	古	沢	勝	則	22番	北	野	義	紀
23番	横	田	久	俊	24番	成	田	晃	司
25番	前	田	清	貴	26番	大	竹	秀	文子
27番	見	楚	谷	登	28番	久	末	恵	子

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	山	田	勝	磨	副	市	長	山	田	厚																	
教	育	長	菊		讓	病	院	局	長	並	木	昭	義															
水	道	局	長	小	軽	米	文	仁	総	務	部	長	山	崎	範	夫												
財	政	部	長	貞	原	正	夫	産	業	港	湾	部	長	磯	谷	揚	一											
産	業	港	湾	部	参	事	鈴	木	勇	三	生	活	環	境	部	長	明	井	隆	生								
医	療	保	險	部	長	志	久	旭	福	祉	部	長	中	村	浩	建	設	部	長	竹	田	文	隆					
保	健	所	長	秋	野	恵	美	子	病	院	局	長	吉	川	勝	久	病	院	局	長	吉	川	勝	久				
消	防	部	長	会	田	泰	規	總	務	部	長	迫	俊	哉	總	務	部	長	迫	俊	哉	總	務	部	長			
教	育	部	長	大	野	博	幸	企	画	政	策	室	長	財	政	部	財	政	課	長	黒	澤	政	之				
総	務	部	総	務	課	長	中	田	克	浩	財	政	部	財	政	課	長	黒	澤	政	之	財	政	部	財	政	課	長

議事参与事務局職員

事務局長	小原正徳
庶務係長	島谷和夫
書記	相澤幸
書記	小林由美子
書記	高野香織

事務局次長	佐藤正樹
調査係長	関朋至
書記	木戸智恵子
書記	佐藤誠

開議 午後 1時00分

○議長（見楚谷登志） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、斉藤陽一良議員、山口保議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第15号、第20号ないし第35号、第38号及び第39号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、26番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 26番、大竹秀文議員。

（26番 大竹秀文議員登壇）（拍手）

○26番（大竹秀文議員） 新谷市政を引き継ぎ、行財政が困難をきわめた中、数々の課題を抱え、今まで小樽市のかじ取り役として奮闘されました山田市長の御労苦に対し、深甚なる敬意を表するものであります。問題点は、まだまだ山積しておりますが、財政再建に向けたある程度の道筋をつけられ、当初からの公約でありました小樽病院の統合新築も平成23年度中の着工にめどが立ったようで、本当に御苦労さまでした。

行政は、継続されるものであるとよく言われます。山田市長が今限りで退任され、新しい市長が選任されても、市民生活の方向性は、優先順位の違いこそあれ、小樽市総合計画に沿った形で継続されるものと考えております。

そこで、このような観点に立ち、自由民主党を代表し、質問してまいります。

まず、小樽市の経済の発展とそれに向けた財政投資のあり方について質問いたします。

幕末から明治にかけ、日本の農業の発展に欠かせない肥料としてのニシン漁が盛んとなり、オタルナイ場所が設置され、まち並みが形成されました。その後、国策として重工業の原動力である石炭の積出し港として、明治13年、幌内鉄道が札幌まで開通し、小樽港を基点に全道に交通網が整備され、経済の中心地として小樽は発展しました。時には、ロンドンの穀物相場に影響を及ぼし、世界の魚粕相場も小樽の取引いかんによると言われた時代もありました。

日露戦争後は、樺太への貿易港として発展し、港には荷おろしの順番を待つ貨物船がひしめき合い、港湾労働者で活気づいておりました。しかし、さきの戦争後は、樺太航路もなくなり、石炭が石油にとってかわられ、小樽は運河論争が決着し、観光都市として生まれ変わるまで斜陽という冠がかぶせられたままでした。このように小樽の歴史を振り返るとき、まちは生き物であり、行政は行き先を的確にとらえ、市民をよりよい方向に誘導していく責任があると考えます。

そこでまず、この3期にわたる12年間、小樽市長としてその時々々の状況認識をどのようにとらえられたのか、また、市長がよく口にしておりましたオンリーワンとしての特異性、そして、将来予測をどのようにとらえ、行政執行に生かされたのかをお聞きいたします。

加えて、経済を発展させ定着させるためには、市民一人一人の達成感と満足度を呼び起こす施策を、市民サイドの立ち位置で議論し、構築することが必要と考えます。財政が逼迫している現状では、少ない予算をいかに有効活用し、優先順位の見極めと将来展望が市民にも了解され、メリハリのある施策を構築することが、今、行政と議会に求められているのではないのでしょうか。御所見をお伺いいたします。

また、投資した事業、施策からの波及効果の結果として、再び財政投資の原資に生かされるめども念頭に置く必要があると思います。使い捨てとなる投資では、いずれ財源が枯渇するのが目に見えております。そこで、税金の使い捨てにならない投資施策についてどのようなお考えをお持ちなのか、今定例会に上程

された予算案での具体例も含めてお示してください。

経済の発展は、経済活動が切れ目なく循環することに尽きると思います。お金の循環数値が経済動向のバロメーターとも言われ、いかに循環させるかが最重要課題であり、マクロ的な波及効果を念頭に、施策、政策を的確に推し進めることが必要条件となります。これはまた、行政、企業、市民の協働意識を高めることにつながるものと考えます。その時々々の施策である市民サービスが将来を展望できるものであれば、市民も現状の不満を我慢するのではないのでしょうか。そのためには、多岐にわたる行政の現場ごとのスピーディーな判断と的確な実務の執行が多く市民から求められていると考えますが、御所見をお伺いいたします。

今までのような右肩上がりの経済発展は期待薄の状況であることは、皆さん御承知のとおりであります。これからは、すべてを国や地方自治体に頼るのではなく、市民一人一人が自分に責任を持ち、周囲と力を合わせながらみずからの幸福を獲得しなければならない時代になってきていると思われれます。そのためには、戦後の教育や家庭生活でないがしろにされてきた嫌いがある、お互いさまという互いを思いやる意識をいま一度啓発し、自分さえよければという判断基準を捨て、物事の原点に立ち返った持続可能な小樽市の行く道を、市民でもある行政職員と市民みずからが協働し、お互いさまのスタンスで再構築しなければならない時代に直面していると考えますが、御所見をお伺いいたします。

国語辞典の大辞林によると、公務員とは、公共団体の職務を担当し、国民全体に奉仕する者と書かれております。しかし、市民は、役所はいまだにお上意識が強く、市民の面倒を見てやるのが自分たちの仕事であると勘違いされている方が、全部ではありませんが、多いと感じているのではないのでしょうか。景気が落ち込み、市税収入の増加が期待できない財政状況の中では、市民との協働意識を共有しなければならない状況にあると考えます。公務員といっても、小樽市以外に住所のある者以外は、同じ小樽市民であります。

逼迫している市財政の現状を考えると、税金をリサイクルして再利用できるための施策を工夫することも一つの選択肢かと考えます。そのためには、税財源の減少原因を精査し、市民がより多くの利益を上げ、税金を納めることができる、税収増に向けた新たな視点での施策が必要となるのではないのでしょうか。そのためには、市民との協働ができる手法が確立されなければなりません。その手法として、行政がしなければならないと考える具体的な取組と、市民に協力を求めなければならない方策について、御所見をお伺いいたします。

次に、商店街も含めた市街地の活性化について質問いたします。

小樽も、他都市と同じように、市街地の空き店舗の増加や、建物が壊され、更地が駐車場などになっているところが目立ちます。一時20万人近くいた人口も、13万人を切るのではないかと危惧されております。丸井今井小樽支店やグランドホテルが閉鎖され、長い年月が経過し、小樽の中心街と言われたサンモール一番街や都通り商店街、花園銀座商店街が、昔と比べ寂しい状況にあります。

私も議会で何度か質問いたしましたが、行政は民間でやっていることに積極的に立ち入ることはできないとする答弁がほとんどでありました。小樽商工会議所も、同じスタンスのようでありました。市街地開発には、小樽市の税金1億1,700万円ほどの助成金がつぎ込まれております。平成15年、国のタウンマネジャー制度を活用し、3回にわたる検討会も開催されましたが、残念ながら事業実施にまでは至りませんでした。

私も、中心街に市民サービスを担う拠点ができ、そのついでにデパートや商店街で買物をし、食事をするなど、にぎわいのあるまち並みにできないものかと考え、議会で何度か提案しました。例えば、当時、商工会議所のビルは老朽化が激しく、新しいビルを建設するか、他のビルに移転する計画がありました。

私は、会議所がアネックス館に移転することにより、付随する各団体の機能が中心街に集約され、加えて、市役所の窓口業務が土曜、日曜でも市民サービスにこたえるワンストップサービスが実行されたとするならば、中心街の集客に大いに役立つと考えたからでございます。

しかし、アネックス館も、一時、家具店が進出しましたが、長続きせず、結果的には、丸井今井が撤退し、グランドホテルも閉鎖されました。小樽市経済をグローバルに見据えるとき、行政も積極的に参画し、民需を喚起し、小樽市経済の底上げを図らなければならないものと考え、質問しましたが、私の力が及びませんでした。

中国とのコンテナ航路は、課題もありますが、実現いたしました。

そこで、質問ですが、小樽市の商店街の現状認識と、将来展望に向けたあるべき姿をどのようにとらえているのか、お示してください。

また、中心市街地の活性化に向けた対応策とその手法、特に行政サイドが取り組まなければならない課題を、小樽市経済を発展させるという観点からお示してください。

小樽は、商業都市として発展した原点には、本州や樺太から一旗上げようと多くの人々が住みついたことによります。最初から大きな商売は当然無理で、屋台営業的な商いや行商から始め、小売店、問屋などにだんだん規模が拡大し、北の商都小樽を築き上げていったわけであります。商いの基本とそれを継続、発展させる手法は、昔も今も変わりません。

現在の小樽は、新卒者が就職できる企業が少なくと言われ、若者の市外流出が問題視されております。生まれ育った郷土に対する愛着を多くの若者は持っているのが現実と考えます。一緒に育った仲間が多くいるこの小樽の地で生活できることを望んでいるはずです。そのような若者に手を差し伸べ、希望を持たせる施策を実現することが我々の責務と考えます。

そこで、経済の疲弊が若者の未就労者や非正規社員の増大を招き、社会問題視されている現在、やる気を起こさせ、小規模経営から始め、固定店舗への発展が期待できる起業を目指す若者のための施策を積極的に推し進める必要があると考えますが、御所見をお伺いいたします。

これらを実行し、実のあるものとするためには、少額の起業資金の貸付けや無利子融資、基金の設立などが考えられますが、そのための手段として、商業経験に裏打ちされた相談員と指導者が対応する窓口の開設や、他の機関と連動した将来の小樽経済の担い手を育てる施策を実施するべきと考えますが、いかがでしょうか。御所見をお伺いいたします。

次に、小樽の1次産業の取組について質問いたします。

最初に、農業問題であります。

今、日本の食料自給率は40パーセントを割っております。多くは外国からの輸入に頼っているのが現状です。水と食料がなければ、人間は餓死してしまいます。外国から食料が際限なく調達できるとは、だれも保障してくれません。また、食べて安全で安心できる食料である保障もありません。我々や我々の子々孫々が脈々と生き長らえるためには、我々日本人がみずから生産し、それを分かち合える生産現場の確立が大命題となります。また、安全・安心が身近で消費者が確認できる農産物の生産が求められます。小規模で高齢化している小樽市の農業現場であっても、将来を見据えるとき、しっかり守っていかなければならないのは、当然の理であります。現在の農林水産省の施策は、小規模、高齢化が進む小樽市の農業には当てはまらないのが現実であります。

そこで、小樽市農業の重要性と、農地が持つ環境保全、景観形成など、我々の日常生活を多面的に支えている自然環境の維持・保全の必要性を含め、その取組に対する政策をどのようにしなければならぬと考えているのか、お示してください。

民主党政権で、農林水産大臣が1次産業の6次産業化という造語をつくり、今国会で発言しているようですが、6次産業というのは現在はありません。私は、以前より経済常任委員会で1次産業の3次産業化を提案してきました。これは、農産物に付加価値をつける食品加工や、流通コストの削減をねらった顧客への直接販売や、小樽観光の一翼を担う直売所や観光農園の取組などであり、生産物を原材料として一括販売だけで生計を成り立たせている現在の農業形態を、多面的に取り組み、反当たりの収益を増大させる手法であります。都市近郊型農業で小規模経営がほとんどの小樽市農業を維持・発展させていく手法としては、企画から流通、生産から販売までも組織的な分担で経営でき、農業産品を加工し、付加価値をもつことができる農業法人の形態を積極的に取り入れる政策を構築する必要があると考えます。

他市町村では奨励され活動しておりますが、小樽市内での農業法人は一件もありません。安全で安心できる地産地消の重要性を生産者にも理解していただき、市民を含め、近隣の消費者に拡大を図りながら農業所得を増大させ、小樽市農業の発展につなげていくことがぜひ必要と考えますが、お考えをお示ください。

また、このような政策が必要と考えるならば、その指導・助言の方策と実施予定に向けての取組もあわせてお答えください。

次に、農業委員会の役割と存続の必要性についてお伺いいたします。

農業委員会は、農業及び農業全般にわたる問題を農業者の総意と自主的な協力によって総合的に解決するという民主的な行政の独立委員会であります。小樽市の農業は、さきにも述べましたように、狭隘で高齢化率の高い現状にあります。なくすることは絶対できない、ある意味では小樽市民の財産でもあると考えます。

平成16年、法律により、北海道では800ヘクタール以下の農地しか持たない自治体は農業委員会を置かないことができることになり、現在、小樽市は自由設置市となっております。農業委員会には、農地をどのように運営し調整していくかという法律業務と、農地の担い手を育て、農業経営に役立つ施策を推進する機関としての二つの業務があります。農地にかかわる協議、調整は農政部局にゆだねることができたとしても、地域に合った農業経営は、この道に精通している農業者が公平・公正に処理することが大変重要と考えます。これからの農業委員会のあり方も含め、その必要性に対するお考えをお聞きいたします。

次に、漁業政策について質問いたします。

忍路漁港整備については、平成18年3月に地元の期成会が立ち上がり、小樽市漁業協同組合や北海道とも協議が進められ、幾多の変遷がありましたが、小樽市の今年度予算に計上されたことは、地元漁民にとっても大変喜ばしいことであり、関係部署の努力に敬意を表するものであります。

この事業は、水産基盤整備事業に位置づけられ、忍路漁港の係留・荷さばき用地、藻場造成等に当てられ、全体事業費は4億2,000万円であります。

そこで、荷さばき地の建設と関連する陸上の環境整備が関連しながら進められるような内容になっておりますので、その事業内容の詳細と事業年度、完成年度別の予定をお示ください。

また、藻場造成の具体的な内容もお示ください。

次に、小樽市塩谷文庫歌海岸の崩落対策についてお伺いいたします。

この現場は、平成19年4月に国道5号塩谷トンネルの上層部のがけが崩落し、海岸線に大量の土砂が崩れ落ちた場所です。財務省が管理する国の用地が大部分を占め、2年間にわたり、北海道財務局が地すべり対策として工事を進めたところでもあります。現時点では、完全復旧にはなっていません。

この地は、アワビやウニの養殖場として、アマモやホンダワラなど海藻類が広い範囲に生い茂り、稚貝の放流などがなされ、禁漁区ともなっておりました。がけ崩れによりアワビやウニの死骸がたくさん発生

したことは、漁民にとって大きな痛手となっております。本年2月7日には、この海岸の同じ場所でニシンの郡来が55年ぶりに観測され、海一面が真っ白になりました。私が小学校3年生のときに最後に見たニシンの郡来と同じ場所でした。浅海漁業をなりわいとしている多くの漁民にとって、一日も早い漁場の復旧は悲願であります。

そこで、水産庁所管の補助事業である水産基盤整備事業の水域環境保全創造事業での実施があるようにも漏れ聞いておりますが、これに対する事業内容等、わかる範囲でお示しください。

次に、TPPについてお伺いいたします。

TPPが実施されると、北海道の1次産業、特に農業は壊滅的な被害が予想されると、農林水産省でも危機感を募らせております。確かに直接影響は大きなものがあると思いますが、昔から、農業が豊作の年は日本の経済全体が活気づくと言われ、大変歓迎されたものでした。今回のTPPが締結されることにより、多くの産業や雇用情勢にも影響が心配されます。安い商品が輸入されることは、消費者にとって一時的には歓迎されることかもしれませんが、生活基盤が壊滅状態となり、安い商品すら買うお金を手にできなくなる現実に直面したとき、路頭に迷う市民をどのように救済すればよいのでしょうか。不安がいっぱいあります。単なる1次産業の問題にとらえるだけでなく、ほかに及ぼす危険性もはらんでいるのがTPP問題と考えるべきだと思います。

そこで、1次産業以外への影響について、予想される問題点を市民生活の将来展望を見据え、掲げておかなければならない行政サイドの見解をお示しください。

次に、観光行政についてお伺いいたします。

観光都市宣言について、私は、平成12年第4回定例会の経済常任委員会で提案させていただきました。経済常任委員会の視察の折、訪れた各都市から、小樽はいいですね、観光都市として全国的に有名ですし、どんどん観光客が訪れ、私たちはうらやましいですよとよく言われたものでした。その言葉に誘発されたわけではありませんが、観光都市宣言を提案させていただき、平成20年の第3回定例会で議決され、発効いたしました。うれしい限りでした。しかし、観光客のニーズは、新しい発見を求め、それを実現できたことによりリピーターとなり、何度もこの小樽を訪れてくれるものと思います。

先日の塩谷雪あかりの路会場には、千葉県在住の方が3年続けて訪れていただき、ブログで全国にも紹介していただきました。市民がもっと小樽のよさを再確認し、積極的に発信しなければならないという思いに駆り立てられました。そのためには、新しい発見を提供し続けなければなりません。

そこで、オタモイ観光についてですが、祝津から赤岩、山中、オタモイ、塩谷に至る海岸線が国定公園に含まれ、小樽が誇る日本一の絶景であることをもっと積極的にPRし、観光コースとして自然探勝路のさらなる整備や観光客誘致にもっと力を注ぐべきと考えますが、いかかでしょうか。市長も、多くの市民とともに散策されたと聞いております。

また、日本画家として有名な東山魁夷が、古い家のないまちは思い出のない人間と同じであると新潟の北方文化博物館所蔵の色紙に書いておりましたが、小樽の古いまちを再発見できる新ルートの開拓も手がけてみてはいかかでしょうか。

小樽観光のPRに向けた、その必要性と取組をお示しください。

次に、小樽港の位置づけについてお伺いいたします。

小樽港は、古くから商業港湾として栄えてまいりました。輸出入や輸出貨物の増大を図る施策は、重要視されなければなりません。これからも、商工港湾都市として発展し、小樽経済に貢献しなければならないのは言うまでもありません。まちは生き物であり、その時々により変化し、発展していくものと考えます。最近、大型客船が多く訪れ、観光という面から考えると、以前と違う形での港湾利用も考えに入れ

なければならぬ時期に来ていると思います。これからの変化に対応できる施策も取り入れていかなければなりません。

そこで、先を見据えた中、大型客船の誘致を含め、第3号埠頭周辺整備の必要性をどのように考えられているのか。現在、国土交通省において検討が進められている日本海側拠点港への対応を含めた政策とその施策をお示してください。

国の合同庁舎が完成し、第2、第3号埠頭の基部がさま変わりました。合同庁舎跡地利用については今定例会に予算計上されておりますが、第3号埠頭の再整備を含め、その延長線上にある小樽運河から市内中心部への観光客の誘導路として、環境整備を総合的に計画し、実現できないものでしょうか。横浜港の山下公園にも見られるような、歴史的公園路整備など、周辺地域と一体となった整備を進めてほしいと考えますが、いかがでしょうか、御所見をお伺いいたします。

次に、これからの教育現場のあり方についてお伺いいたします。

学校現場で教員が子供たちに尊敬されていると、教育委員会はお感じでしょうか。また、保護者や地域社会からはどうでしょうか。戦後は、核家族化が進み、自由の履き違いや権利のひとり歩きが社会生活の基盤崩壊につながったとも考えられます。

戦後、GHQの政策により、日本の教育がアメリカナイズされたものとなりました。しかし、アメリカと日本では、基本となる民族の宗教観や価値観に違いがあり、世界の3大民族と尊敬されてきた日本民族も現在ではさま変わりしております。新渡戸稲造が外国語に翻訳し、日本人の持っている価値観を世界に知らしめた武士道にも見られるように、日本民族が長きにわたり培ってきた本来の人間教育の原点が、当時から続く自由主義、民主主義の解釈により、終戦という区切りの中で変更を余儀なくされ、現在に至っているのではないのでしょうか。

戦後も65年が過ぎ、新しい価値観を教え、はぐくむためには、経過したと同じ時間が必要と言われております。自分を信じ、他人とも協調でき、何人も一人だけでは生きてはいけないということが社会の仕組みであり、それを現実問題として子供に理解させ、学び取らせることが教育の原点であると考えます。子供たちの教員への尊敬が家庭における両親への尊敬につながり、家庭崩壊が大きな社会問題となっている現在、このような取組が不可欠であり、国民もそれを求めているのではないのでしょうか。また、同時進行で、地域住民を含め、両親と教員がお互い尊敬し合い、共通認識を持てる場の演出も必要条件になると考えますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

明治23年10月、日本の教育の基本方針を示した教育勅語が發布され、大和民族が古きより培ってきた日本人特有の国民道徳が示されておりました。發布後、英語、ドイツ語、フランス語などに翻訳され、各国に派遣されていた大使を通じて世界各国に紹介されました。その結果、教育勅語の意味しているものは、人間が社会生活をする上での必要要件であり、欠くことができない規範として評価され、諸外国からも尊敬されたと文献に記されております。私が読み砕いた中では、決して戦争につながるような表現は一切されていないと確信しております。

少子高齢化社会となった現在、児童虐待や独居老人の孤独死など寒々とした社会問題が頻発している現在、我々大人がその対処策を講じなければならぬ責務を負っていると考えます。そのための方策として、いま一度、教育勅語が本来持っていた作成時点における本来の真の意味を市民と協働しながら研さんすべきと考えます。原文をそのまま教える必要は全くありません。内容がどのようなことを言っているのかを、現在の子供にも大人にもわかりやすい表現に変える必要があります。

現在生きている我々は、この世に突然現れたわけではありません。我々の祖先が脈々と教え伝え、継続してきた日本民族の生きざまを、次の世代のために受け継いでいかなければならぬ責任が今の我々にあ

ると考えます。特に義務教育課程では、日本人として、そして地球人としても、社会生活をするための最低限度必要な考え方、行動を教えはぐくむ必要があると考えます。教育本来の原点に立ち返り、人間道徳に重点を置きながら、教員も親も子どもたちもともに学び合う徳育が今求められているのではないのでしょうか。そのためには、教育現場で教員が尊敬される立場にいなければなりませんし、周囲も現場と力を合わせ、ともに盛り上げなければならないことは言うまでもありません。

日本という国家が存続するためには、地方現場からも教育の重要性を強調し、早急に実践しなければならないと考えます。そのために教育に使う税金が増えたとしても、国民は反対しないはずであります。人々がともにはぐくむと書いて「共育」と読みます。一方的ではなく、ともにはぐくむということが現在の教育現場における大切なスタンスと考えます。

教育現場がもたらす、その社会的重要性、重大性を含め、教育長の御所見をお伺いいたします。

再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。
（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。
（山田勝麿市長登壇）

○市長（山田勝麿） 大竹議員の御質問にお答えいたします。

初めに、小樽市の経済発展と財政投資のあり方について何点か御質問がございました。

まず、その時々々の状況認識と、地域の特性や将来予測をどのように行政執行に生かされたのかということでもありますけれども、任期中における状況認識としましては、人口の減少や少子高齢化が進み、地域経済の低迷により税収が伸び悩んだほか、地方分権の推進などにより新たなまちづくりが求められるなど、社会経済情勢が大きく変化した12年間であったと考えております。また、今後も人口減少や少子高齢化が進展するという状況において、本市の特性である恵まれた自然環境、産業文化遺産などの歴史的資源、多様な機能を有する港湾施設及び全国的な知名度を生かし、具体的な取組として、旧国鉄手宮線を活用した小樽がらす市や小樽雪あかりの路、海外の経済成長を背景にした外国人観光客の誘致やクルーズ客船の誘致による観光振興など、地域経済の活性化にも努めてまいりました。

また、将来予測をとらえた行政執行としては、循環型社会への転換を目指してごみの減量化やリサイクルの推進、安心して子供を産み育てることができる社会を目指して子育て支援、さらには、支え合う社会を目指して地域コミュニティ活動の支援のほか、人口減少社会の到来を迎え、これまで各自治体が単独で行ってきた住民サービスを維持することが難しくなっていることから、行政区域を越えた広域連携の取組として周辺5町村と北しりべし定住自立圏を形成するなど、変化する社会への対応と持続可能な社会を見据えた施策にも力を注いだところであります。

次に、めり張りのある施策の構築ということではありますが、本市では、第6次小樽市総合計画に基づき、平成25年度までの5年間を計画期間とする前期実施計画を策定し、五つのまちづくりのテーマに沿った主要施策の具体的な事業内容を明らかとし、着実に推進しているところであります。本市の財政は、一般会計の累積赤字の解消が見込まれるものの、なお、他会計などからの多額の借入れが前提となっていることから、今後とも、財政の健全化の趣旨を堅持し、事業の選択を進めていく必要があります。

このため、前期実施計画に登載されている事業を前提とし、その時々々の行政課題や市民のニーズをとらえながら、緊急性や必要性を踏まえた選択と集中により事業を効率的に推進することでめり張りのきいた施策を構築し、健全な財政基盤を確立していくことが重要であると考えております。

次に、税金の使い捨てにならない投資施策ということでもありますけれども、行政が打ち出すさまざまな

施策により、企業活動が活発化して新たな設備投資や雇用の増加を生み出し、それらによる地域経済全体の活性化が家計の所得や支出の増加につながり、ひいては税収増という形で行政に還元されるとすれば、ある意味では経済の好循環であり、理想的な姿であろうと考えております。このような経済の好循環を確かなものとするためには、何においても、国による実効性のある、また多様な経済対策が重要であると考えますが、本市におきましても、現状の中ででき得るものとして、平成23年度当初予算は骨格予算ではありますが、平成22年度補正予算との連携も図る中で、経済・雇用対策について国や道の施策とも呼応しながら可能な限り予算計上に努めたところであります。

その内容について具体的に申し上げますと、まず、地元企業への公共事業の確保の観点からは、小・中学校の校舎の耐震補強、大規模改造工事や通学路の改修で約3億3,200万円を計上したほか、臨時市道整備事業では22年度を上回る約4億5,400万円を計上し、これらには、実質的には23年度事業となる22年度の補正予算計上分を含めると、全会計では対前年度に比べて約13億3,300万円、34パーセント増となる約52億5,900万円の建設事業予算を計上したところであり、これらのうちの多くは市内業者への発注になるものと考えております。

また、雇用対策事業といたしましては、緊急雇用創出事業とふるさと雇用再生特別対策事業を合わせて約2億3,200万円を計上し、140名を超える新規雇用を予定しておりますし、地域経済活性化等推進資金基金を活用いたしまして新規高等学校卒業者雇用奨励金など、全9事業、約4,800万円を計上し、昨年に引き続き、経済活性化の一助となるような事業の実施に努めることとしたところであります。

次に、市政推進に当たってのスピーディーな判断と的確な実務の執行についてということですが、大きく変化する昨今の社会経済状況の中でありまして、将来を展望した市民サービスを提供するためには、変化の本質というものを的確にとらえることや、固定観念にとらわれず変化に対応できる柔軟性とスピード感が行政に求められていると考えております。そのため、職員には、機会あるごとに、過去の慣例や固定観念を捨てて制度や手法を見直し、大胆な発想で仕事に取り組むこと、さらには、新しい試みや現状を変えるということは、多分に苦痛やリスクを伴う。危機感と勇気を持って仕事に取り組むことなどを私の考えとして伝えてきたところであります。

次に、市職員と市民との協働についてであります。今日における多様で高度な市民ニーズに対応するためには、行政主導のまちづくりには限界があると考えております。このため、市民の皆さんとの協働による市政運営の観点から、平成19年度に行政と地域をつなぐ町会活動支援員制度を創出し、また、平成21年度から実施している小樽市ふるさとまちづくり協働事業などに取り組んでいるところであります。これからも、市民、地域、団体、行政がよきパートナーとしてより一層の信頼関係を築き、市民の皆さんの知識や経験を生かした協働によるまちづくりを推進することが必要であると考えております。

次に、税収増へ向けた市民との協働手法でありますけれども、税収の確保には、企業誘致や雇用対策などいくつかの方法がありますが、本市は恵まれた特徴ある多くの資源を有していることから、これら資源の付加価値を高め、また、新たな価値を生み出し、消費の拡大につなげることにより企業活動の活性化を図る経済の好循環もその一つと考えております。これは、地産地消の取組のように物やお金の域内循環を高めることと、国内外への販路拡大によって域外からいわゆる外貨を稼ぐことによって実現が図られるものと考えております。そのためには、市民の皆さんには地元消費や地域資源に対する理解を深めてもらい、行政は新たな価値創造や消費の拡大に対する支援を行うなど、市民と行政が一体となった取組が必要であると考えております。

次に、市街地の活性化について何点か御質問がございました。

まず、本市商店街の現状認識と将来のあるべき姿についてであります。商店街は、長引く経済不況の

中、人口減少、少子高齢化等の社会構造の変化を背景に、後継者不足などさまざまな課題を抱え、非常に厳しい環境に置かれています。そのような中で、中心市街地におきましては、長年の課題でありました駅前第3ビルの再開発事業が昨年終了し、ホテルと商業施設、マンションが全面オープンし、駅前のにぎわいを取り戻しており、中心商店街においても、来街者数の減少や空き店舗の増加に歯止めがかかってきている状況にあります。

一方で、稲穂1丁目再開発ビルは、いまだ空きビルとなっており、中心商店街の活性化に向けた大きな課題となっております。また、周辺部の商店街につきましても、廃業する店舗が年々増え、商店街としての機能維持が困難な状況となっておりますので、今後とも、商店街は地域住民から最も身近な場所で、さまざまな商品やサービスを販売、提供する商いの場としての機能や、生活利便性の向上に応じたさまざまな活動を通じて、地域における生活の場としてのコミュニティ機能を果たす役割が引き続き求められているものと考えております。

次に、中心市街地の活性化に向けた課題等ではありますが、本市の中心市街地は、近年、その相対的機能が低下していることから、中心市街地の持つ都市機能を有効活用することによって、活気とにぎわいのあるまちづくりをしていくことが必要となっております。そうした中で、先ほど申し上げました駅前第3ビルの再開発事業により駅前に新しい顔づくりができた一方、稲穂1丁目再開発ビルは、小樽開発株式会社の自己破産以来、破産管財人が施設売却、再生に向け努力をしているところでありますが、いまだ具体的な活用方策が定まっていない状況にあります。

市といたしましては、これまででもできる限りの支援に努めてまいりましたが、先般、小樽商工会議所内にプロジェクトチームが発足したことから、今後、密接に連携を図りながら、施設の再生等に向けて最重要課題として取組を進めていく必要があるものと考えております。あわせて、中心市街地の活性化にとって重要な役割を担う中心商店街のにぎわいづくりのため、快適な買物空間の整備を図り、市民や観光客の回遊性を高めるとともに、空き店舗の有効活用やイベント開催への支援など、各種施策を総合的に推進し、活性化に努めていく必要があるものと考えております。

次に、起業を目指す若者に対する施策についてであります。本市における就職状況が厳しい中で、みずから起業を志す若者を支援していくことが商店街の活性化にとって非常に大切な施策であると考えております。本市におきましては、平成21年度から市内で起業をされる方や起業後1年未満の方を対象として、起業に資する研修の受講費用や、研修受講後の店舗家賃を助成する商業起業支援事業を実施し、商業起業家への支援を行っているところであり、この事業により20代の若者2名が起業をいたしました。このことから、本事業の有効性が認められましたので、引き続き進めてまいりたいと考えております。

次に、相談窓口の開設でありますけれども、現在、産業振興課で、融資のほか、新規開業や設備投資などの相談に対応しており、専門的な案件につきましては、中小企業総合支援センターや中小企業基盤整備機構などを活用するなど、相談者のニーズに合わせた対応を行っており、今後とも、関係機関と十分に連携しながら、現状の相談体制で取り組んでまいりたいと考えております。

また、担い手を育てるための具体的な施策につきましては、平成21年度より、中小企業基盤整備機構と連携し、市内で起業を考えている方や起業してから月日が浅い方々を対象に、経営に関する基本的なノウハウを学ぶ小樽商人（あきんど）塾を開催しており、さらに、今年1月には、全国商店街支援センター主催の商店街活動研修事業を4日間にわたって当市で開催していただき、商店街が抱える課題の解決や実行可能な事業計画の作成等について商店街関係者が受講しておりますので、今後とも起業への支援に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、小樽市の1次産業についての御質問でありますけれども、まず、農業問題であります。本市の

農業の重要性と自然環境の維持・保全の必要性を含めた取組についてであります。本市の農業は、1戸当たりの経営面積が地形的な制約からほとんどが1ヘクタール未満の小規模営農であり、加えて、高齢化や後継者不足などから、全体の農家戸数、耕地面積などが減少傾向にあります。しかし一方では、都市型農業であることから、その優位性を生かし、消費者のニーズにこたえ、新鮮で目に見える安全・安心な農作物を生産し、供給しているということでは大変重要性があると考えております。

また、これまで、地域における農家の営農活動によって自然環境の維持・保全が図られてきましたが、近年、農家戸数、耕地面積などの減少から、その適切な保全管理が困難になってきており、農業、農地が担ってきた環境保全、景観形成、レクリエーションなど、さまざまな役割が失われつつあります。それらの喪失を防ぐためには、今後も、安定した農業の継続が重要であるとともに、農業者だけでなく、地域住民や地域の団体なども協力して、自然環境の維持・保全のため取組を進めていくことが必要であると考えております。

次に、本市農業の発展のための農業法人の導入等であります。まず、農業法人につきましては、本市においても、過去に法人化に向けた取組を行いましたが、進展しなかった例があります。しかし、本市農業の経営の安定や発展のためには、法人化は重要な手法の一つであると考えておりますので、農業者や農業関係機関・団体と連携し、市としてどのような支援ができるのかなど、今後に向けた取組を行ってまいりたいと考えております。

次に、農業所得を増大させるための地産地消拡大への取組であります。本市農業は、小規模営農が大部分を占めており、現状、農家の所得規模を増大させていくことは難しい面がありますが、一方、減農薬などクリーン農業生産技術を導入して生産したミニトマトなどや新おたる農業協同組合が小樽産品としてブランド化を進めているイチゴなどは、小樽をはじめ、札幌の消費者に評価を得ていることから、今後も、これらの情報を幅広く発信し、販売促進につなげることが地産地消を広めていく上で重要なことと考えております。また、直売所、量販店での販売や学校給食における地場農産物の利用なども地産地消の取組を進める上で重要なことですので、農業関係機関や団体などと連携を図りながら、関係機関の助言や他都市の参考事例などを農業者の皆さんに情報提供するなど、支援していくことが大切であると思っております。

次に、農業委員会の役割とその必要性でありますけれども、農業委員会は、農地法等による許可業務などの法令業務、農地の利用調整を中心に、地域農業の振興を図る任意業務、農業、農業者に関するさまざまな問題、課題について意見の公表や、市長に対する建議、あるいは、その諮問に応じて答申するという広範な役割を持っています。平成20年12月に農地法の一部が改正され、農業生産基盤である農地を確保し、有効利用を図ることが求められたことから、農業委員会が行う事務が法令事務を中心に増加し、農地利用状況調査や遊休農地対策等が追加されました。これらの事務遂行に当たって、地域の農地に精通した農業者が主体となって構成され、客観性、公平性を持つ自主的な組織としての農業委員会の果たす役割は大きいものと考えております。

次に、漁業政策についての御質問ですが、まず、忍路漁港整備関連の事業についてであります。漁港整備は、物揚場56メートル、船揚場25メートル、西防波堤15メートルなどの新設をはじめ、泊地しゅんせつ910平方メートル、荷さばき地と野積場の用地整備2,170平方メートルを実施するものであり、平成23年度に調査、測量、設計を行い、総事業費4億1,200万円をもって平成26年度に完了予定であります。

また、漁港内につながる市道の雨水側溝敷設事業であります。素掘りの側溝58メートルをコンクリート製のふたのついた側溝とするほか、ふた設置25メートル、暗渠設置6.9メートルを整備するものであり、平成23年度単年度で総事業費450万円を予定しております。

藻場造成事業につきましては、岩盤に繁殖している石灰藻を除去するいそ焼け対策の事業であり、平成23年度、24年度の2か年で実施し、除去面積は各年度450平方メートルで総事業費400万円を予定しております。

次に、塩谷文庫歌海岸のがけの崩落対策であります。このことにつきましては、昨年12月に、北海道から水産庁において水産基盤整備事業の水域環境保全創造事業における対象事業を拡充し、漁場への土砂流入防止施設を新たな事業メニューとする方向で検討しており、文庫歌海岸のがけ崩落防止工事にこの事業を適用し、実施したいとの打診がありました。北海道から示された事業概要は、総事業費が約2億円で、事業主体は北海道、負担割合については国が50パーセント、道が40パーセント、市が10パーセントで、事業期間につきましては、平成23年度に測量と設計を行い、24年度、25年度の2か年で土どめ工や防潮工などを施工したいとのことであります。市といたしましては、沿岸漁業者の窮状にかんがみ、早期に漁場を保全することが急務であると判断し、北海道に対し、平成23年度に着手いただくよう強く要請したところであります。

次に、T P Pにおける1次産業以外への影響についてでありますけれども、本協定は、関税だけではなく、非関税障壁の撤廃も含まれており、例えば金融の参入障壁撤廃が求められることにより、日本郵政が完全民営化され、郵便事業単体で採算がとれるよう郵便料金が値上げされる可能性があると言われております。また、労働面では、労働者の受入れ要件の緩和による安価な労働力の流入に伴う日本人の雇用の減少、医療面では、医療の市場開放による医療の質の低下や患者負担の増大、医師、看護師の国際的な移動により医師不足、医師偏在に拍車がかかり、さらに地域医療が崩壊する懸念があるなど、市民生活に大きく影響すると言われております。

次に、観光行政について何点か御質問がございましたけれども、まず、国定公園内の海岸線のP Rと観光客誘致についてであります。これら海岸線は、本市が全国に誇ることのできる観光資源であると思われ、私は、実際に市民の皆さんや宿泊施設の方々と一緒に自然探勝路を歩き、その際には、ポテンシャルの高さと魅力の大きさについて認識を深めたところであります。市といたしましても、眺望や自然景観は小樽観光にとって非常に重要であることから、これまでもホームページなどを通じて積極的な情報発信に努めてきたほか、今年度にはこれらをテーマに据えた新しい観光ポスターが完成しておりますので、今後は、従来とは違った角度、切り口からの観光客誘致が図られるものと考えております。また、自然探勝路の整備につきましても、国定公園を所管する北海道とそのあり方について協議してまいりたいと考えております。

次に、観光ルートの開拓についてでありますけれども、観光客のニーズが多様化する中で、観光コースの情報提供は重要であるとの認識から、これまでも市民が選定した観光コースを取りまとめた来ぶらり百選をはじめ、市ホームページで自然散策や建築散歩のコースを紹介しております。さらには、おたる案内人マイスターの皆さんに北運河や祝津地域、そして小樽らしい坂道をテーマに作成していただいた三つの新しい周遊型観光コースのマップ作成など、時間消費型観光の推進に取り組んできたところであります。中でも、北運河コースにつきましては、J R東日本による道央圏のまち歩きツアーのコースとして提案したところ、今春からツアーコースに採用予定と聞いており、個人旅行向けの新しい着地型商品として大いに期待を寄せているところであります。

次に、小樽港の位置づけについての御質問がございましたが、まず、クルーズ客船の誘致と第3号埠頭周辺整備に関してであります。小樽港は、近年、国内外のクルーズ客船の寄港隻数が全道一となっております。我が国日本海側港湾の中でも屈指の実績を有しております。このことは、交通の利便性が高く、多彩な観光資源に恵まれている本市の特性がクルーズ関係者や乗船客の支持を集めている結果であり、今後と

も最大限に生かすべき強みであると考えております。このため、国内外の来訪者を迎える海の玄関口にふさわしい環境整備やクルーズ客船の大型化への対応など、第3号埠頭と周辺地区の整備の必要性は高いものと考えております。

なお、日本海側拠点港に関しましては、近く拠点港の選定に向けた提案募集が行われ、この夏ごろを目標に結論を出すと言われておりますが、今週末には担当の政務官が来道し、関係者との意見交換の場が設けられる予定でありますので、小樽港のクルーズ拠点港としての優位性や観光立国への貢献度などを説明し、日本海側拠点港への選定と国の支援について強く訴えてまいりたいと考えております。

次に、第3号埠頭の再整備と市内中心部への誘導路としての環境整備であります。第3号埠頭とその基部については、小樽駅と港を結ぶ都市軸上に位置し、今後、港町としての魅力を高める上で大変重要な資源であると認識しており、整備に当たりましては、この特性を最大限に生かした交流空間となるよう進める必要があると考えております。また、第3号埠頭から市内中心部への誘導路としての環境整備につきましては、平成15年度の中央通の完成を機に、全国都市再生モデル調査事業を活用し、港と市内中心部との回遊性向上に向けた検討を行った経緯がありますが、今後、第3号埠頭周辺の再開発に当たっても、市内中心部との回遊を促す効果が発揮できるように配慮してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 教育長。

○教育長（菊 譲） 大竹議員の御質問にお答えいたします。

初めに、保護者と教員が互いに尊敬し合い、共通の認識が持てる場の必要性についてであります。平成18年12月に、将来に向かって新しい時代の教育の基本理念を示した教育基本法が60年ぶりに改正され、この中で、教育の目標はもとより、義務教育や家庭教育などのあり方が提示されました。これを受けて平成20年には、学校教育法の改正も行われましたが、改正の大きな柱に、学校評価と学校運営の情報提供に関する規定があります。これは、議員が御指摘の保護者と教職員、学校と地域の相互理解が教育水準の向上に不可欠であるとの認識から規定されたものと理解しております。平成21年度からスタートいたしました第2次の小樽市学校教育推進計画におきましても、重点目標の5として、信頼にこたえる学校づくりを掲げており、私といたしましても、これらを具体化する地域に開かれた学校づくり、活力ある学校づくりを進めることによって、市民からの負託にこたえるものであると考えております。

次に、教育の社会的な重要性、重大性についてであります。教育は、理念や目的がその時代やさまざまな環境の変化の中でこれまで見直されてきたものと認識しております。私としては、教育の目的は、教育基本法の第1条にも示されていますように、平和で民主的な国家及び社会の形成者としての人格の完成にあると考えております。さきに申し上げました教育基本法では、教育の目的を実現するために五つの目標を掲げておりますが、その第1項に知・徳・体の育成がうたわれており、本市におきましても、こうした目標に基づきまして学校、家庭、地域社会、そして教育委員会がそれぞれの役割を果たしながら、これからの子供たちの人格の完成に向けて努力してまいります。

（「議長、26番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 26番、大竹秀文議員。

○26番（大竹秀文議員） 2点ばかり、再質問させていただきます。

先ほどの農業問題に関することが1点でございますが、今まで、私は、4期中3期は経済常任委員会におきまして農業問題もずっとやってきたつもりでございますが、いつも立ちはだかるのは、難しいという言葉で物事が解決されて先延ばしされるということがあろうかと思っております。ですから、一番大事なのは、何が難しいかということも含めて、それに対する取組ということが、いまもう一つ、もう一つというより

もう五つ、六つですけれども、そういうことが必要だという立場に立って農業行政をやっていたかなければならないという思いがしているのですが、その点について、再度、御答弁願います。

次に、教育問題でございますけれども、大分はしょられまして、教育現場で教員が子供たちに尊敬されていると教育委員会自体は思っていますかと、あるいは、地域がどう考えていますかと。要するに、現場の状況の把握なしに教育に取り組むということは非常に難しいということが1点と、今御答弁がありましたように、学校評価ということで、要するに、教育の現場サイドだけで物事をし、それを提示して、何とかしていくような形に協力してくれないかと言っても、ともにはぐくむという観点からいきますと、どうもその辺は違って一方的になりすぎている嫌いはずっとあったことによってその辺の共有がされていないのではないか。要するに、教育に対する一つの物の考え方自体も、そのようなワンサイドで物事をしていけばいいという話では、現在の状況の中では成り立っていかないであろうという思いで質問させていただいています。その辺についてのお考えを再度示していただきたい。

そのほか細部につきましては、その後の常任委員会なりの中でもって質問をさせていただきたいと思っています。

以上、2点でございます。

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

○市長（山田勝麿） 小樽の農業の難しさというのは、先ほども申し上げましたけれども、要するに1戸当たりの経営面積が非常に狭いという問題もありますし、加えて、農業者の高齢化、あるいはまた後継者がいない、そしてまた、全体の農家戸数、耕地面積も少ない、そういった状況がありますから、非常に農業政策を打っていく上で困難性が伴うという状況もあります。したがって、これからどういう農業政策が必要なのかというのはあると思いますけれども、行政ばかりではなくて、農協とも、あるいは農業者とも一緒になってともに考えていかなければならない、そういう問題ではないのかという気がしております。

どちらかという、都市型の農業ですから、その点で非常に優位性があるわけですから、そういった優位性をどう生かしていくか、これが小樽市の農業のこれからの生きる道かという感じもしますけれども、いずれにしても、やっているのは農業者ですから、この方々の意識の問題等も含めて、これから十分、関係者と話し合いをしていきたいというふうに思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 教育長。

○教育長（菊 譲） 大竹議員の再質問にお答えいたします。

現場での状況をきちんと教育委員会として把握しているのか、市民が把握できているのか、そういう再質問だったかと思いますが、大竹議員がおっしゃったように、実は、学校評価というのは、学校の教員がする自己評価というのもございます。また、学校評議員の方が、さらには、保護者にアンケートを渡しまして外部評価というのもしてございます。ですから、身内だけの評価というのではなくて、学校の外から学校をどういうふうに見ているのか、学校の中から教員みずからがどういように自分たちの学校の経営を見ているのか、そういう二面的なもので実は評価をさせていただいております。そういう中で、それぞれいろいろな思いから評価してございますので、決して一面的な評価ではないということを御理解いただければと思います。

なお、参考までに、学校によりましては、学校便り、また、ホームページ等を使いまして、小さい字で

ございますが、かなり項目を詳しく評価したものを公表してございますので、ぜひインターネット等で
ごらんいただければその内容がわかるものと思っております。

(「議長、26番」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 26番、大竹秀文議員。

○26番(大竹秀文議員) 同じ項目でございますけれども、再々質問させていただきます。

今、市長から御答弁されましたが、小樽市における農業の状況は、狭隘な土地であり、そして高齢化も
している、そういうような状況であるということは以前からずっとそうなっているわけで、これはもう何
年たっても同じ答弁しか返ってこないということは、農業対策、政策というものの重要性を考えていなく
て、それに対する対応策をずっとしてこなかったのではないかなと思わざるを得ない部分があるのです。

そういう中で、確かに農林水産省の方針に従ったマニュアルなり施策を取り入れるということは、でき
ないということは百も承知です。でも、ここの中で、小樽市農業は、その置かれた立場、立場の中でやは
りやっていかなければならないことがあるだろうということを、そういうことをとらえた中での農業政策
ということが必要だと思うものですから、長年かけて私も質問してまいりましたけれども、十五、六年前
と答弁はほとんど変わっていないと、今の御答弁の中では思いました。

それと、教育委員会ですけれども、尊敬されているかという話は抜けましたね。

自分たちでもっているいろいろなものをつくって皆さんに示している、示しているからそれでいいとい
うことではないと思うのです。示したことがどのような形になってどのように変化してくるかということ
を考えなければならぬのは、やはり学校現場であり、我々、それぞれの保護者なり、あるいは社会なり
がそれをきちんとやっていかなければならない。だから、そういう中で必要なのは、ともに働くむとい
う教育ですよ。そういう理念に立って何か考えるのかといたら、それは一方的にやっているとか私
はとらえられないものですから、そういうことではなくて、やはり両方に責任があるのだと。学校現場だ
けでなくて、社会も地域もそういう責任があるのだという話もきちんとこれから進めていっていただきた
いと思うのですけれども、いかがですか。

○議長(見楚谷登志) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 市長。

○市長(山田勝麿) 私も、相当以前に経済部にいましたから、その当時から大竹議員からそういう指摘
があって、記憶はしております。

先ほど言ったことが小樽市の農業の本当の実態でありますので、その中でどうやって農業政策を打って
いくかというのは非常に難しいのです。ですから、我々としては、今までもそれなりに、ミニトマトだど
かイチゴだとかといったもののブランド化というか、我々ができる範囲のものは農業者の皆さんと相談し
ながらやってきたという状況でありますので、そういった問題については、これからも、今、限られた条
件の中でどう発展させるかということが大事ですから。小樽全体が農業のまちではありませんので、生産
高も、かつては10億円あったものが、今はせいぜい7億円かそこらぐらいしかない状況の中で、どうこれ
を発展させていくかというのは非常に大きな課題ですけれども、ともに考えながら取り組んでいかなけれ
ばならないと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 教育長。

○教育長(菊 譲) 大竹議員の再々質問にお答えいたします。

学校が尊敬されているかということでございますが、こうした時代でございますが、保護者ですとか地

域のニーズが、これまでの学校とは違ったいろいろな面で厳しさがあるかと思います。そういう面で学校評価等を見ますと、やはり、ある程度、私は学校は尊敬されているのではないかと、教員は尊敬されている面が多いのではないかとというような受け方はしています。

また、一方通行ではなくてうんぬんというお話もございましたが、実は今、学校の大きな役目としまして、これまでのようにただ子供たちに知識や情報を伝えるだけでなく、開かれた学校と申しますか、場所を貸すだけではなくて、いろいろな面で地域の人材だとか、活用したり、また、学校ですべきこと、していることをどんどん地域に開放していったり、そういう精神面でもかなり私は地域との間が開かれていると思っています。そういう中で教育を進めているものですから、私は、間違いなく、地域、それから保護者が一体となって学校は進んでいっているものというふうには押さえています。

○議長（見楚谷登志） 大竹議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時40分

○議長（見楚谷登志） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

○22番（北野義紀議員） 質問に先立ち、山田市長が、3期12年、小樽市長としての任務を全うされようとしていることに対し、政治的立場の違いを超えて敬意を表するものであります。

12年前、山田市長が初めて市長に当選されたとき、開票日の翌日の早朝、錦町で事務所を構えていた私の事務所にあいさつに訪れていただきましたが、私は、当選のお祝いを申し上げるとともに、財政困難な小樽の市長になぜ立候補されたのですかと尋ねました。山田市長は、私は小樽市の財政を立て直すことに力を注ぎますと断言されました。市長の提案説明でも触れられておりましたけれども、当時、既に小樽市の財政は困難な状況に置かれておりました。しかし、市長の予測を超えて、平成16年度から始まった三位一体改革で地方交付税が大幅に削減され、山田市長の財政再建の努力は困難をきわめました。これらを取り切るために、みずからの給与削減はもとより、前任市長時代の職員の不祥事が明らかになったときも、みずから減俸し、職員に範を示す姿勢をとられました。私は、政治的立場は違いますが、私心なく職務に全うする政治姿勢に、陰ながら敬意を抱いた次第です。

今後も、体に気をつけられ、一市民として小樽市の発展のためにお力添えをいただきますことを希望するものです。

質問に入ります。

財政問題で伺います。

本市の財政危機は、平成16年度から3か年間の国の三位一体改革で地方交付税の大幅削減を主因とするものでした。この3か年間の地方交付税の削減の累計は56億円にも及びます。この危機打開のため、市長は、あらゆる市民サービスや職員給与の削減を行いました。この二つにつきましては、これまで何回かこの場でも議論させていただきましたので、ここでは、国の投資的経費の削減方針の下、小樽でも普通建設事業費が大幅に削減された問題で伺います。

普通建設事業費が三位一体改革前の平成15年度一般会計で幾らか、全会計では幾らか、三位一体改革の最終年度の平成18年度の一般会計では幾らか、15年度比何パーセントに削減されたか、同じく全会計では幾らで、比率はどうなっているか、それぞれ説明してください。

その後、徐々に地方交付税は増額されつつありますが、平成22年度決算見込みで幾らになるか、お答えください。

普通建設事業費の削減が小樽市の経済にも深刻な影響を与えたことは明らかです。しかし、昨年の第1回定例会で市内経済に与えた影響をただしましたが、市長は、影響を否定はしませんでした。赤字団体への転落を免れるための苦渋の選択であった、御理解いただきたいとのことで、市内経済への影響の具体的な説明はありませんでした。

そこで、本日は、具体的影響について改めて伺いますので、説明をしてください。

この間の一般会計の決算は、実質収支は赤字続きで、16年度11億7,980万円、17年度14億871万円、18年度11億8,400万円、19年度12億9,660万円、20年度6億5,950万円、21年度は3,073万円まで赤字を圧縮することができています。平成22年度決算見込みでは、病院事業会計へ2億9,600万円を新たに持ち出しを行い、さらに、除排雪予算の2億2,500万円の補正を行っても、当初の健全化計画より2年早めて累積赤字を解消する見通しとのことです。

平成22年度で、病院事業への繰出しや除排雪予算の補正を行っても3,073万円の赤字が解消できる主な理由について説明してください。

また、新年度以降の財政運営で留意しなければならないことは何か、市長の見解をお聞かせください。

14億円余りあった累積赤字解消の要因は、これまでも触れてきましたが、職員の人件費削減、市民サービスの削減、普通建設事業費の削減、他会計からの借入れでした。この四つの財政再建対策の16年度から21年度までの6年間のそれぞれの効果額の合計について説明してください。また、その総額は幾らかについても説明ください。

次に、真の財政再建とは何かについて伺います。

市長も認識しているとおおり、累積赤字が解消すれば、それで真の財政再建とは言えません。私は、これまで、この間の財政再建の四つの対策に関して、基本的に、最小限これが復元されなければ財政再建とは言えないと指摘してきました。市長も、削減した事業を機械的に復元するのではなく、厳選する必要を強調しています。財政が国によって不当に削減されている中では、この市長の指摘もうなずけます。

しかし、この問題を考える場合、憲法第25条の定めるナショナルミニマムに照らして、小樽市における市民サービスの何を優先的に復元しなければならないか、これを検討することが必要です。財政が依然として厳しい中、市長は何を優先して復元していくことが現在の小樽市の財政状況の中で必要と考えているのか、見解を伺います。

次に、平成20年度以降の財政運営に関して伺います。

三位一体改革で、平成16年度以降、地方いじめを行った自公政権が、国政選挙で有権者の厳しい審判を受け、政権交代となりました。このことを直接的なきっかけとして、平成20年度から平成22年度にかけては、3年連続で臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税が増加されるなど、地方財政が増やされてきました。この下で、平成20年度以降の市の財政の運営とその結果について具体的に説明をしてください。

平成22年度決算見込みでの一般会計の累積赤字の解消が確実になったとのことですが、ここまで収支の改善が図られたのは、財政対策の一つであった他会計からの借入れがあったことは明らかです。他会計からの借入れの経過について、また、借入返済の完了時期についても説明してください。

平成22年度の実質収支で赤字が解消されると言っても、他会計からの借入金の残高が平成20年度以降増え続けていることが気になります。この点に関しても説明を求めます。

新年度予算編成について伺います。

新年度予算は、地方財政対策で前年度比で地方交付税が増額になったものの、臨時財政対策債はその3

倍以上も削減されました。これは、社会保障関係費の自然増を中心に地方の行政経費が増大するのに、それに見合った財源保障を菅内閣は全くしていないからです。小樽の新年度予算では、昨年度と比べ、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税は10億8,600万円もの減となっています。特別交付税が第2回定例会以降の財源として留保されたと言っても、市税が伸びない本市財政にとっては、まことに大きな打撃とならざるを得ません。民主党政権の地域主権改革は、財源保障の点から言っても、住民福祉の増進を図るものでも、地方自治を拡充するものでもないことは事実で、明らかです。市長の見解をお聞かせください。

また、市税が大幅減となった場合、国は小樽市にどのような財源手当ををとってくれるのかについても説明してください。

市長は、財政の健全化を念頭に置いて新年度予算を編成したとのことですが、病院問題に見られるように、行政の継続ということもあり、骨格予算と言いつつも、約9億円弱の実質的な財源不足を引き続き他会計からの借入金により収支の均衡を図ったとの説明です。これ以外に、新年度予算編成に関してコメントすることがあればお聞かせください。

こういう最近の財政運営の経過に照らして、小樽市の財政の現状と今後の見通しについて、財政運営で12年間苦労されてきた市長はどのような見解をお持ちか、お聞かせください。

病院問題で伺います。

質問するに当たって、我が党の立場を改めて明らかにしておきます。

自治体病院は、その責務として、地域によって異なりますが、高度、先進、小児、周産期、救急医療、感染等を担うためです。したがって、一般会計から病院事業会計への繰入れは、単なる赤字穴埋めではなく、地域医療の公的部分を担うためであると考えます。この点に立てば、一般会計からの繰入金は、地域にとって欠かすことのできない不採算医療を担っているがための赤字である、この点では、本来、市民の理解は得られるものと考えます。

しかし一方では、巨額の赤字が病院の経営努力の不足で生じてはいないかが、今、問われています。自治体病院に対するバッシングは、国の社会保障費削減に端を発している医療費削減のため、自治体病院の縮小、廃止、民間移譲を推し進める立場からの世論操作が根底にあります。しかしながら、そこに安易に自治体病院関係者や市の幹部が逃げ込んではいりません。現在の自治体病院に対するバッシングは、自治体病院が本来やって当たり前の独自の努力の不足に向けられていることも謙虚に受け止め、市立病院の経営改善に努力しなければなりません。当然のこととして、議論の大前提が赤字解消のみに矮小化させてはならないことは言うまでもありません。これは、地方公営企業法第3条でも、「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」との定めにも合致するものです。

昨年の第2回定例会予算特別委員会で、市長は、自治体病院は国の社会保障費削減でいろいろ厳しい状況にあるけれども、自治体病院が本来やって当たり前の独自の努力の不足に向けられていることを謙虚に受け止めるべきであると答弁しているのは、正しい認識と考えるものです。

以上が、自治体病院に対する我が党の基本的立場ですが、市長の見解を改めてお聞かせください。

平成22年度一般会計補正予算に関して伺います。

一般会計からの2億9,600万円の病院事業会計への繰入れをどう見るかについてです。

一般会計からの繰入れについては、これまで赤字を毎年生み出す病院事業について、マスコミなどを通じて、赤字を生む病院なら必要ない、もっと人件費を大幅に削減して黒字にせよなどの厳しい意見が紹介されてきました。これらの意見は、小樽市の財政を真剣に考える立場からのものも圧倒的ですが、しかし、主観的意図がどうあれ、客観的には、国の医療費削減の一環である自治体病院つぶしに呼応するものにな

らざるを得ませんでした。我が党は、これまでこの問題をどう見るかについて態度を明らかにし、市長の見解を求めてきました。本日は、この問題を整理し、改めて市長に伺うものです。

国は、自治体病院への繰出基準を設けています。その理由を説明してください。

また、この繰出基準に合致する診療科目は何々か、あわせて説明してください。

この繰出しは、市立病院が高度先進医療、小児、救急、感染症などを担うためであります。したがって、一般会計から病院事業会計への繰出しは、単なる赤字穴埋めではなく、地域医療の公的部分を担うためと考えますが、市長の見解を伺うものです。

ところで、なぜ山田市長になって病院事業会計に毎年度、一般会計から繰り出しをしなければならないのか、この問題で市民の理解を得ることが必要と考えます。このためにも、病院事業会計に44億円もの不良債務がなぜ生まれたのか、明らかにする必要があると、市民の共通の理解にすることが求められています。

新谷前市長の任期中、病院事業会計の赤字解消に、それまで一般会計から億単位の繰出しを行っていたのを、平成5年度から11年度まで基本的にやめてしまいました。この7か年間で病院事業会計の赤字は幾らに膨らんだか、また、なぜ病院事業会計への繰出しをやめたのか、その理由について説明してください。

私の考えでは、繰出しをやめた時期、大スーパーマイカル誘致に当たり、巨額の予算を必要としたために、病院の赤字が大幅に増額した、一般会計も財政が厳しい、病院の経営改善を期待するなど、これを表向きの理由としてそれまでの病院事業会計への繰出しをやめ、市民の命を預かる市立病院を犠牲にした結果にほかならないと考えます。市長の見解をお聞かせください。

国が実施した、一般会計から不良債務解消のため病院事業会計へ繰り出した半分を特別交付税で措置する病院事業経営健全化措置に対しても、平成5年度以降、一般会計から病院事業会計に繰入れを行っていない小樽市は、申請さえできませんでした。過去には、昭和54年度から60年度までの第2次病院事業経営健全化措置で億単位の特別交付税が措置され、当時、21億4,900万円の不良債務を解消した実績があります。以前のように一般会計から繰り出し、病院事業経営健全化措置を適用していれば、さらに億単位の特別交付税が措置され、したがって、44億円もの不良債務が生ずることもありませんでした。この私の指摘に対する市長の見解をお聞かせください。

次に、病院事業の経営難の基本的要因についてです。

医師不足、交付税減額、診療報酬のマイナス改定の影響についてです。

この問題は、昨年第2回定例会予算特別委員会で私が質問し、市長や病院局長から答弁をいただいています。結論から言うと、予算特別委員会で答弁をいただいたように、医師不足による医業収益減収額は、過去10年間の平均で5億6,500万円、診療報酬のマイナス改定で4億2,000万円、交付税の影響額が1億9,000万円、これらの合計は11億7,500万円です。平成23年度の病院事業会計予算の医業収益は81億3,000万円ですから、医業収益の15パーセントに相当する額です。医療費削減の政府の方針の下で、自治体病院としてこれだけマイナスの影響を受けたわけですから、今後の地域医療を守るためにも、国の責任でこの復元、回復が必要と考えますが、市長の見解をお聞かせください。

市立病院に向けられている批判にどう対応し、改善していくかについて尋ねます。

平成19年度から22年度まで、両病院で患者満足度調査が行われ、その結果は院内に提示されています。また、小樽市立病院改革プラン評価表などで改善すべき課題が列挙されています。また、日本共産党が行ったアンケートでも、市立病院への要望は、札幌へ行かなくてもしっかりと検査できる設備を備えてほしいとの期待のほか、職員の患者に対する対応のまずさについても、具体的で厳しい批判が寄せられています。これらは、いずれも改善しなければならない課題であります。

特に、患者満足度調査についてですが、医療センターの調査結果は、22年2月の調査しか入手していま

せんので、改善されたかどうかの比較はできませんでした。しかし、小樽病院の外来患者対象の調査では、21年7月の調査より22年2月の調査結果のほうが医師、看護師、その他職員への満足度では改善されていることは救いでした。しかし、改善されたとは言っても、「やや不満」と「不満」がまだあり、共産党のアンケートにも厳しい批判が寄せられていることからいっても、まだ改善の余地がある課題と言わなければなりません。

新市立病院建設に向けて、今、指摘したことをはじめ、改善しなければならないと認識している課題に病院局はどう取り組もうとしているか、具体的に説明してください。

夜間急病センターについて尋ねます。

2月24日の新聞報道では、病院併設は困難とのこと。小樽市は、医師会と定期的に協議していくとしていますが、これまで夜間急病センターを併設する病院としては、市立小樽病院、済生会小樽病院、小樽協会病院、小樽掖済会病院の4病院が挙げられていましたが、いずれも併設に否定的とのこと。

夜間急病センターの開設時間帯をどうするかは別として、単独での設置となれば、これまでとどう違った問題が派生するのを含めて説明してください。

また、夜間急病センターをなくすことはできません。どうするつもりか、市長の見解をお聞かせください。

病院問題の最後に、議案第38号平成23年度病院事業会計補正予算に関連して尋ねます。

実施設計1億2,000万円が提案されていますが、以前から我が党が指摘しているように、建設単価が高いことが問題です。今定例会に基本設計のあらましが公表されました。この中で、建設工事費が89億4,600万円、1平方メートル当たり29万9,700円とのこと。我が党は、以前から、国立病院機構の病院建築仕様等の策定に関する検討会の報告書の単価を基準にすることについて、この報告書自体の単価が民間病院の建築単価と比較して5割も高いことを指摘してきました。基本設計のあらましで、建設工事費が89億4,600万円です。報告書では、新築の場合の投資率は、民間病院の実績を考慮し、1床当たり1,500万円から2,000万円の範囲とするとなっていますが、これを新市立病院の388床で推計すると建設費は58億2,000万円から77億6,000万円となります。なぜ報告書の範囲を超える建設費となったのか、説明をしてください。

国立病院機構の単価にこだわるのは、この単価を基準にしなければ国は起債を認めてくれないと言っているのでしょうか。単価が起債許可に関係ないと言うならば、少しでも安い単価で発注すれば起債償還で市民負担が軽減されるわけですから、そうすべきではないでしょうか。説明をしてください。

国民健康保険料1世帯1万円引下げを求めて質問します。

北海道社会保障推進協議会が昨年実施した道内の自治体アンケートでは、国民健康保険の深刻な実態が明らかにされました。対象は、道内の176自治体と1広域連合で、回答率は約7割です。2000年度から2009年度までの10年間の平均所得と1世帯当たり、1人当たりの保険料の推移を見ると、10年間で平均所得は73パーセントの自治体で減少しており、1人当たりの保険料は76パーセントの自治体で引き上げられています。2008年度から低所得者の多い75歳以上の加入者が後期高齢者医療制度に移行するという所得動向に大きな変化がありましたが、それでもなお、加入者平均で所得が下がって保険料率が上がるという状況です。小樽市は、道内の類似都市に比べ、所得が低い上、高齢化率が高く、医療費がかさんでいると認識しています。小樽市の国保加入者の1世帯当たりの所得額と所得に占める国民健康保険料の割合を、累積赤字が一番多かった平成13年度と平成22年度の比較でどう変化しているか、説明してください。

また、道内類似都市と比較できる数値があればお示しください。

小樽市の高い国保料の原因は、多額な累積赤字の解消にあります。小樽市国保の平成13年度決算以降の

累積赤字を8年間で30億円も解消した推移と、その要因について説明してください。

この間の累積赤字の原因は、昭和59年に国保の国庫負担金を、窓口負担を含む医療費ベースで、当時、45パーセントから38.5パーセントに大幅に削減し、納入率が低いとペナルティーをかけ、事務費の負担金まで削減した結果です。累積赤字の最大の原因は国であるのに、これを国保加入者に不当に高い保険料をかぶせて億単位の黒字を出す、赤字解消の財源にしてきたことは許されません。市長の見解をお聞かせください。

高い国保料が払い切れないために、市民からはさまざまな相談が寄せられています。建設関係の仕事をしている方は、2年前にリストラで仕事をなくした後、アルバイトで生活し、その給与も遅れぎみで、いつ支給になるかわからない、国保料の支払いが約束できないので国保に加入できませんでした。10歳と12歳の子供がいて、長女がインフルエンザにかかったときは10割負担で受診しましたが、今回は、子供が学校で前歯を折る事故に遭い、とりあえず国保に加入したいと相談に行きましたけれども、保険料を払う計画が立てられず、加入手続きができずに歯医者に行ったとのことです。保険料支払いが最優先で医療が受けられない、こんな事態は許されません。保険料の引下げは急務です。

今、各地で国保料の引下げを求める取組が始まっています。2011年度予算で、国保料引下げが始まっています。福岡市、朝霞市は1人当たり年間2,000円、堺市は年間1人4,500円から4,700円、旭川市は2万856円、栃木県那須塩原市9,300円など、それぞれ2011年度の国保料の引下げを行うとのことです。財源は、国保会計の基金取崩しもありますが、多くは一般会計からの繰入れです。保険料を引き下げている自治体で、一般会計から繰り出している自治体名とその額を説明してください。

今定例会に提案された平成22年度補正予算で、先ほども引用しましたが、病院事業会計に2億9,600万円の繰出し、さらに除雪費を2億2,500万円補正しても9億円弱の他会計からの借入れで収支をとんとんに合わせる事ができているとのことです。1世帯1万円の国保料引下げに必要な財源は2億2,000万円です。一般会計では、毎年、決算で不用額が億単位で出ています。これを国保会計に繰り出して財源にすれば、23年度から国保料1世帯1万円の引下げはできます。市長の見解をお聞かせください。

最後に、港湾問題について伺います。

日本海側拠点港について尋ねます。

国土交通省は、ロシア、中国などと日本海の対岸貿易をより促進、活発化させるため、国としてその港湾を重点的に支援するため、日本海側拠点港を今年の夏までに選定する方針とのことです。

まず、この国の方針について詳しく説明してください。

小樽港の港湾管理者の長である市長は、この拠点港に応募すると思いますが、その場合、石狩湾新港との関係はどうするつもりか、見解をお聞かせください。

民主党政権になってから、ついせんだっては、重要港湾の中に重点港湾を決め、港湾の選択と集中を行い、小樽港はこれから外されてしまいました。今度もまた、港湾の集中と選択と称して、港湾間の格差をさらに拡大する方向です。こういうやり方について、港湾管理者の長としてどういう見解をお持ちか、お聞かせください。

石狩湾新港については、以下、指摘する問題点を含んでいるのに、なぜ新年度予算案に賛成したのか、大いに疑問です。

何点か、お尋ねします。

新年度予算の北防波堤の延伸事業で、直轄事業として40メートル分の基礎工事予算5億円が2月15日の管理組合議会で議決されました。これは、海底が砂地のため、マウンドやケーソンを乗せるのに不安定なため、地盤改良工事で海底を安定させるためとのことです。北防波堤延伸の海底は砂地ですが、地質調査

で、海底より約32メートルから33メートルが、土質工学上、軟弱な粘性土層が厚く堆積しているという複雑な構成で、この下にかたい支持層があるとのこと。しかも、今回の基礎工事は、このかたい支持層までくいを打ち込まない方式です。

市長に伺いますが、北防波堤延伸の地盤改良工事は、具体的にどんな工事なのか、説明をしてください。あわせて、この方式で、将来、地盤沈下などによる防波堤の崩壊、傾斜などの不都合が起きないのか、説明してください。

また、支持杭であれば、費用はどの程度増額になるのか、説明を求めます。

次に、小樽港の防波堤工事は地盤改良が行われていたのか、仮にこれから小樽港で防波堤の工事が施工されるとすれば、どんな工法がとられるか、説明してください。

小樽港は、海底地盤がかたいから新港のように海底を固める地盤改良工事は行われまいだろうと私は考えますので、費用は大幅に安くなると考えますが、市長の見解を伺うものです。

市長も御承知のように、石狩湾新港は砂地に建設された巨大港湾ですから、これまでも防砂対策に約100億円の税金が投入されてきました。加えて、新年度予算にあるように、防波堤を延長しようとするれば、海底地盤の強化の費用が小樽港で施工するより余分にかかります。

伺いますが、石狩湾新港のこれまで建設された北防波堤で地盤改良工事が行われた箇所があるでしょうか、あるとすれば、その延長と費用について説明をしてください。

石狩湾新港の港湾計画改訂について伺います。

新港管理組合議会第1回定例会の議員協議会で、港湾計画改訂のスケジュール（案）が配付され、平成26年度にも決定するとしています。新年度予算で2,800万円で港湾計画改訂の基礎調査をやるのですが、その内容を説明してください。

次に、市長は、石狩湾新港の次期港湾計画改訂にどういう立場で臨むのか、見解をお聞かせください。

市長は、この4月で任期が終わりとのこと、任期後の話になると思いますけれども、これまで苦労された市長ですから、その思いはあると思いますから、見解を述べてください。

私は、新港でフェリーを取り扱わないこと、新港の整備については大企業優遇にならないようにすることは、小樽として最小限要望していかなければなりません。また、既存港湾の機能を奪うことをしないのは、当然と考えます。なぜこのことをあえて指摘するかといえば、管理組合議会で、港湾計画の改訂に当たって貨物を増大させなければならないとして、石狩湾新港に対するさまざまな要請についても検討してまいりたいと、貨物を集めるためにはなりふり構わない見解が示されているからです。この見解は、フェリーを新港で取り扱ってくれと要望があれば検討することも含まれていると受け取れるからです。あわせて、見解をお聞かせください。

平成9年の石狩湾新港の港湾計画改訂のとき、マイナス14メートルバースで大型船による取扱貨物量の判断間違いが、現在、各母体に莫大な財政負担をかけていることを教訓としなければなりません。240億円をかけたマイナス14メートルバース関連の公共施設の元利償還が終わる2030年までの使用料の推計を差し引いた管理者負担の総計は、62億7,500万円にも及ぶのです。公債費に占める管理者負担の割合は、何と94パーセントであります。異常と言うほかありません。こんなことにならないように、市長としてどう対応するか、見解をお聞かせください。

最後に、小樽港の近代化と整備についてどういう方針で臨むのか、政府の動きとも関連させてお答えください。

市長は、提案説明に先立って、3期12年間の市政運営を振り返り、所信の一端を語りました。この中で、日ロ定期航路の再開と航路の延長に続き、平成14年には中国との定期コンテナ航路を開設するなど、積極

的なポートセールスに努めた、また、小樽港は、本道において最もクルーズ客船の寄港隻数が多い港となり、これとあわせて、第3号埠頭周辺の整備を進めるとともに、さらなる客船の誘致促進や歓迎体制の整備を進めてまいりましたと述べていました。

小樽港の中央地区再開発事業の2期工事が進んでこそ、クルーズ客船を迎えるにふさわしい第3号埠頭周辺の整備が整ったと言えるのではないのでしょうか。小樽市の財政問題もありますが、石狩湾新港の整備と比べ、小樽港の近代化再開発は、中央地区再開発事業の2期工事の計画が棚上げされていることに見られるように、遅れているのではないのでしょうか。

私は、石狩湾新港の北防波堤延伸事業などを一時中断してでも小樽港の近代化再開発を優先すべきであると考えますが、市長の見解をお聞かせください。

再質問を留保して、終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

○市長（山田勝麿） 北野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政問題に関して、まず、市の普通建設事業費についてでありますけれども、平成15年度の普通建設事業費は、一般会計で約27億1,300万円、全会計で約63億6,300万円であり、平成18年度では、一般会計で約14億7,400万円、全会計では約36億1,800万円となっております。平成18年度の事業費を15年度と比較いたしますと、一般会計では45.7パーセントの減、全会計では43.1パーセントの減となります。また、平成22年度の決算見込みであります。繰越明許費を考慮した最終予算額ベースで申し上げますと、一般会計で約17億9,500万円、全会計で約50億3,000万円となる見込みであります。

次に、平成16年度以降の普通建設事業費の減少に伴う市内経済への具体的な影響についてであります。昨年申し上げましたとおり、普通建設事業費の厳選などにより、建設業を中心に市内企業への発注が一定程度減少したことは間違いなく、そのことによる市内経済への影響を否定するものではありません。しかしながら、市内経済動向が厳しい状況にあるのは、原油高騰などの国際情勢や円高、株安などといった国内経済が抱える諸問題なども大きく影響していることと考えますので、本市の建設事業費の減少のみをとらえた具体的な市内経済への影響について申し上げることは困難であると考えております。

次に、平成22年度の決算見込みにおいて一般会計の累積赤字解消が確実になった理由であります。まず、このたび提案いたしました最終の補正予算におきまして、市債や地方譲与税などについて増額計上ができ、一方で、公債費や職員給与費について減額計上できたことなどから、病院事業会計の追加繰出しを行っても形式計上していた雑入をすべて減額することができまして、補正後の予算上、実質的にも収支均衡とすることができたところであります。

また、除雪費予算等の追加計上に係る財源といたしましては、国庫補助金と緊急的に水道会計からの借入れで対応することといたしましたし、今後は、例年どおり、一定年度の歳出における不用額を見込むことができますので、22年度決算における黒字化は確実になったと考えているところであります。

また、新年度以降の財政運営で留意しなければならない事項であります。これまで、私は、常にみずからの歳入に見合った歳出構造と、不測の財政需要にも柔軟に対応し得る財政体質の構築を念頭に置いて、精いっぱい努力をまいりました。残念ながら、基本となる一般会計においては、まだ実質的には収支バランスが図られた状態とは言えませんが、念願の累積赤字を解消してきている現状を踏まえ、確実に健全化の道を進んでいると考えておりますので、今後とも、ただいま申し上げましたような財

政運営の基本に立って、いましばらくの間、財政健全化の取組を緩めることなく継続していくことが重要ではないかと考えております。

次に、職員給与費削減など四つの財政健全化策の効果額でありますけれども、平成16年度から21年度の一般会計決算ベースで申し上げますと、職員給与費につきましては、独自削減分の合計で約34億円、事務事業の見直しにつきましては約44億円となっております。また、普通建設事業費につきましては、平成15年度の事業費をベースとして、各年度の減少分を合計いたしますと約67億円となり、他会計からの借入れにつきましては、21年度末の残高で約24億円となっております。

なお、他会計からの借入れにつきましては、財政効果という観点からは意味合いが異なるかと思いますが、御質問にありましたので、単純にそれらを合計しますと約169億円となります。

次に、何を優先して復元していくかということでありまして、すべては選挙後の新しい体制の下で御判断いただくことではないかと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、みずからの歳入の範囲の中で、市民生活の向上と市内経済の活性化のため、単に従前の施策の復元ということに固執することなく、新たな感性で市民ニーズを把握し、小樽市の将来を見据えた上で、大胆に施策等の選択をされるのが肝要かと考えております。

次に、平成20年度以降の市財政の運営とその結果でありますけれども、まず、平成20年度から申し上げますと、一般会計当初予算は、職員給与や管理経費などの歳出削減はもとより、他会計などからの借入れや公的資金の借換えなどの財源対策を講じましたが、なお、財源不足の解消には至らなかったことから、緊急避難的な措置として、職員や議員の期末手当削減などにより収支均衡予算を編成いたしました。最終的な決算では、予算に対する市税収入の落ち込みが例年ほどではなかったことや燃料費の高騰が一時的なものであったことなどから、実質単年度収支は約6億3,800万円の黒字となって、累積赤字額は約6億5,900万円まで圧縮することができ、国保事業会計や病院事業会計においても累積赤字が減少いたしました。

次に、平成21年度の状況を申し上げますと、当初予算は、前年度に引き続き職員給与の削減や事業の厳選などによる歳出削減に努めましたが、なお多額の収支不足が生じたことから、他会計からの借入れのほか、期末手当の削減継続などにより収支均衡予算を編成いたしました。最終的な決算は、歳入では、市税収入が予算を下回ったものの、普通交付税が増額となり、職員給与費や公債費等の歳出において不用額が生じたことなどもあって、実質単年度収支は約6億2,900万円の黒字となり、累積赤字は3,100万円程度まで減少いたしました。

最後に、平成22年度の状況であります。当初予算は、前年度に引き続き他会計からの借入れや期末手当の削減などにより収支均衡予算を編成いたしましたところであり、その後、他会計借入金が増額はありましたが、市税収入が予算額を確保できそうなことや、普通交付税が増額となったこと、また、今回の最終補正予算で示しました歳入歳出それぞれの増減要因により、第4回定例会までに形式計上していた雑入につきましては、すべて減額補正できることとなり、実質的には22年度決算での一般会計の黒字化が確実になったところであります。

次に、一般会計において財源対策として行っている他会計からの借入金の経過であります。平成15年度の予算編成に当たり、市税をはじめとする歳入の減少や、公債費、扶助費などの歳出の増加がそれまで取り組んできた財政健全化の財政効果を上回り、収支の均衡が図れない見込みとなったため、やむなく、水道事業会計と産業廃棄物等処分事業会計から合わせて8億円を借り入れたのが始まりであります。その後、平成16年度には、三位一体の改革による地方交付税の大幅削減もあっていわゆる赤字団体となったわけではありますが、その後も地方交付税等の減少やさまざまな財政負担の増加要因もあり、収支のバランス

を図るため、やむを得ず、これまで借入れを続けてきたものであります。

平成22年度末の借入残高は約31億円となる見込みであり、平成23年度当初予算において計上した8億8,000万円の借入れまでで申し上げますと、返済が完了するのは平成38年度となります。このような他会計からの借入れは、財政調整基金や減債基金の残高がない現状で、歳入と歳出のバランスをとるため、やむを得ない措置として行ってきたものであり、今後、累積赤字が解消された後、発生する剰余金については新たな財源として活用できることとなりますので、これまでの健全化の努力を続けることにより、徐々にではあってもこのような手法による財源対策は解消していけるものと考えております。

次に、新年度予算編成に関連して、国の地方財政対策と民主党政権による地域主権改革に関する見解がありますが、平成23年度の地方財政計画では、地方税収入は、景気持ち直しによる企業収益の回復等により、22年度との比較で約8,900億円、2.8パーセントの増加が見込まれるとし、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税額を今年度と比べ約1兆円、4.3パーセントの減としても、なお、地方一般財源総額は今年度並みの水準が確保できるとしたところであります。

地方の借金となる臨時財政対策債の縮減を評価する声もありますが、この地方財政計画は、地方自治体の財政運営の指針として、あくまで全国ベースでの歳入歳出総額の見込額が示されたものであり、本市においては、平成23年度の市税収入は22年度とほぼ同程度しか見込むことができず、実質的な地方交付税の減少のみが顕在化する形となりましたので、大変憂慮しているところであります。地域主権改革の面から見ましても、依然として地方交付税自体の復元、増額には至っていない現状からしますと、安定した地方財政運営を図る上では、いまだ道は半ばであると感じております。

また、本市の税収が大幅な減となった場合の国の財源手当てについてでありますけれども、現状の交付税制度の中では、法人市民税等において国が想定した税収の伸びが確保できない場合の精算措置はありますが、まだ不十分なところもありますので、今後も、より地方の実情に即した地方財政対策がとられることを、さらには、よりしっかりとした財源保障がなされていくように強く願っているところであります。

次に、新年度予算編成に関するコメントということでありますけれども、今回は、私にとりまして12回目の、そして最後の予算編成となったわけではありますが、作業に当たりまして、新規事業を含め、政策的な予算につきましては可能な限り新しい体制の下で御判断いただくこと、また、できる限り一般会計の赤字解消を確実にすること、さらには、第2回定例会以降に活用できる財源を少しでも確保することなどを念頭に置いて進めたところであります。

結果として、22年度決算での一般会計の黒字化の見通しは立ちましたが、ただいま申し上げましたとおり、地方交付税等の減少が見込まれる厳しい財源見通しの中で、ソフト事業や補助事業を中心に一部の予算計上を見送ったものの、既に計画のある事業や懸案事項などもあり、それらを含めた財源確保には大変苦慮したところであります。

一方で、一般会計において、22年度からの一定程度の繰越金を見込めることや、地域経済活性化等推進基金や小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金に合わせて約1億8,000万円近くの資金を残すことができましたので、現状の中ではできる限りの財源の留保ができたものと考えております。

財政問題の最後に、本市の財政の現状と今後の見通しでありますけれども、私自身、市長としての3期12年間の任期中、常に最重要課題として取り組んできたのが市財政の健全化でありましたが、やはり、地方交付税等の国の財政措置に左右され続けた大変苦しい期間でありました。この間におけるさまざまな対策につきましては、先般も申し上げましたとおりであります。現状においては確実に健全化の方向に向かっておりと考えておりますので、このようなこれまでの努力が、今後、無に帰すことのないよう、まずは地方交付税等の充実、確保を強く期待しておりますし、今後とも、国と地方の話し合いの場において、常

に国に対し強く訴えていくべきではないかと考えております。

また、北野議員からは、普通建設事業費の縮小に伴う市内経済の影響について御意見もありましたが、私といたしましては、過去の市債発行に伴う返済財源の負担がその後の市財政に与える大きな影響を考え、この厳しい財政状況を何としても乗り切るためには避けられない選択肢として、まず、新たな借金を極力控えることが重要と判断したものであり、今後も当分の間の財政負担の軽減にもつながっていくものと考えております。

先日の提案説明の際にも申し上げましたが、真の財政健全化にはいましばらくの努力が必要であります。選挙後の新たな市長、市議会におきましても、改めて本市の歳入状況を見極めながら、将来を見据えた政策判断と施策の選択に努められ、あわせて、財政健全化にも引き続き協力して取り組まれますことを心から願っているところであります。

次に、病院問題について何点か御質問がありましたが、私が答弁したもの以外は、病院局長からお答えいたします。

初めに、自治体病院問題に対する認識でありますけれども、自治体病院は、地域住民の健康に責任を持つ自治体の長が議会の議決によって開設するものであり、民間や他の公的病院とは開設の趣旨が異なっております。自治体病院は、それぞれ開設の経緯や背景はさまざまであると考えますが、地域住民の生命と健康を守る重要な役割を担うもので、地域住民の意向に沿って運営されるべきものと考えております。

また、経営面におきましても、企業会計でありますので、病院自身の経営努力というものは当然求められますし、一方で、一般会計からのルール分の繰入れの範囲で運営できるよう経営に努めることは当然であると認識しております。

次に、いわゆる繰出基準についてでありますけれども、自治体病院は、地方公営企業として独立採算を基本としながらも、その性質上、経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費と、当該病院事業の性質上、効率的な経営を行っても、なお、その経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費については、地方公営企業法において一般会計等が負担するものとしているもので、その経費負担の基本的な考え方を示した繰出基準が、毎年度、総務省から通知されているものであります。

繰出基準では、いわゆる政策医療と言われる診療について例示されており、本市の病院事業では、救急医療、結核医療、精神医療、高度医療、リハビリテーション医療、感染症医療、小児医療が該当しております。

次に、一般会計からの病院事業会計への繰出しについてでありますけれども、自治体病院は、いわゆる政策医療を担っており、不採算あるいは採算性を追求すると質の低下が危惧される、又は、高度医療など民間病院では担えないもので、地域にとって必要な医療を提供する役割を持っております。それに要する費用のうち、国で定めるものについて一般会計から繰出しを行うことは、単なる赤字補てんとは性格の異なるものであり、地域医療を確保する上で必要かつ正当な財源措置であると考えております。

次に、平成5年度から11年度までの一般会計から病院事業会計に対する繰出金の一部を貸付金へ変更した理由であります。平成4年度までは、病院事業会計の資金不足に対する赤字補てんとして一般会計からの繰入金を増額してまいりましたが、当時の病院事業会計の赤字が大幅に増加したことや、一般会計においても平成5年度から財政調整基金の取崩しが避けられなくなるなど、大変厳しい財政状況にあった中で、病院事業会計の経営改善への取組を期待し、繰出金と貸付金の併用ということになったものと承知しております。

次に、病院事業経営健全化措置でありますけれども、直近では、平成14年度から平成20年度にかけて第

5次病院事業経営健全化措置が行われております。その内容としましては、不良債務を10パーセント以上持っている自治体病院に対して、一般会計からの繰出しによって解消した場合、特別交付税で財政措置を講じる制度であります。本市では、御指摘のとおり、平成5年度から11年度まで一般会計から病院事業会計に対して長期貸付金の処理をしておりましたが、当時、長期貸付金は不良債務とみなさないという北海道の判断もありましたので、この制度を導入することができなかつたものであります。

次に、医療費削減の政府方針に伴う影響でありますけれども、確かに、診療報酬のマイナス改定や交付税の減、また、近年の全国的な医師不足は、本市のみならず、各自治体の病院経営に重大な影響を与えたと言わざるを得ません。地域において必要な医療提供体制を安定的に確保するためには、自治体病院に限らず、地域の中核的な病院の健全な経営は欠かせません。そのため、今後も、全国市長会や自治体病院開設者協議会を通じて、地域医療を守るための財政的な基盤の確立を要望していく必要があるものと考えております。

次に、夜間急病センターが単独設置となった場合、考えられる課題でありますけれども、現在は利用者の病状に応じて、検査機器の利用や2次救急を必要とする場合には、併設されている済生会病院へ依頼することが多い状況にあります。今後、夜間急病センターが単独の設置となった場合には、これまでの利点を生かすことができないため、公的病院等を中心としたより円滑な2次救急体制の確立等が必要であると考えており、今後医師会並びに関係医療機関と体制づくりに向け、協議をしていかなければならないものと考えております。また、夜間急病センターは、小樽市における救急医療のかなめとして重要であると認識しておりますことから、今後、単独設置に向けて早急に検討する必要があるものと考えております。

次に、国民健康保険について何点か御質問がございましたが、初めに、国保加入者の平均所得と所得に占める保険料の割合についてであります。1世帯当たりの所得額については、平成13年度が111万6,000円、平成22年度が80万7,000円となっており、所得に占める保険料の割合については、平成13年度が12.8パーセント、22年度が16.9パーセントとなっています。また、道内10の主要都市との比較であります。平成22年度の確定賦課時の1世帯当たりの所得割算定基礎額の比較で申し上げますと、小樽市が53万5,000円に対し、一番高い北見市では100万8,000円、小樽市以外で一番低い室蘭市で61万4,000円となっております。

次に、累積赤字の解消の推移とその要因であります。累積赤字額は、平成13年度末の33億8,723万円をピークに、平成14年度以降は、毎年、単年度収支で黒字となり、平成21年度末では2億912万円に減少しております。また、累積赤字解消の要因であります。累積赤字の解消に先駆けて単年度収支の均衡をいかに図っていくかが重要であると考え、財政運営を進めてきたところであります。

こういった中、国におきまして、老人保健制度の見直しや国保財政の基盤安定強化策などの施策が講じられる一方、本市におきましても、レセプト点検などの医療費適正化対策、さらには、収納率向上対策の推進に積極的に取り組んだことから、平成14年度以降は単年度収支の黒字が確保され、結果として累積赤字が徐々に縮小してきております。

次に、高い保険料を賦課して黒字を出し、赤字解消の財源にしたとの指摘でありますけれども、累積赤字が発生したのは、平成元年度以降、増高する医療費やペナルティーによる調整交付金の減額などによる収支不足に見合った保険料の賦課を行っていなかったことが大きな要因と考えており、単年度収支の均衡を図るため、それに見合う保険料の賦課に努めてきたところであります。

しかし、平成14年度以降、老人保健制度の改正や後期高齢者医療制度の創設などにより、各年度の医療費の見込みが立てづらい状況であったことや、都道府県単位で行っている一定の額以上の高額医療に係る共同事業のように、対象となる医療の予測が難しい項目などで予算との乖離が生じたことから、結果的に

単年度の黒字が生じたものでありまして、意図的に保険料を高くして赤字を解消したとは思っておりません。

次に、保険料の引下げのために一般会計から繰り入れている自治体の状況であります。道内主要都市の平成21年度決算では、札幌市が22億3,000万円、旭川市が12億5,000万円、帯広市が1億5,000万円ほど繰り入れていると把握しております。

また、先般、厚生労働省が発表した21年度の全国の市町村国保の財政状況では、保険料の負担軽減を図るためとの目的の繰入金で合計822億円と発表されていますが、個々の自治体についての詳細は公表されておりません。

次に、一般会計からの繰入金で1万円の国保料引下げをとの御指摘であります。制度本来の考え方では、一定のルールに基づく公費の負担のほか、被保険者の保険料で賄うべきとされていることから、国保加入者以外の方々も間接的に負担することとなる一般会計からの法定外繰入は、慎重に対応していかなければならないものと考えております。

また、今年度末に一般会計の累積赤字が解消される見込みでありますけれども、依然として他会計からの借入を伴うなど財政状況には厳しいものがありますので、私といたしましては、このような状況の中では保険料軽減のための繰入は難しいのではないかと考えております。

次に、港湾問題について何点か御質問がございましたが、まず、日本海側拠点港についてでありますけれども、昨年11月に、国土交通省が日本海側拠点港の形成に関する検討委員会を設置し、対岸諸国の経済発展を我が国の成長に取り込むための日本海側港湾のあるべき姿などについて検討を進め、港湾管理者からの提案募集を行った上で拠点港の選定を行う予定としております。

日本海側拠点港の定義や具体的内容に関しましては現時点で明らかにされておりませんが、これまでの検討委員会で、対象港湾を北は稚内港から南は長崎港までの離島を除く重要港湾以上の26港を対象港湾とすることが決定されております。今後につきましては、日本海側港湾のあるべき姿や提案募集の手順、選定基準などについて次回の検討委員会で取りまとめ、その後、港湾管理者からの提案を募集した上で、夏ごろに検討委員会としての結論を得る予定とされております。

次に、応募する際の石狩湾新港との連携でありますけれども、検討委員会では、港湾の連携についての意見も出されているようではありますが、それについての具体的内容は明らかにされておりませんので、今後示される選定基準の内容を見た上で対応してまいりたいと考えております。

次に、港湾の選択と集中という考え方がありますけれども、厳しい財政環境の中では、選択と集中により投資効果を早期に目指すことも必要と考えますが、選択基準や選考過程が明確で、納得のいくものでなければならぬと考えております。また、港湾は、それぞれの地域の産業、経済を支える重要な社会資本であることや、取り巻く環境も常に変化していくことを踏まえ、このたびの選択と集中に関しましても一定の時期に見直しが行われるべきものと考えております。

次に、石狩湾新港についてでありますけれども、最初に、北防波堤の延伸に伴う基礎工事につきましては、学識経験者や北海道開発局などの関係機関から成る石狩湾新港港湾構造物技術検討委員会において各種工法の比較検討が行われた結果、経済性、施工性にすぐれたサンドコンパクション工法が決定されたと管理組合から聞いております。

この工法は、良質な砂をくい状に地盤の中に振動させながら強制的に圧入することで地盤支持力を増加させることなどを目的としたものと聞いております。また、将来、地盤沈下などによる防波堤の崩壊、傾斜などの不都合が起きないかとのことでもありますけれども、現地の地質調査結果に基づき、地盤支持力と円弧滑りなどについて技術検討委員会で検討を行った結果として、サンドコンパクション工法において防

波堤の機能を損なう現象は起きないものとの結論が出されたと聞いております。

次に、小樽港の防波堤についてであります。既存の防波堤では、地盤改良が行われておらず、今後新設する場合においても、建設位置に大きな変更がない限り、現在と同様の工法になると思われま。また、石狩湾新港との工事費用の比較に関しましては、設置条件が異なるため一概には比較できませんが、地盤改良が不要であれば、その分のコスト削減効果は大きいものと考えております。

次に、これまで建設された石狩湾新港北防波堤の地盤改良工事についてでありますけれども、過去において地盤改良工事が行われた箇所は、既設の北防波堤東側先端部600メートル区間で、費用が約5億円と管理組合から聞いております。

次に、石狩湾新港の港湾計画改訂についてでありますけれども、最初に、港湾計画の改訂に向けて、平成23年度に予定されている基礎調査の内容についてであります。まず一つ目として、気象、海象などの港湾周辺の自然条件等の整理や、貨物需要の動向と流動実態調査などの新港を取り巻く諸情勢の把握、二つ目として、港湾施設などの現況における課題の整理、三つ目として、港湾空間利用の検討や長期的展開方策などのあり方検討など、新港の向かうべき方向性の整理を行うこととしております。

次に、石狩湾新港の次期港湾計画の改訂に向けての姿勢でありますけれども、平成23年度に基礎調査を行い、本格的な協議は24年度以降になる予定であります。私の任期中に直接意見を申し述べる機会はないわけですが、小樽市の基本的な考え方としては、小樽港との連携を十分図りながら両港の発展を目指すとともに、港だけではなく、地域の発展に寄与する計画となる必要があるものと考えております。

次に、石狩湾新港の港湾計画におけるフェリーについてでありますけれども、小樽港におけるフェリー貨物は、取扱貨物量の大部分を占め、背後地には多数の関連事業者が立地している状況を踏まえ、過大な二重投資を避けることは当然のことであり、小樽港の既存機能の活用を図りながら、これまで同様、フェリーは小樽港で取り扱うという考え方を堅持すべきものと考えております。

また、特定の企業が独占的に使用する施設の整備については、その企業が専用施設として整備することが原則でありますことから、それを十分踏まえながら計画を策定する必要があるものと考えております。

次に、港湾計画の改訂に伴う施設の整備についてであります。改訂作業に当たりましては、背後圏の社会経済情勢や企業動向などを勘案し、基本的には、実態に即した取扱貨物の品目や量を設定し、荷役方法などに応じた合理的な施設規模、配置を定めていくことが重要であると考えております。

なお、公共性や公益性を持つ港湾の性格上、一定の管理者負担が生じることは避けられないところでありますが、将来的な各母体の財政負担に十分配慮した計画づくりをする必要があると考えております。

次に、小樽港の近代化と整備についてであります。これまでも老朽施設の更新、改良や中央地区再開発事業の1期工事などにより近代化を進め、中国定期コンテナ航路の誘致とあわせて、効率的な荷役機械の整備も行ってまいりました。

しかしながら、道内一の寄港実績を誇るクルーズ客船への対応につきましては、第3号埠頭や周辺地区の老朽化が著しく、今後、クルーズ拠点港としての地歩を固める上でも、再開発による近代化が必要となっております。そのため、日本海側拠点港への応募に際しましては、クルーズ拠点港としての優位性と今後の需要動向を踏まえた機能強化の必要性を訴え、再開発の実現に向けた国の支援を強く求めてまいりたいと考えております。

次に、石狩湾新港の北防波堤の延伸を中断して小樽港の近代化、再開発を優先すべきとのことですが、両港は、これまでも、それぞれが抱える課題解決に向けて、事業の優先度や費用負担の問題などに配慮しながら港湾整備を進めてきております。今後につきましても、石狩湾新港管理組合には、効率的な港湾整備と母体負担金の軽減に努めるよう強く求めてまいりますし、小樽港におきましては、生かすべき

強みや時代のニーズを的確にとらえながら再開発に努め、近代化を図ってまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 病院局長。

○病院局長(並木昭義) 北野議員の病院問題の質問についてお答えいたします。

初めに、平成5年度から11年度の赤字額についてです。

この7年間は、これまでの一般会計からの繰入金について、その一部を一般会計と病院事業会計の間で長期貸付金という形で会計処理をしており、その累計額が44億円となり、平成18年度決算で会計処理の見直しにより不良債務となったと承知しております。

次に、市立病院の改善すべき課題についてであります。やはり、患者や御家族に選ばれる病院になることが必要と考えております。そのため、患者サービス向上に向けた取組の一つとして、患者満足度調査を実施しております。両病院とも、接遇面については、調査結果を踏まえた研修会や個別指導などの実施により質が向上し、評価も上昇しているものと考えております。また、御意見箱を設置し、御利用者の声をお聞きしており、寄せられた御意見にも対応し、接遇面のみならず、清掃面、待ち時間の短縮など院内環境の整備につままして、改善できる部分は日々改善に努めてきております。建物の老朽化により改善困難なところもありますが、引き続き、接遇の質の向上など患者サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、建設工事費が国立病院機構の報告書で示されている建築費を超えることとなったことについてであります。

基本設計のあらましで示しました建築工事費につまましては、今回計画しました建物の機能や面積、構造などをもとに、災害拠点病院として求められる安全性や耐久性などのほか、省エネルギーや環境負荷の低減など公共建物に求められる要素などを考慮し、設計者が持っている建設費算定のノウハウ等を用いて算出したものであり、この金額を基本設計時点での概算建設工事費としたところでございます。

同機構が報告書で示しております1床当たりの金額や1平方メートル当たりの単価につまましては、契約時点での価格のため、基本設計段階での概算工事金額との比較はできませんが、1床当たりの金額につまましては、1床当たりの面積設定が、同機構では65平方メートルであるのに対し、新市立病院は、災害拠点病院であり、脳神経外科や心臓血管外科などの急性期医療を担うこと及び入院患者の快適性を考慮したことなどから76.9平方メートルと計画しておりますので、この違いによって差が出ているものと考えております。また、1平方メートル当たりの単価につまましては、今回のあらましで示しました概算工事費の段階で、既に同機構が示す1平方メートル当たり30万円を下回っておりますので、入札等の結果にもよりますが、さらに下がることを期待しております。

次に、国立病院機構が示す単価と起債許可についてであります。

同機構が示す単価は、民間医療機関における実績を勘案し、各病院の規模・機能や、それぞれの地域における医療需要、将来の収益見通しに応じて投資額を定めたものと聞いており、起債許可と直接には関係ないものと考えております。

また、建設工事費を圧縮することにつまましては、今後の市民負担や病院の将来的な負担を軽減する観点から重要と考えておりますので、実施設計を進める中で、病院施設の安全性や耐久性など建物の質を確保しながら、できる限り設計工事費の圧縮を図ってまいりたいと考えております。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 22番、北野義紀議員。

○22番(北野義紀議員) 何点か、再質問させていただきます。

まず、一つは、財政問題でありますけれども、市長は、財政再建は、現在、道半ばだというふうにおっしゃっていますが、民主党政権の地方財政計画の中で、やはり、小樽市にとっても歳入で影響を受けるということは事実なのです。ですから、民主党政権のこれまでの、短い期間ではありますけれども、地方のお金を削るということが、例えば、国庫支出金を3割削るとか、5割削るとか、いろいろなことを代表選挙で議論していました。しかし、世間の批判が余りにも強いものだから、そうではなくて、今回の平成23年度の地方財政計画になっているわけです。それで、小樽では、市税は22年度と同じと見込んでいるから、もし市税が落ち込んだ場合の財源対策を国はやってくれるのかということについてはお答えがなかったというふうに理解しているのです。

それで、こういう状況が続いていくとすれば、今までの私が指摘した四つの財政再建策の対策を基本的に堅持していかないと小樽市の財政は再建されないのではないかという危惧があるわけです。市長がおっしゃるとおり、歳入の範囲内で考えるということになると、これはどうしてもそうならざるを得ないのです。

そうすると、地方交付税の二つの機能ですね。調整機能と財源の補てんの機能、これらは一体何なのかと。いわゆる財政基盤の弱いところに全国平均の市民生活を維持するためのお金が地方交付税として来るわけですから、この地方交付税の機能を発揮していただかないと、小樽市の財政再建の道は見えてこないのではないかと思うのですが、この点での市長の見解を改めて伺います。

次は、三位一体改革以降の教訓から、地方六団体が相当強い意見を政府に申し述べて、平成20年度以降、地方財政が少しずつ増えつつあるわけです。ですから、世論の高まりというか、地方六団体の対応がどうなのかということが一つ大きな焦点になるので、全国市長会あるいは北海道市長会で、民主党政権になってから地方財政計画に対してどういう注文をつけておられるのかお伺いしたいということです。

次に病院問題です。

先ほど、局長から、国立病院機構の報告書で1床当たりの金額が1,500万円から2,000万円と、幅のあることにかかわって、いわゆる1床当たり、国立病院機構は65平方メートル、新市立病院は76.9平方メートルで、この違いが上回ったことだという趣旨の説明があったのですが、これは局長が先ほどおっしゃったような地域のさまざまな事情もあるから、幅を持って出されているというふうに私は理解しているのですが、そういう理解は間違いでしょうか。単に1床当たりの床面積の違いがこうなったということについては、話はわかりますけれども、納得ができませんので、前段指摘したこととあわせてお答えください。

それから、夜間急病センターですが、結局、このままでいったら単独設置ということにならざるを得ないわけです。そういう場合、市長は、2次救急との一定の対応を密にしておかないと、これまでのように夜間急病センターが済生会病院と併設になっているときと比べて、2次救急をどうするか、相当きめ細かな対応をしておかないと、市民の命にかかわる事態が起こってくると思うのです。

厚生常任委員会と医師会で懇談したことが何回かありますが、そこでも、仮に単独設置となった場合、公立病院の近くにあるのが望ましいと言っているのです。前は、公立病院でなくて市役所本庁の付近、図書館の下のところ夜間急病センターがありました。これでは、何かあった場合に公立病院の設備のいいところに搬送するという時間が当然出てくるわけですから、市民にとってこれは心配の種になると思うのです。

市長が単独で設置せざるを得ないというのは、医師会との話の中でそういう腹を固められたのですか。そうすると、旧日赤会館、図書館の下に夜間急病センターがあったとき、いろいろ不都合があって、設備のいい公立病院と併設すべきだということで話が一步前進してこういう形になったのです。それが、またもとに戻るといふことになったら、市民は何と言うかと。市民の命を守る上で責任を持てるのかというこ

とになるわけで、これは医療関係者の間での話合いになると思うのですが、市民の側からの心配がありますから説明をいただきたいということです。

次は、国保についてでありますけれども、30億円の累積赤字を解消してきたけれど、そのために単年度黒字にしたのではないのだ、国保の歳入見込みが複雑な事情があって立てづらかったからそうなったと。それは、1年や2年はその話が通用するかもわからないけれども、連続して億単位の黒字を出して、あっという間に33億8,000万円あった赤字が30億円も解消されているのです。こんな話が通用しますか。歳入の見込みが複雑で、言ってみれば、安全をとって少し多めに歳入を見込んだという説明だと思うのだけれども、そんなことが何年も続いて、市民の納得を得られるのですか。単年度くらいなら歳入の見込みが狂ったということもあるかもわからないけれども、気がついてみたら30億円の赤字が消えているのだから、こんなことは市民の納得を得られないです。

結局、国の責任で生じた赤字を何の責任もない国保加入者に余計に保険料をかぶせて、黒字を出して赤字を解消してきたことになるのではないですか。これは、今の説明は納得できませんので、もう一度お答えいただきたいと思います。

それから、病院の問題で、市立病院として改善すべき課題は、局長の答弁では真っ先に患者に対する対応、患者やその家族から選ばれる病院にならなければならないというお話がありましたが、それは私も賛成だし、そうあっていただきたいと思うのです。そういう方向へ、医師を含めて看護師、職員が一丸となって努力していかなければ、新市立病院を建てても、患者に選ばれる病院にならないと思うのですけれども、病院自体が行っているアンケート調査、それから、共産党のアンケートにも厳しい意見を寄せられているわけですが、そういう具体的なことをどのように改善しようとしていくのか。職員の間でも、窓口があるし、検査があるし、薬局があるし、いろいろなところがあるのですけれども、どういう努力をされているのか、もう少し踏み込んで説明をいただきたいということです。

それから、石狩湾新港の問題ですけれども、確かに市長はこの4月までの任期ですから、石狩湾新港の次の港湾計画改訂に直接意見を述べる機会はないということになりました。当然のことです。しかし、これまでも、小樽市は、例えば平成9年の港湾計画の改訂、私は議員ではありませんでしたけれども、しかし、ここに小樽市のメンバーである当時の港湾部長が入ってあの計画を承認しているのです。

それが、先ほど一つの例として指摘した深さ14メートルの岸壁を240億円、当時は330億円と言っていました。240億円かけてつくって、その元利償還の95パーセントが母体負担になっているのです。石炭は取り扱われない、原木は1隻だけ入りましたけれども、1回しか入っていない。水産物だって3万トンから5万トンの船で入ると言うけれども、何も小型船でちょこちょこカナダとかアメリカ、ロシアとかから入って、大型船は今後も入る見通しが無いということです。

とうとう、最近、石炭は、北電は対象でないと言いつつ出たのです。変わってきているのです。北電以外にも石炭を燃料として使う会社があるから、そこに利用してもらおうと、何か、雲をつかむような話を言い出しているのです。港湾計画の改訂は具体的な計画を決めるわけですから、そのときに、事務局がつくった案をうのみにするというをやっているのではないかというふうに思うのです。

ですから、もっと率直に意見を出して、こういう小樽港に直接影響があるような、あるいは、影響がないまでも、母体負担が出てくるような、そういう港湾計画の改訂に反対すると、明確に言わなかったらだめだと思うのです。

石狩湾新港地方港湾計画審議会では、今のメンバーを基本にすれば、恐らく、小樽では産業港湾部長、それから石狩湾新港管理組合の副議長の横田議員がメンバーになるのです。この2人が頑張らないとだめなのです。間違っただけで、仮に石狩湾新港管理組合議員でも私を地方港湾審議会のメンバーに入れてくれ

るなんていうことはあり得ないですから、横から言う以外にないのです。だから、入っているメンバーが真剣な対応をしていただかなかつたら前回と同じことを繰り返すことになりますので、この決意のほども含めてお聞かせいただきたい。

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

○市長（山田勝磨） 再質問にお答えいたします。最初に、財政の関係で、基本的には交付税の持っている財政調整機能、財源保障機能は、当然堅持されるべきと思っておりますし、これからも引き続き国に対して強く要望していきたく思います。今、民主党政権にかわってから、国庫補助金の一括交付金とかと言っていますけれども、実質、補助金の一括交付なんていうのはそう簡単ではないのです。公共事業に使っている財源などはわずかなのです。平成23年度は都道府県を対象にやって、24年度からは市町村も対象にするとおっしゃっているのですけれども、そのあたりはこれからきっちり国に申し入れていくべきものだと私は思いますので、多分、そういう対応は全国市長会でするものと思っております。

それから、2点目ですけれども、全国市長会、北海道市長会では、民主党の今の地域主権改革に伴って申入れしているのは、地方税収に地域間格差が拡大して財政力格差が生じていることに対して、偏在性の少ない消費税を含む税体系の抜本的改革を早期に行って格差是正をしてほしいと。それから、地方交付税についても、今申し上げましたとおり、財政の調整機能、財源の保障機能の両機能が十分に発揮できるようにするとともに、地方交付税総額を増額し、法定率の引上げによって一般財源の充実を図ること、それから、地方交付税というのは、国から恩恵的に与えられるものではなく、地方自治体の固有の財源だということで、これを明確にして、特別会計へ直接国からではなくて、地方の共有税こそ早期にやってほしい、こういったことを国に対して要望しているところでございます。

それから、夜間急病センターですけれども、併設することがなくなるようなことですから、これは単独設置になりますので、医師会からの要望もありますし、私も、やはり公立病院に近いところに設置をすべきだというふうに思っていますし、そういう方向で今検討を始めるように指示しております。

それから、国保の問題で、確かに赤字解消が早すぎる、順調に来たというか、そのことについては、確かに御指摘のとおりですけれども、我々も、いろいろな方策を考えまして、もちろん担当とヒアリングしていますし、ヒアリングの内容については予算措置のときに皆さん方にも説明しているわけですが、それで、医療費の見積もりが非常に難しいという話もしていますし、そのほかに、我々としては、ペナルティーをどう解消するか、収納率を上げてペナルティーがかからないように収納率を何とかしようと、そういう努力も、特に年度末になったら、毎月のように今年度の収納率はどうなるのかということに気をつけながら、いろいろな対策を考えながらやっているということで、決して意図的にやっているということではありませんので、御理解願いたいと思います。

それから、石狩湾新港の港湾計画の問題ですけれども、平成9年の改訂時に私はいませんでしたので、わかりませんが、どうも見ていますと、港湾計画の改訂には相当の時間がかかるのです。それで、計画の原案の策定時と実際にできたときのタイムラグというのがあるように思うのです。ですから、最初の計画が、その後の経済情勢の変化によってどんどん変わっているのに、最初の計画をずっと引っ張って行って最終案にするというように思うものですから、港湾計画の改訂というのは、やはり慎重に、時代に合ったようなものをつくらないと非常にまずいという感じは私も受けますので、これから策定する場合には、十分、母体負担のことも気になりますから、そのことも考えながらつくってほしいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 財政部長。

○財政部長（貞原正夫） 再質問にお答えいたします。

今の答弁の中で、市税が大幅に減となった場合の国の財源手当てについて答弁がなかったのではないかなという御発言があったかと思えますけれども、地方交付税制度の中で、法人市民税などにおいては、国が想定した税収の伸びがない場合には精算措置はあるけれども、まだ不十分なところがあるので、国に対して要望していきたいというようなことを答弁させていただいております。

この理由といいますのは、申し上げましたように、法人市民税とか利子割交付金というものについては精算制度があるのですけれども、個人市民税の所得割というのは、以前ちょっと問題になりましたけれども、その部分についての精算制度がないものですから、これについては、私どもだけではなく、市長会のメンバーとも共通の認識の中で国のほうにきちんとした精算制度をとってほしいということは申し上げているということでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 病院局長。

○病院局長（並木昭義） 満足度調査を含め、接遇面について具体的にどういうことをしているかという御質問でございますけれども、その都度出ました問題は私のところまで来ますので、それを各部署に直接話して改善を求める、あるいは、御意見箱の場合は出された方々に返答をするようにしております。

私としましては、月に2回は経営戦略会議でいろいろな問題点を検討しますし、それから、月に1回、両病院の経営運営会議に出席しまして、そういうふうな苦情あるいは接遇面での改善につきましては指導しているところであります。必要に応じ、私の下に呼びまして直接指導をしているところであります。

要するに、両病院の職員には、これから一つの病院になるということで、どういう問題がそれぞれの病院にあるかということを認識すべきだということで、先週の金曜日、第1回の小樽病院合同研修会というものを開きまして、それぞれの病院で、患者対応を含めてどういうことをしているかということの発表会などをしておりまして、そのとき私が言ったのでございますが、皆さん方がやっていることが、客観的に見て、対外的に見て本当にどうなのだとことを知るために、どんどん、道内、道外へ行って発表して、そういうところから見て自分たちのことをさらに改善していくことが大切だと、そういう指導をして今やっているところであります。

これからますます、4月からは広報活動に力を入れていきたいと思っておりますので、できるだけいろいろな苦情あるいは対応につきまして一生懸命やっていきたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 病院局経営管理部長。

○経営管理部長（吉川勝久） 北野議員の1床当たりの単価についての再質問にお答えいたします。

御指摘のように、国立病院機構の報告書には、価格的なものは2か所載っております。今、議員のおっしゃった、1床当たり1,500万円から2,000万円という範囲と、それと1平方メートル当たり25万円から30万円という二つの指標が載っております。

それで、先ほどの答弁の中で65平方メートルと申し上げたのは、これは、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の国立病院部会の中で、国立病院機構の財務部長がこの基準についての説明をしております。国立病院は1床当たり100平方メートルくらいありますが、それを、今、目標にしているのは1床当たり65平方メートルということで説明しております。今回の1平方メートル当たり25万円から30万円というのは、1床当たりを65平方メートルとして想定しますと、1床当たり約1,500万円から2,000万円ということで、ほぼこれが相応した値になっております。

それでは、65平方メートルで病院ができるかというところなのですが、病院には、当然、答弁申し上げましたように、今計画している病院のように災害拠点病院、脳外科、心臓血管外科というちょっと重装備の病院から療養型の病院までありますので、それを一律65平方メートルというのは非常に難しいというふうに考えてございます。この数年の道内の市立病院を見ましても、例えば、苫小牧であれば72.7、砂川であれば84.4、滝川であれば75.7、根室は90を超えているという中で、なかなか1床当たり65平方メートルというのは、今、計画している病院の中でも難しいというふうに考える中で、極めてコンパクトに考えておりますけれども、76.9平方メートルというふうになってしまい、そこが、議員の御指摘になっている、1床当たりの範囲内から出てしまった理由というふうに考えてございます。

もう一つは、やはり病床数を極めてコンパクトに抑えたものですから、逆にそういう計算も出てくるということかと思っております。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 22番、北野義紀議員。

○22番（北野義紀議員） 再々質問です。

一つは、国保の問題ですが、収納率の向上でペナルティーを受けないように努力すると。これはそうなのですが、国が国庫支出金を大幅に削っているという事実を前提にして高い保険料になっているのです。答弁にあったように、比率は言っていないと思うのですが、加入世帯の1世帯当たりの所得に占める保険料の割合が1割5分くらいまでいっているところもあるのです。そうしたら、保険料を払ったら窓口負担があるから医者へかかれないと。こんな逆立ちしたようなことになっているから、今、私たちのところには、毎日のように、保険料を払うのが苦痛だ、できないという苦情が殺到しているのです。

ですから、収納率を上げてきたという実績を、市長はもとより、担当者も誇らしげに語るのですが、これはなかなか厳しい取立てです。我が党の古沢議員も道税事務所にいたときに取立てをやっていましたけれども、あんな取立てはしていないと言っています。中には、怒り狂って、小樽市の職員はサラ金の取立てより厳しいと痛烈な批判が出るのです。これは、やはり所得に対して保険料の割合が異常に高いというところに根源的な問題があるわけですから、どう保険料を引き下げていくかということが大事だし、そのことのほうが安定して収納率の向上にもなるというふうに思うのです。

ですから、そう考えれば、国に対して必要なお金を要求していくことをしなかったらこの問題は解決しないと思います。全部、加入者に負担をかぶせるという結果にならざるを得ないわけですから、そういうことをすべきではないということを私たちは基本的立場から申し述べているわけで、こういう立場で国保の特別会計の改善に取り組むということが必要ではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

その点で、国の支出金を増やしていかないと、そうはならないと思うのです。この点をあわせてお答えください。

それから、財政問題でありますけれども、市長会で安定的な地方消費税の割合を大きくするというのを言っているのですが、私たちは前から指摘していますが、現行の5パーセントの税率を前提にして地方の割合を増やすというのならまだいいけれども、地方六団体からそういう地方消費税の割合を高めると言ったら、それを逆手にとって消費税増税に持っていかれる危険性があるから、それは、論理上、明確にしていかないとだめですということを申し上げているわけです。何よりも、地方交付税の二つの機能を、市長も指摘になっていますが、これをきちんと発揮する、そういう地方財政計画であってほしいということなので、この点について市長の考えをお伺いしたい。

それから、病院の問題ですけれども、病院の建築費にかかわって、災害拠点病院とか免震構造とか、そ

ういうことで国から8億円の予想しないお金が入りました。これは喜ばしいことなのです、現金ですから、起債ではないですからね。これは、一体どういう効果が今度の単価との関係で出てくるのですか。

そういうことを勘案すれば、先ほど詳しく説明されましたけれども、そうしたら8億円はどういう効果があったのかということについて触れてしかるべきではなかったかと思うのです。8億円の関連について説明をしてください。

それから、もう一つは、小樽市の場合、過疎対策事業債が適用になると。病院の起債は、丸々、過疎債ではありません。半分しか過疎債は適用になりませんが、普通の起債と違って、7割以上を交付税措置してくれるという話です。きちんと来るかどうかという問題はありますけれども、建前上はそういう有利な点があるわけですから、そういうことも含めて、総合的な資金計画、資金運用をどういうふうと考えておられるか、もう少しわかるように説明をしていただきたい。

それから、最後に、港湾問題ですけれども、市長からお話があったように、言ってみれば、一番直近の状況に合わせた計画にすべきだと。当初の平成9年のときは4年間の準備期間があったわけですから、最初のベースをそのまま踏襲していると。これは、私もいかがかと思うのです。しかし、市長のおっしゃるとおり、直近のいろいろな、例えば港湾の輸送形態、その他も勘案していくということになると、小樽に不利になるような材料が出てきはしないかということをお慮するのです。

というのは、輸送形態で最も著しいのは一般貨物のコンテナ化です。市長も御承知のとおり、大量ばら荷貨物は石狩湾新港、一般雑貨は小樽港と機能分担したのだけれども、その後、輸送形態がコンテナに変化し、進展したと。コンテナの中身を見たら、ほとんどは一般雑貨ばかりです。こうなると、市長のおっしゃることもわかるのですけれども、小樽港に影響を受けないような形で進んでいかなければ、貨物がどんだん石狩湾新港にシフトしていつているというのは取扱貨物量の推移から明白なのです。ですから、その辺をどういうふうと考えて臨んでいくかと、言ってみれば、難しい課題もありますから、その辺も考えた上でどういう対応をされるか、基本的方向でいいですからお示しをいただきたい。

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

○市長（山田勝彦） 国保の問題ですけれども、決して私も国保料が安いと思っていないし、高いと思っております。ですから、この問題については、やはり国も抜本的に考えていただかなければならない問題ですし、最近の情報では、厚生労働省におきましても、先ほども話がありましたように、一般会計でかなり入れているところが増えてきているという話があって、今、厚生労働省と、それから市町村の間の事務方でこういった問題をどう解決していくかという検討会が始まったみたいですから、そういった検討の中で解決されていくのかというふうに期待をしております。

確かに、高齢者医療制度改革会議なども今いろいろな報告書を出していますけれども、制度自体はやはりこれから大きく変わっていくというふうに思いますので、今、厚生労働省で議論しているのは、国の支援のあり方とか、それから、低所得者に対する負担軽減をどのように図っていくか、このことを中心に議論が始まったようですから、それに期待したいと思います。

それから、財政の問題、交付税の問題は、先ほどお話がありましたように、私も申し上げましたが、原則どおりきちんとやってほしいと。財源の保障機能など、二つの機能を十分発揮できるようにしてほしいと。

それから、港湾計画の問題ですけれども、確かに、これは経済状況に大きく左右されますので、小樽港が今扱っているものだって、いつ、どこかに持っていられるかわからないというような問題です。それか

ら、私もいつも言われるのですけれども、苫小牧からコンテナ航路を持っていったと、そう言われるわけです。ある面ではそうとらえられるということもありますので、そこは、十分、そういったことも含めてこれから考えていかなければならない。貨物の問題というのは非常に経済の動向に左右されるという状況ですから、非常に難しい問題ですけれども、小樽港の支障にならないといえますか、母体負担が増えないような、そういった計画にしてもらうことが一番適切であるというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（見楚谷登志） 病院局経営管理部長。

○経営管理部長（吉川勝久） 北野議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど単価と耐震化の交付金の御質問がございましたけれども、耐震化交付金は財源として入ってきますので、その分で建設工事費自体が落ちるということではありませんので、いわゆる単価のほうには影響がないと考えております。

今回、あらましの概算工事費で示しておりますけれども、例えば約139億円の事業費だとしますと、耐震化で8億円入りますとそれは財源になりますので、起債はその分少なくて済むということになります。非常に大ざっぱな算定ですけれども、今回はあくまで基本設計の中の概算工事費という前提ですが、8億円が入りますと起債総額で128億円ぐらいになるかと思えます。それを、償還に当たっては、過疎債が半分入るという中で交付税としては60億円ぐらいが入ってくる、その残りの分を一般会計と病院事業会計、もちろん利息を付してということですが、償還していく、そういう形になろうかと考えてございます。

○議長（見楚谷登志） 以上をもって、本日の会派代表質問を終了し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時33分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 見楚谷 登志

議員 斉藤 陽一良

議員 山口 保

平成23年
第1回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

平成23年3月1日

出席議員（27名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	鈴	木	喜	明	4番	吹	田	友	三郎
5番	大	橋	一	弘	6番	成	田	祐	樹
7番	菊	地	葉	子	8番	中	島	麗	子
9番	高	橋	克	幸	10番	斉	藤	陽	一良
11番	佐	野	治	男	12番	山	田	雅	敏
13番	佐	藤	禎	洋	14番	濱	本		進
15番	井	川	浩	子	16番	林	下	孤	芳
17番	斎	藤	博	行	18番	山	口		保
19番	佐々	木	勝	利	20番	新	谷	と	し
21番	古	沢	勝	則	22番	北	野	義	紀
23番	横	田	久	俊	24番	成	田	晃	司
25番	前	田	清	貴	26番	大	竹	秀	文
28番	久	末	恵	子					

欠席議員（1名）

27番 見楚谷 登 志

出席説明員

市 長	山田勝麿	副市長	山田厚
教 育 長	菊 讓	病院局長	並木昭義
水道局長	小軽米文仁	総務部長	山崎範夫
財政部長	貞原正夫	産業港湾部長	磯谷揚一
産業港湾部参事	鈴木勇三	生活環境部長	明井隆生
医療保険部長	志久 旭	福祉部長	中村 浩
保健所長	秋野恵美子	建設部長	竹田文隆
消 防 長	会田泰規	病院局長	吉川勝久
教育部長	大野博幸	経営管理部長	迫 俊哉
総務部総務課長	中田克浩	総務部部長	
		企画政策室長	
		財政部財政課長	黒澤政之

議事参与事務局職員

事務局長	小原正徳
庶務係長	島谷和 大
書記	相澤 幸
書記	小林 由美子
書記	高野 香 織

事務局次長	佐藤正 樹
調査係長	関 朋 至
書記	木戸 智恵子
書記	佐藤 誠

開議 午後 1時00分

○副議長（佐野治男） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、中島麗子議員、井川浩子議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第15号、第20号ないし第35号、第38号及び第39号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐野治男） 9番、高橋克幸議員。

（9番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

○9番（高橋克幸議員） 平成23年第1回定例会に当たり、公明党を代表して質問いたします。

初めに、山田市長の市政12年についてであります。

私は、平成11年、初めて市議会議員として議席をいただきましたが、同年、山田市長も初めて市長として当選されました。私の議会活動は、市長とともに歩んできたと言っても過言ではないと思います。残念ながら、昨年、記者会見で発表されたとおり、市長は、今期限りで勇退を決意され、後進に小樽市政を託すことになったところであり、一抹の寂しさを感じております。この3期12年、小樽市のかじ取りを担ってきたその御苦労は、並大抵のものではなかったと思います。12年間の市政運営の労苦に対し、改めて敬意を表するものであります。

市長の3期12年は、財政健全化を最優先課題として懸命に取り組んできたところであり、市民サービスの低下や財政に伴うマイナスの面もありましたが、市民や職員の協力を得て、目標の年度より早く財政健全化の大きなハードルであった赤字解消が確実になったことは、大きく評価できるところであります。

さて、この定例会が最後となりますので、市長の率直な現在の感想と、12年間の主な政策に対する総括についてお示しください。また、以前の記者会見では、民間出身の市長が望ましいという趣旨の発言がありましたが、その理由と、新しい市長にどのようなことを期待されているのか、見解を伺います。

次に、財政問題についてであります。

平成23年度の予算案が編成され、収支均衡予算を目指して努力をされてきたことと思います。内容については、前年度と同様に厳しい財政状況であると考えます。今年度の予算編成に当たり、改選期のため、骨格予算の編成となりますが、どのような考え方で取り組んでこられてきたのか、また、平成22年度の一般会計の決算見込みと特徴的な内容について市長の見解を伺います。

まず、歳入についてであります。

大きな項目である市税、地方交付税の増減が予算編成に重大な影響を与えます。平成23年度について、地方交付税が対前年度比で約6.5億円の減額であり、臨時財政対策債は同じく前年度比約4.4億円で、合計約10.9億円の減額であります。市税では、対前年度比でほぼ変わらず、横ばいの状況であります。

さて、多くの地方自治体と同様に本市の人口減少は続いており、地方交付税の算定に大きな影響が考えられますが、今後の影響内容についてお示しください。また、今後の市税収入の動向が懸念されますが、滞納改善策や市税の増収対策についてどのように検討されているのか、お答えください。

財源対策では、前年度同様に財源不足のほとんどを他会計からの借入れで補っているところであります。ただ、この財源対策の方法は、通常の状態とは違い、正常な構図とは言えず、数年間にわたり、とる対策としては厳しいものがあると考えます。また、他会計依存にも限界が見えているように思いますが、財源対策の今後の考え方と予算編成の実質的な収支均衡の検討も含め、見解を伺います。

次に、歳出についてであります。

建設事業費については、対前年度比約5億円の増額となっており、経済状況の厳しい中、改選期による骨格予算に肉づけをした内容であり、経済対策の呼び水として期待するところであります。

そこで、事業の発注についてですが、同時期に一斉発注するのではなく、切れ間なく重層的な考え方で検討とランク別の発注にもバランスよく、偏らない工夫を要望いたします。また、小規模工事については、ランクの業者数も多く、春一番の仕事の確保という観点から、できるだけ件数の確保を検討していただきたいと思いますが、見解を伺います。

次に、日本海側拠点港と忍路漁港についてであります。

国土交通省では、昨年11月、日本海側拠点港の形成に関する検討委員会が設置されました。これは、中国、韓国、ロシアなど、日本海周辺の対岸諸国の著しい経済発展を受けて、今後の港湾の役割の明確化と施策の集中による日本海側港湾のさらなる競争力強化を図り、対岸諸国の経済発展を我が国の成長に取り込むことを目的と考えているようであります。先日の新聞報道にもありましたが、日本海側の検討の対象とする港湾が決定され、全国で26港、北海道では稚内港、留萌港、石狩湾新港、小樽港の四つの港湾となりました。

そこで、何点か伺います。

この拠点港の位置づけと国からの支援内容についてお示してください。また、今後の提案募集の内容やスケジュール、選定基準についてお答えください。

さらに、今回も石狩湾新港との競争があり、応募に当たって懸念されるところでありますが、今後どのような点に力点を置いて検討されていくのか、情報収集と小樽港の積極的なアピールの方法についてどのように考えているのか、見解を伺います。

次に、忍路漁港の整備事業についてであります。

これまで、現地の忍路漁業関係者や小樽市漁業協同組合の要請を受け、忍路漁港の整備方針が進められてきたところであります。しかし、昨年、民主党政権の事業仕分けにより、その整備事業が不透明な状況になり、関係者に大きな失望と不安が広がりました。民主党政権の事業仕分けによる方針とは、具体的にどのような内容だったのか、その内容による忍路漁港の整備事業にどのような影響があったのか、お示してください。

本年に入りこの整備事業が復活し、期待されていた関係者から安堵の声がありました。この間、どのような経緯があったのか、整備事業の主な内容についてお答えください。さらに、今後の小樽市内の漁港について、主な整備方針についてお示してください。

次に、若年者雇用対策と企業誘致についてであります。

リーマンショック以降、就職状況は超氷河期と言われております。そういう中であっても、就職先があれば小樽に残って働きたいと願う若者は多く存在すると思います。まず、本市の新規学卒者の就職状況ですが、高校卒業者の地元就職率は、ここ最近はどのように推移しているのか、また、特徴的内容も含めてお示してください。

就職活動の中で、就職希望者側と求人側の意向が一致しないケースが少なからず見受けられるようですが、これに対する対策や地元企業の求人増対策についてはどのように検討、実施されてきたのか、その内容と状況についてお示してください。

次に、企業誘致についてであります。

企業誘致は、雇用や税収の確保だけでなく、地域経済全体に刺激を与え、人口増加を含めた多くの波及効果が期待できるものと認識しております。企業立地の促進のため、小樽市企業立地促進条例が制定さ

れ、平成18年4月よりスタートいたしました。この条例には促進のための優遇制度、融資制度、助成制度などのメニューがあり、特に優遇制度については関心が高いのではないかと思います。この周知方法は、どのように実施しているのか、問い合わせは何件程度あったのか、最近までの内容をお示してください。

また、これらの効果と具体的に結果に結びついたものは何社あったのか、年別にお答えください。さらに、今後どのように企業立地を推進していくのか、見解を伺います。

次に、市立病院問題についてであります。

2月に、新市立病院建設の基本設計のあらましが示されました。今後、実施設計に進んでいくわけですが、改めて、新市立病院の目指す医療内容や役割、小樽の医療環境の中での位置づけについてお示してください。

また、新市立病院の基本設計で、イメージがわかる概略版のような説明書や、ホームページを活用したわかりやすい情報発信などを要望いたしますが、見解を伺います。

次に、市立病院の収支状況についてであります。

医師確保の課題などにより、平成21年度の収支状況は厳しい状況でありました。平成22年度は全体的な努力をされて、前年度比で若干のプラスを示しているようであります。そこで、伺いますが、平成22年度の決算見込みと前年度との比較でどのような状況なのか、主な内容をお示してください。

また、平成23年度の予算案はどのような考え方で策定されたのか、収支の見通しについてどのように検討されているのか、改革プランの収支計画と比較してお答えください。

次に、新市立病院建設の起債についてであります。

新市立病院の起債については、基本設計で概算工事費が示された後、2月の中旬に事前協議が開始されたようであります。この起債導入に向けて大きく三つの条件があります。1点目に、平成22年度中の不良債務の解消。2点目に、平成25年度までの地方財政法上の資金不足の解消。3点目に、職員給与の適正化であります。これらについては、どのような対策を実施しているのか、それぞれの内容をお示してください。

また、一般会計からの繰出しについて合計額の数字だけが取り出されているような状況であります。わかりやすくその内容について説明する必要があると考えますが、見解を伺います。

次に、起債の予定額と内容についてであります。

基本設計の概算工事額は、約140億円であります。2月には、国より耐震化交付金が決定し、約8億円の予定であります。現在の状況で、起債の全体予定額と病院事業債、過疎対策事業債の割合とそれぞれの予定額についてお示してください。

また、最終的な本市の負担額はどのようになるのか、年間どの程度の負担額になるのか、試算されている内容をお示してください。さらに、起債許可までの主なスケジュールについてもお示してください。

次に、医師確保についてであります。

基本設計が完了し、いよいよ実施設計に進む予定であります。ようやく絵姿が実際に見えて、医師や病院スタッフもさらにモチベーションが上がってくるものと思われれます。以前から医師確保に向けて精力的に動かれている並木病院局長におかれましても、一段と力が入る材料ができたのではないのでしょうか。

そこで、伺いますが、今後の医師確保に向けてどのように検討されているのか、また、看護師確保の検討も含めて見解を伺います。

次に、旧ごみ焼却場の解体についてであります。

この施設は、昭和40年11月、道内では2番目の本格的なごみ焼却施設として建設をされました。以後、施設の老朽化や法律改正により大規模な改修工事が数度にわたり実施され、用途廃止がされた平成13年まで、約36年間にわたってごみの焼却処理が行われてきました。2000年1月から施行されたダイオキシン類

対策特別措置法により、排出基準をクリアできない地方自治体の焼却炉が多くなり、道内では、現時点で65の焼却炉が解体できずにいる状況が続いております。

さて、解体についてですが、他都市においてもごみ焼却場の解体が行われておりますけれども、同程度の規模ではどのくらいの費用がかかるのか、また、解体時のダイオキシン等の安全対策はどのように実施されているのか、お答えください。

また、懸念される点として、煙突や焼却場の構造体の劣化や、ダイオキシンが含まれる焼却炉の残灰や煙突内の飛灰の状況が考えられますが、どのような状態なのか、お示しください。

国では、先ほど述べた地方自治体の状況に対して、2004年度より、廃棄物関連の施設建設などの幾つかの条件の中で解体工事について国庫補助金のメニューがあり、江別市では、平成18年にこれを利用して旧焼却場の解体工事が実施されています。本市においても、旧ごみ焼却場の問題を抱えているわけであり、できるだけ早期の解体が必要であります。これについて、市長の見解を伺います。

次に、最終処分場についてであります。

現在、家庭系ごみを含め、一般廃棄物の処分場として使用されている桃内の最終処分場は、平成12年に完成、供用開始となりました。この最終処分場は、ごみ処理の最後の分野でもあり、今後の環境問題を考える上で影響性も大きいと思いますので、何点か伺います。

最終処分場の今後を考えると、現状と今後の埋立量をできるだけ正確に把握することが重要であります。本市では、埋立量を重量から容積に換算する率、いわゆる換算率は、東京都清掃局が使用している体積換算係数を使用しております。平成16年には、桃内の最終処分場で埋立容量を実測しており、本市の廃棄物の換算率としても適合するとの判断がされたようであります。

この換算率と埋立容量についてどのように判断をされたのか、推計値と実測値の比較内容についてお示しください。埋立実績について、昨年から第2期分の埋立てが始まっていると思いますが、現在までの埋立容量はどのような状況なのか、種類別でお示しください。

また、第2期分の埋立計画終了時期の予定と現在地での埋立期間延長やその後の考え方や方向性についてお示しください。

次に、第2期終了後の最終処分場の新設計画であります。

この桃内の最終処分場は、地元町会との協定で、平成27年までの使用期間となっております。この最終処分場は、平成6年に候補地を選定し、平成12年完成までの6年間の歳月が経過しております。この点を考えますと、諸準備も含め、具体的な計画をする時期に来ていると思われませんが、どのように考えているのか、また、現在の焼却場との関連により選定地の影響についてどのように検討されているのか、見解を伺います。さらに、現在の最終処分場の跡利用はどのように考えられているのかも含めてお答えください。

次に、ごみ収集車の火災についてであります。

近年、全国的にごみ収集車の火災が増加傾向にあるようです。火災の原因については、調査した消防によりますと、引火性のスプレー缶やカセットボンベ、使い捨てライターなど、多く考えられているようです。本市では、この火災の状況についてどのようになっているのか、直近5年間の推移と主な原因についてお示しください。

使い捨てガライターは、PSCマークがないものは販売できなくなります。これは、子供による火遊び事故が多発している使い捨てライターについて、第三者機関の検査が義務づけられ、消費生活用製品安全法の特別特定製品に追加する政令が閣議決定され、本年9月27日から販売が禁止されるようになりました。現在もガスが残ったままの使い捨てライターがごみ袋に混合して捨てられており、法改正の影響が懸念されるところであります。引火性のスプレー缶やカセットボンベについても、ガスが残ったまま捨てら

れている状況があります。他都市事例では、透明の袋にガスを抜いて、カセットボンベ、スプレー缶、使い捨てライターなどを入れて、有害ごみとして収集している自治体が出てまいりました。今後、ごみ収集車の火災事故で、市民への被害や収集の従業員の命にかかわる危険性をなくすためにも、同様の有害ごみとしての収集を検討すべきと思いますが、見解を伺います。

次に、旧国鉄手宮線の活用についてであります。

旧国鉄手宮線は、明治13年11月に北海道で最初の鉄道として開業し、小樽経済だけでなく、日本経済の発展に寄与した鉄道であり、平成19年度には経済産業省から近代化産業遺産として認定され、本市にとって貴重な歴史的遺産であります。

さて、昨年から工事が進んでいた旧色内駅ステーションが完成し、その姿が見られるようになりました。今後のイベントや旧国鉄手宮線の歴史を感じられるような活用方法についてどのように考えられているのか、見解を伺います。

次に、線路の山側にある古い建物の問題であります。

昨年の第1回定例会でも、この問題を質問させていただきました。一部の建物は飲食店などに利用されておりますが、中には半壊した建物もあり、旧国鉄手宮線付近の景観は残念な状況にあります。民間所有者の責任は当然ですが、第1回定例会での答弁にありました民間による再開発を誘導してまいりたいとの内容は進展しているのでしょうか。また、景観上、可能な工夫の検討についてどのように考えられているのか、見解を伺います。

次に、旧国鉄手宮線の拠点づくりであります。

以前、旧日本郵船の裏面の鉄路について提案をいたしました。旧日本郵船を訪問したときに、すぐ裏側にある鉄路が見えて、ここを一体的に活用ができればと思っておりました。また、電線の地中化が行われ、旧日本郵船の建物がはっきりと見えるようになり、さらに、前面は運河公園でもあり、一体的な活用方法はさらに広がり考えられる要素だと思えます。この具体的な整備の検討は早急に必要と考えますが、見解を伺います。

次に、危険な空き家の雪問題についてであります。

2月初旬、午後、清水町で空き家の屋根から大量の雪が滑り落ちて、前面の幹線道路をふさぎ、一時、通行止めとなりました。バスの運行にも影響があったようであります。ただ、幸いなことに、人身・物損事故などはありませんでしたが、この道路は通学路でもあり、もし子供たちがここを通っていたら大変な事故になっていたことは間違いないところであります。先日も、他の地域で空き家からの落雪による隣家の物損事故があり、大変な状況であったようであります。ここ数年の小樽市内の空き家の状況は増加傾向のように感じますが、このような落雪による事故件数や、市民からの相談件数、内容について把握しておりましたらお示してください。

先ほどの例のように管理されていない空き家について、今後、市内の人口減少に伴い増加するものと推察されます。また、その影響により事故や危険性の増加が考えられるところであります。さらに、個人情報保護法により、情報が得られないことから問題が解決しづらい環境にあると思われ、このような空き家の雪による問題は今後の大きな課題の一つであると思えますが、どのように認識をされているのか、見解を伺います。

さて、民家の空き家については、当然、所有者の責任ですが、危険性のある場合、市からの注意喚起や、所有者に連絡がとれない場合の緊急避難的な最低限の措置の検討や、影響の大きい幹線道路付近や、通学路周辺での危険な空き家の雪の見回りや、市民からの情報収集も必要と考えますので、今後の空き家の危険な雪問題の対策について見解を伺います。

以上、再質問を留保して、質問を終了いたします。（拍手）

○副議長（佐野治男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐野治男） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

○市長（山田勝麿） 高橋議員の御質問にお答えいたします。

初めに、3期12年の率直な現在の感想と主な施策に対する総括ということでありまして、既に提案説明の際に申し上げたところでありますが、任期中は、バブル経済崩壊後の長引く景気の低迷などにより地域経済や雇用情勢が厳しさを増す一方で、財政健全化の取組を進めている最中に、三位一体の改革により地方交付税が大幅に減額されるなど、総じて厳しい環境の中での行財政運営だったと感じております。こうした中、行政運営の効率化と財政の健全化を念頭に置きながら、公約の実現や21世紀プランの着実な推進に努めました。特に、就任当初から最重要課題として掲げ取り組んできました財政再建と市立病院の統合新築には、各方面からの御支援と御協力により一定の方向づけができたものと考えております。また、この間、市長として、大切なふるさと小樽を豊かな地域に築き上げ、未来を担う子供たちにしっかり引き継いでいくため、関連する施策について、その着実な推進に全力を傾けてきました。その中で多くの困難に直面しましたが、総合計画で定める市政の各分野におきましては、一定の行政サービスを維持するとともに、それぞれ道筋をつけることができたものと考えております。

次に、次期市長について民間出身者が望ましいとの考え方でありまして、国と地方のあり方や社会経済状況が大きく変化する中で、市政の推進に当たっては、固定観念や既成事実にとらわれない新たな発想が必要ではないかと考えております。さらに、民間の経営感覚やスピード感などが、今、地方行政を進める上でも求められていることから、民間出身者が望ましいのではないかとお話をいたしました。

また、新しい市長に期待することでありまして、行政の継続性の観点から、例えば財政の健全化や新市立病院建設など、現在進行中の重要な課題について引き続き取り組んでいただきたいことと、この小樽のまちが住んでよし、訪れてよしの、より魅力的なまちになるように頑張ってもらいたいと願っております。

次に、財政問題に関連して、初めに平成23年度の予算編成の考え方でありまして、23年度は改選期でありますことから、義務的経費や継続的な事務事業に係る経費を中心とした骨格予算としながらも、行政の継続性などを踏まえ、経済・雇用対策に係る予算計上にも可能な限り努めたところであります。

今回は、私にとりまして12回目の、そして最後の予算編成となったわけでありまして、作業に当たりましては、新規事業を含め、政策的な予算につきましては可能な限り新しい体制の下で御判断いただくこと、また、できる限り一般会計の赤字解消を確実にすること、さらには、第2回定例会以降に活用できる財源を少しでも確保することなどを念頭に置いて進めたところであります。結果として、22年度決算での一般会計の黒字化の見通しは立ちましたが、地方交付税等の減少が見込まれる厳しい財源見通しの中で、ソフト事業や補助事業を中心に一部の予算計上は見送ったものの、既に計画のある事業や懸案事項などもあり、それらを含めた財源確保には大変苦慮したところであります。

次に、平成22年度の一般会計の決算見込みと特徴的な内容については、市税収入が予算を確保できる見通しであることや、普通交付税が増額となったことなども特徴として挙げられますが、今回の最終補正予算で示しました歳入・歳出それぞれの増減要因により、昨年の第4回定例会までに形式計上していた雑入につきましてはすべて減額補正できたことなどにより、実質的には、平成15年度決算以来、7年ぶりの黒字決算となる見込みであり、このことが最大の特徴であろうと思っております。

次に、人口減少による地方交付税算定への影響でありますけれども、地方交付税のうち普通交付税の算出基礎となります基準財政需要額は、土木費や教育費といった各行政項目ごとに定められる単位費用、いわゆる単価に、例えば人口でありますとか道路の延長、面積などといった測定単位を乗じ、さらに自治体ごとの自然的、社会的条件の違いにより生じる影響を是正するための補正係数を乗じたものを積み上げて算出いたします。このため、単純に考えますと、人口の減少は基準財政需要額の減額要因となり、ひいては普通交付税の減額要因にもなるものと考えられますので、平成23年度の普通交付税の積算に当たりましては、過去の例などを参考に、一定程度、その影響なども勘案して計上したところであります。

次に、市税の増収対策であります。まず、滞納の改善策といたしましては、従来から滞納繰越分に重点を置き、悪質なケースにあつては預貯金や給与の差押え強化のほか、インターネット公売による差押え、動産や不動産の換価を実施し、成果を得ておりますので、今後も積極的に進めていく必要があるものと考えております。さらに、昨年度からは、現年度課税分の滞納額を減らすことについても強力に取り組むこととし、電話や文書での催告の強化に努めているところであります。

人口の減少に伴う税収減については、本市のみならず、全国の地方自治体の大きな課題となっていることから、全国市長会を通し、国に対して、人口や景気の動向に影響されない、税源の偏在性が少なく安定的な税収を確保できる地方税体系を構築することを求めているところであります。また、自主財源の根幹をなす市税収入の確保については、行政運営上、極めて重要な要素であると考えており、今後とも、個人所得や企業収益、設備投資の増加につながり、地方の景気浮揚に資する国の積極的な景気対策に強く期待するとともに、企業誘致の促進などのほか、国や道の施策と呼応した経済・雇用対策事業などを積極的に進め、市といたしましても、できる限りの対応に努めることが必要であると考えております。

次に、一般会計における財源対策の今後の考え方でありますけれども、他会計からの借入れによる財源対策につきましては、財政調整基金や減債基金の残高がない現状の中で、多額の累積赤字を解消しつつ、歳入と歳出のバランスをとるためにやむを得ない措置として行ってきたものであります。このように借入金に依存しながらではあります。これまでの財政健全化に向けたさまざまな努力によって順調に累積赤字を解消してきている現状を踏まえ、今後の実質的な収支均衡に向けても、いましばらくの間、健全化の取組を緩めることなく継続していくことが重要ではないかと考えております。

次に、市の建設工事の発注についてであります。本市は積雪寒冷地であることから、工事の施工については降雪時期までに完工させなければならないため、施工期間がある程度限定され、発注時期が集中してしまう傾向にあります。このため、23年度予算におきましても、ゼロ市債や繰越明許費を活用して早期発注に努め、発注時期をできる限り分散することとしておりますし、今回提出しております平成22年度の補正予算におきましても、国からの交付金を活用して少額の工事についても数多く計上したところであります。市内企業の受注機会の確保に努めているところであります。

次に、日本海側拠点港と忍路漁港について、何点か御質問がございました。

まず、日本海側拠点港の位置づけや国の支援内容等についてであります。これまでの日本海側拠点港の形成に関する検討委員会では、拠点港の検討対象となる港湾は決められたものの、定義や国の支援内容については、まだ明らかにされておられません。また、今後の提案募集の手順あるいは選定基準につきましても、次回の検討委員会で取りまとめられる予定とされております。

なお、今後のスケジュールにつきましては、近く港湾管理者からの提案を募り、夏ごろに検討委員会としての結論を得ることを目標とするとのこととあります。

次に、応募に当たっての力点や情報収集などについてであります。小樽港は、近年、国内外のクルーズ客船の寄港隻数が全道一で、今後とも、北海道の海の玄関口として大きな役割を担っていくものと考え

ております。このことが石狩湾新港や他の港湾と比較して大きな強みでありますことから、小樽港のクルーズ客船寄港地としての拠点性を強く打ち出す方向で応募に臨みたいと考えております。また、拠点港に関する情報収集などについては、既に北海道や北海道開発局とも連携体制を整え、広く情報収集に努めているところであります。

なお、小樽港のアピールにつきましては、今週末に担当の政務官が来道し、意見交換の場が設けられることになっておりますので、クルーズ拠点港としての優位性や観光立国への貢献度などを説明し、日本海側拠点港への選定と国の支援について強く訴えてまいりたいと考えております。

次に、忍路漁港整備についての御質問であります。まず、政府の事業仕分けによる方針の具体的な内容等についてであります。平成21年の行政刷新会議において、漁港整備については予算要求の縮減との評価がなされ、これを受けて、水産庁において、平成22年度の概算要求額を縮減するとともに、平成23年度の概算要求額においてもさらに縮減し、加えて、小規模漁港の整備抑制の方針を打ち出したところであります。

市といたしましては、市議会及び小樽市漁業協同組合とともに、小規模漁港の整備抑制方針の撤廃と漁港整備の継続について、道内選出国會議員に強力に要望するとともに、後志総合開発期成会としても同様の要望活動を行ったところであります。

このような状況の中、本年1月に、北海道から、国の予算の概算決定時では小規模漁港の整備抑制の方針が削除されるとともに、忍路漁港は漁村再生交付金により平成23年度から着手するとの通知がありました。漁港の整備といたしましては、物揚げ場、船揚げ場、荷さばき地及び防波堤の整備、泊地しゅんせつなどであり、事業期間は平成23年度から26年度までの4年間で、総事業費4億1,200万円を予定しております。また、この関連事業として、漁港につながる雨水側溝の整備を平成23年度に事業費450万円を実施するとともに、忍路区域での藻場造成事業を、平成23年度、24年度の2か年で、総事業費400万円をもって実施する予定としております。

次に、本市の漁港の今後の整備方針であります。市内には、第1種漁港として忍路漁港のほか塩谷漁港と祝津漁港があります。忍路を除く他の2港においても、今後、主に維持補修による整備が必要と予想されますので、安全で利用しやすい漁業基地となるよう、漁業者の皆さんからの声を聞きながら、整備について漁港管理者である北海道に要望してまいりたいと考えております。

次に、若年者雇用対策と企業誘致の関係でありますけれども、まず、高校卒業者の地元企業への就職率であります。平成22年3月卒業生では、就職希望者数342名に対し、地元企業への就職者数134名で、就職率は39.2パーセント、平成23年3月卒業予定者では、1月末現在で、就職希望者数344名に対し、地元企業への就職者数78名で、就職率は22.7パーセントとなっております。また、就職先の産業別の特徴といたしましては、製造業、医療・福祉業への就職が多く、次いで卸売・小売業、建設業となっております。

次に、就職希望者と求人側の意向が一致しないことに対する対策であります。小樽市では、ハローワークや後志総合振興局などの関係機関と連携し、就職活動前に地元企業の紹介や自身の仕事の適性など、進路を決める支援となるようジョブガイダンスや企業見学会などの事業を行っております。そのほか、ふるさと雇用再生特別対策推進事業を活用した若年者就職前実践力向上支援事業におきましても、個人面談を通じて企業が求める人材についての情報を就職相談に生かし、生徒と企業のマッチングに対応しているところであります。

なお、ハローワークにおいても、新規学卒者と原則3か月の有期雇用契約をし、その期間中に職場や職種への理解を深め、その後の正規雇用へとつなげることをねらいとする3年以内既卒者トライアル雇用奨励金制度を設けております。また、求人増対策であります。市といたしましては、雇用奨励金制度を創

設し、地元企業の採用意欲を促すほか、ハローワークのジョブサポーターや後志教育局の進路相談員が積極的に企業回りをを行い、求人開拓に努めているところであります。

次に、企業誘致についてであります。まず、小樽市企業立地促進条例の周知方法でありますけれども、小樽市ホームページでの紹介のほか、北海道や関係団体へのホームページへの掲載、産業フェアなどでのパンフレットの配布や企業訪問など、機会あるごとに周知に努めているところであります。

また、問い合わせ件数であります。正確な件数は把握できておりませんが、電話や面談により年間数十件を数えております。なお、その中で、条例を活用した立地に向けての交渉が現在まで継続しているのは、食品製造業など11社であります。

次に、優遇制度の効果と実績であります。制度の効果といたしましては、固定資産税・都市計画税の課税免除が新たな企業の進出や地場企業の設備投資の促進に寄与し、効果があったものと考えております。また、優遇制度が適用され、企業立地に結びついた企業数は、平成18年4月の施行以降、平成18年が8社、19年が8社、20年が6社、21年が4社となっております。

次に、今後の企業立地の推進についてであります。新たな企業の操業や地場企業の設備投資は、税収の増加はもとより、雇用の場の確保、地域内企業との取引や連携などを生み、厚みを持った産業構造を構築し、本市産業の振興に大きく寄与するものと考えております。そのため、本市の産業の特徴である水産加工をはじめとした食品関係、機械・金属関係など、ものづくり企業の集積や交通アクセスにすぐれた立地環境、小樽のブランド力など本市の強みをPRしていくとともに、新たな設備投資意向を持った企業の情報収集とその企業に対する交渉を進めながら、北海道や関係機関との連携の下、効果的な企業立地の推進を図ることが重要であると考えております。

次に、環境問題について幾つか御質問がございましたが、初めに、旧ごみ焼却場の解体についてでありますけれども、その費用については、炉の焼却方式などにより異なりますが、他都市の例からしますと、おおむね3億円から4億円の費用が必要になるものと見込まれます。

次に、ダイオキシン類の安全対策であります。解体に先立ち、付着しているダイオキシン類の分析調査を行い、その結果を踏まえて解体工法の検討を行います。解体工事の施工に当たっては、ダイオキシン類が外部に流出しないよう密閉措置を講ずるとともに、高圧洗浄でダイオキシン類を除去した後に湿らせた状態で解体を行うなど、厚生労働省の廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱に基づいて行うこととされております。また、周辺の環境調査も、解体工事前、解体作業中及び解体工事後に行うこととされております。

次に、現在の旧ごみ焼却場の状態ですが、平成13年3月の廃止時に、ダイオキシン類が含まれた灰の飛散、流出を防止するため、焼却炉開口部の閉鎖や建物内に立入りができないよう閉鎖措置を行い、平成17年12月には、雨水の流入を防ぐため、煙突の頂部を閉鎖したところであります。その後も、定期的に閉鎖箇所の点検や屋根や壁の補修など施設の維持管理を行っており、後志総合振興局が毎年実施している廃止済み焼却炉点検マニュアルに基づく立入検査においても管理上の不備は指摘されておられません。

次に、本市の旧ごみ焼却場の解体ですが、できるだけ早い時期に行わなければならないものと考えておりますけれども、多額の費用を要するため、財政状況からいまだ着手できない自治体も多く、本市も同様の状況であります。全国市長会では、国に対して、解体のみの場合や、跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合等に対しても財政措置を講じるよう要望しており、解体時期については、その動向や本市の財政状況を見ながら判断すべきものと考えております。

次に、最終処分場の埋立容量でありますけれども、1期計画のほぼ中間年の平成16年に現地測量を実施いたしました。結果は、45万700立方メートルで、換算係数による推計値46万4,900立方メートルに対し1

万4,200立方メートル、率にして約3パーセントの差となっております。

次に、現在までの埋立量の状況であります。受入れ重量から換算した容量は、一般廃棄物が50万9,300立方メートル、産業廃棄物が7万4,600立方メートル、土砂等が24万4,600立方メートルの合計82万8,500立方メートルとなっております。

次に、第2期区域の埋立期間についてであります。計画では平成27年度を終了年度としているところであります。最終処分場の新設には多額の建設費が必要であることから、今後とも、適正な埋立てを行い、できる限り埋立期間の延長を図ってまいりたいと考えているところであります。

なお、埋立期間終了の際には、新たな埋立処分場の供用を開始する必要がありますので、適地選定等の作業は適切な時期に進めなければならないものと考えております。

次に、最終処分場の選定についてでありますけれども、焼却残渣等の運搬を考えますと、焼却場との位置関係は重要な選定条件の一つであると認識しております。また、最終処分場は、埋立終了後も長期にわたる排水処理や沈下に対する覆土などを続ける必要がありますので、跡地利用につきましては、その時点での社会情勢や市民ニーズなどを踏まえて対応していくべきものと考えております。

次に、ごみ収集車の火災の状況でありますけれども、直近5年間のごみ収集車の火災件数は、平成18年、19年は各3件、20年、21年は各4件、22年は3件で、合計では17件となっております。また、この火災の主な原因でありますけれども、カセットボンベやスプレー缶、ライター可燃性ガスによるものが17件中16件と大部分を占めております。

次に、スプレー缶などの収集でありますけれども、本市では有害ごみとの認識の下に、他都市と同様に、車両火災を防ぐため、他のごみと区別した排出方法や収集体制を採用しております。具体的には、カセットボンベやスプレー缶は使い切った上で穴をあけたものを資源物として別収集しているほか、使い捨てライターについては、平成21年4月からは、燃やさないごみの日にライターだけを透明袋に入れて出す方法などに変更したところであります。今後も分別、排出の徹底については、市の広報等で市民周知に努めてまいります。

次に、旧国鉄手宮線についての御質問でありますけれども、まず、旧国鉄手宮線の活用であります。これまで小樽雪あかりの路、小樽がらす市、写真展などで利用されてきたところであります。今後についても、これまでの活用に加え、既存鉄道施設を極力残すことにより、小樽の歴史を伝えていく場として、また、中心市街地の観光の拠点として周辺施設と連携した活用を計ることができるように、観光協会など関係団体とも協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、古い建物がある山側の整備でありますけれども、昨年度、旧国鉄手宮線沿線の景観形成のシミュレーションを作成し、さらに、その周辺では文学館・美術館の再整備や旧色内駅ステーションの整備を終えたところであります。現在のところ、当該地における民間の再開発の動きはありませんが、今後、民間の開発を支援する国の補助制度などを活用しての事業化についてさらに研究してまいりたいと考えております。

また、景観を阻害している建物についてでありますけれども、建物が個人の財産であることから、市では撤去できませんが、植栽や塀などにより旧国鉄手宮線側から見えないようにすることについても検討していきたいと考えております。

次に、旧日本郵船裏の整備でありますけれども、昨年度策定した旧国鉄手宮線活用計画では、七つの拠点とそれらをつなぐ散策路を計画しておりますが、旧日本郵船の裏はこの七つの拠点の一つであり、旧日本郵船を近くに感じながら、休憩やさまざまな交流活動ができる広場として位置づけられているところであります。整備については、現在、国費の導入などについて関係機関と協議を行っているところであります。

す。

次に、空き家の雪問題についての御質問でありますけれども、初めに、落雪による事故件数などでありますが、今年度把握している空き家からの落雪による事故は、これまで、物置の損傷が1件、自動車の損傷が2件、雪の重みで倒壊した空き家が3件ありました。また、相談件数は、これまでに63件寄せられており、昨年の14件を大きく上回っております。相談の内容としましては、道路に落雪をした、道路に落雪しそうで危険である、隣の家の屋根から落雪したら建物が損傷するかもしれないので指導してほしいなどあります。

次に、空き家の雪問題に対する認識ということでありまして、御指摘のとおり、人口減少や高齢者の住みかえなどにより、空き家の件数は増加傾向にあります。空き家は、あくまでも個人の財産であり、個人の責任において管理すべきものであることから、行政としての対応には限界があると考えております。また、迅速性が求められる落雪対応において、所有者の連絡先の調査や、死亡している場合の相続人の調査に時間を要したり、所有者の高齢化や金銭的な理由などにより十分な管理が行われないという現状もあり、非常に難しい課題の一つであると認識しております。

次に、今後の空き家の雪問題の対策でありますけれども、落雪パトロールや市民からの通報などにより危険な空き家を把握したときには、建物所持者や関係者への指導、落雪注意の看板の設置による注意喚起などを行っているところであります。しかし、連絡がとれない所有者もおり、今後、これらの所有者に関する情報の収集やパトロールの強化、また関係機関との連携など、それぞれの状況に応じた必要な対応を行いたいと考えております。

いずれにいたしましても、危険な空き家については、雪だけではなく、景観上や防犯上の問題もあり、全国的にも共通の課題であることから、法的な対応などについて、今後、全国市長会を通じ、国に要請していきたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐野治男） 病院局長。

○病院局長（並木昭義） 高橋議員の市立病院に関連した質問についてお答えいたします。

初めに、新市立病院が目指す医療内容についてであります。

新市立病院では、昨年6月に策定いたしました新市立病院計画概要に示しましたとおり、小樽病院の総合的な診療機能と医療センターの専門機能を統合し、より高度で専門的な医療を提供することとしております。がん診療、脳・神経疾患診療と心・血管疾患診療を診療の三つの柱とし、他の医療機関で担うことができない疾患の診療及び地域医療連携の中心的な役割を担ってまいりたいと考えております。

次に、基本設計の概要版やホームページを活用した情報の発信などについてであります。

新市立病院の基本設計業務は、本年2月28日で委託期間が終了し、設計者から成果品が提出されました。今後、3月中旬ぐらいをめどに基本設計のポイントをまとめた冊子、基本設計の概要を両病院や市役所の市民ホールのほか、各サービスセンターでも閲覧できるようにするとともに、広報おたる4月号や病院局ホームページに掲載することにより市民周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、平成22年度の決算見込みについてであります。

平成22年度は、起債許可の条件である平成22年度の不良債務解消に向けて、病院局を挙げて取り組んでまいりました。平成22年度は、整形外科、脳神経外科、精神科で各1名の医師が減り、さらに、9月には小樽病院の内科の医師が、10月には医療センターの心臓血管外科の医師がそれぞれ退職するなど厳しい条件が重なりましたが、基本設計を再スタートし、新市立病院への道筋が見えてきたことにより、医師やスタッフのモチベーションは確実に向上してきたと考えております。

その結果、平成21年度と比較しますと、入院・外来収入においては前年度に比べ2億6,000万円程度の増収となる見込みであり、材料費を差し引いたいわゆる粗利益では約3億1,800万円程度改善できるものと見込んでおります。一方、経費や人件費などの支出面におきましては、給与費では、年度途中での退職者増など増加要素もありますが、定年退職者の減などで8,700万円程度の減が見込まれております。経費においては、出張医確保のための報償費や老朽化した施設の修繕費、重油単価の高騰などによる影響で8,000万円程度の増加が見込まれるところであります。結果として、繰入金の増加分を除く実質的な単年度資金収支は、平成21年度と比較しまして2億円程度の改善が見込まれるものと考えております。

次に、平成23年度の予算案策定の考え方であります。

新市立病院へ向けてスタートした今、まずは、平成25年度までに現在抱えている資金不足を解消しなければなりませんので、病院局としても、一年一年が正念場であることを、各診療科の医師をはじめ、全職員に周知し、予算編成を行ったところであります。

以下、平成22年度予算との比較で申し上げます。

収益につきましては、最近、入院患者の増加傾向が見られること、また、来年度から嘱託医師の増があることなどを踏まえ、各診療科の医師とのヒアリングを行い、入院収益では約1億6,000万円の増となり、薬品等の材料費を差し引いた粗利益では、入院・外来全体で約1億3,000万円程度の増を見込んでいるところであります。

一方、費用につきましては、今年度、思うような削減ができなかったことも踏まえた上で、経費や給与費については必要最低限度の予算を計上することとしましたが、定年退職者が多いことなどから、費用全体で約2億円の増としております。現在、来年度の委託契約に向けて、病院局として全対象業者に対し、現状を説明し、協力の要請をするなど、経費節減の取組を強めておりますので、その効果に期待しているところであります。

なお、一般会計繰入金につきましては、平成22年度との比較では、過去の不良債務解消分等で約6億円の減となるなど、一般会計繰入金全体では約10億円の減額となります。

次に、平成23年度の収支見通しとして、病院改革プランの収支計画との比較についてであります。

改革プランでは、平成23年度は1億5,700万円の単年度資金黒字を予定しておりました。平成23年度予算では、一般会計から繰入金が4億2,000万円ほど増となっておりますが、単年度資金収支では約9,500万円の悪化となる見込みであります。改革プランの収支計画と実績とでは、その前提条件であります医師の体制が違っていることから大きく乖離していることが実態でありますので、今後、改革プランの収支計画を見直してまいりたいと考えております。

次に、新市立病院の起債導入に向けての三つの条件への対策についてであります。

まず、平成22年度中の不良債務の解消であります。先ほど答弁しましたように病院局としても経営努力をいたしましたが、なお不足する2億9,600万円を一般会計から追加繰入れをしていただくことにより、平成22年度末には不良債務解消を達成できる見通しであります。

次に、平成25年度までの地方財政上の資金不足の解消についてであります。平成23年度につきましては今回予算計上しているとおりで、24年度及び25年度につきましては、新市立病院の開院が近づく中で医師の充足も期待できますので、病院局として、より一層経営努力を行い、一般会計からの繰入金を極力抑制する中で解消してまいります。

次に、職員給与の適正化についてであります。

具体的には、自宅に係る住居手当の廃止と医療技術職員に対する医療給料表(2)・(3)の導入という2点であります。自宅に係る住居手当につきましては、昨年(2021年)の第4回定例会に条例改正案を提出し、

議決をいただき、2年間の経過措置はありますが、廃止することが決定しております。医療給料表(2)・(3)につきましては、これまで職員組合との交渉を重ねてきており、近日中に妥結に至ることができると考えておりますので、妥結後、速やかに関係企業管理規程の改正を行ってまいります。

次に、一般会計からの繰出金についての説明についてであります。

平成22年度は、今定例会にお願いしているとおり、追加の繰入れに加え、不良債務解消のための繰入金ピークの年度であることなどから、繰入れ総額が27億3,500万円と大きくその総額のみが報道されるなど、今後も同様の傾向が続くと印象を持たれた市民の方々も多いのではと危惧しております。市民の皆さんに病院事業に対する理解を深めていただくためにも、繰入金の内容や性格についてわかりやすく説明することは大変重要なことでもありますので、今後、市の広報誌やホームページなどを利用してわかりやすい説明に努めてまいりたいと考えております。

次に、起債の予定額についてであります。

新市立病院の現時点での概算工事費は140億円弱であります。その財源としましては耐震化交付金の導入などもあり、起債額については128億円程度を試算しております。また、病院事業債と過疎対策事業債の割合はおおむね50パーセントずつで、それぞれ64億円程度を予定しております。

次に、新市立病院建設にかかわる本市の負担額についてであります。

起債予定額約128億円の元金償還につきましては、交付税で約61億円が措置される見込みですので、これを差し引いた約67億円が本市の実質的な負担で、その内訳は、一般会計が約20億円、病院事業会計が約47億円と試算しております。起債の償還期間は、医療機器が5年から12年、病院の建物は30年となっております。借入条件などはこれから精査が必要ですが、現時点での利息も含めた負担額は、一般会計では、開院後5年までは年間1億5,000万円程度で、その後は年間8,000万円程度となり、病院会計では、開院後12年までは年間2億円から3億5,000万円程度で、その後は1億7,000万円程度になると試算しております。

次に、起債許可までの平成23年度の主なスケジュールについてであります。

起債許可に向けては、基本設計のあらましで概算工事費が示されましたので、2月16日に北海道と正式に起債事業協議を開始したところであります。今後は、新市立病院施設内容や収支計画などについて協議を進め、5月上旬には起債計画書を北海道に提出したいと考えております。その後、9月ごろには起債同意等予定額の通知を受け、速やかに起債許可申請を行い、10月末には起債許可を受け、平成24年3月末に実際の起債借入れを行うことになるものと考えております。

次に、医師確保についてであります。

これまで、大学医局を回るたびに新市立病院の建設に懐疑的な意見をいただくことがありましたが、基本設計が終了し、今定例会に実施設計予算を提出できましたので、私自身、やっとここまで来たかという感じであります。先ほど申し上げましたとおり、近日中に基本設計の概要を作成いたしますので、改めまして、これを持って大学の医局を精力的に回り、新市立病院においては診療環境や医師の教育環境が充実されることを明確に示し、これまで以上に積極的に医師確保の働きかけを行ってまいりたいと考えております。また、看護師確保につきましては、これまでも常時応募可能とし、また、年齢制限の緩和も図っているところであり、引き続き、その確保に努めてまいります。新市立病院になれば勤務環境も大きく改善されますので、より一層PRを強化してまいりたいと考えております。

なお、医師確保、看護師確保のための広報活動を推進するためにも、両病院、病院局のホームページを魅力的なものに充実させ、最大限活用してまいりたいと考えております。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

○副議長（佐野治男） 9番、高橋克幸議員。

○9番（高橋克幸議員） 1点だけ再質問をさせていただきます。

財政問題のところでお聞きしました事業の発注についてであります。

市長から御答弁いただきましたけれども、特に気になるのは、やはり、毎回、改選期というのは、どうしても特に大きな発注が遅れていき、第2回定例会、第3回定例会以降という形になります。今回予算を組んでいただいた発注については、代表質問でも申しましたように、できる限り早期に、重層的に切れ間なくというのが要望でございます。

それで、特にお願いしたいのは、小規模工事について、どうしてもその辺のランクの業者が非常に多いです。春一番の工事というのは、建設業界にとっては非常に大事な時期の工事なものですから、できるだけ多くの業者、多くの会社にいい影響が出るような発注の仕方をぜひ工夫して考えていただきたいと思っております。

以前のような景気のいいバブル時期であれば、ある程度の体力がありましたので、そういうときにはそんなに大きな影響はないわけですけれども、今、公共工事というのは、いい意味で呼び水として期待されているところであります。特に小樽の建設業界については、非常に待たなしの状況だというふうに私は認識しております。任期はもう少しですけれども、市長が退任されるまできちっとした指示徹底を再度お願いしたいということを要望したいと思いますので、市長からもう一度御答弁をお願いします。

○副議長（佐野治男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐野治男） 市長。

○市長（山田勝彦） 今、御指摘いただきましたとおり、工事の発注の関係ですけれども、もう既に先議をいただいた1億5,400万円の事業は、細かい事業ですけれども、約20本ありますので、これは額的に小さいものですから、多分、小規模の事業者が早期に発注できると思っております。

それから、もう一方は、学校の耐震補強の関係、あるいはまた大規模改造等はもう少し大きな事業になりますけれども、これにつきましても、今定例会で補正予算の議決をいただいてすぐ発注できるようになりますから、第2回定例会の議決を待たずに発注できますので、多分、切れ目なく発注できるだろうと思っております。あとは発注方法です。多分、今言ったような事業については、全部、市内企業に発注できますので、一定程度確保できましたので、今、御指摘があったようなことも十分踏まえて早期に発注して、できる限り市内企業のために役立つようなものになりたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○副議長（佐野治男） 高橋克幸議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時40分

○副議長（佐野治男） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐野治男） 19番、佐々木勝利議員。

（19番 佐々木勝利議員登壇）（拍手）

○19番（佐々木勝利議員） 平成23年第1回定例会に当たり、民主党・市民連合を代表して質問いたします。

質問に入る前に、一言、申し述べます。

かつて、日本は、危機的状况に追い込まれながら、一度目は明治維新で、そして2度目は敗戦後の高度

成長で、いわゆる廃墟から復興し経済大国になりました。1961年には、世界に誇れる国民皆保険、皆年金制度が開始し、今年50年の節目の年に当たります。こういう2度の奇跡を経験し、乗り切ってきました。しかし、バブル崩壊の失われた20年間で、次のような課題を一度に抱えた国はないというふうに言われています。人口減少と少子高齢化の同時進行による、年金と社会保障の破綻に現実味が帯びてきました。そして、10年を超える長期デフレとなり、国、地方の債務残高は、年内にGDPの2倍になるとも言われ、もう停滞は許されません。今年こそは、改革を前進させなければなりません。

このような中、市長は、3期12年、今その任期を終えられようとしています。この間、小樽市の抱える課題、難題に真正面から真剣に取り組み、市政のかじ取りとして難局を乗り切り、大きな成果を残されたことは高く評価するものです。よく言います。初めよければ終わりよし、終わりよければすべてよし、本当に御苦労さまでした。

では、質問に入ります。

初めに、財政問題について、平成22年度決算の状況及び平成23年度予算の状況について質問いたします。

まず、歳入の状況についてであります。私は、地方税の構成比が50パーセント以上なのか、それともそれ以下なのか、財政力の強弱を見る上で重要であると考えます。また、地方交付税の構成比が高いと、国の毎年度の諸政策の変更の影響を受けやすくなると考えるからであります。国庫支出金、いわゆる補助金も、毎年度、国の各省の政策変更の結果、増減する。さらに、地方債、いわゆる借金の増発により残高が膨らむと、後のその返済である公債費の構成が高くなるので注意が必要であると考えるところです。

そこで、平成23年度予算における歳入の構成比とその特徴について伺います。

小樽市の財政を考える上で、何といたっても人口動態に留意することが重要であると考えます。住民基本台帳人口が毎年度減少し続け、国勢調査人口も同様に減少していると、財政状況は将来的に厳しさを増すことが予想されます。人口減は、地方税の減収となり、それを補てんすべき地方交付税も人口が測定単位となっているため、基準財政需要額が減少し、普通交付税が減額となります。

そこで、本市の平成23年度における地方交付税への影響について伺います。

次に、市税収入について伺います。

特に、個人市民税では、所得割額の動向が重要であり、その個人所得が安定すると、市町村の財政も安定すると思います。また、固定資産税は、市内の不動産の動向によって大きく影響を及ぼすと思いますが、新年度予算ではどのようになっているか、お答えください。

次に、歳出の状況について伺います。

最近、民間委託や指定管理者制度などの拡大により委託料が増加傾向にあり、また、補助費等は分権改革による国の補助金の地方への一般財源化などで増加しているなどの特徴がありますが、同時にむだもあるのではないかと考えます。

さて、本市の平成23年度予算の科目別内訳を見ると、経費別では、扶助費や建設事業費が増加している一方で、負担金補助及び交付金や維持補修費が減少しておりますが、その理由についてお答えください。

次に、平成22年度決算見込みについて伺います。

先般の提案説明において、市長は、任期最終の年で、一般会計の赤字解消の見込みが立ったと明言しましたが、その内容についてお答えください。

財政問題の最後に、平成23年度予算の総合評価について伺います。

山田市長在任の3期12年は、財政再建を最優先課題とされ取り組まれてきたこととありますが、この間、市民の皆さんや市職員の協力もあり、当初の計画を2年前倒して平成22年度決算で一般会計の赤字解消の見込みが立ったということは大きな評価に値するところであり、この間の市政運営の御苦労に改め

て敬意を表します。

平成23年度予算は、勇退を表明された市長にとって最後の予算編成になりましたが、予算編成に当たり、どのような考え方で取り組んでこられたのか、御見解を伺います。

次に、経済・雇用対策について伺います。

2010年1月から3月期の実質GDP成長率が年率4.9パーセントとなり、リーマンショック後の世界的な景気低迷からの立ち直りが遅れていた日本経済の回復が軌道に乗っていることが明らかになり、また、内閣府や日本銀行の景況判断でもほとんどの地域で持ち直しの動きが見られる旨の報告がなされました。しかし、どうでしょう。実感としては、回復どころか、厳しさは増しているというのが現実とえます。

地方の経済は、好転は期待薄ではあるが、最悪期は脱したとの見方が広がりつつあるともされています。しかし、雇用状況は一段と厳しさを増し、法人住民税の激減など財政面でも厳しい状況に直面し、この難局をどう乗り切るか、自治体にとっても正念場を迎えていると思います。

東洋経済の民間調査によると、2008年から直近までに撤退、廃業(予定を含む)した事業所は全国で1,173事業所、従業員規模は4万5,000人を超えているとのこと。これに伴い、多くの従業員が職を失ったほか、地域経済のかなめとも言える中小企業の回復が遅れていることから、特に高校生の就職戦線は昨年以上に厳しい状況にあります。

こうした事態を受け、国は緊急雇用対策として補正予算を組んで対応を呼びかけています。それに加えて、自治体レベルでも独自の取組を進めている都市が多く見られました。調査では、独自の雇用対策を実施している都市が462と、全体の6割を占め、残りの4割の都市も、国が定めた範囲内での取組は行っているとのこと。独自対策の事例としては、職を失った人や就職できなかった新卒高校生を市の臨時職員として採用、市内に事業所を新增設した場合や失業者を採用した場合に補助金を交付する事例、また、再就職のための教育訓練の実施補助、就職説明会やセミナー、求人情報の提供など多岐にわたっています。

そこで、伺います。

1点目、市内の景況、企業の現況をどのように実態把握していますか。

2点目、この間、市は、独自対策を含めてどのような雇用対策に取り組んできましたか、伺います。

次に、急速に進む少子社会の問題です。

我が国の合計特殊出生率は、2005年には1.26と過去最低を更新するとともに、人口も2004年をピークとした後、減少に転じ、人口減少社会が現実のものとなりました。2006年から2008年の合計特殊出生率は、前年を上回っていましたが、2009年は、前年と同様、1.37と横ばいとなっているなど、依然として低い水準にあり、長期的な少子化の傾向が継続しています。また、2006年に発表された国立社会保障・人口問題研究所、日本の将来人口、平成18年12月推計によりますと、現在の傾向が続くとすれば、50年後の2055年には、我が国の人口は9,000万人を割り込み、1年間に生まれる子供の数が現在の半分以下の50万人を割り、高齢化率は40パーセントを超えるという厳しい見通しが示されています。

さらに、これによる人口構造の変化を見ると、現在、1人の高齢者を3人で支えている騎馬型の構造になっているものが、少子高齢化が一層進行する2055年には、1人の高齢者を1人で支える肩車型の構造になると想定されています。若者が少なく高齢者が多い社会は、いびつで活気に乏しく、経済力も衰えていく。長期的に見れば、少子化は民族の存亡にもかかわる重要な問題であると言われています。

1.57ショックとして出生率の低下が社会問題として取り上げられたのが1990年、それから20年近くがたち、少子化対策、子育て支援策は、種類、量ともに今広がりを見せています。対策の中心的担い手は、地方自治体と言われています。各地の取組は、実にバラエティー豊かです。例えば、子供を産む基礎となるカップルがいない地域では、自治体が出会いの場を提供していることもある最近の婚活の支援策です。ま

た、そもそも若い世代そのものが少ない地域では、移住促進等に取り組む事例もあります。子育て支援を中心にまちづくりをし、若い世代に魅力的な地域とすることで外から人を呼び込み、人口を増やしていこうとする試みです。この場合、子育て支援は、福祉施策にとどまらず、さまざまな施策に結びつくこととなります。

そこで、次の点について伺います。

1点目、小樽市の人口は、先ほどの2010年国勢調査速報値によると13万1,970人で、2005年の国勢調査14万2,161人と比べると1万191人の減です。過去最大の減となります。

そこで、お伺いします。

この人口減の要因と問題点をどのように押さえていますか。

次に、手をこまねてはいられません。今後の人口増に向けた対策をどのように考えていますか。

3点目に、小樽市の合計特殊出生率は1.04と聞きます。少子化の原因と少子化対策についてお示ください。

4点目、市のこれまでの子育て支援策と今後の取組についてもお示ください。

次に、急増する生活保護についてです。

厚生労働省によると、2010年7月、生活保護を受けた世帯の数は138万9,749世帯で、過去最高を更新し続けています。受給者は、192万3,898人で、1955年度以降となる190万人台を2か月連続で記録したとされています。増加の要因の一つは高齢化、そして被保護世帯数は、1990年代半ばには減少から増加に転じたが、当時は約25万人だった65歳以上の世帯が、2008年度には50万世帯超と倍以上に増えました。さらに追い打ちをかけたのが、2008年秋のリーマンショックに端を発した雇用情勢の悪化でした。完全失業率は5パーセント前後が続き、失業や減収で生活苦に陥った働ける年齢層が毎月2ないし3パーセントずつ増加、被保護世帯全体でも月1万世帯も増加傾向が続いています。

国と地方を合わせた保護費の総額は2008年度2兆7,000億円、10年前と比べて6割に増え、自治体からはこのままでは財政がパンクするとの悲鳴が上がり始めました。財政難を背景に、19の政令指定都市でつくる指定都市市長会は、2010年10月、働ける年齢層について受給に一定の制限を設ける期限つき保護を国に提案、各自治体では保護世帯を支援するケースワーカーが不足し、不正受給者や保護費を食い物にする貧困ビジネスへの対策が遅れがちになる悩みも抱えていると言われます。

一方で、日本の生活保護制度は、貧困層全体をカバーできていないとの指摘もあります。厚生労働省は、同4月、生活保護基準以下の所得しかないのに保護から漏れている世帯を最大229万世帯と推計しています。また、日本弁護士連合会は、ドイツや英国と比べて低所得者のカバー率が極端に低いとして、周知不足などの問題を上げています。入りやすく出やすい生活保護は長年の課題とされてきたところです。困窮者の実態を把握した上で、ハローワークなどと連携した実効性のある就労支援が求められていると思います。

そこで、伺います。

まず、小樽市の生活保護の現状について詳しく御説明をお願いします。

次に、増加する生活保護受給者への取組、困窮者の実態把握と実効性のある支援策についてお示ください。

次に、貧困にあえぎ、追い込まれた人をさらに食い物にすることで社会問題化している貧困ビジネスについて問題提起します。

貧困ビジネスとは、反貧困ネットワークの湯浅誠事務局長によって、貧困層をターゲットにしていて、かつ、貧困からの脱却に資することなく貧困を固定化するビジネス、だれにも頼れなくなった存在の、そ

の寄る辺のなさにつけ込んで利潤を上げるビジネスと定義されています。

例えば、貧困層が当座の生活費のために、日・週払いの仕事を求める。その中で、電話やメールで集められて単純労働を行う。ワンコールワーカー、いわゆる日雇い派遣に追い込まれると、高額なマージン、利ざやや手数料や違法性のある天引きによって低賃金を余儀なくされ、交通費すら支給されず、多重派遣、偽装請負の扱いにされることもある。家賃の連帯保証人探しに困って保証人紹介ビジネスに頼れば、紹介料を渡しても保証人が紹介されなかったり、多重債務者同士で相互保証させられたり、保証人の個人情報 が転売されたりする。敷金、礼金不要のゼロゼロ物件を借りる予算しかなければ、家賃の滞納をきっかけに、追い出し屋によって督促状の掲示、家、財産処分、かぎの交換などの違法な行為が行われ、かぎ出張交換料、高額な遅延損害金、違約金、退去時の現況復帰費用などを支払わされたりする。一方、無料低額宿泊所に入居すれば、住環境は劣悪で、管理を口実に生活保護費が奪われ、困り屋の被害に遭うこともあるとされており。また、紹介屋は貸金業者、弁護士を違法に紹介し、整理屋は債務整理を違法に行ったり、債務整理を請け負ったふりをしたりする。しかし、実際には、債務は放置される。買い取り屋は、クレジットカードのショッピング枠で買い物をさせ、買取り、返品により現金化することをうたうが、その商品に難癖をつけ、さらに買ったとき、現金を渡さず、借金ばかりを押しつけたりする。また、同様にカードを利用した手口で、レンタル店でありながら買取りをうたい、商品を買わせるレンタル店も存在すると言われている。さらには、生活保護受給者に支払われる医療扶助を利用し、診療報酬を不正に得る医療機関も続出したと言われます。

被害拡大を防ぐために、国は、まず、規制強化への動きがある労働者派遣法自体も改正方向への動きが見られます。また、2010年6月、改正貸金業法が完全施行され、無理な貸付けや多重債務者の増加を防ぐことになりました。厚生労働省は、2009年、無料低額施設などのあり方に関する検討チームを設置して、2010年度から優良施設に対して運営費の助成を行うという試みも開始しました。

しかし、問題は、経済復興や雇用促進、労働環境の改善、社会保障のあり方などによって貧困問題自体を解決しない限り、次々と新たな貧困ビジネスが生み出されかねないと考えます。

そこで、伺います。

市は、この種の貧困ビジネスによる被害拡大防止のためにどのようなことを考えることができますか、お聞かせください。

次に、教育環境、開かれた学校について考えてみたいと思います。

この四半世紀、開かれた学校づくりをテーマとして、我が国では次のようなさまざまな試みが進められてきました。

一つは、学校施設・設備の開放を進める。事例としては、校庭開放、体育館開放、特別教室開放、余裕教室開放などです。

二つ目に、学校施設の複合化を進める。事例として、複合施設や複合ビルを建設し、学校や地域施設、図書館、集会室、社会教育会館、保育所、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、デイケアセンター、温水プールなどを同居させる。

三つ目に、地域人材の活用を図る。事例として、人材バンクを設ける。ボランティア団体と提携する。学校サポートネットをつくる。学校支援NPOと連携する。大学と連携し、学生が学習サポートスタッフを務める。学校と地域との橋渡しをする民間企業の活用を進める。

四つ目に、地域資源を活用する。事例として、職場体験学習を進める。地域の伝統芸能や文化遺産に触れ、楽しむ学習を進める。

五つ目に、インターネットやテレビ会議システムを活用し、国内の遠隔地の子供や海外の子供と交流す

る教育を進める。

六つ目に、学校運営や学校管理に保護者、地域住民などが参画する。事例として、学校評議員制や学校運営協議会などを設置する。

七つ目に、学校教育と地域教育との連携協力・協働関係を築く。事例として、地域教育分野のNPOとの連携を進める。教育プラットフォームを築き、社会教育との連携を進める。不登校の子供たちの居場所づくりとネットワークの連携を進める。親の支援、子育て支援ネットワークの連携を進めるなどです。

こうして見ていきますと、当初、学校開放という用語を用い、日曜日など子供不在の時間帯、学校施設の設備の有効活用を意図して進められた開かれた学校づくりは、それ以外の方面への多様な展開を見せているというふうに考えます。今後、学校と地域との協働関係の未来はどのような学校像になるのか、考えてみたいと思います。

ここに、OECDの教育改革に次のようなシナリオが提示されたものがあります。現状維持型、強固官僚的の学校制度を維持する市場モデルの拡大。二つ目に、再学校化、社会の中核的センター、学習組織の中心的なそれぞれの学校。三つ目に脱学校型、学習者をネットワークと社会、そして教員の集团的移動。私は、これまでの流れから、再学校化、社会の中核的センターの方向に行くのではないかと思います。我が国の開かれた学校は、今後どのように展開していくのか、教育長の所見を伺います。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○副議長（佐野治男） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐野治男） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

○市長（山田勝磨） 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政問題に関して、まず、平成23年度一般会計予算における歳入の構成比とその特徴であります。構成比率の高い順から申し上げますと、地方交付税が27.6パーセント、国庫支出金と道支出金を合わせて25.6パーセント、市税が25.4パーセント、市債が7.4パーセント、以下、諸収入などとなっております。この比率と順位は平成22年度当初予算でもほぼ同じ状況となっております。

なお、これらの構成比の特徴について、平成21年度決算を基に道内主要都市の平均と比較してみますと、歳入全体のうち市税が占める割合が3割に満たないのは共通しておりますが、本市は市税よりも地方交付税の占める割合が高いのに対し、主要都市平均では市税の割合のほうが高く、本市の交付税依存度の高さが大きな特徴となっております。

次に、人口減少による地方交付税算定への影響であります。地方交付税のうち、普通交付税の算出基礎となります基準財政需要額は、土木費や教育費といった各行政項目ごとに定められる単位費用、いわゆる単価に、例えば人口でありますとか道路の延長、面積などといった測定単位を乗じ、さらに自治体ごとの自然的・社会的条件の違いにより生じる影響を是正するための補正係数を乗じたものを積み上げて算出いたします。このため、単純に考えますと、議員の御指摘のとおり、人口減少は基準財政需要額の減額要因となり、ひいては普通交付税の減額要因にもなるものと考えられますので、平成23年度の普通交付税の積算に当たりましては、過去の例などを参考に、一定程度、その影響なども勘案して計上したところであります。

次に、新年度予算における個人市民税と固定資産税の見込みであります。個人市民税については、長引く景気低迷の影響などから個人所得の減少傾向が依然として続いておりますので、前年度当初予算と比較いたしますと、均等割額で3.2パーセントの減、所得割額で1.6パーセントの減、個人市民税の現年課税

分全体では1.7パーセント減の43億1,640万円を見込んでおります。

次に、固定資産税であります。まず、土地については、市況の低下に伴う不動産取引の低迷が価格に影響を及ぼしており、依然として下落傾向が続いている状況にありますので、前年度当初予算と比較し5.6パーセントの減と見込み、家屋については、新增築による増加が見込まれることから1.7パーセントの増、それらに償却資産を含めた固定資産税現年課税分全体といたしましては、0.6パーセントの減の56億2,160万円を見込んでおります。

次に、平成23年度一般会計予算における経費別歳出の主な増減理由であります。平成23年度は改選期であり、骨格予算として編成いたしましたので、単純には比較はできませんが、前年度の当初予算と比較して増加している主な項目といたしましては、扶助費が子ども手当及び生活保護費の増などにより約4億3,500万円、建設事業費が小・中学校の校舎耐震補強及び大規模改造事業の実施や臨時市道整備事業費の増額などに伴い4億9,400万円、それぞれ増加しております。また、減少している主な項目といたしましては、負担金補助及び交付金が介護基盤緊急整備特別対策事業費交付金や北しりべし廃棄物処理広域連合負担金の減などにより3億1,700万円、維持補修費は、除排雪経費の一部について、第2回定例会以降の補正予算で対応することとしたことなどにより8億4,900万円、それぞれ減少しております。

次に、平成22年度の決算見込みにおいて、一般会計の累積赤字解消の見込みが立った理由であります。まず、このたび提案いたしました最終の補正予算におきまして、市債や地方譲与税などについて増額計上ができ、一方で、公債費や職員給与費について減額計上できたことなどから、病院事業会計への追加繰出しを行っても形式計上していた雑入をすべて減額することができ、補正後の予算上、実質的にも収支均衡とすることができたところであります。

また、除雪費予算等の追加計上に係る財源としましては、国庫補助金と緊急的に水道会計からの借入金で対応することといたしましたので、今後、例年どおり一定程度の歳出における不用額を見込むことができますので、22年度決算における黒字化は確実にできたと考えているところであります。

次に、平成23年度の予算編成の考え方ですが、23年度は改選期でありますことから、義務的経費や継続的な事務事業に係る経費を中心とした骨格予算としながらも、行政の継続性を踏まえ、経済・雇用対策に係る予算計上にも可能な限り努めたところであります。今回は、私にとりまして12回目の、そして最後の予算編成となったわけですが、作業に当たりましては、新規事業を含め、政策的な予算につきましては、可能な限り新しい体制の下で御判断いただくこと、また、できる限り一般会計の赤字解消を確実にすること、さらには、第2回定例会以降に活用できる財源を少しでも確保することなどを念頭に置いて進めたところであります。

結果として、22年度決算での一般会計の黒字化の見通しは立ちましたが、地方交付税等の減少が見込まれる厳しい財源見通しの中で、ソフト事業や補助事業を中心に一部の予算計上は見送ったものの、既に計画にある事業や懸案事項などもあり、それらを含めた財源確保には大変苦慮したところであります。一方で、一般会計において、22年度からの一定程度の繰越金を見込めることや地域経済活性化等推進基金や小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金に、合わせて約1億8,000万円近くの資金を残すことができましたので、現状の中では、できる限りの財源の留保はできたのではないかと考えております。

次に、経済・雇用対策についての御質問でありますけれども、初めに、市内の景況はどうかということですが、まず、市内の昨年の倒産状況につきましては、件数は14件、金額は192億9,000万円となっております。

また、市内の経済状況は、小樽商工会議所の第3・四半期の経済動向調査結果によりますと、業況、売上げ、採算の各DIはマイナス水準にあるものの、引き続き回復傾向にあると言われておりますが、ハロ

ワークによる1月の小樽管内の有効求人倍率は0.41倍と低迷しており、北海道信用保証協会による代位弁済金額が高い水準で推移するなど、多くの企業が消費の低迷や受注の減少などによる業況の悪化に苦慮しており、依然として厳しい状況にあると認識しております。

次に、小樽市の雇用対策でありますけれども、平成22年度は、既に事業を実施中でありますが、小樽市独自雇用対策事業として児童生徒用いす補助事業など7事業、国の雇用創出事業を活用して行った緊急雇用創出推進事業として外国人観光客おもてなし推進事業など16事業、ふるさと雇用再生特別対策推進事業として若年者就職前実践力向上支援事業など5事業に取り組むほか、新規高卒者の市内企業への就職を促進するため、新規高等学校卒業者雇用奨励金を創設したところであります。また、23年度は、緊急雇用創出推進事業として介護雇用プログラム推進事業など21事業、ふるさと雇用再生特別対策推進事業として若年者就職前実践力向上支援事業など2事業のほか、引き続き、新規高等学校卒業者雇用奨励金を予算計上し、雇用対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、少子化ということで何点か御質問がございましたが、まず、本市の人口減少の要因と問題点でありますけれども、人口減少については、さまざまな要因が複合的に関係しているものと考えられますが、長引く地域経済の低迷と、これに伴う事業所数の減少や有効求人倍率の低迷に見られる厳しい雇用環境による人口の流出、また、特に若年者の流出による子育て世代の減少と出生率の低迷、高齢化に伴う死亡者数の増加が主な要因と認識しております。また、問題点としては、働く世代の減少による税収の減少や消費の落ち込み、少子高齢化の進行による社会保障費の増加など、人口減少とこれに伴う人口構造の変化によってまち全体の活力が低下することが考えられます。

次に、今後の人口増に向けた対策でありますけれども、我が国全体が人口減少社会の中にあって、今後、本市が人口増加に転じることは、人口動態から現実的には考えにくいことであり、まずは人口減少に歯止めをかけることが大事であると考えております。人口対策には特効薬はありませんが、産業振興策による既存企業の活性化や起業支援、新たな企業の誘致を進め、地域経済の振興によって雇用の場を維持、創出し、特に若年者の流出をとめることが重要であると考えております。また、これに加え、医療をはじめとする生活環境の整備や子育て支援のほか、移住促進などの取組を総合的に、かつ着実に推進していく必要があるものと考えております。

次に、少子化の原因と少子化対策であります。少子化の原因には、主に結婚、出産に対する価値観の変化による未婚化、晩婚化の進行、仕事と子育てを両立できる環境整備の遅れ、経済的不安定の増大、子育てに対する負担感の増大などがあると言われております。

本市においては、これらのほか、先ほど申し上げました若年者の流出による子育て世代の減少が大きな要因と考えております。少子化は、全国的な課題であることから、根幹となる少子化対策については、国が中心となって推進していく必要があると考えておりますが、市といたしましても、長期的視点で子供を産み育てやすい環境の整備、いわゆる子育て支援を進め、子供を産み育てる世代の定着を図ることが重要であると考えております。

次に、これまでの子育て支援策であります。主なものとして、新赤岩保育所の建設、延長保育や休日保育、産休明け保育の実施・拡充など、各種保育サービスの充実をはじめ、地域子育て支援センターの開設、杜のつどいが実施する杜ひろランドの開催など、専業主婦家庭への子育て支援に努めてまいりました。このほかにも、放課後児童クラブの拡充や小樽公園こどもの国ゾーンの再整備、こんにちは赤ちゃん事業など、広く子供を産み育てやすい環境の整備に取り組んでまいりました。また、今後の取組でありますけれども、現在、国で子ども・子育て新システムの検討がなされておりますので、その動向も見ながら進めていく必要があるものと考えております。

次に、生活保護についての御質問でありますけれども、本市の保護率は、平成7年度を境に増加を続けており、平成23年1月では3,795世帯、5,420人が保護を受給しており、保護率は40.9パーミルとなっております。

また、生活保護受給者への支援でありますけれども、被保護者の年金の受給漏れが生じることのないよう、昨年4月には社会保険庁OBを年金相談員として配置し、本年1月からはハローワークOBの就業指導員を1名増員して2名体制とし、よりきめ細かい就労支援を行っております。さらに、本年4月からは、被保護世帯の抱えるさまざまな問題に対応するため、社会福祉士などの有資格者2名を自立支援員として配置し、経済的自立だけではなく、社会的自立を支援することにしております。

最後に、貧困ビジネスの被害拡大防止の取組でありますけれども、貧困ビジネスの被害は、点検商法など一般的に言われる悪質商法とは違い、救済措置などの整備がされていないことから、消費生活相談業務で対応、処理することが困難な手口であり、違法性のあるものは捜査機関にゆだねられることとなります。しかしながら、その被害は、利用実態が把握できないヤミ金融と同様に、利用者本人からの被害届等がほとんどなく、その被害の解決を難しくしている実態にあると聞いております。

このような現状にあるため、被害防止を図ることは難しい状況にあります。都市部において、貧困ビジネスの対象が生活保護費等に向けられていることから、国において規制強化の検討がされておりますので、今後、その動向を見ながら、警察などの関係機関・団体と連携し、情報の共有化を図ってまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(佐野治男) 教育長。

○教育長(菊 讓) 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

開かれた学校づくりについてであります。御承知のように、平成18年、新しい時代の教育理念を示した教育基本法の改正によって、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力が明記されたところであり、これまで長きにわたって我が国の学校が取り組んできた重要なテーマでもあります。当初は、学校開放という形で、夜間や休業日など児童・生徒が不在のときに学校施設を有効に利用することを意図していたものであります。今日では、学校が家庭や地域社会と連携協力して保護者や地域住民の信頼にこたえる学校運営を進めていくことに重点が置かれ、多様な展開を見せております。

これまで、開かれた学校にかかわる試みにつきましては、佐々木議員からお示しいただいたところでありますが、それらを三つに大別いたしますと、まず第1に、学校運営への保護者や地域住民の参画であります。これは、保護者と教職員、学校と地域の相互理解が教育水準の向上に必要な不可欠であるとの認識に基づくものであります。具体的な取組としては、平成12年に導入された学校評議員制度や、平成20年の学校教育法改正による学校評価の実施、学校運営にかかわる情報の積極的な提供などが挙げられます。

本市におきましては、第2次の小樽市学校教育推進計画の重点目標5の信頼にこたえる学校づくりにおいて、開かれた学校づくりの推進を掲げており、学校評価の適切な実施や学校評議員制度の活用を推進しております。また、各学校においては、評価結果などを含めた情報を学校だよりでお知らせするだけでなく、ホームページからも発信しております。

第2は、地域人材や地域資源の学校教育への活用であります。これは、平成8年に生涯学習審議会が文部大臣に答申した生涯学習機会の充実方策についての中で、地域社会の教育力の活用として提言されております。

本市でも、体験的な活動の充実を掲げ、身近な地域での体験活動や地域ボランティアなどを積極的に活用することにより、地域を理解する教育活動を進めているところであります。

その三つ目は、これまでも行われてきましたが、学校の施設や設備を地域社会に開放し、地域住民の交流の場としての活用であります。生涯学習審議会の提言でも取り上げられておりますが、生涯学習の視点から、地域における学習機会の拡充を図る上からも、施設の積極的な開放が求められております。

本市では、学校施設のスポーツ活動開放事業や教室等文化開放事業のほか、地域のスポーツ少年団などの活動にもグラウンドや屋内運動場を提供しております。もとより、学校が家庭や地域社会と連携協力しながら学校運営を進めていくことは、教育の質的な向上を図る上からも大変重要なことでもあります。今後、学校と地域がさまざまな協働関係を模索し、地域の特性なども取り入れながら開かれた学校づくりに向け、さらに多様な展開を見せてくれるものと考えております。

いずれにいたしましても、開かれた学校の大きな目的は、我々の学校という意識を保護者、そして地域の人々に育て、教育の責任を学校とともに分担し、共有を図ることです。そういった意味で、教育委員会といたしましても、さまざまな形で支援し、地域社会における開かれた学校づくりに努めてまいります。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○副議長(佐野治男) 19番、佐々木勝利議員。

○19番(佐々木勝利議員) 詳細については、この後の委員会等でやりたいというふうに思いますので、終わります。

○副議長(佐野治男) 以上をもって、会派代表質問を終結し、本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 3時40分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 見 楚 谷 登 志

副議長 佐 野 治 男

議 員 中 島 麗 子

議 員 井 川 浩 子

議事参与事務局職員

事務局長	小原正徳
庶務係長	島谷和夫
書記	相澤幸
書記	小林由美子
書記	高野香織

事務局次長	佐藤正樹
調査係長	関朋至
書記	木戸智恵子
書記	佐藤誠

開議 午後 1時00分

○議長（見楚谷登志） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、濱本進議員、林下孤芳議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第15号、第20号ないし第35号、第38号及び第39号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 1番、秋元智憲議員

（1番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

○1番（秋元智憲議員） 平成23年第1回定例会に当たり、一般質問をいたします。

質問に入る前に、3期12年にわたり財政の健全化に取り組み、平成22年度決算見込みでは、当初計画より2年前倒しで赤字解消を達成し、改めて12年間の御苦勞と強いリーダーシップに敬意を表するものです。本当に御苦勞さまでした。

それでは、質問に入りたいと思います。

初めに、買物弱者について質問いたします。

少子高齢化や流通機能の低下などにより、食料品等の日常の買物が困難な状況に置かれている方々を買物弱者と呼び、最近、マスコミ、新聞などでも取り上げられることが増えております。

経済産業省は、昨年、近隣の商店街の衰退や交通手段の不足によって、日常の買物が不自由になっている高齢者の買物難民が全国で約600万人に上ると推計し、全国的にインフラ整備が進み、物資も豊富な我が国において、こうした問題がなぜ生じているのか、買物弱者の現状を検証し、解決に向けた取組について、2010年5月に、経済産業省の商務流通グループ流通政策課が、地域生活インフラを支える流通のあり方研究会報告書として取りまとめ、公表いたしました。

この報告書では、車の運転ができず、家族の支援も得られずに食品などの買物に困る高齢者らを買物弱者と位置づけ、過疎地域だけでなく、大都市近郊の団地などでも深刻化していると指摘しております。医療や介護のような公的制度が整備されていないことも踏まえ、社会的課題として対応することが必要とし、支援策としては、宅配サービスや移動販売、交通手段の提供などを挙げ、民間で採算がとりにくい地域では、自治体の補助や公的施設の活用も提言しております。

先月、2月9日には、平成22年国勢調査の速報集計結果が発表されました。本市の人口は13万1,970人で、平成17年の調査と比較すると、1万191人、7.17パーセントと大幅に人口が減少し、世帯数では、5年間で2,700世帯、4.47パーセントの減少との結果が示されました。

また、住民基本台帳による65歳以上の人口は4万1,646人で、全体の31.39パーセントとなっており、高齢化は顕著に表れています。

このような状況の中、市民と対話を重ねていくと、自分自身が買物弱者の不安を抱える高齢者の方が予想以上に多いことを感じます。

先日、ある町内での懇談会の折、長年買物をしてきた近所の商店が閉店してしまい、今後の日常生活に対する不安を伺いました。今までは何とかその商店まで歩いて通っていたそうですが、山坂が多い地形で、特に冬は除雪をする近所の方までもが高齢化で除雪が行き届かず、なかなか外にも出られない。大型スーパーなどへはなかなか買物に行くことができず、買物をしたとしても、その荷物を運ぶことさえままならないという状況で、近所の商店がなくなった場合、これからどう食品や日用品を買っていいかと心配して

おりました。

また、ある方は、昨年、奥様が病気で亡くなり、約1年ひとり暮らしをしているそうです。要介護認定は要支援1で、このことだけを聞くとまだまだ大丈夫かと感じましたが、数年前に目の手術をしており、特に雪のある時期は段差などが見えにくく、また、玄関を出ると急な坂が続いております。現在、買物は、地方から妹さんが、週に1度、小樽に来て買物をしてくれるそうですが、妹さんも高齢なためにいつまで続けられるか不安だと伺いました。

小樽市として、こうした買物弱者と呼ばれる方々の不安を少しでも解消するために、ぜひ早急に対策をするべきだと思います。この問題への対応は、買物弱者対策にとどまらず、将来、安心して暮らせるまち小樽と言われる一つの重要なポイントであるからです。

現在、自治体やNPO法人、商店街や商工会などが中心になり、さまざまな支援策を講じておりますし、経済産業省の買物弱者対策に係る事業に対して補助が行われておりますが、まず、この事業に選ばれた団体や事業内容を把握しておりましたらお知らせください。

また、小樽市としてこの事業に対する認識と、この補助事業に応募した事業者、団体があったのかについても伺います。

自治体の取組として、茨城県常陸太田市では、高齢者のみの世帯が宅配、買物代行サービスを利用する際、宅配1回につき100円を助成、週3回を限度にし、予算は平成20年度実績で14万3,500円、回数にすると1,435回分の制度利用があったそうですし、大分県大分市では、日常的な買物に苦勞している市内5団地で、月1回、朝市を業者に委託して開催し、平成21年度の予算は1,600万円と、それぞれ地域に合った取組をしております。

そこで、小樽市が現在買物弱者の人数をどう把握しているのか、また、対策についてどのように考えられているのか、伺います。

市内の商店街や団体、事業所などで、買物弱者対策までいかなくとも、宅配などの取組をしているところは、何件、若しくは何団体あるのか、わかりましたらお知らせください。

そして、今後、対策を講じる上でぜひお願いしたいことは、町会長などへのアンケートと、モデル地区を決めてアンケート調査を実施してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、商店街や団体との連携はどう考えられるのか、お答えください。

市では、これまで商店街等の活性化を目的にさまざまな補助事業を行ってきたと思いますが、その内容や効果、課題についてもお知らせください。

市内の商店街では既に買物弱者対策への模索をしているところもありますので、早急な対応をお願いいたします。

次に、空き家対策について質問いたします。

昨日の代表質問でも、我が党の高橋議員より、空き家の雪問題についての質問がありましたが、若干観点が違いますので、質問をさせていただきます。

今年の冬は、例年に比べ積雪が多く、市内どこを歩いていても雪かきに追われる市民の姿を多く見かけました。また、どこへ行っても話題になるのは雪の話であります。特に、高齢者には大変な作業であり、何とか雪かきをしても、雪を捨てる場所がないという状況で、大変に皆さん御苦勞されておりました。

しかし、悪いことばかりではなく、一つ気づいた部分があります。それは、夏場ではなかなか気づかない部分ですが、その一つが空き家の多さです。玄関や家の周りは雪で覆われており、屋根の上も1メートル以上の雪が積もっている家は何軒もありました。落雪や倒壊などの危険を感じる家も想像していたよりたくさんあることに驚きました。以前から相談を受けていた空き家の件では、隣の家が数年前から

空き家になっており、既に半壊状態で、屋根は崩れ、家の中まで見えるという状況です。周辺の住民からも、倒壊や放火、風の強いときには木片などが飛んでくるなどの被害もこれまで何度となく起こっていると伺いました。市内でも、こうした例は少なくないのではないのでしょうか。

これまで担当課より家の所有者へ対策などの指導を何度もしていただいたのですが、一向に問題は進展しません。こういった空き家、廃屋の問題として心配されるのが、放火による火災や自然倒壊の危険、台風や強風時の木片等飛散によるけがなどの災害、ごみの不法投棄、不審者や非行少年のたまり場になりかねない防犯上の問題、飼い主のいない犬、猫のねぐらになるなどの衛生上の問題、周辺地域の景観上も悪影響などが挙げられます。しかし、土地、建物が個人の所有している財産であるために、地域から苦情があっても行政の打つ手が限られているのが実態であります。市内において確実に空き家の数が増えているのを実感いたします。

そこで、現在、市内には何件の空き家が存在し、そのうち、倒壊するおそれのある件数と苦情、相談が過去5年間で何件寄せられているのか、お聞きいたします。

また、空き家の調査方法についてもお知らせください。

建築基準法第10条には、保安上危険な建築物等に対する措置として、著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める建築物に対しては、除去等を含めた改善指導を行うことができるとありますが、これまでの本市における著しく危険な家屋に対する改善指導の状況とその成果についてお知らせください。

総務省の2010年住宅・土地統計調査によると、空き家は約757万戸で、総住宅数の一戸建ての割合は約33パーセントに上っています。全国の自治体では、新たな借手確保のために、空き家物件の情報を提供するなど、有効活用への道を模索している状況で、本市においても、平成21年12月15日より施行された空き家・空き地バンク制度を実施しております。この設置要綱には、第1条、この要綱は、空き家・空き地バンクを設けることにより、市内における空き家及び空き地の有効活用を通して、まちなかにおける居住又は商業活動による中心市街地の活性化、住み替えによる住環境の改善及び市内への定住、二地域居住等の促進を図ることを目的とするとあり、有効活用が記され、この制度の運用次第では、空き家が廃屋になる過程を鈍化させることにもつながり、有効な施策だと改めて感じております。施行より1年が過ぎ、利用状況でこれまでの登録件数、成約件数と課題についてはどう分析しているのか、お知らせください。

本市の空き家バンクへの登録件数増や制度周知の工夫はこれまで以上に必要だと思いますが、登録件数増加策、周知方法での新たな取組を考えていましたらお知らせください。

空き家バンク登録数を増やすため、補助事業を活用しての空き家調査や所有者への意向調査の実施に加え、町内会長の協力を得て、空き家情報の収集を呼びかけるなどすることも考えられますが、このような取組は本市としてできないものなのか、御所見を伺います。

最後に、保育所の入所基準について質問いたします。

先日、市内に住む方からお手紙をいただきました。手紙を抜粋して紹介いたします。

我が家は、夫婦と、保育所に通って今年4月に年長組になる娘の3人家族です。7月にはもう一人子供が増える予定です。今は、夫婦2人で働き、やっと生活ができています。出産にすると当たって、本来は、仕事をやめず産後に職場に戻りたかったのですが、パート勤務のため産休がなく、人員もぎりぎりの職場のため、迷惑をかけてしまうので6月に退社することになりました。娘がどれぐらい保育所に入っているのか確認すると、産前産後1か月ずつと求職期間の2か月ということでした。今、新卒者の就職も決まりづらい時代で、小さい子供がいる母親が仕事を見つけるのは本当に難しいのです。このままでは、卒園式を迎える前に退所しなくてはなりません。どうか、産後の期間の延長及び求職期間の延長を市で検討

していただきたいのですという切実な内容でした。

私もわからないことが多い分野でしたので、すぐ担当課長にお話を聞くと、相談者の方と担当課との間で若干誤解があり、正しくは、出産予定日の属する月とその前後1か月の3か月、それと、求職期間については、原則2か月、最長だと3か月で、この方の場合ですと最長トータルで6か月の期間が該当することです。

そこで、この説明を受けているときに感じたことですが、出産予定日が属する月の生まれた日が月初めの子と月末の子とでは保育所の利用期間に最大約1か月の差があり、求職活動ができる期間もその分短くなるため、月末に生まれた子のほうが不利な条件になってしまいます。生まれた日によってなぜこのようなケースが出てくるのか疑問ですが、今後、妊娠、出産を理由とする入所期間については、この月単位の設定を変更し、出産予定日を起点とする方法をとるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、このような問い合わせや相談を受けたことはこれまであったのか、このケースのような事情で退所に至るケースがあったのかについても伺います。

求職期間の2か月というのはいかなる基準で決められたのか、また、この期間の延長などについては今後見直すお考えはあるのか、お知らせください。

人口減、少子高齢化が叫ばれる中で、子供を安心して産み育てられる環境づくり、高齢者が安心して暮らせるまちをつくるために、今後、財政的な措置も必要になってきますが、それだけではなく、小さな声を聞き改善することで安心につながることもあると思いますので、ぜひ、今後とも、市民の声に敏感に反応できる小樽市を目指し、小樽なら安心して暮らせると言われるような政策を実行していただくことをお願いし、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

○市長（山田勝麿） 秋元議員の御質問にお答えいたします。

初めに、買物弱者対策についての御質問でありますけれども、まず、経済産業省の買物弱者対策支援事業についてであります。採択された事業数は、全国で48件、うち道内4件であります。

事業内容については、大きく三つに分けられておまして、一つ目が、身近な場所に店舗をつくることで、愛媛県大洲市の愛媛たいき農協が自治会と連携し、空き店舗を改装してミニスーパーを運営する事業などです。二つ目が、自宅に商品を届けることで、道内小清水町のAコープこしみずが商工会と連携して、高齢者の安否確認を含めた移動販売及び宅配を行う事業などです。三つ目が、自宅と店舗を結ぶ送迎手段の確保で、埼玉県秩父市の秩父丸通タクシーが、商店街振興組合と連携し、中山間地域から中心市街地商店街までのデマンド型乗り合いタクシーを運行する事業などです。

次に、この事業に対する認識等ですが、本市は、高齢化率が3割を超え、周辺部の商店などが廃業などにより減少し、買物環境が厳しさを増しています。加えて、山坂が多いという地形的要因などからも、買物弱者対策については非常に高い関心を持っております。

当該事業の主体は商店街振興組合やNPO法人、民間事業者などであることから、本市におきましても、商工会議所や商店街振興組合連合会などで検討いたしました。限られた期間の中で小樽市内の買物困難地域や買物弱者の実態を把握することが困難でありましたことから、具体的な事業計画の策定がかなわず、応募するまでには至らなかったと聞いております。

次に、買物弱者の人数と対策ですが、国では、全国で約600万人と推計しておりますが、本市に

おきましては、特に把握いたしておりません。

なお、従来から、市と商業関係者が商業振興策等を話し合う中で、車を持たない高齢者の利用機会が多い市場を中心にこの問題について協議しており、買物弱者対策が市場等の活性化や高齢者の見守りにもつながることから、今後、引き続き、商業者をはじめ関係の皆さんと議論を深めてまいりたいと考えております。

次に、宅配などの取組の状況でありますけれども、昨年5月に、市内の商業者に対し、個別配達サービスに関するアンケートを実施いたしました。この調査によりますと、市内大型スーパー16店舗全店のほか、調査依頼をした41商店街団体のうち、回答のあった13団体39店舗が宅配を実施しておりました。未回答の団体や店舗を含めると、相当数が宅配に取り組んでいるものと考えられます。

次に、今後のアンケート調査でありますけれども、第5次高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を平成23年度中に策定する予定としており、これに向けて高齢者を対象とした生活全般に対するアンケート調査を実施することにしておりますので、この中で買物弱者に対する調査も実施してまいりたいと考えております。

次に、商店街や団体との連携でありますけれども、本市におきましては、平成9年度から11年度まで、市や会議所、地元商店街などが連携して、手宮方面を中心にファクスを活用し、一括受注と配送システムを研究したいか電ネットワークを、全国に先駆けて買物弱者対策として実施いたしました。3年間の事業でありましたが、この補助事業期間中では採算ベースに乗せるまでには至らなかったことから、事業を終了したという経過があります。

現在も、商店街や市場は非常に厳しい商業環境に置かれておりますが、買物弱者対策の実施に当たっては、事業主体、事業費や事業内容などについてさらに検討を進め、計画の熟度を高めていく必要がありますので、市といたしましては、今後、商店街をはじめ関係団体と連携を図り、可能な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、本市の行ってきた商店街に対する支援策でありますけれども、これまで、「小樽で買物」キャンペーンセール助成事業などの販売促進活動や商店街のイベントなど、にぎわいづくりに対する支援のほか、空き店舗対策や商業起業家に対する助成など、さまざまな事業に対し支援に努めてまいりました。その効果をはかることは難しい面もありますが、近年、中心商店街におきましては、空き店舗の増加に歯止めがかかっていることや、小樽雪あかりの路の際には、イベント見学者による中心商店街への回遊性が増してきております。さらには、活性化に向けた活動を通じて、小樽商科大学の学生と商店街関係者との連携が図られるといった新たな成果も生まれてきております。

いずれにいたしましても、一時的なにぎわいや販売促進活動に終わることなく、いかに日常的に来客数や売上げを確保していくか、また、商業者みずからが現状を分析し、人材を育成して中長期的な観点に立って事業を展開していくことなどが課題ではないかと考えております。

次に、空き家対策でありますけれども、初めに、市内にある空き家や倒壊のおそれのある家屋の件数ありますが、平成20、21年度に中心市街地とその周辺の住宅地において空き家調査を委託により実施しております。その結果としては、対象地域の調査全戸数は約3万9,000棟で、空き家は859棟、そのうち倒壊のおそれのある家屋は37棟でありました。

次に、これまで寄せられた倒壊のおそれのある家屋に関する苦情や相談の件数であります。平成18年度から22年度までの5か年で11件となっております。

なお、調査につきましては、居住の有無や家屋の状況について、対象地域にある住宅を全棟、目視や聞き取りの方法により実施したものであります。

次に、危険家屋に対する改善指導の状況とその成果であります。市民からの苦情や相談のあった危険家屋について、その所有者の連絡先を調査し、電話や面談、さらには文書により危険回避に必要な措置を講ずるよう指導を行っております。

改善指導の成果としましては、先ほどの平成18年度以降に寄せられた11件の苦情及び相談のうち、7軒の家屋が解体されております。

次に、空き家バンクについてであります。登録件数については、これまで最大で8件の登録があり、そのうち5件が成約したことから、現在、3件の登録数となっております。

また、課題としましては、提供できる情報量が少なかったことと考えておりますが、これにつきましては、登録条件として築年数をおおむね20年以内と限定したため、対象物件が少なかったこと、また、市民や民間不動産業者に対する周知が十分進まなかったことが大きな要因と考えております。

次に、登録件数増加などに対する新たな取組でありますけれども、物件の登録条件である築年数を40年程度まで緩和することや、民間不動産業者に事業の趣旨を説明し、新しく協力してもらえる民間不動産業者を増やすことにより、物件の登録件数の増加を図ってまいりたいと考えております。

また、市民にも改めてホームページへの掲載やパンフレットの配布などを通して制度の周知を図って行いたいと考えております。

次に、補助事業を活用した空き家調査などありますけれども、平成21年度に実施した空き家調査は、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用して実施したものであり、今後、再度調査を実施する場合は、どのような補助制度が活用できるのか、調査をしてみたいと思います。

また、町会長への協力などにつきましても、どのような連携を図れるのか、相談してみたいと思います。

次に、保育所の入所に関する御質問でありますけれども、最初に、出産等を理由とした入所期間の算定方法であります。本市では、出産予定日の属する月とその前後1か月ずつとしておりますが、出産日以降の利用可能日数については、出産予定日が月初めと月末の場合とでは最大1か月程度の差が生じるようになります。期間の算定方法については、国の基準が特にありませんので、他都市の状況なども見ながら、より利用しやすい制度となるように検討してまいりたいと考えております。

次に、妊娠、出産、求職を理由とする保育所の利用期間に関する問い合わせや、相談、退所に至るケースであります。妊娠、出産時の利用については、育児休業等である場合を除いて、産後の肥立ちが悪いなど、特段の事情が認められる場合には期間を延長できることとなっておりますが、そのような事情がない中で延長を希望され、退所していただいた事例はありました。現在は、できるだけ柔軟な対応をしておりますが、特段の事情に該当しない場合の長期間の延長については、難しいものがございます。

また、求職活動で仕事が見つからない場合は、2か月を経過した段階で一度お話をさせていただき、さらに1か月を経過した時点で退所していただいております。その際、保育所の利用を再度希望される方には、改めて新規の入所申込みをしていただくことになります。

最後に、求職期間を原則2か月、最長で3か月としている理由であります。保育所入所に係る現在の国の通知等には具体的な期間は示されておらず、育児中の求職者が安心して求職活動ができる必要な期間として本市が定めたものであります。

なお、道内の主要都市では、最長で3か月としているところが多く、求職活動のための妥当な期間ではないかと考えているところでもあります。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 1番、秋元智憲議員。

○1番(秋元智憲議員) 再質問といいますが、要望なのですけれども、今回、3点質問させていただき

まして、どれも今回たくさんの方からいただいた話をまとめさせていただいたものなのですけれども、皆さん非常に不安に思われています。例えば、買物弱者の話もそうですし、空き家の件もそうです。また、保育所の件も、この入所期間の不公平さといえますか、これは以前から母親たちの中で話があったというふうに伺っておりましたので、ぜひ変更していただいて、生まれた日によってこういう不公平感がないように、ぜひ考えていただきたいのと、また改定していただきたいというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

○市長（山田勝彦） 質問で3点ほど御要望がございましたので、御要望の内容につきましては妥当なものと思いますので、今後、検討いたします。

○議長（見楚谷登志） 秋元議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 8番、中島麗子議員。

（8番 中島麗子議員登壇）（拍手）

○8番（中島麗子議員） 一般質問をします。

初めに、介護保険制度について質問します。

政府は、2012年度の第5期介護保険制度改定案をまとめ、通常国会に提出する予定です。この中には、介護の必要性が比較的軽い要支援を市町村の判断で介護保険サービスの対象から外し、市町村独自の配食サービスなど地域支援事業に移す仕組みが盛り込まれています。2000年に創設されてから10年を迎えた介護保険制度は、介護の社会化を掲げて公的介護制度を確立し、その財源は公費と国民が負担する保険料、利用料で賄うとしてきました。高齢化が進み、ひとり暮らしや高齢者世帯が増加し、本市でも、介護保険が開始された2000年と比較すると、10年間で65歳以上人口は約5,900人増え、要介護認定者数は4,200人から8,650人と2倍になりました。公的介護体制の整備は急務です。

しかし、自民・公明政権は、社会保障費を抑制し、公的整備は遅れ、国民には給付の抑制と負担強化が続いてきました。今回の改定の中心は、要支援の介護サービスを対象外にして給付費の削減を図るものです。本市の2009年度の介護保険利用者数で見ると、要支援は全体の約2割弱で、介護給付費全体に占めるサービス量の割合は約5パーセントです。提案では、要介護認定で自立と判定された人も、要支援と判定された人も使える総合サービスを新設して見守りや配食などを行います。これらは自治体を実施している地域支援事業になります。現在、地域支援事業は介護給付費全体の3パーセントという制限がありますが、要支援者のサービス分5パーセントは上乗せになるのか、お聞きします。

現行の要支援者へのサービスは全国一律の基準がありますが、新たな総合サービスは市町村の判断で柔軟な対応ができるとあり、要支援者が従来どおりの保険サービスを利用するのか、総合サービスを利用するのか、これも自治体の判断になります。これでは、自治体ごとに提供するサービスが大きく違ってきます。要介護認定を受けた人も受けない人も同じサービスを受けるなら、要介護認定の目的はどうなるのか、説明してください。

地域支援事業のヘルパー派遣は、ボランティアや町会の助け合いなど民間で実施するなど提案されていますが、本市では、週1回の配食サービスに参加する町会すら少ないために、長い間、配食サービスの普及が遅れてきた経過があります。ヘルパー業務や見守りなどの現実的な人材確保ができるとお考えでしょうか。

要支援者は軽度と言いますが、2006年度の介護保険制度改悪で予防介護を導入し、認定の仕組みも変更したため、多くの方が要介護1から要支援に引下げになりました。そのため、要支援者であっても、車いす生活の方や歩行困難な方など、ヘルパー派遣で生活が支えられている方が少なくありません。そして、今度は介護保険の対象外にするのでは踏んだりけったりです。軽度者に介護サービスは必要なしという発想が問題です。軽度者には適切な介護支援を実施して重度化を防止するのが本来の目的でした。要支援者の介護給付対象外は、財源対策に終始して、介護保険制度本来の目的から逸脱したものです。

国会審議に向けて、自治体からきっぱり反対の声を上げるべきです。市長の見解をお聞きます。

次に、保険料の問題です。

65歳以上の現在の全国平均保険料は月額4,160円ですが、政府の試算では、第5期は5,200円程度に上がるため、財政安定化基金を取り崩し、保険料軽減に充て、5,000円程度にするとのことです。昨年の第4回定例会での菊地葉子議員への答弁では、本市の第5期介護保険料は現在より月額約2,100円の増加見込みでしたが、本市の財政安定化基金は幾らあるのか、これを保険料軽減に充てると1人当たり幾らの引下げ額になるのか、また、介護保険料引下げの財源になる平成21年度から3年間の介護保険準備基金残額の見通しもお聞かせください。

本市の介護保険料は、第3期から1人平均月額6,120円引き下げても4,387円と全国平均より高額です。年金から天引きされる介護保険料の引上げは、市民にとっては大きな負担であり、関心の的です。保険料を上げるのか、給付削減するのかの選択ではなく、実情に合わせて公費負担割合、とりわけ国庫負担を引き上げて社会保障制度として充実させるべきです。

今後、介護サービスの需要が高くなるほど給付抑制と保険料引上げ対策では制度として破綻するのではありませんか、市長の見解をお聞きます。

次に、介護型療養病床ですが、政権交代による方針転換のため、平成23年度療養病床全廃を前提とした本市の施設計画は見直しになりました。変更後、2か所計画していた小規模特養は、事業者の希望がないため1か所しか建設できません。市内では、施設に申し込んでもなかなか入れず、とりわけ在宅で重度の要介護者を抱える家族の大変さは深刻です。

先日、入船にお住まいの70代の女性から、80代の夫は、要介護4で認知症もあり、週4回デイサービスを利用しているが、自分のしていることは何も覚えていず、自宅で目放しができない、疲れ果てていると、特養に申し込んでいるがめどが立たないと相談がありました。

また、脳梗塞後の75歳の男性は、要介護4になり、妻では対応しきれず特養に申し込みましたが、待ちきれず一時老健施設に入所しました。順番が来て特養に入所できたのは1年半後でしたが、入所後2か月ほどで病態が悪化し、病院に入院してそのまま死亡されました。

結局、必要なときに介護サービスが利用できないのです。在宅で要介護4から5で特養入所待ちになっている実態についてはどのように把握しているのか、対策についてもお聞きます。

小規模特養ではなく、必要数にこたえる特養建設を進められないのか、また、民間が建設しないとき、自治体が建設することはできないのか、お聞きます。

本市の各介護保険施設及びグループホームの特機者数はそれぞれ何人でしょうか。特に、特養の年間入所・退所実態はどのようになっているのか、第5期の施設計画には、これらの実態を考慮して何を盛り込むのか、考えをお聞かせください。

最後に、介護職員の待遇改善の件です。

2009年10月から介護職員処遇改善交付金が介護労働者1人当たり月1万5,000円相当額が事業所に交付されてきましたが、2年半の時限措置で2012年3月で期限が終わります。政府は、財源が厳しいとその後

は介護報酬2パーセントアップで対応するとしています。全国の交付金を申請した事業所割合、介護職員の給与の改善額についてお答えください。

申請数は100パーセントではないのですから、処遇改善されないままの介護職員もいるわけです。小樽市の実態は把握しているでしょうか。

2009年4月に介護報酬を3パーセント引き上げましたが、もともと経営難のため職員待遇改善まで回りませんでした。保険料や利用料が上がらないように、国費で介護報酬をさらに上乘せするなどの対策で実質的に効果のある待遇改善策が必要と考えますが、市長は、介護労働者の労働実態をどのように把握しているのか、改善策についても見解をお聞きます。

次に、市民体験農園について質問します。

小樽市では、おたる自然の村市民体験農園事業として、市民に家族農園を提供しています。毎年4月に広報を通じて募集し、野菜などの種まきから収穫まで、1区画年額4,000円で利用できます。他にジャガイモやトウモロコシの掘り取りやもぎ取りがあり、これは収穫物をとるだけで1区画1,800円です。歴史的には、自然の村開設時に市民体験農園の計画があり、塩谷の農家である若林金吾さん個人の農地提供という協力があって開始されたと聞いています。運営は、おたる自然の村市民体験農園協議会が行い、毎年、総会で事業報告と決算報告がされ、翌年の計画が決められてきました。小樽市産業港湾部農政課が事務局を担当し、農園使用料の5パーセントが協議会の事務費に充てられています。

家族農園の利用状況は、平成21年度までの5年間は件数も区画数も伸びてきましたが、平成22年度は、前年度に比べて件数で8件、区画数で18区画減少しています。市民からは、申し込んだのに受付期間が終了していることを理由に事務局から断られたと苦情が寄せられております。従来は、募集期間後であっても、希望があれば随時受けつけており、300区画という貸出し数はあっても、若林さんが提供できる農地の範囲で希望者に対応してきました。

今回、市は、募集期間を広報で知らせているのに、この期間を過ぎた応募を認めることは市民間に不公平だと一部市民の受付を断っています。農園提供者であり協議会会長でもある若林さんは、昨年5月末、農園で市の担当課長に会ったとき、従来どおりの申込みを認めてほしいと交渉しています。募集期間は1週間であり、受付を忘れることもある、区画数が不足しているわけでもないのに断るのはやめてほしいと要望されました。また、市外からの希望者に対して、市民優先だからと断っていますが、従来は、市外の申込みも受けつけてきたのに、利用区画数があるのになぜ断るのでしょうか。市民農園は、若い世代も家族ぐるみで参加して、市民交流のよき場になっています。利用者数は150件ほどですが、皆さん、畑仕事を楽しんできたのに、今回、市は、決まりだからと従来のご了解で行われてきたやり方を変更し、申込みを断っています。長年の取組で適切でないと思うことは、従来なぜそうやってきたのか、改善するためにはどうするのか、少なくとも話し合いが必要ではないのでしょうか。なぜ協議会会長と事前に話し合わなかったのでしょうか。少なくとも、今回の対応で、平成21年度までわずかずつですが拡大してきた事業がストップしています。事業の収支計画にもマイナスの影響が出る心配はないのでしょうか。受付期間が短いなら、1か月に拡大する、広報記載事項と矛盾すると言うなら、受付期間が過ぎても、区画数に余裕があれば随時受け付けますと書いておけばよいではありませんか。市民サービスの利用については、協議会との話し合いの下で十分な理解を得ることが重要だと考えますが、今回の申込み打ち切りについての経過と今後の対策についてお聞かせください。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

○市長（山田勝麿） 中島議員の御質問にお答えいたします。

最初に、介護保険について何点か御質問がございました。

まず、要支援者のサービスから地域支援事業に移行した部分の事業費枠の上乗せについてでありますけれども、現時点で具体的な取扱いや基準などが示されておられませんので不明であります。今後、提供されます情報等を十分注視してまいりたいと考えております。

次に、新たな総合サービスと介護認定についてでありますけれども、新たな総合サービスについては、詳細が示されておられませんので、知り得る範囲での答えになりますけれども、要支援者の方も配食や見守りなどのサービスを制度として受けられるようにするためのものと理解しております。

また、介護認定の結果により要支援と自立の間を行き来する方については、総合サービスが切れ目なく提供されるメリットがあるものとされております。

なお、総合サービスを利用するかどうかは、その方の身体の状態や意向を踏まえて適切に判断することになるものと承知しております。

次に、ヘルパー業務や見守りなどに携わるボランティアなどの人材確保であります。国は、見守りや配食などの総合サービスには、有償ボランティアや自治会などが行うインフォーマルなサービスを活用することを前提としております。

本市においては、御指摘のとおり、ボランティアなどの人材基盤が脆弱であるため、国の提案する人材確保については非常に厳しいことが予測されますので、総合サービス制度の導入については今後の課題と考えております。

次に、国の給付費抑制等に対して反対の態度を明確にすべきとのことでありますけれども、現在、平成24年度に向けた制度改正については概要しか示されておられませんので、今後、具体的な取扱いが示される中で意見を上げていかなければならない問題があれば、全国市長会を通して要望してまいりたいと思います。

次に、財政安定化基金等の状況についてでありますけれども、財政安定化基金の積立額は、現在、約1億7,000万円で、これを第5期の3か年の保険料軽減に充てますと月額1人約120円となります。

また、介護給付費準備基金は、平成20年度末の残高が約6億8,000万円でありましたが、第4期の平成21年度からは、保険料軽減に充てているため、平成21年度末の残高は約5億7,000万円、平成22年度末の残高見込みは約3億円であり、平成23年度予算では約2億5,000万円を保険料軽減に充てることになっておりますので、平成23年度末の基金残高は約5,000万円になる見込みであります。

次に、介護保険制度が破綻するのではないかという問題でありますけれども、国は、現在の保険給付費約7兆円が、団塊世代が75歳以上になる平成37年には約17兆円に膨らむと試算しております。このため、持続可能な制度への再構築が迫られており、給付と負担のバランスを考慮した上で、将来を見据えた政策が検討されたものと考えておりますが、今後、さらに社会保障と税の一体改革の議論の中で改めて検討が進められるものと期待しております。

次に、特養の待機者の実態でありますけれども、第4期介護保険事業計画策定の際の20年5月の調査では、待機者の実人数は933名、このうち要介護4及び5で在宅で待機している方の実人数は29名となっております。

なお、昨年12月に地域密着型特養2施設を公募したところでありますが、1法人から応募があり、23年度末に東南部地域に1か所開設する予定となっております。待機者の解消につながるものと考えており

ます。

次に、特別養護老人ホームの建設についてでありますけれども、老人福祉法では、特養の設置者は、市町村、地方独立行政法人及び社会福祉法人と定められておりますが、都市部などの社会福祉法人が存在する市町村では、運営の効率化などの観点から、民間活力にゆだねている状況にあります。

一方で、特養などの施設が増加すると、保険料を押し上げる要因ともなりますので、そのところも念頭に置いて、建設については十分検討しなければならない問題であると考えております。

次に、介護保険施設及びグループホームの待機者数であります。老人保健施設及び介護療養病床の待機者は、平成22年3月の調査で、それぞれ123名と60名、グループホームの待機者は、22年12月の調査で61名となっております。

また、特養の21年度の入所と退所の実態であります。20年度末に地域密着型特養29床が新設されたこともあり、入所者は146名でしたが、退所者は110名となっております。

次に、第5期の施設計画であります。平成23年4月に策定委員会を立ち上げ、審議してまいります。本市の計画を策定する上で重要なポイントとなる介護療養病床の存続の延長が示されており、第5期の施設整備は大変厳しい状況にありますので、居宅サービスの充実も含め、総合的に検討しなければならないものと考えております。

次に、全国で介護職員処遇改善交付金を申請した事業所の割合であります。厚生労働省が昨年7月1日時点で実施した抽出による全国調査によりますと、86.7パーセントであります。また、処遇改善交付金の申請を行った事業所の1か月当たり給与の改善額は、手当及び一時金を含んだ平均で1万5,160円となっております。

次に、介護職員処遇改善交付金の小樽市の実態であります。所管の後志総合振興局に確認しましたところ、本年1月末時点で、168か所の対象事業所のうち、142事業所が申請しており、申請率は84.5パーセントとなっております。

なお、処遇改善交付金による給与の改善状況については、厚生労働省の全国調査において自治体ごとの調査が行われていないため、把握はしておりません。

次に、介護労働者の労働実態であります。市が指定権限を有する地域密着型サービス事業所のうち、職員数が安定しているグループホームの場合で、平成21年度の職員給与費決算額を前年度と単純に比較したところ、平均で4.6パーセント増加しております。21年度分には、介護報酬3パーセント改定と処遇改善交付金4か月分が反映されていることを考えますと、これらの施策により一定の効果が表れているものと考えております。

また、平成23年度には、第5期介護保険事業計画策定のため、全介護事業所を対象とした労働実態調査を予定しておりますので、その結果により実態を把握できるものと考えております。

なお、改善策についてであります。介護職員等の処遇改善について、利用者及び保険者の負担増とならない形で恒久的な措置とすることを、全国市長会を通して国に要請しているところであります。

次に、おたる自然の村市民体験農園、家族農園についての御質問でありますけれども、まず、市外からの申込みを断ったということでもありますけれども、事務局は農政課が担当しておりますが、平成22年度の受付に当たり、札幌市民からの問い合わせが1件ありましたので、小樽市民が優先となるという説明は申し上げましたが、お断りはしていないとの報告を受けております。

なお、平成18年度から22年度までの5年間での市外から受付件数については、22年度の1件のみとなっております。

次に、なぜ協議会会長と事前に話し合わなかったかということでもありますけれども、22年度の受付につ

いては、4月9日の申込み期限後も区画数に余裕がありましたので、従前どおり追加の受付を行っており、会長と事前に話し合うという必要は生じませんでした。

次に、申込み件数の減少に伴う収支計画への影響でありますけれども、過去5年間の件数を見ますと140件台前後で推移しており、22年度は対前年度比で若干減少しておりますが、安定した件数を維持しております。その中で、収支については、収入の増減に応じて支出も増減するよう均衡を図っておりますので、件数の増減によって影響が生じることはないものと考えております。

次に、市民体験農園の申込みの経過と今後の対策でありますけれども、22年度の家族農園の総受付件数は145件となっております。当初、広報おたる4月号に申込期限を4月9日までとして募集のお知らせを掲載し、9日までに124件を受け付けしました。さらに、区画数に余裕があることから、期限後も従前どおり随時受付を行い、最終的には6月8日までに21件の追加申込みを受け付けております。

なお、23年度の募集に当たりましては、広報おたるに、例えば、期限後においても区画数に余裕がある場合は追加の受付をしますのでお問い合わせくださいなどといった掲載内容の工夫をしまいたいと考えております。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 8番、中島麗子議員。

○8番(中島麗子議員) 再質問をいたします。

最初に、介護保険の問題ですけれども、答弁では、介護の必要性が比較的軽い要支援の方が、非該当、要支援でないというふうに判断されたときでも切れ目なくサービスが提供できるようにするものだというふうにおっしゃいました。しかし、これまで厚生労働省の社会保障制度審議会介護保険部会では、第5期の改定に向けて、ケアプランの有料化や介護サービスの利用料を1割負担から2割にするなど、利用者負担の増となる検討をずっとしてきているのです。今回、この部分についての法案化は見送られていますけれども、基本はサービスの抑制と利用者負担の拡大で制度を維持するという中身があるのです。

ですから、私は先ほども質問で言いましたけれども、今の地域支援事業というふうに入れてしまうと、それは介護給付費全体の中の3パーセントという枠を決めているわけですが、今、実際に小樽市では要支援の方々の介護サービスというのは5パーセントぐらい使っているのです。この5パーセント分をプラスしていかない限り、同じサービスは利用できないということになるのです。ところが、3パーセントの枠を検討するとか拡大するという話にはなっていない。そういうことなしに同じサービスが受けられるという保障がないと思うのですが、そういう点では大変矛盾した中身だと思うのです。そういう問題がありますし、さらに、今でも介護サービスというのは十分受けられている状況ではないのです。今、施設サービスの話をしましたけれども、待機者が多くて、実際に必要なときに介護サービスを受けられないという苦情がたくさんあります。また、要支援の認定の方が通院に使いたいということを希望しても、要介護1ではないから受けられませんといって断られている方がいっぱいいるのです。

そういうときに、自治体の判断で、要支援の方は地域支援事業に組み込まれる総合サービスなのか、介護保険なのか、全部自治体でそれぞれ決めなさいということになると、さらに地域ごと、自治体ごとに介護保険制度の中身が変わってくるのです。それは、国が一律に一本化している介護保険制度の内容としては総崩れの状態になる。さらに、格差とか違いが広がるということになって、本来の介護保険制度の中身とはずれてくるのではないかと思うのです。

このような自治体任せの判断を基にした介護保険制度の状態に変化させるということ自体、私は大変問題だと思っているのです。もっと国の責任で、きちんと介護保険のサービスについての提供と、受ける、受けないの中身もきちんと堅持するべきだと思います。そういう点で、市長には、こういう問題を自治体

任せにするのは困るとはっきり意見を言っていたらいいという立場で質問したのですけれども、その点について再度お答え願いたいと思います。

次に、介護保険料の問題ですけれども、今は政府が言っているような財政安定化基金を取り崩したとしても120円ぐらいしか引下げにならないというお話です。それでしたら、小樽の場合には、現在からさらに2,100円ぐらい上がると言っていたうちの100円ぐらい下がるだけです。2,000円弱の値上げになる。到底、5,000円という政府の水準にはならないのです。そうなれば、5,000円程度にしたいという政府の介護保険料に対する方針を普及させるために、特別の財政的な手当てというものがあってもいいのでしょうか、この点について御意見を聞きたいと思います。

それから、介護職員の処遇改善の申請ですけれども、小樽市でも申請率は84.5パーセントということで100パーセントではないわけです。申請しなかった事業所の理由についてはどのように把握しているのか、また、改善されなかった、申請しなかった部分についての対策ということが今後何か検討されるのか、この点についてもお聞きしたいと思います。

それから、市民体験農園の問題ですけれども、従来どおりやってきて、断ってはいないというようなお答えがあったように思います。しかし、22年度は4月1日から9日までの申込期間の後に、21件受け付けています。ですから、確かに期間が終わったらすべて断っているという状況ではありません。けれども、さかのぼって調べてみたら、同じように受付期間が終わった後に、平成21年度は36件受けており、平成20年度は33件受けているのです。例年より10件から15件ほど少なくなっているのです。受付期間を決めて、その後も次々と30件ぐらい受けていることがいいのか悪いかという問題はあるのですけれども、従来はそういうやり方でやってきたわけです。

そういう結果、全体の22年度の総件数も減っているというふうには私は思うのですが、実際に申込みを断られたという苦情を寄せている市民がいることについてはどのように受け止めているのでしょうか。

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

○市長（山田勝彦） 介護保険については、最初の問題のみお答えいたします。その他は部長から答えさせます。

まず、介護保険制度ですけれども、やはり、問題なのは、特養などの待機者が相当いて、必要なときに利用できないというのが問題であろうというふうには理解しております。これは制度の根幹の問題ですから、これからどう展開していくかまだわかりませんが、これから随時、内容の充実といいますか、こういったものは必要だと思います。

それから、要介護認定についても、自治体任せという話もございましたけれども、市では地域包括支援センターのほうにお願いしているわけですから、そこで適切な判断をされてやっているものというふうには思っておりますので、これからはぜひお願いしたいと思っています。

ただ、今、地域サービスの問題については、これは両方のサービスを受け入れるといいますか、要するに、要支援や自立に認定された場合に、要支援の人も、自立の人も、配食サービスとかそういったものをどちらのランクであっても受けられるという利用しやすい制度にしたというふうには言っていますので、それはそれで一つ理解できるのかというふうには思っております。

いずれにしても、この問題については、制度の根幹の問題ですから、全国市長会にも介護保険の特別委員会がございまして、その中でいろいろ議論して、国にいろいろ申し上げておりますので、その中でまた議論していきたいと思っています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 医療保険部長。

○医療保険部長(志久 旭) 中島議員からの御質問の2点目にございました介護保険料の引下げ財源等についてでございますけれども、市長から答弁させていただきました財政安定化基金の積立金で120円ほどが下がる以外の手だてがあるのか、ないのかということだったと思いますけれども、介護保険制度の仕組みから言いますと、その制度の中での手だてというものは見当たらないと思います。

以前にも議会のほうで説明しておりますけれども、現在、4,887円の月額については、準備基金から繰入れを行い、6億円を3年で取り崩して引下げを図っておりますけれども、この財源がもうなくなりますので、500円ほどが上がっていく。それから、療養病床が存続してしまうということで、これも900円上がってしまう。ここの部分につきましては、恐らくそのまま上がっていくことになる。これだけで32パーセントほど上がっていくわけです。それに、今度は制度改革があるということでございますし、今後ますます保険料が上がっていく。

これに関しましては、小樽市独自で手だてをどうするかということではなくて、国の税と社会保障の一体改革の中で、新たな財源を求めて制度の根本的な見直しをしていかなければ、個々で解決できる問題ではないと思っております。

それから、3点目で、いわゆる介護従事者の処遇改善の申請の状況でございますが、申請がなかった理由につきましては、介護事業所におきましていろいろな職種の方がいるわけですが、介護職員の方の報酬だけが上がってしまうと、アンバランスになるので申請をしなかったというふう聞いてございます。

これにつきまして、対策はどうかということでございますけれども、一般の事業所でございますので、いわゆる自由主義社会の中で介護事業所を立ち上げていただいておりますので、私ども保険者として、強制的に幾らを高くしなさいということはできませんけれども、今後、いろいろな機会の中で要請はできるのかというふうには思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 産業港湾部長。

○産業港湾部長(磯谷揚一) 中島議員の再質問にお答えいたします。

市民体験農園の関係でございまして、断られたという市民がいることについてどう受け止めているのかという再質問であったと思いますが、現場の職員に何度確認しても、そういったような経過についての事実を、私は確認してございません。そしてまた、今の話の中にもありましたように、過去数年ですけれども、期限が過ぎても区画数に余裕があれば、もちろん会長と相談ですけれども、その後も受け付けているという事実がございまして、平成22年度についても、そういったことで受付を行っておりますから、窓口で期限が過ぎたのでお断りしますということは、私はないというふうに思っているのです。

ただ、22年度の場合は、4月1日の広報に出て、期限が4月9日というふうになっております。人間は、期限であきらめる人もいれば、あきらめないで、またちょっと電話して申し込んでみようかという人もいますから、そういう意味では、追加の数日間の中に改めてまた農政課に電話をして、まだ間に合うのでしようかだとか、そういう方が確かにいらっしゃったので、追加ということでの受付があったのも事実でございますし、期限が終わったのだからもうだめだなといってあきらめた人もいるかもしれません。

したがって、そういう点にやはり配慮しなければならないということから考えますと、先ほど市長が答弁いたしましたように、今年の募集に当たっては、広報の中に区画に余裕があればお問い合わせくださいというようなことを文書で表現するなどの工夫をしてみたいと、このようにお答えしたところでござい

す。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 8番、中島麗子議員。

○8番(中島麗子議員) 再々質問です。

介護保険の問題では、これから第5期の改定内容の審議ということですから、まだまだ流動的な部分があると思います。そういう点では見ていかなければならないのですけれども、先ほど市長が答弁しているように、これからさらに高齢化と介護サービスの需要の高まりの中で大変な財源が必要になってきたときに、持続可能な制度として税と社会保障の一体化の問題が今出されましたけれども、その結果、サービスも受けられない、保険料も上がるということでは困るのです。この問題をどう解決するかということが今の重要問題だということを私は提案しているのですが、ぜひ、そういう立場で今後の経過を見ていきたいと思えます。

今回、この質問をするに当たって、市内の事業所の方々にいろいろな意見を聞いたのですが、大変率直な意見が届いております。要支援1、2該当者を介護保険適用外にすることについてどう思うか。こちらの事業所は、はっきり反対です。現在も状態が変わらないのに、要支援と要介護を繰り返す方がたくさんいる。実際、予防の観点から見れば、要支援の方こそサービスを利用して、寝たきりを防ぐべきではないでしょうかと答えています。介護保険制度でぜひ改善してほしいことについては、診療報酬を改定してほしい、特に、ヘルパーの事業所では収支が合わない、2級ヘルパー、介護福祉士も、一区切りになっているために、同料金の収入ですけれども、給料には差をつけるしかない、また、冬期の事業所では、雪のある地域では除排雪費がどうしても出ていく、そういう地域の人件費のそういうものも検討してほしいという意見が寄せられました。

今の答弁では、第5期の改定に当たって、職員の処遇の問題についても事業所の調査、アンケートをすとおっしゃっていました。それは大賛成です。それと同じように、一般市民、利用者の方々だけでなく事業所の皆さんに、今の制度の矛盾や改善点なども含めた調査なども私は必要ではないかと思っていますのですが、こういう点について検討するという方向はないのでしょうか。最後に、介護保険についてはこのことをお聞きしたいと思えます。

それから、市民体験農園は、部長の答弁では断った事実はないとされております。こうなりますと、事実を調べるのはなかなか難しい問題がありますが、私は、やはり、市民の皆さんからこういう苦情が出てきたことについて真摯に受け止めるべきだと思います。

今後については、広報の中で期間に限らず弾力的な対応をするという旨が記載されることで改善されるものと思っていますので、ぜひ期待したいと思えます。

○議長(見楚谷登志) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 医療保険部長。

○医療保険部長(志久 旭) ただいまの前段で、いわゆるサービスの切捨てという話が総合サービスに関係してあったと思うのですけれども、これは、もともとスタートが、中島議員は要支援のサービスを、質の落ちるボランティア等で賄う総合サービスに全部移行してしまうから、それはどうなのだという事なのでも、そもそもが違いまして、本州等の中には、ボランティアでありますとか、自治会でありますとか、NPOでありますとか、そういうところの活動が非常に活発なところがありまして、そういうところで、住民のために介護サービスをさせてほしいという要望があって、また、それらの意見を社会保障審議会の介護保険部会の委員から見直し案として提言されて、それを受けて、こういう新たなサービ

スの門戸を開いたということなのです。

ですから、先ほど答弁させていただきましたが、小樽のように、まだボランティアの基盤が脆弱だということで、そういうサービスにはなかなか手を挙げられないというところがあるだろうと国のほうも回答しておりますし、今までどおり要支援でいかなければならないのだというところもあるとも答弁してございます。

それから、後段のほうで、人件費を含めて事業所の実態調査、これに事業所の職員自体、又は事業所自体がどのように考えているか、問題があるのか、ないのかということ进行调查しろということでございました。これに関しましては、検討をしてみたいと思います。

○議長（見楚谷登志） 中島議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時34分

○議長（見楚谷登志） 休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 17番、斎藤博行議員。

（17番 斎藤博行議員登壇）（拍手）

○17番（斎藤博行議員） 一般質問を行います。

最初は、市立保育所の規模・配置計画に関してです。

平成21年12月、小樽市保育所の在り方についてという報告書が出されました。この報告書では、今後の小樽市における市立保育所の役割として、第1に、少子化が進む中で入所児童数の減少が考えられ、入所児童については、民間の経営にも配慮し、待機児童を発生させないことを基本に一定の縮小を考え、そして第2に、民間の保育所ではなかなか担いきれない部分に役割を特化し、地域における子育て支援の中核施設として、障害児保育、産休明け保育、延長保育、そして地域子育て支援センターの4点に重点を置いていくことを求めています。さらに、病児・病後児保育事業の早期実施を求めるものでした。

この報告書を受け、その実現に向けて平成22年5月に示された市立保育所の規模・配置に関する計画（案）は、地域での議論、特に保護者との議論や、また、それらの議論経過を聞いた議会での議論を経て、昨年12月の第4回定例会で大幅に修正され確認されたところであります。

この間の議論を経た最終計画では、長橋保育所は平成26年度廃止、最上保育所、手宮保育所は26年度に、そのときの条件を勘案して改めて議論することになりました。また、奥沢保育所は、25年度に改築工事を行い、26年度から産休明け保育と延長保育の開始、そして、銭函保育所は、24年度に改築工事を行い、25年度から子育て支援センター開設となりました。

初めに、平成21年の報告書を踏まえ、今回策定された計画を読んで、市長はどのように評価され、今後の課題として何が残ったと考えているか、見解をお示してください。

また、この計画では、各公立保育所の歳児別定数の見直しも行われております。全体で75人もの定員を削減する計画について、昨年の第3回定例会での私の質問に対して市長は、初めから待機児童ありきの計画ではないとの認識を示しています。

初めに、新年度の長橋保育所の職員配置数をお示してください。

次に、長橋保育所に新年度から新たに入所する子供の人数をお示してください。

それらの子供の保護者には、入所手続に際して、長橋保育所のこれからについてどのような説明をしているのか、お聞かせください。

次に、最上保育所と手宮保育所ですが、新年度に新たに入所する子供の人数をお示してください。両保育所は、存続についていろいろな議論があった保育所です。小樽市としては、当然、そうした経過を配慮して保護者に接しているものと思いますが、保育所の存続に関する質問等に対しどのような説明を予定されているのか、お聞かせください。

また、奥沢保育所、赤岩保育所、銭函保育所の4月の入所予定者数をあわせてお示してください。

次に、小樽市の障害児保育についてです。

先ほどの報告書では、公立保育所の役割の一つに障害児保育を挙げています。

初めに、2月1日現在の市内の認可保育所で障害児保育の対象となっている子供の人数を障害別にお示してください。

次に、小樽市障害児保育実施要綱について何点が質問します。

この要綱は、昭和59年4月1日に施行されています。これは、この日に開設された小樽市中央保育所において最新の障害児保育事業が開始されたことによるものと考えますが、小樽市における障害児保育の開始と要綱策定の経過をお示してください。

この要綱の第3条第1項では、障害児保育を実施する保育所を指定保育所と言い、小樽市中央保育所を指定し、さらに障害児の定員を6名と定めています。そして、第2項で、市長が特に必要と認める場合には、小樽市中央保育所以外の他の認可保育所を指定保育所とし、定員を定めることができるとなっています。

また、第3条第2項では、障害児を指定保育所に入所させようとする保護者はとあり、すべての認可保育所が指定保育所のようにも考えられます。この第3条第2項はいつの時点で追加されたのですか、経過を含めお示してください。この第2項の規定による指定保育所は現在何か所なのか、保育所ごとの指定年度とあわせてお示してください。

また、小樽市中央保育所は定員が6名ですが、現在の保育所ごとの定員をお示してください。

次に、小樽市は、平成4年4月1日に小樽市障害児保育対策事業補助金交付要綱を定めています。その目的は、障害児保育の円滑な運営と福祉の向上を図るため、小樽市障害児保育実施要綱に基づき、指定保育所を運営する社会福祉法人等に対する補助金の交付について必要な事項を定めるとなっています。

また、この補助金要綱の第2条では、補助金対象となるのは、障害児を担当する保育士の配置に当たり、障害児の障害の程度に応じ、軽度の障害児は障害児3人に対し保育士1人、中程度の障害児の場合は障害児2人に対し保育士1人、重度の障害児の場合は障害児1人に対し保育士1人を配置していることを条件としています。

しかし、小樽市障害児保育実施要綱には、障害の程度に関する記述はなく、何をもちて軽度の障害、中程度の障害、重度の障害と認定若しくは判定するのか定かではありません。このことは、補助金の算定に直結するものです。現在、具体的にどのような方法で判断がされているのか、お示してください。

また、この基準は補助金に関するものですが、具体的な人員配置基準や障害児保育実施に必要な設備整備など、障害児保育の安全確保に関する基準はどこにもないのが実態です。障害児は、そのこと自身により保育に欠けていると考え、より丁寧な対応が求められます。先ほどの保育士の配置基準のようなものは、あくまでも補助金の算定のものであり、健常児との混合保育を原則とするという中で、障害児の安全と保護者の安心という観点や、障害児に必要な保育を提供するという立場からの検証が必要だと思います。今後も増えていくであろう障害児保育のニーズにこたえるためにも、現行の小樽市障害児保育実施要綱の補強や新たな障害児保育事業運営要綱などの制定も含めた整備が必要でないかと考えます。また、そうした作業を進めるためには、公立、私立の認可保育所の関係者との協議も必要と考えますが、市長の見解を求

めます。

質問を変えます。

昨年、12月15日、小樽市医師会は、小樽市長に夜間急病センターのあり方について要望書を提出しました。要望書は、その前文で、夜間急病センターは昭和52年に開設され、その後、地域における救急医療のよりどころとして広く市民に定着しており、医療を取り巻く環境は非常に厳しい状況にありますが、今後とも、現行の公設民営方式で運営していく必要があります。また、移設に当たっては、できるだけ多くの市民が利用しやすい場所であること、何よりも永続的かつ安定的に必要な救急医療を提供できる運営体制を今後とも確保していくことが重要と考えておりますと述べています。そして、具体的には、設置場所は市のほぼ中央地区、公立又は公的病院との併設、施設は小樽市が建設、医療機器や備品等は市が設置、2次救急受入れ体制に向けた市の協力、そして、夜間急病センターを併設する病院への運営協力費の6項目の要望が述べられています。

私は、この要望書を読んで、医師会の地域における救急医療を守る責任と自負を感じておりますが、この前文を読んだ市長の感想をお聞かせください。

次に、医師会の要望書の2番目の夜間急病センターは、公立又は公的病院との併設については、昨年12月の市立病院調査特別委員会での私の質問に答える形で、現在の二つの市立病院は受けることが難しいと答弁しています。医師会からの要望を協議する際の選択肢の幅は極めて狭くなっているわけですが、現時点での協議経過をお示しください。

次に、高島小学校温水プールに関してです。

最初に、平成21年度の高島小学校温水プールと平成18年度の駅前室内水泳プールの利用区分別の利用者数をお示しください。また、平成19年7月から朝里クラッセホテルのプールで実施している水中体操教室の平成21年度の利用者数をお示しください。

次に、平成21年度の高島プールと平成18年度の駅前プールの利用者数を比べて、その増減の原因をどのように考えているのか、お示しください。また、高島プールの水泳教室とクラッセホテルプールの水中体操教室の利用者の居住地の傾向がわかればお示しください。

次に、教育委員会が実施したアンケートについてです。

アンケート調査を実施するに至った経過をお示しください。

次に、アンケート調査の内容をお示しください。また、アンケート結果が集約されておりましたらお示しください。

私たち民主党・市民連合は、駅前プールの廃止に際して、新・市民プールのできるだけ早い建設を前提に、高島プールとクラッセホテルでの暫定的な利用案に賛成した経過があります。新しい総合計画策定の議論もこうした立場で臨みましたし、今もこうした経過と立場を市民の皆さんに説明しています。

今回のアンケート調査が、この暫定使用体制の固定化につながるのではないかと心配する声も聞こえますが、そうした心配に対する見解をお示しください。

仮に、今回のアンケート調査が利用者の利便性の向上を考えてのものであるならば、高島、朝里川温泉、そして花園と、暫定的な水泳教室などの開設施設の受皿が民間プール側の事情の変化により1か所増えたと考え、高島を花園に移すのか、今までどおりかという発想ではなく、小樽市の地形を考え3か所での教室開催を検討すべきと考えますが、見解を求めます。

また、少なくとも、新たに花園で水泳教室を開設すると仮定した市場調査的なアンケート調査が必要と考えますが、見解を求めます。

最後に、岩見沢市の学校給食で起きた集団食中毒に関して2点だけ質問します。

私は、以前、学校給食センターのあり方についての議論を聞かせていただいたことがあります。その中で、ある栄養士が、給食センターを1か所に集約してしまって、何か起きたときには給食は全部とまります。給食センターが2か所あると、片方で何か起きたときにでも、残ったほうで対策を検討する余地が残りますとの話を思い出しました。

小樽市は、共同調理場を1か所に集約する計画です。当然、安全対策は万全を期していると考えますが、具体的対策をお示してください。

また、万が一何か起きたときの対策をどのように考えているのか、お示してください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

○市長（山田勝麿） 斎藤博行議員の御質問にお答えいたします。

初めに、市立保育所の規模・配置に関する計画について何点か御質問がございました。

まず、計画の評価でありますけれども、この計画の概要は、少子化の進行や低年齢児の保育需要に対応するため、入所児童の定員見直しや長橋保育所の廃止を行うこととしております。

さらに、市立保育所における産休明け保育や延長保育の実施箇所拡大や、地域子育て支援センターの増設、老朽化した保育所の改築などに取り組むこととしており、おおよそ、在り方検討委員会の報告を踏まえて策定したものと考えております。

今後の課題としましては、少子化が進む中で保育需要の動向を見極めながら計画を進めていかなければならないものと考えております。

次に、新年度の長橋保育所の職員の配置であります。所長1名、保育士7名、調理員2名、用務員1名が配置されます。

新年度の入所申込みは2月14日まで受け付けておりましたが、この段階での長橋保育所の新年度の入所児童数は37人で、このうち新規入所は、1歳児1名、4歳児1名、5歳児2名の計4名となっております。保護者には、この計画で長橋保育所が平成26年度末に廃止となることを説明しており、納得いただいているものと考えております。

次に、最上保育所及び手宮保育所の新年度の新規入所児童数であります。まず、最上保育所につきましては、新規入所児童数は10人で、これにより全体の児童数は45人となる見込みであります。手宮保育所につきましては、新規入所児童数は4人で、全体の児童数70人となる見込みであります。

また、両保育所の存続等に関する質問があった場合には、26年度に存続あるいは廃止などの方向性を決定する予定であることなどを説明することとしております。

次に、奥沢保育所、赤岩保育所及び銭函保育所の4月の入所予定児童数でありますけれども、奥沢保育所が44人、赤岩保育所は101人、銭函保育所は92人です。

次に、障害児保育について何点が御質問がございましたけれども、まず、本年2月1日現在で、市内の認可保育所で障害児保育の対象となっている児童数と障害別の内訳であります。対象児童は17人で、そのうち、身体障害が4人、知的障害が4人、発達障害が9人となっております。

次に、小樽市における障害児保育の開始の経過と要綱策定の経過であります。本市では、社会福祉法人小樽四ツ葉学園に運営を委託しておりました中央保育所で、昭和57年度から軽度の障害を持った子供を対象に障害児保育を開始しております。また、実施要綱につきましては、2年後の昭和59年度に策定をし

ております。

次に、障害児保育を実施する際の指定保育所の拡大の経過でありますけれども、平成14年4月に他の保育所でも受入れ可能となるよう実施要綱を改正したものであります。これは、保育所の入所方式が平成10年度に市町村の措置制度から保護者が選択できる制度に変わり、こうした経過の中で保育所利用者の御要望にこたえるため拡大したものであります。

次に、中央保育所以外の指定保育所でありますけれども、保育所の指定は障害児を受け入れている機関に限りますので、現在の箇所数は公立、民間を合わせて8か所となります。保育所ごとの指定年度につきましては、奥沢保育所が平成18年度、ゆりかご保育園、手宮保育所が平成21年度、相愛保育所、龍徳オタモイ保育園、愛育保育園、銭函保育所、赤岩保育所の5か所が平成22年度となっております。

なお、定員について特に定めておりませんが、受入れに当たりましては、利用者や保育所側の状況を見ながら柔軟に対応しております。

次に、児童の障害の程度をどのように判断しているかということですが、保育所の入所申込みがあった場合には、小樽市障害児保育実施要綱に基づいて障害児保育入所指導委員会で保護者から提出された幼児発達調査票や児童相談所の判定書、医師の診断書等を基に、児童の心身の状況や入所の適否について審議いたします。障害の程度につきましては、その結果を参考にして判断をしております。

次に、本市の障害児保育実施要綱の補強、整備が必要ではないかということですが、本市におきましては、昭和59年に実施要綱をつくり、保育の実情に合わせてこれまでも適宜改正しながら障害児保育の取組を進めてまいりました。今後、障害児保育のニーズへの対応につきましては、現在、国で検討されております子ども・子育て新システムや障がい者制度改革推進本部等の動向も見ながら、障害の判断基準や職員の配置基準などにつきましては見直しをしてみたいと考えております。

最後に、夜間急病センターについての御質問でありますけれども、初めに、医師会から要望書についての感想ということですが、夜間急病センターは小樽市における救急医療のかなめとして重要であると認識しております。これからも、市民の利便性と救急医療体制の確立を念頭に、夜間急病センターを引き続き公設民営として取り組んでいく必要があるものと考えております。

次に、要望書に記載されていた夜間急病センターの公立又は公的病院への併設についての医師会との協議の経過ですが、1月中旬に医師会で市内4病院へ夜間急病センターの併設について意見を聞くためにアンケートを実施したと聞いております。これについて、2月22日に医師会との協議の場を持ちましたが、その中で、アンケート結果として併設できると答えた病院がなかったことから、今後は単独での設置について検討することが必要であると双方で確認したところであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（見楚谷登志） 教育長。

○教育長（菊 譲） 斎藤博行議員の御質問にお答えいたします。

初めに、平成21年度の高島小学校温水プールと平成18年度の駅前にあった室内水泳プールの利用者についてですが、個人利用と専用利用、水泳教室の利用区分別にお答えいたします。

平成21年度の高島プールは、個人利用が1万778人、専用利用が1万838人、水泳教室が8,674人で、合計利用者数は3万290人となっております。

平成18年度の駅前プールは、個人利用が1万9,761人、専用利用が9,013人、水泳教室が1万3,380人となっており、合計利用者数は4万2,154人です。

また、平成21年度の朝里で開催している水中体操教室の利用者数は1,054人です。

次に、高島プールと駅前プールの利用者数を比べた場合の増減の原因についてですが、高島プールに移

行後、個人利用が8,983人、水泳教室では4,706人と減少し、一方で、専用利用については1,825人と増加しておりますが、総数では1万1,864人の減少にあります。

減少の原因として、利用者からプールが遠い場所にある不便であるとも言われており、プールの立地にあるものと考えております。

次に、高島プール水泳教室利用者と朝里で開催している水中体操教室利用者数の居住地の傾向についてですが、高島プールの水泳教室の利用者には、利用の際、名前と電話番号のみ記載いただいておりますが、居住地については把握しておりません。

ただ、このたびの高島プールの水泳教室参加者のアンケート調査では居住地を記載することになっており、その結果によりますと、塩谷・長橋・オタモイ地区が26パーセント、高島・手宮地区が34パーセント、中央・山手・南小樽地区が27パーセント、朝里・銭函地区が13パーセントとなっております。

一方、朝里で開催している水中体操教室利用者数については、調査はしておりませんが、駅前からホテル専用のバスを利用している方もおります。

次に、市教委がアンケート調査を実施するに至った経過についてですが、従前から、高島プールは交通の便が悪く、市内中央部のプールを希望する声も多くありまして、一方、民間プール事業者から、民間プールを活用できないものかとの提案もあったことから、このことについて事業者とは何度か話し合いを持ちました。話し合いの中で、市が実施している水泳教室について受託していただける可能性もあり、今回、教室の利用者にアンケートを行ったものであります。

次に、アンケートの質問内容についてですが、使用料を現状のままと想定した場合、まず、現在どの教室を利用しているか、二つ目に、水泳教室の開催場所は高島プールと市内中心部の民間プールとではどちらがよいか、三つ目に、現在どこにお住まいかということについて聞いたものであります。

アンケートの集約についてですが、実施期間を2月26日までとしており、現在までに158名の方から回答をいただきました。目下、これらを集計中でありますが、これまでの数字を見ますと、教室の開催場所については、高島プールが58パーセント、市内中心部の民間プールが37パーセント、どちらでもよいという方が5パーセントという状況になっております。

今後、最終的な集計を行い、居住地とのかかわりなどについても分析してまいります。

次に、アンケート調査が暫定使用体制の固定化につながるのではないかと御心配についてですが、このたびのアンケート調査は、高島プールが市内中心部から遠い場所にあり、利用することに不便を感じているとの声や、利用者数が減少していることから、これらを改善すべく、民間プール活用も含めた一つの資料として調査をしたものであります。

次に、地域を考慮して3か所で教室開催を検討してほしいとのことですが、現在、朝里の民間プールに委託している水中体操教室では、週2回で年間100万円、高島プールでは、水泳教室を担当する指導員の人員費に年間700万円ほど支出しております。さらに、市内中心部の民間プールにおいて水泳教室を開催することになると相当額の費用が予想されますことから、3か所での開催は財政的な面から困難であると考えております。

次に、市場調査的なアンケートについてですが、現在、高島プールが遠い場所にあるため利用者数が減少していることや、議会への陳情も中心市街地を求めていることから、改めて市場調査的なアンケートを実施することは考えておりません。

次に、新共同調理場における安全対策についてですが、本市の2か所の共同調理場は、いずれも昭和40年代に運営を開始し、築後40年前後を経過しており、施設の構造やスペースの面などから、現在の衛生管理水準を満たすことができないものとなっております。そのことから、統合新築を行い、現在の衛

生管理基準に適合させることが安全対策の基本となるものと考えております。

新共同調理場においては、国の衛生管理基準にのっとり、各種の食材を区分して受入れをするとともに、下処理室もその食材に応じて分離し、卵を割る割卵室も区分して設置し、食材間の交差汚染を防止することとしております。また、あえものについては、専用のあえもの室を設け、調理がまや冷蔵庫もあえもの専用のものとして適切な温度管理を行ってまいります。さらには、調理場内の適切な温度、湿度調整を行うとともに、床面からの水の飛沫等による細菌汚染を防止するため、床に水を流さないドライ方式の調理施設とする考えでおります。

施設の運用面におきましても、衛生管理基準に基づく調理作業や洗浄、消毒作業を行い、最大限、事故防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、万が一の事故対策についてであります。新共同調理場の給食調理については、できるだけリスクを分散するため、全市一律の献立ではなく、献立を2種類とする方式を考えております。

また、仮に2か所の調理場施設を設置し、一方の施設が何らかの事故により停止した場合に、もう一方の施設から給食が提供できるのかということについては、給食調理品の提供には使用する食器、食缶が合わせて必要であることや、使用後の食器や食缶類の洗浄、消毒、保管が必要であり、事故の際にあらかじめ対応できるだけの設備内容がもう一方の施設に備わっていなければ、応援を行う対応は不可能であります。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○議長（見楚谷登志） 17番、斎藤博行議員。

○17番（斎藤博行議員） 何点か再質問させていただきたいと思います。

最初に、保育所の定数の問題ですけれども、それぞれいろいろなことがあったわけですが、初年度に向けて子供の入所手続が進められているのだというふうに思いました。一つ安心したわけですが、お聞きしたいのは、最上保育所の問題であります。先ほども言いましたけれども、今回の見直しの中で、定員の見直しも行われているわけなので、先ほどのお話では、最上保育所については、2月現在で45人の入所希望者がいるというふうに言われているわけですが、今回、新年度から定員を40人にするという報告を受けているわけですが、そういった意味では、いきなり定数を超えてということにもなりません。そう考えると、いきなり待機児童かということにもなりますので、この最上保育所の扱いについて、どういうふうにお考えになっているのか、お答えいただきたいと思います。

それから、障害児保育の要綱については、市長の答弁では、見直しについて着手していきたいと、そういった考えでいるというようなことをお答えいただいたと思います。そのときに、それはそういうことでいいのだろうということをもう一度確認させてもらいますけれども、その中に、各認可保育所の障害児の定員の部分をどういうふうと考えていくのかということについて、やはり、もう少しはっきりした方向性を出していただきたいと思います。

中央保育所だけが定員が6人というふうになっていて、それ以外のところについては定員がありません。今もない状態でやっているわけでありまして。市長の今日の御答弁では、柔軟にやっているという側面もあるかと思いますが、やはり、障害児を受け入れるという保育所の立場なり、それから、預ける保護者、子供のことを考えると、この保育所には、最大限、障害児は何人受け入れてもらえるか、能力があるのかということをお知らせ市民の皆さんにも教えておかなければ、極端な話ですが、最上保育所の定員は40人ですから、何人でもいいということには、どう考えてもならないわけです。当然、ほかの市の場合は、障害児の専任保育士を置くとか、専門の体制をとっている部分もあるわけですから、そういったことを考えると、要綱の見直しに着手する際には、定員のあり方についても着手してもらえるのか、

聞きたいというふうに思います。

それから、夜間急病センターについて何点かまとめてお聞きしたいと思います。

今回、12月に出された医師会の要望書で、夜間急病センターに対する評価としては私も市長もそんなに違わないと思うのですが、12月にああいう要望書を出してきたときの前文に書いてあった地域医療を支えるのだという医師会の責任なり、自負心といいますか、そういったものは私は大変感銘を受けて読んだわけですが、そういう前文を読んだ感想がもう少しあったらお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、28日の共産党の北野議員の代表質問の中で、夜間急病センターは単独設置になったのだという考え方が出されて、その答弁の中で、市長は、公立病院に近いところに設置すべきだというふうに思っていますとお答えになっているわけであります。

これは、4月から今の場所で2年間だけ改めて指定管理者制度の契約を結んでいるわけですから、当然、2年後にはどうするかという議論が始まるわけなので、もしそういう考えに立っているのなら、この間、使っている公立病院はなくなるわけですから、公立病院というのは新市立病院しかなくなるわけですから、そういったことを考えたときに、あの周辺での土地の確保の見通しなり、それから、一種の診療所をつくるわけですから、それに向けたスケジュール等をどのようにお考えになっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、これも夜間急病センターの中で、先ほど6項目の要望の中の5番目ということで、今の市立小樽病院なり医療センターでは2次救急を受けることが難しいみたいな答弁をしているわけですが、28日の市長の答弁から考えると、新しい病院の近くに夜間急病センターができてくるということがどうしてもイメージされるわけなのです。そうすると、今は大分離れていますけれども、今度は相当近いところに新市立病院があるというふうに考えると、いわゆる2次救急の受入れの部分はどうするのかという問題が改めて市民の皆さんから関心を寄せられるのではないかとこのように思います。

そういった意味では、昨年第3回定例会で夜間急病センターなり小樽病院の議論をしたときに、小樽病院の中で、内科の輪番制について院内でいろいろ検討させてもらいたい、そういう相当前向きな答弁もあったわけですから、その辺について、あれから半年たっているわけですが、どうなっているかをお聞かせいただきたいと思います。

また、そのときに、小樽市内における2次救急のあり方について、医師会と話をしていきたい、そういった答弁もあったわけですから、それもどうなっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

以上、再質問ということでお答えいただきたいと思います。

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

○市長（山田勝彦） 12月にいただきました医師会からの要望書ですが、この前文についての感想ということでもありますけれども、医師会としては、夜間急病センター設置以来、非常に熱心に議論されて現在に至っている経過がありますから、これを読みますと、やはり、医師会としても、いわゆる民営部分については引き続き担っていきますという決意が表れていると思います。そういう面で、これからもまた医師会と協議しながら、ぜひお願いしていきたいと思っております。

それから、公立病院に近いところということでございますけれども、場所はどこかというお話です。ここだということでは申し上げられませんが、これから場所を検討しながら、近い場所を何とか確保していきたいと思っておりますし、スケジュール等につきましては、やはり、済生会病院がいつ開院するのか

まだわかりませんが、それまでには、手宮から移るわけですから、あその場所は使えませんので、それにあわせてスケジュールを決めていきたいと思います。

さらに、内部の機能とか、どういった設備が要るのか、いろいろ問題がありますので、他都市の夜間急病センターの状況等も調べながら、そういったことも含めてスケジュール等も検討していきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 福祉部長。

○福祉部長(中村 浩) 保育所関連について、私のほうから答弁させていただきます。

まず、最上保育所の定員の問題ですけれども、第4回定例会で、平成23年度の予定定員について40名ということで申し上げておりましたけれども、2月15日現在の第1次の申込みで既に45名ということでございまして、当初から待機児童を発生させるわけにもまいりませんので、この定員について、40名ではなく、45名というふうに定めさせていただきたいと思っております。

それから次に、障害児保育の部分でございますけれども、確かに中央保育所の定員が8名と定められたのは昭和59年度です。それ以降、公立保育所でやってきたときに定員を定めておりませんので、今回、障害者に関する法制度の改革のこともありますが、内部の要綱の見直しの中で、定数、あるいは、それに必要な職員の配置について検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 病院局長。

○病院局長(並木昭義) 斎藤博行議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、恐らく斎藤博行議員は間違っただけだと思っておりますけれども、小樽病院と医療センターは2次救急を受け入れないではなくて、2次救急は受け入れて、1次救急は受け入れないというふうに解釈していただいて、1次救急の場合は、やはり、夜間急病センターとかそういうところで診て、我々のほうとしては2次救急を受入れるというスタイルで今はやっておりますし、今後とも、そういうスタイルでやっていきたいというふうに思っております。

それから、輪番制のことについてでございますけれども、内科輪番制の協議につきましては、今、医師会主導で小樽病院、協会、掖済会、済生会各病院の院長及び内科のトップが集まりまして、これまで昨年10月29日と本年3月1日の2回行われております。

昨年、小樽病院の鈴木院長は、小樽市救急体制の問題点を市立病院調査特別委員会に資料として提出し、説明しましたが、その中でも、小樽市の医療を守るためには小樽病院も内科の輪番制を検討するべき時期に来ているという認識を持っているというふうに述べております。

その後、私からの提言もありまして、院長をトップに院内の内科医で協議をし、小樽病院としては内科輪番制に参加していくという方針を出して、3月1日の会議に院長と内科の副院長の2名が参加しております。その協議内容及び今後の予定などにつきましては、これは医師会中心の協議でありまして、私から今ここで述べることは適当ではありませんので、どうしてもということでありましたら、医師会のほうに確認していただきたいと、そういうふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 保健所長。

○保健所長(秋野恵美子) 医師会と小樽市の間の輪番制の議論はどのようになっているかという御質問でございましたので、答弁させていただきます。

先ほど、並木局長のほうからも答弁がございましたように、内科の2次輪番体制につきましては、市内

の医療機関の中で現在協議中でございます。このことについては、承知をしております。

夜間急病センターが、今後、単独で設置されることになると、今までも2次輪番体制についてはずっと議論等が重ねられてきているところがございますが、これまで以上に2次救急の受入れ体制を万全に整備しなければいけないということから、現在行われております医療機関での協議の経過を十分に踏まえながら、今後、医師会や関係医療機関と体制づくりに向け協議をしていかなければならないというふうに考えているところがございます。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 17番、斎藤博行議員。

○17番（斎藤博行議員） 再々質問を1点だけ。

小樽病院の内科の輪番制の問題については、前のレポートの中では必要性を院長もおっしゃっていたわけですが、それで内部で議論するというのをこれからやっていくのだというのが昨年の9月ぐらゐでの議会での話だったわけですが、今のお話では、要するに、小樽病院としては輪番制について参加すると、そういうことを確認した、決めたと、そういうふうな受け止めてよろしいですか。

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 病院局長。

○病院局長（並木昭義） そのとおりでございます。

○議長（見楚谷登志） 斎藤博行議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 20番、新谷とし議員。

（20番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○20番（新谷とし議員） 初めに、雇用問題について伺います。

まず、市内の高校生の就職についてお聞きします。

直近の就職状況について、内定率と今年の特徴についてお知らせください。

私も幾つかの高校に聞き取りを行いました。高校の教員の話では、自分が身につけた技術など学んだことを生かしたいという希望があるものの、希望する職がない、求人がないなどで各高校とも大変苦労されています。

小樽市では、国の地域経済活性化等推進資金基金を活用した新規高等学校卒業生雇用奨励金制度で、平成22年度は72名の雇用があり、23年度も継続しますが、それでも希望者全員が就職できるわけではありません。企業から学校への求人が少ない中、みずから仕事を探さなくてはなりません。

現在、国の緊急雇用対策として、ふるさと雇用再生特別対策事業を活用して、人材派遣会社ホープ・ワンが若年者就職前実践力向上支援事業を進めていますが、平成21年度、22年度の取組内容と効果についてお知らせください。

また、ホープ・ワンは、事業の中で高校へ出張事業を行っていると言いますが、まだ限られた高校しか行っていないようです。就職希望者を抱える高校とコンタクトをとり、出張事業を拡大できないのでしょうか。

ほかにも、ハローワークの高卒就職ジョブサポーターの支援もあり、200件ほどの事業所回りをして、雇用の拡大を要望したり、高校訪問、生徒への指導などで精力的に動いていると聞いています。北海道の緊急雇用対策で、進路相談員、求人開拓員を配置する制度もあります。

北海道は、22年11月現在、14教育局に25名の進路相談員を配置し、学校訪問、カウンセリング、企業訪

問などを行い、22年度の新規高卒予定者の就職内定率は、文部科学省12月末現在の調査によると、21年度に比べ6.9ポイント増になっていますから、小樽市としても就職希望者を持つ高校に十分に派遣できるよう進路相談員の増員を北海道に要請していただきたいと思います。いかがですか。

ジョブサポーターにしても、進路相談員にしても、国の雇用対策として導入されたもので、1年ごとの有期雇用ですから、自分自身の身分も就職支援も保障されません。国に対して、制度の固定化、進路相談員、ジョブサポーターの正職員化を要望していただきたいと思います。いかがですか。

北海道労働局調査による22年11月時点の小樽管内の有効求人倍率は0.42ということで、北海道0.44、全国0.55に比べ相変わらず低く、各高校のジョブサポーターの方々は、何よりも求人を増やしてほしいと異口同音に語りますが、中小企業は採用したくてもできないというのが実情です。国の中小企業対策費は、1986年度2,052億円が2011年度1,969億円に下がっています。日本企業の7割を占める中小企業予算を少なくとも倍加し、地場産業、商店街への支援を強化することが必要です。

また、景気対応の緊急保証制度も打ち切れ、かわりに借換え保証や条件変更の推進などの対策を発表していますが、指定業種は産業分類の中分類で82業種から48業種に削減されます。苦しい中小企業の資金繰りを支援するため、この制度を今までどおり続けるべきです。こうした政策なしでは雇用の拡大につながりません。これらのことを国に強く要望していただきたいと思いますが、見解を伺います。

小樽市は、未就職高校生支援として、今年度は5名、昨年度は12名の高卒未就職者を臨時職員として採用しています。来年度もぜひ実施していただきたいと思いますが、いかがですか。

次に、一般の市独自の雇用対策についてです。

来年度は、市独自の雇用対策はまだ示されていませんが、今年度同様に建設3団体の要望にこたえる雇用対策はいつごろ示されるのでしょうか。

苫小牧市では、国の緊急雇用対策事業のほか、市独自の雇用対策として、2002年度から残業部分のワークシェアリング事業をはじめ、事業規模は縮減されているものの、事業は継続されており、今年度は延べ約200人の雇用者数になっています。来年度も継続されるということです。

小樽市でも、以前はワークシェアリング事業をしていました。厳しい雇用情勢から、この事業を再開して雇用に寄与すべきと考えますが、いかがですか。

次に、除排雪問題についてお聞きします。

今年の市内の雪は、気象庁の観測値によると平成17年以来の豪雪状態で、しかも、一度に降り積もり、除雪が追いつかないという状況で、市民も各ステーションも大変だったと思います。とりわけひどかったのは国道で、民主党政権の事業仕分けにより、後志管内の国道を管理する小樽開発建設部の22年度の道路維持・管理の予算が前年度比31パーセント減額されたため、排雪回数が減らされ、さまざまな支障が出たことです。道路幅が狭くなり、渋滞を招き、観光ツアー団体のキャンセルが出たこと、通学のためのバスが遅れ、子供たちが30分近く吹雪の中でバスを待たなければならなかったこと、交差点の雪山で先が見えない、高い雪山で子供や女性など通行人が身の危険を感じたこと、消防車の出動に苦勞したことなど、市民から苦情が噴出し、1月21日、菊地葉子市議が小樽開発建設部に除排雪の強化を申し入れました。その時点で、小樽開発建設部には90件を超える苦情、要望が寄せられています。

これより前の1月14日、市長は、北後志町村会長と小樽開発建設部に対して除排雪の徹底を申し入れ、続いて、商工会議所、観光協会とともに地元選出民主党国会議員に雪対策を要望したとお聞きしていますが、民主党政権のこうした事業仕分けをどうお考えでしょうか。

市民も、雪との闘いで私たちのところにも除排雪の要望が相次ぎました。雪対策課の努力で解決されたこともたくさんありますが、課題もあります。

一つは、市道でも、道路幅が狭いため通常の除雪機が入れないとして、一度も除雪が入らないため市民が苦勞している問題です。一例として、見晴町の松泉学院通分線ですが、この通りに面している世帯は少ないものの、高齢化と病気で、これでは救急車も呼べないと日常生活に不安を抱えています。一度に降った雪で動きがとれず、小樽市に除雪をお願いしたものの、今言った理由で除雪はできないという返事でした。後日、ここを訪ねると、きれいに除雪されており、松泉学院に勤務している方が好意で小型のタイヤショベルで除雪したと聞きました。

このほかにも、市道でも道路幅が狭くて除雪をしていない道路がたくさんあるということですが、どれぐらい把握していますか。除雪車が入らない市道に住む高齢者、障害者、病気を持っている人たちの不安は尽きません。今後、小樽市で小型のタイヤショベルやハンドガイドなどを用意して対処することはできませんか。

次に、雪山対策についてです。

国道のところでも述べましたが、市道でも通行人が見えない高い雪山は、子供や高齢者、女性は身の危険を感じると言います。また、子供が雪山を歩き危険です。雪山を低くすることには予算もかかりますが、市民の安全を確保する上でぜひやっていただきたいものです。お答えをお願いします。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

○市長（山田勝磨） 新谷議員の御質問にお答えいたします。

初めに、雇用問題について何点か御質問がございました。

まず、市内高校生の直近の就職内定率であります。市内の全日制・定時制高校への聞き取り調査では、1月末現在で、就職希望者数344名に対し、就職内定者数208名であり、内定率は60.5パーセントとなっております。

また、医療・介護事業の求人数が増える一方、学生の希望が多い一般事務や販売の求人が少ない、いわゆるミスマッチ現象や道外企業からの求人数が大幅に落ち込んでいることが昨年来の特徴として上げられます。

次に、若年者就職前実践力向上支援事業であります。この事業は、地元高校生の就職を促進するため、専門のキャリアコンサルタントによる就職活動支援プログラムを行うものであります。

平成21年度は、セミナー、事業所実習、事業所視察、個人面談を実施し、延べ153名の生徒が参加しました。22年度は、これらに加え、出張授業、出張セミナーを実施しており、2月末現在で延べ240名の参加がありました。

また、効果であります。セミナー等を受講した生徒は、社会人としての心構えや働くことの大変さをそれぞれ学び、就職活動に向けた実践力の向上に効果があったものと考えております。

なお、個別に就職支援を希望する生徒には、氏名登録の上、さらにきめ細かな支援を行っており、21年度は14名、22年度は56名の登録がありました。その中で、今年3月の卒業者は23名おり、その内訳は、就職9名、進学7名、就職活動中7名となっており、就職活動中の生徒につきましては、卒業後もフォローしていくこととなっております。

次に、高校へのお出張事業であります。これは定時制高校からの要望で22年度から始めた事業であり、全日制高校にもこの事業の御案内はしておりますが、今年度の要望がなかったため、実施は定時制のみと

なっております。

なお、23年度は、全日制の高校からも要望が上がっていると聞いておりますので、出張事業の対象校は今後拡大していくものと思っております。

次に、北海道に対する進路相談員の増員要望ですが、道内の教育局に配置された進路相談員の方々は、管内を講話やカウンセリングで巡回し、新規高卒者の就職支援のため精力的に活動していると聞いております。

今後の増員についてであります。対象が全道に及ぶことや各高校の意向もあると思われまので、それらの状況も勘案し、北海道において判断されるものと考えておりますが、増員については要請してまいりたいと考えております。

次に、ジョブサポーターや進路相談員の制度や身分に関する国への要望ですが、ジョブサポーターや進路相談員の配置は、国が近年の厳しい雇用状況に対応するため打ち出した対策であり、就職支援に当たって大変有効なものと考えておりますので、雇用情勢が好転するまでの間存続するよう、北海道市長会や全国市長会を通じた要望してまいりたいと考えております。

次に、景気対応緊急保証制度についてであります。この制度は、国際的な金融不安を契機とした厳しい経済状況下にある中小企業者の資金繰りを支援することを目的として実施しており、制度継続につきましては、これまでも全国市長会が緊急経済対策の実施及び地域経済の活性化に関する重点提言の中で国に対して要請を行っているところであります。

次に、高卒未就職者の臨時雇用ですが、小樽市では、平成14年度以降において、人事異動の欠員状況を勘案しながら、必要に応じて市内の新規高卒未就職者を事務補助職員として採用し、就業の機会を通して人材育成に努めてきたところであります。

来年度につきましても、事務職の欠員が発生した場合には、これまでと同様の考え方で実施を検討してまいりたいと考えております。

次に、小樽市独自の雇用対策でありますけれども、現下の雇用情勢も持ち直しの動きが続いていると思っておりますものの、いまだ厳しい状況にありますので、今後もその動向を注視しながら必要な措置を講ずるべきものと考えております。

次に、ワークシェアリング事業でありますけれども、小樽市におきましては、平成13年度と14年度に、イベントや期間限定業務などについて時間外勤務のワークシェアリングをモデルケースとして実施した経緯があります。しかしながら、本市におきましては、従前から、経費の節減を図るため、業務の委託化を進めるとともに、繁忙期などには必要に応じて臨時職員を雇用して職員の時間外勤務の縮減を図っており、結果としては、ワークシェアリングと同様の効果を生み出しているものと考えております。

今後とも、このような考えの下に、時間外勤務の縮減を図る中で一定の雇用を創出してまいりたいと考えております。

次に、除排雪問題についての御質問でありますけれども、初めに、事業仕分けによる除排雪予算についてであります。国道の維持・管理に関する全国統一の基準が設定され、予算が減額されたことによりまして、市内の国道の排雪回数が減ったため、緊急搬送や消防活動などの市民生活や地域経済活動に支障が生じているところであります。そのため、連続して降雪があった直後の1月14日には小樽開発建設部に、17日には地元選出の国会議員に要望を行うとともに、21日にも、私のみずから北海道開発局に出向き、開発局長や関係部長に対し速やかな除排雪の実施について要望したところであります。

国道は、経済活動の活性化や市民生活にとっても重要な役割を担っておりますので、国としても、全国一律ではなく、地域の事情や降雪の状況を十分考慮した雪対策や道路維持・管理を行うべきものと考えて

おります。

次に、市道で道路幅が狭くて除雪していない道路であります。市道認定している道路の実延長は、平成22年4月現在、約580キロメートルであります。そのうち、車道の除雪を行っている道路延長は約513キロメートルで、道路幅員が狭いことや、急勾配、あるいは冬期間には沿線の土地利用がされていないなどの理由で、除雪していない道路延長は約67キロメートルであります。

次に、小型除雪機による道路の除雪であります。現在、市道の除雪は、雪を道路の両わきに堆積するかき分け除雪を基本としており、幅員が狭く除雪後に有効幅員の確保が困難な道路では除雪対象となっていないものがあります。

また、これら除雪の対象外道路では、幅員が狭いほか、急勾配や雪の堆雪場の確保が困難な場合が多く、小型除雪機を用いても除雪が難しい道路が多いのが現状であります。

しかしながら、雪堆雪場が確保されるなどで除雪が可能となる道路もあると考えられますので、今後、除雪の対象外道路の現状について改めて把握をしてまいりたいと思います。

次に、道路の雪山でありますけれども、ロータリ除雪車による車道拡幅除雪や歩道除雪では路肩や歩道に雪を堆積することから、排雪時には通常見通しができる高さまで雪山を取り除くことを原則としております。しかし、今シーズンのように豪雪に見舞われた際には、全線に渡っての早急な対応が困難となることもあります。この場合でも交差点や横断歩道付近などについては雪山を極力低くするなど、市民の安全確保に努めているところであります。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 20番、新谷とし議員。

○20番(新谷とし議員) 再質問します。

昨日の質問にもありましたけれども、1月の小樽管内の有効求人倍率は0.41ということで、大変な状況です。

小樽市の臨時職員採用ということで考えていきたいというお答えでしたので、よかったのですけれども、人事異動に伴ってということですから、新しい市長になって、その後ということになっていくと思えますけれども、何人ぐらいということは言えないのでしょうか。

それから、ワークシェアリングなのですけれども、苫小牧市では、平成22年度、残業実績の10パーセントである2,000万円を臨時雇用で充てております。先ほどの答弁では、臨時雇用しているからワークシェアリングと同じようなことをやっているのだというようなお答えだったと思えますけれども、調べてみますと、残業は、企業会計を除いて大体7万時間で、21年度は1億8,000万円くらいです。ですから、先ほどもおっしゃっていましたが、忙しいところというのは大体同じようなところですので、この辺でできないのか、もう一度お答えをお願いしたいと思います。

それから、除排雪については、今後、今まで入っていなかった市道については把握していきたいということでした。これは、ぜひそうしたいのですが、今、置き雪対策で1種路線、2種路線については、福祉部と連携して福祉除雪の方を対象しております。そういう方が実際に狭い道路にもいるわけです。それで、先ほど例に出しました松泉学院通分線ですけれども、十分に雪の置場はありました。そこに置いてもいいということでしたから、そういうことを改めて把握して、ぜひやっていただきたいと思うのです。その点について、把握と同時に実施に向けて検討していただきたいと思います。

それから、前後しますが、建設3団体の要望について、ちょっと聞き取れなかったのもう一度お答え願いたいと思います。

○議長(見楚谷登志) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（見楚谷登志） 市長。

○市長（山田勝彦） 建設3団体の関係は、今回の予算に間に合わなかったもので、第2回定例会でぜひ引き継いでやっていただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（見楚谷登志） 総務部長。

○総務部長（山崎範夫） 再質問にお答えいたします。

まず一つは、新規高卒未就職者の臨時職員の雇用の関係です。

御指摘のとおり、ここ数年間、そういった形で採用をして実施してきております。ご存じのとおり、この時期というのは、実は私どもの職員採用もずっと抑えていた時期で、新年度にどうしても退職者の欠員が出ると。その中で、10人以上を採ったときもありますし、そういう形で新規高卒者を採用していった人材育成をしてきたという経過です。

ところが、今年の場合は、この間、職員も相当減ってきているものですから、新規採用をしました。今回、18名ほど事務職員が入ってまいりますので、それらの配置と欠員の状況を見て、先ほど答弁いたしましたように、そういった形で欠員職場が出れば、その中でこれまで同様、臨時職員としての採用について考えていきたいということで御理解をいただきたいと思います。

それから、ワークシェアリングのことですけれども、ご存じでしょうけれども、実は小樽市も、平成13年度と14年度の2回ほど実施してきた経過があります。ただ、問題は、このワークシェアリングの中身というのが、当時は、介護認定審査委員会の業務、これは夜の分です。それから、契約業者の登録受付、あるいは小樽雪あかりの路のイベント業務とか、言ってしまうと、どうしても短期的な、あるいは時間限定的な業務でないと、なかなか臨時職員にやっていただく業務というふうにはつくりづらいというのが正直なところではあります。

その中では、今、私どもの時間外勤務そのものも、この13年度、14年度当時に比べると、半分とまではいきませんが、全体の予算で言えば5億円以上あったものが今は3億円ぐらいですから、相当縮小しています。

そんな中で、先ほど答弁いたしましたとおり、いわゆる業務委託をしたり、臨時職員なり嘱託員という中で雇用を生み出しながら、時間外勤務を減らしてきています。ですから、時間外勤務は、職員が日常の業務の延長でどうしてもしなければならないというのが現状でありまして、なかなかワークシェアを生み出すような形の時間外勤務というのがなくなってきているというのがありますので、その考え方について、なかなか実施するというのは難しいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（見楚谷登志） 建設部長。

○建設部長（竹田文隆） 除雪をしていない市道の除雪ということでございますけれども、市道の置かれている状況というのは、それぞれの道では非常に違ってきます。急勾配のところもありますし、さらに、狭隘なところといったようなことで、それぞれの道路状況に応じた除排雪をしていかなければならないと思っております。

そういった中で、先ほど市長からも申し上げましたとおり、その道路がどんな状況に置かれているかということ、例えば、障害物があるのか、ないのか、それから、議員のほうからお話がありましたように、地域の協力があるか、堆雪をする場所の確保が可能であるかどうか、こういったことも十分に調べていく必要が今はあるというふうに思っております。冬場の雪のいろいろな市民要望等々は非常に切実なものがある

と思っておりますので、それぞれの道路状況に応じた除排雪というものを、この夏場も含めていろいろと調査をしながら検討していきたいと考えています。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 20番、新谷とし議員。

○20番（新谷とし議員） 再々質問です。

要望という形になりますけれども、新採用のうち、高校生がたった3人でした。ですから、先ほども御答弁をいただきましたけれども、未就職者が多いので、ぜひ人数を増やして採用していただきたいと思っております。

それから、除排雪の問題では、市の直営から民間に委託するときに、私たちは、これから除排雪はよくなりますと、当時の部長からそういうふうの説明されて、よくなるのだというふうに使ってまいりました。ところが、こういう実態がありますので、ぜひ実施に向けて検討していただきたいと思っております。

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 建設部長。

○建設部長（竹田文隆） 今、地域総合除雪になりまして、地域を6地域に分け、それぞれの地域に応じた除排雪をやっているということで、市民の中には非常に、今、議員のほうからお話がありましたけれども、除排雪はきちんとやっていただいているという意見もございますので、今後とも、地域総合除雪の中でしっかり除雪をしていきたいと考えています。

○議長（見楚谷登志） 新谷議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時48分

再開 午後 4時09分

○議長（見楚谷登志） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 6番、成田祐樹議員。

（6番 成田祐樹議員登壇）（拍手）

○6番（成田祐樹議員） 通告に従い、一般質問をいたします。

市立病院についてお伺いいたします。

昨日の高橋議員の代表質問にて、新市立病院の起債の金額や実質的な市の負担額の答弁がありました。起債額は約128億円、そのうちの市の負担約67億円とその利息が必要であるということであり、金額として非常に大きい事業であることは間違いありません。

ただ、ここで新市立病院の建設費の高い低いも重要な議論の一つではありますが、それ以前に、病院の経営状態が今よりも大幅によくならなければ、今後の返済すらまみなくなりません。大きい病院を建てようが、小さい病院を建てようが、結果的に残るのは借金と一般会計からの莫大な繰り出しという結果にならざるを得ません。経営改善されていない状態で大きな金額を使った病院を建てることにリスクがあると私は考えています。

ここでお伺いします。

今後、平成25年度までの資金不足解消に関連して、一般会計から繰り入れしなければならない総額は幾らになると試算としていますか。また、改革プランの当初計画と比較してどの程度の差ができてしまったのか、あわせてお答えください。

先月7日に行われた経営改革評価委員会においても指摘されていましたが、経営効率化にかかわる改革プランの目標数値が全く達成できていない状態にあります。職員給与比率や病床利用率など多くの数値が改革プランで出された目標数値よりも下回っておりまして。そんな中で、市当局からの説明の中に、目標数値が高くて達成できなかったという発言がありましたが、その後、この改革プランにおける目標数値の変更は発表されておらず、さらに、今後の収支計画の実現も既にずれているわけですから、現在出されている改革プランの計画どおりにいくとは思えません。

しかしながら、先日、会派説明の資料として出されて皆さんのお手元に配付されたカラー版の一般会計の繰入金についてのグラフでは、当初出された改革プランの数値よりも13億円近く増えています。すなわち、先日出された資料においては、今後の改革プラン変更後の計画を示していると解釈できます。ここでおかしい部分は、その資料では計画変更後のグラフを表しているのに、基となる改革プラン計画変更の具体的な数字、目標といったものは公開されていないということです。計画が変更されたのであれば、その数値が出されていない状態でグラフをつくることができるのでしょうか、非常に不思議です。

ここで、お伺いいたします。

一体どのような改革プランの計画変更後の数字を用いてこのグラフがつけられたのか、目標数値、金額を含めた詳しい内容を早く知りたいと思っておりますが、この改革プラン計画変更の発表がいつになるのかお聞かせください。少なくとも、今みたくグラフだけが先に出て具体的な中の数字がかなり後ということが起きないように、事前にくぎを刺しておきます。

続いて、新共同調理場の設置についてお伺いします。

この質問に関しては、現在、予定されている雪の花酒造跡地のほかにもう一か所、公有地の拡大の推進に関する法律に基づいて小樽市に売却したいという土地があったのですが、この二つの候補地をどのようにてんびんにかけてのかについてお伺いするものです。

新共同調理場の設置については、敷地面積が1万平方メートル程度必要であるとの見解を出していましたが、その面積における法的根拠は何かあるのかお示してください。

また、文部科学省以外に北海道独自の共同調理場の設置にかかわる要綱の通達が出ているのかもあわせてお答えください。

新共同調理場が建設される平成25年度の必要な食数は7,900食程度との試算が出されています。しかし、新共同調理場の計画では9,000食をつくれる調理場というふうになっております。今後の人口減少もほぼ確実な中で、なぜ必要な食数よりも多く提供できるサイズの調理場が必要なのか、見解をお聞かせください。

当然、必要な食数に比例して敷地面積が必要になるということは極めて当たり前のことであります。

ここで、他市の具体的な例を挙げますと、豊川市学校給食センターでは、敷地面積7,273平方メートルで9,000食、大垣市南部学校給食センターでは、敷地面積7,644平方メートルで1万2,000食、松本市西部給食センターでは、敷地面積6,969平方メートルで1万2,000食の給食センターがつけられています。どこも8,000平方メートル以下の敷地面積で9,000食以上を賄っているわけです。1万平方メートルが果たして必要なのでしょうか。

ここで、お伺いします。

1万平方メートルある雪の花酒造跡地よりも安い価格で公拡法の届出を出した土地は8,000平方メートル以上あるというふうに伺っております。この安いほうの土地を買わないのはなぜかお答えください。

以上、再質問を留保し、質問を終了します。

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 病院局長。

○病院局長(並木昭義) 成田祐樹議員の市立病院に関する質問にお答えいたします。

初めに、平成25年度までの一般会計からの繰入れ額についてであります。

病院局では、今年度の一般会計繰入金が、過去の不良債務解消のための繰入れがピークとなり約27億円と多額になったことから、今後の繰入金の推移についての説明も必要と考え、診療収益によって不確定要素の多い中ですが、大まかな見込みを試算したところであります。

試算の結果ですが、一般会計からの繰入金は、平成23年度は当初予算で計上しているように17億3,400万円、24年度は17億100万円、25年度は17億2,200万円となり、23年度から平成25年度までの3年間の繰入れ総額は51億5,700万円となると試算しております。

繰入金の性格別の内訳は、3年間の合計で、平成20年度に借り入れた公立病院特例債の償還分が8億500万円、繰出基準や交付税措置のルールに基づく基本的な繰入れ分が36億100万円、病院事業の収支不足を補てんするための財政支援分が7億5,100万円となっております。

次に、平成20年度に策定した市立病院改革プランとの比較についてであります。改革プランでは、平成23年度から25年度の3年間の繰入れ額を38億1,500万円としておりましたので、今回の試算では13億4,200万円の増となります。

なお、改革プランでは、地方交付税の措置額を3年間で20億5,700万円と見込んでおりましたが、平成21年度から交付税措置が手厚く見られることになったため、9億1,600万円増加すると見込まれますので、市の実質的な負担増は3年間で4億2,600万円と試算しております。

いずれにいたしましても、新市立病院に向けてスタートした今、一年一年が正念場であるとの認識の下、病院局としてより一層の経営努力を行い、一般会計からの繰入れを極力抑制する中で解消してまいりたいと考えております。

次に、一般会計繰入金の基となる収支計画についてであります。

今回、示しました一般会計繰入金の試算の基となります収支計画については、ただいま答弁いたしましたとおり、不定額要素の多い中での概算ではありますが、平成23年度予算をベースとして、支出につきましては、退職金や起債償還などで現時点で把握できる変動要素を一定程度見込んでおります。

なお、議会へはいつ示すかとのことでありますが、今回の補正予算をお願いしております一般会計追加繰入れに関する資料となりますので、今定例会の予算特別委員会に提出したいと考えております。

また、改革プランの収支計画につきましては、御指摘のとおり、実績との間に乖離がありますので、今後見直したいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 教育長。

○教育長(菊 譲) 成田祐樹議員の御質問にお答えいたします。

初めに、敷地規模の法的根拠についてであります。法的規制はありません。国が定める学校給食の衛生管理基準では、設備等に関する各種の規定があるほか、学校給食施設については、衛生的な場所に設置し、食数に適した広さとするのが規定されております。

このたび、学校給食共同調理場の建設に当たり、1万平方メートル程度の敷地を必要とした理由は、国の衛生管理基準に基づき9,000食規模の共同調理場を整備するには3,000平方メートル程度の施設が必要であり、敷地内の附帯施設では、排水処理施設や地下油槽施設、高圧受電設備などを整備するほか、給食配送や食材納入の車両の運行動線や転回・待機スペース、さらには冬期間の状況を考慮すれば雪の堆積ス

ペースも必要となりますので、1万平方メートル程度を必要な敷地規模としたところであります。

次に、学校給食共同調理場の設置に関する構造・設備等の基準については、文部科学省が学校給食衛生管理基準を定めているほか、北海道教育委員会では、改訂学校給食衛生管理マニュアル、これは平成18年3月改訂版の発行でございますが、こういうものを定め、その中では共同調理場に関する望ましい施設設備の配置例が示されております。

この北海道教育委員会のマニュアルも国の衛生管理基準を基にして作成されたものであるため、文部科学省が定めている内容と同じものであります。

次に、新共同調理場の調理食数についてであります。平成25年度の新光共同調理場及びオタモイ共同調理場を合わせた食数の見込みは7,900食と見込んでおりますが、そのほか、単独調理校6校の調理食数は980食が見込まれております。

現在、学校再編の議論を進めておりますが、現在の単独調理校が、今後、共同調理場へ移行することが想定されることもありまして、平成25年度の食数見込みについては、単独調理校の食数を含めた場合、8,900食が見込まれるため、9,000食の規模としたものであります。

最後に、新共同調理場の建設予定地についてであります。公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出は、昨年12月に1件、本年2月にもう一件、合わせて2件ありました。教育委員会では、双方の土地について検討いたしました。一方の土地については、土地の形状から3,000平方メートルの施設建設は困難と判断し、真栄1丁目に所在する土地を建設予定地としてこのたび予算案を提出したものであります。

なお、議員から紹介がありました豊川市、大垣市、松本市の3か所の施設については、私どもも調査をいたしました。いずれも敷地に接した道路が複数であること、敷地への出入口が2か所確保されていること、給食配送車は2トン車を使用していること、さらには、冬期間の積雪の問題もなく、現在計画している新共同調理場とは条件を異にしているものと考えております。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 6番、成田祐樹議員。

○6番(成田祐樹議員) 簡単に2点だけ伺いたいと思います。

最初に、新共同調理場について伺います。経緯、経過は御説明で理解できた部分があります。ただ、1点、非常に気になるのが、雪の花酒造跡地というのは、現在の持ち主が取得してからまだ1年たっていないので、これは転売に近い状態になってしまいます。こんなことで相手側がもうけるようなことがあったらまずいわけです。市民の税金を使ってその土地を取得すると、小樽市が必要だったという条件はあったかもしれませんが、そういった部分に、十分、細心の注意を払って今後の交渉、価格については、もう一か所候補地が出てきたわけですから、そういった部分の使えるものは使って、少しでも市民の皆さんのためになるように交渉をして、できるだけ努力された価格で購入していただきたいという部分について答弁をいただきたいと思います。

もう一点は、市立病院についてですが、基準外の繰出しの部分は、特例債の8億円と財政支援分の7億円、3年間で15億円と、非常に大きな金額を基準外で一般会計から出さなければならないという部分があります。こういった改革プランの計画をやっていく上で、そこに携わっている人材が大幅に入れかわってしまうと、結局、うまく成り立たなくなってしまうわけです。特に、病院経営に関しては、私も以前から議会で申し上げておりましたが、やはりプロパーの職員を配置することであったり、そういった病院に特化した職員は必要だというふうに思っております。

そこで、職員の部分について伺います。今後、4月若しくは6月に職員の人事異動がありますが、特に

病院においてこういった経営改革を実行するには、退職があると、また知識的に一からのスタートとなってしまう。こういった改革プランを実行するためにも継続性が必要だと思われるので、今年度末で退職される病院局の職員の事務方の人数、そして、あわせて医師の増減がないのか、あるのか、その部分について伺います。また、吉川部長も本年度で退職されるという部分で、病院局長にとっては大きな片腕がいなくなるわけですが、ここで指名してくださいとは言いませんけれども、有能な職員はしっかり病院局で改革プランを実現してもらおうという部分の思いをぜひ聞かせていただければと思いますので、あわせてお願いします。

(「議長、21番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 21番、古沢勝則議員。

○21番(古沢勝則議員) 今、議論されているテーマは二つ、いずれも病院局長と教育長の答弁において、今定例会に予算案として提出しているというふうに答弁されていることで明らかなように、一般質問の域をはるかに超えているものではないでしょうか。

議長の議事さばきはいかがされるか、お伺いしたいと思います。

○議長(見楚谷登志) ただいまの議事進行について説明をいたしますけれども、確かに、今定例会の予算案という形で出ていますので、本来であれば代表質問という形で行われなければならないと思うのです。しかし、今回、無所属議員ということで、それぞれ心配をされている部分という形の中で私はとらえましたので、本来であれば代表質問ですが、できない部分があるものですから、そういうことで、本日初めて質問内容を聞きましたので、そういうことで私は了解をさせていただいたという部分です。

特に、新共同調理場に関しましては、恐らく再質問の部分の御心配のほうが多かったのかというふうに私はとらえました。

そういうことでいかがですか。

(「議長、21番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 21番、古沢勝則議員。

○21番(古沢勝則議員) 私も非常に関心があるところです。その答弁を聞きたいとは思っていますが、例えば、本日の議事進行について、午前中の議会運営委員会でその件は何ら諮られてはいませんし、確かに会派構成されていないですから、そういう事情はわかりますけれども、代表質問と一般質問の違いという確認事項の下で本会議は運営されてきているわけです。それを簡単に超えてしまうわけですから、その垣根は今後なくても、会派構成しているところも、そういうことがあってもいいと考えてよろしいのですか。

○議長(見楚谷登志) それでは、お答えいたします。

今の古沢議員が言われたことはごもっともだと思うのです。しかし、今定例会は最後ということもあったので、恐らく、相当御心配されたのだろうということが一つありましたので、この次の新しく4月の選挙以降でその分に関しては、委員会の中でまたそれぞれやりとりはしていただきたいと思えますけれども、無所属議員の方が1人のところというのはこの次も出てくると思うのです。だから、そういう部分に関してどう処理をしていくか、どう対応していくかということは、議会運営委員会なり世話人会で協議をしていっていただきたいという思いはいたします。

(「議長、21番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 21番、古沢勝則議員。

○21番(古沢勝則議員) 会派を離脱するという事は、そういうことを伴うことを承知の上なので、よ。にもかかわらず、そのことを、あたかも議長の温情で本会議場の議事が運ばれるようなことがあって

いいはずがないじゃないですか。それは、しっかりとけじめをつけていただきたい。

○議長（見楚谷登志） ただいまの議事進行についてお答えいたします。

本来であれば、事務局から質問内容等を調査して、議会運営委員会で取り計らいを検討しなければいけなかったと思います。そういう面では、本日の成田祐樹議員の質問に関しましては、私もそういう面では同じ意見は持っています。ですから、ぜひ、この次からは、そういう面のことも含めて、今期の代表者会議の中で申し送りはしていきたいというふうには思っていますので、それはよろしくお願ひしたいというふうに思っています。

（「議長、21番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 21番、古沢勝則議員。

○21番（古沢勝則議員） 引き続きやるということですね、今の議長のさばきは。

○議長（見楚谷登志） はい。その次……。

○21番（古沢勝則議員） あわせて言っておきたいと思うのですが、一般質問に対して今定例会の議案にかかわる質問内容だということを知の上で答弁するという理事者側の対応についても、大いに私は問題ありだというふうに考えます。

ですから、これは、この次の議会で議論されるという問題ではなくて、今任期の私たちがきちんとけじめをつけておかなければいけない問題だと思いますので、この点では、私自身としては譲れないところだと考えています。

○議長（見楚谷登志） ただいまの議事進行についてお答えしますが、確かに、古沢議員が言うのは私はもっともだと思うのです。本来であれば、会派構成がされていけば代表質問の中で質問ができるわけですが、今、成田祐樹議員から、それこそ予算に絡む部分の質問が出てきたので、本来であればとめなければいけないと思うのです。議長としては、それは一般質問にはなじみませんという話になると思うのですが、ただ、やはり、今までの経過の中から言っても、特に病院に関しましては成田祐樹議員が相当質問されております。今回は、恐らく、先ほども言いましたように、非常に御本人も議員として気がかりな部分がたくさんあるだろうという、温情と言ったらちょっと語弊がありますが、そういう面では理事者も対応されたのではないかとこのように私は思います。

（「議長、22番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 22番、北野義紀議員。

○22番（北野義紀議員） これは、佐野副議長の下、議会活性化検討会議で決められてきたことなのです。以前は、本会議の質問は代表質問だけだったのです。それを、与党の自由民主党側から一般質問制を取り入れたいというお話だったので、大分議論をしたのです。そのときに、私は、小樽の本会議場での議長の仕切りは質疑並びに一般質問、会派代表質問を行いますということで、質疑のほか一般質問も含めて各会派の代表質問は行われているから、それで十分ではないかと。当時、2人質問していたのは日本共産党だけでしたから、それでは、かつてのように、自由民主党も含めてほかの会派も2名出したらいいのではないかと主張したのですが、一般質問の場合は議案には触れないからということ強く強く与党の側が主張して、私どもも妥協して今日に至っているわけです。

だから、そういうことを考えれば、これから会派の構成とか、あるいは1人会派で無所属の場合、代表質問はできないので、一般質問しかできない場合は質疑ができないわけです。そういうことで出発しているのに、本日のように質疑そのものが短い時間の中で展開されるということになれば、やはり、議会活性化検討会議で各会派が了承したことは全く無視されたということになるし、議長の言葉をかりれば、議長も最後ですから、温情という、我々がなかなか反論しづらい表現を使ってお答えいただいていると思うの

ですが、そういうことなのです。

それで、古沢議員が最後に指摘したように、理事者側もこのことはよく承知しているのです。それなのに、議案そのものについて答弁をするというのは一体何かということなのです。理事者側はこのことを知らないなんてということはないですから。だから、この点については、古沢議員が申し送りで今定例会はこれで終わって次に行っても承伏できないというのは、それは当然のことだと思うのです。前例になれば、やはり、やっていたではないかということに必ずなるのです。

だから、私は、今定例会の議長の下で、何らかの形で質疑の問題についてはけりをつけていただきたい。この場でとは申し上げません。

○議長（見楚谷登志） ただいまの議事進行についてお答えをいたします。

先ほどから申し上げていますが、古沢議員、また北野議員が言われているのは、一般質問を取り入れるときの各党派との話合いの中で、代表質問はあくまでも予算に絡む質問をしましょうと。一般質問に関しては、予算に絡まない質問構成をしようということを決めたという経緯は私も承知しています。ですけれども、今、私のほうからも言いましたように、確かに温情というのはちょっと言いすぎですけれども、質問内容は、本日、初めて私も今聞いていた中で、本来であればちょっと一般質問にはなじまないなというふうには聞いていましたけれども、先ほどから申し上げましたように、非常に心配をされている部分なのかということもありましたのでとめなかったというのは事実なのです。

ですから、その辺は御理解をいただきたいというふうに思います。

（「議長、23番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 23番、横田久俊議員。

○23番（横田久俊議員） 今、段々のお話がありました。

議長も言われたように、古沢議員、北野議員が言われていることはそのとおりだと思いますので、議長のほうから、本来はできなかった質問を成田祐樹議員がしたわけですから、ここで打ち切るということではいかがでしょうか。これが私の意見ですけれども、それで次の議事に進行していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（見楚谷登志） 今の議事進行について……。

（「議長、6番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 6番、成田祐樹議員。

○6番（成田祐樹議員） 自分で言うのもあれなのですが、確かに、御指摘があったとおり、自分も見極めでちょっと一歩、二歩足を踏み出したと思う部分もありますので、その部分は、どこまで数字的なものを聞いていいのかという確認を自分自身が怠った部分も十分反省しなければならないと思います。もし再質問できれば、その数字の部分、問題ある部分についての答弁は、この場は議会という場ですから、一般質問という条件を尊重して、再質問分の市立病院の職員の部分だけでも、お答えいただければと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（見楚谷登志） 今、成田祐樹議員の議事進行なのですが、結局、その部分が問題だという話で来ているわけなのです。要するに、予算に絡む部分なものですから、本来であれば一般質問の内容には含められないのです。要するに、予算に関する質問というのはできないということで一般質問制を取り入れたわけですから。

それで、私のほうからもいろいろ話しましたが……。

（発言する者あり）

それで、横田議員の議事進行について、私の判断としては、成田祐樹議員にはまことに申しわけないけ

れども、答弁は差し控えさせていただきたいと。

要するに、今、質問されて各理事者が答弁をしました。それで、再質問されたわけなのですが、その数字そのものが予算に絡まっていく部分ということになりますので、理事者からの答弁というのは差し控えさせてもらいたいというふうに思います。

いかがですか。よろしいですか。

(発言する者あり)

それでは、そういうことで議事進行の部分については再答弁はしないということで決着をつけさせていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

では、成田祐樹議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 4番、吹田友三郎議員。

(4番 吹田友三郎議員登壇) (拍手)

○4番(吹田友三郎議員) 一般質問をさせていただきます。

平成23年第1回定例会が市議会議員としての任期最後の定例会となります。このような機会をいただいておりますことを市民の皆様にご感謝するところであります。

初めに、憲法第25条は、国民の文化的最低生活の保障を定めたものであり、国民の個人の収入で生活が困難な人々、失業されている方、病弱な方、低年金受給の方などに対して扶助費の補てんをして、文化的最低生活の保障に努めているものと考えております。国際政治の不安定化及び投機マネーなどにより石油価格の上昇、特に灯油価格の上昇は顕著であります。生活弱者に対する適時適切な対応について、本市はどのような対応をされておりましたか。また、今後も、諸般の要因により、生活必需品等の値上がりにより生活困窮者への影響はますます高まることが考えられ、臨機な対応が求められると考えておりますが、市長はどのような対応をお考えか、お伺いいたします。

本市の少子化は、全く回復の兆しもなく進んでいるものと思います。このたびの平成22年度国政調査により、人口は平成2年では16万3,000人、平成7年では15万7,000人、平成12年には15万人、平成17年には14万2,000人、そして、この5年間で人口が1万191人減の13万1,970人となり、人口減少は加速度がついておりますが、本市の少子化対策については、市長は12年間でどのように進められましたか。そして、その効果はどのように現出しましたか、お尋ねします。

今後の人口統計の中では、結婚をしない割合が4割くらいにはなるとの予測もあり、私は前から提案しておりますように、家族を多く持ってもよいと考えている方々に、健全な人間社会構成のために協力をいただき、フランスでは2人目以降に手当の増額を行っておりますが、私は、3人目以降に厚い手当を支給し、少子化の回復に努めることが必要と考えます。市長は、今後、どのように進めることが必要と考えますか、お伺いします。

また、本市では、保育所利用者負担金についても無料化に向けた取組が必要だと思います。小さな施策ですが、現在の保育料の入所2人目は半額、3人目は無料ですが、例えば、3人の子供がいて、1人目が小学校に在籍の場合、保育所利用の2人については、1人目には保育料算定で2人目を適用し半額、2人目には3人目を適用し無料とするなどの支援をすることが有効と考えますが、市長の御見解をお伺いします。

次に、このたびの名古屋市の選挙におきまして、河村たかし市長が自身の政策遂行のため、みずからの信任を問う選挙と市議会の解散請求の投票が行われ、市民の多くの支持を得て目的を果たしました。

本市でも、議員定数の削減の陳情は出されましたが、不採択となりました。このたびの地方議会議員年

金共済制度の破綻により、全国の都道府県、市町村で総額1兆3,700億円の過去債務支払が発生し、本市におきましても、議員共済負担金として議員数に応じた負担が発生します。

今後の本市の負担を考えますと、定数削減は喫緊と思われまじ、本市の財政は相変わらず他会計借入金という麻薬のような資金の計上が続いております。

議会ができないのであれば、市長は、議案提案権を持っておりますので、ぜひ、今期でおやめになりますので、市民の多くの皆様が必要と考えており、温かいプレゼントをされてはいかがですか。市長の御決断を希望いたしますが、御見解をお伺いします。

最後の質問となります。

教育委員会にお尋ねします。

現在、小・中学校の学校再編について、地区別の説明を含め進めておりますが、市立病院の統合新築の関係から量徳小学校、花園小学校、潮見台小学校などとの協議を段階的に進めているものと思います。この中で、統合校について、懇談会参加者の多くの方が校名、校歌、校章を変更すると受け止めておりますが、市内における各校の懇談会には大多数の関係者が参加しているものではなく、単に懇談会を行ったということで、皆様がその内容について理解し賛意を示しているものではないとの疑問を感じております。

先般の花園小学校での話し合いには、参加した関係者からは、花園小学校の校名など歴史がなくなるのは違和感がありますし、この問題は教育委員会が主導して進めているように思う。また、校名変更の問題については、量徳小学校の要望になったと言われることは、今後、統合後に不安を感じるとの声も聞いております。

教育委員会は、このたびの学校再編の中で、統合校として残る学校の校名、校歌、校章の変更についての市民合意をどのようにとらえて進めておられますか。また、この問題で、地域間のあつれきなどが生じないと考えておりますか。そのような事象が起りました場合の対応の検討をされておりますか。教育長の御見解をお伺いいたします。

全国学力・学習状況調査の結果については、本市を含め北海道は全国的には低い状況にあり、危機感を持っております。教育委員会は、改善のためのプランをつくり進めておりますが、やはり、特に現場サイドには、学力の向上について改善に向けての具体的な全体レベルの目標とその達成期間の設定を示されてはいかがでしょう。教育長の御見解をお尋ねします。

再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

○市長（山田勝麿） 吹田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、生活弱者への対応についての御質問であります。憲法第25条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民の最低生活を保障する制度が生活保護であります。

当市における生活保護の相談件数や受給者は年々増加しており、それに対応するため、本年1月より、国のセーフティネット補助金を活用し、福祉部相談室の相談員を1名増員し、相談しやすい環境づくりに努めております。また、生活支援課においても、国の補助金を活用して年金相談員や就業指導員を配置、増員するなど体制の整備を図っており、さらに、本年4月からは、生活支援員を配置し、生活保護受給者に対する支援の充実に努めているところであります。

次に、今後予想される生活必需品等の値上がりに対する対応でありますけれども、生活必需品は多種多

様な品目があり、国際的な動向や季節的な要因などさまざまな要素が価格変動に反映するものであり、さらに家庭の状況によって消費品目が異なるものであります。

最近の状況では、特に中東・北アフリカの情勢の影響もあり、一部に値上がりしているものもありますが、生活必需品全体で大幅な価格上昇が見込まれる蓋然性は低いものであります。したがって、今、新たな対応については現状では考えておりません。

次に、少子化対策と保育料についての御質問でありますけれども、まず、少子化対策では、子供を産み育てやすい環境の整備、いわゆる子育て支援を進め、子供を産み育てる世代の定着を図ることが重要であるとの認識の下、市長就任以来の12年間、子育て支援としては、新赤岩保育所の建設や地域子育て支援センターの開設のほか、産休明け保育、延長保育などの多様な保育サービスの拡充により、子供を産み育てやすい環境の整備に努めてまいりました。また、子供を産み育てる世代の定着化を図るため、若年者定住促進家賃補助事業などを実施するとともに、国の緊急雇用創出事業の積極的な活用や新規高等学校卒業生雇用奨励金の創設などにより、若い世代の雇用の創出、地元定着に努めてきたところであります。

これらの施策の推進により一定の子育て環境の向上は図られたものと思っておりますが、少子化は、我が国における出生率の低下によるものであり、地方自治体だけの問題ではなく、国にとっても大きな課題であると認識しております。

次に、少子化対策に関連しての多子世帯に対する手当の支給や保育料の軽減についての御質問ですけれども、これらはいずれも子育て世帯の経済的な負担軽減につながるものであります。仕事と家庭を両立できる雇用環境や多様化するニーズに対応した子育て支援など、総合的な対策が必要であると考えております。

本市では、これまで保育料の独自減免を含め、でき得る取組をしてまいりましたので、実効性ある少子化対策については、国が中心となって推進していただきたいものと考えております。

次に、議員定数の削減の問題ですけれども、この問題につきましては、議会において十分御議論いただければと思いますので、私からの提案については考えておりません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 教育長。

○教育長(菊 譲) 吹田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、学校再編に係る校名、校歌、校章の変更にあたっての市民合意についてであります。平成21年11月に策定した小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画では、学校再編の考え方として、従来の通学区域を隣接する学校に編入する統合だけではなく、新しい校名の学校にすることも視野に入れ、進めることとしております。

また、昨年12月の学校適正配置等調査特別委員会において示した小樽市小中学校再編計画の推進フローでは、校名、校歌、校章については統合協議会で協議すべき事項として掲げております。

これまで量徳小学校関連では二つの統合協議会を設置しておりますが、その議論の中では、校名を変えるべきとの意見と、そのままよいのではないかと意見が出されており、これらについては統合協議会の中に校名等に関する部会を設け、協議していくことといたしました。

次に、校名等の変更による地域間のあつれきについてであります。先日、開催された統合協議会の議論の中では、御指摘のとおり、統合校にも長い歴史と伝統があるので、そのままの校名でよいのではないかと意見もある一方で、学校が変わる子供にとっては吸収合併となり、そういった子供の気持ちに配慮した新しい学校づくりをしていくべきではないかといった意見も出ております。

今後、子供たちの気持ちにできるだけ負担をかけることなく学校再編を行うことが最も重要であります

ので、こうした視点を持ちつつ協議を進めていくことになるものと考えております。

最後に、全国学力・学習状況調査における学力向上のための目標と達成期間の設定についてであります。平成19年度に始まった全国学力・学習状況調査も今年度で4回目となり、市教委はもとより、各学校においても、毎年、その結果を詳細に分析し、課題を把握しながら、その改善を図るといった年間を通じた検証改善サイクルの下に学力の向上に努めております。そのため、各学校では、改善のためのプラン等を作成し、さまざまな取組を行ってまいりました。

本市の結果については、北海道と同様に、全国と比べると依然として厳しい状況にありますが、年々上向き傾向にあります。もとより、学力は一朝一夕に向上するものではありませんが、毎年一歩でも二歩でも向上が図られるよう、市教委と学校、そして家庭が連携しながら創意工夫のある取組を進めてまいります。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 4番、吹田友三郎議員。

○4番（吹田友三郎議員） 今、答弁いただきまして、この続きにつきましては、今後開かれます予算特別委員会、また常任委員会等で質問してまいりたいと思いますので、これで終わりたいと思います。

○議長（見楚谷登志） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし第15号、第20号ないし第28号及び第38号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。

秋元智憲議員、鈴木喜明議員、吹田友三郎議員、菊地葉子議員、中島麗子議員、高橋克幸議員、佐々木勝利議員、横田久俊議員、大竹秀文議員。以上であります。

なお、委員中事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第29号、第30号及び第39号は総務常任委員会に、議案第31号ないし第33号は厚生常任委員会に、議案第34号及び第35号は建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明3月3日から3月13日まで11日間、休会いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時03分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 見 楚 谷 登 志

議 員 濱 本 進

議 員 林 下 孤 芳

議事参与事務局職員

事務局 長	小原正徳
庶務係 長	島谷和 大
書 記	相澤 幸
書 記	小林 由美子
書 記	高野 香 織

事務局 次長	佐藤正 樹
調査係 長	関 朋 至
書 記	木戸 智恵子
書 記	佐藤 誠

開議 午後1時00分

○議長（見楚谷登志） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、秋元智憲議員、古沢勝則議員を御指名いたします。

まず、日程に入ります前に、このたびの東日本を襲いました大規模な地震と津波によりまして被害に遭われました皆様に、心からお見舞いを申し上げます。また、多くの方々が不幸にもお亡くなりになられました、謹んで哀悼の意を表します。

被災地では、被害の規模があまりにも大きく、どこから手をつけてよいのかわからない状況であると推測いたしますが、一日も早く復旧されますことを願ってやみません。

次に、議長から議員及び理事者の皆さんに申し上げます。

3月2日の一般質問における成田祐樹議員の質問に、予算議案に触れる部分があり、質疑に当たるので、成田祐樹議員に再質問について答弁を差し控えていただきたいと申し上げ、本会議では再答弁はしないということで質問を終結することとさせていただきます。

御承知のように、質疑は、議案などの議題について疑義をただすものであり、一般質問は、会議規則では市の一般事務について質問できるという規定をしております。一般質問は、議会活性化の取組の一つとして取り入れられたものであり、引き続き尊重していくことはもちろんありますが、同様に議会運営委員会の確認事項についてもこれまでの取扱いに変更はありません。

一般質問を行う議員は、これまでと同様に、質疑に触れることのないよう留意することは言うまでもありませんが、理事者にあっても、質問の確認時に、議員だからといって遠慮することなく必要な指摘をしていただきたいと思えます。

また、私としては、この問題は、無所属議員の本会議における発言の場の確保やあり方について新たな問題が提起されたものと受け止めておりますので、改選後に開かれます世話人会において、本会議における無所属議員の発言のあり方について協議をするよう私のほうから申し送ることいたします。

日程第1「議案第1号ないし第15号、第20号ないし第35号、第38号及び第39号並びに陳情及び調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 23番、横田久俊議員。

（23番 横田久俊議員登壇）（拍手）

○23番（横田久俊議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

昨年実施された国勢調査の速報値では、本市の人口は、平成17年に比べ、5年間で1万人以上減少しており、今後、本市の人口減に歯止めをかけるためには、生活環境の整備や移住政策などを総合的かつ着実に推進していく必要があるとしているが、具体的にはどのような手だてを考えているのか。

特に、本市の場合、若年者の流出による子育て世代の減少が大きな要因とされており、そのため、若者の雇用の場の確保と同時に、市外からの若年者の移住を積極的に呼び込む政策も有効と思うがどうか。

本市の人口対策は喫緊の課題であり、早急に考え得る各種の施策を複合的に展開し、元気なお年寄りと若者が一緒に暮らすまち・小樽の実現を目指してほしいと思うがどうか。

文部科学省では、2010年度から就学援助費の対象項目にクラブ活動費、生徒会費、PTA会費の3項目を加えたと聞く。これは、近年の経済情勢の悪化により、リストラ等で親が生活困窮に陥り、いわゆる子

供の貧困を引き起こしているという社会的背景を踏まえた措置と考えられるが、このような子供の貧困をなくすためには、児童・生徒の生活状況の把握が必要であり、そのために市が独自に実態調査を行ってほしいと思うがどうか。

また、文部科学省の通知では、現在、生活保護は受けてはいないが、保護を必要とする状態にある場合も要保護世帯と位置づけている。本市でも、準要保護とされる世帯の多くが該当すると思われることから、市教委は、準要保護世帯について収入状況を正確に把握し、より多くの方が適切な就学援助を受けることができるよう努力してほしいと思うがどうか。

就学援助制度は、本来、教育基本法が定める教育の機会均等を実現するため、市町村が行う経済的な支援制度であるが、準要保護世帯は全国共通の認定基準がないため、市町村によって収入認定基準が異なり、自治体の財政力によって格差が生じる結果となっていることについて、市教委はどのように考えているか。

また、昨今の厳しい経済状況の中、独自に収入基準の軽減措置を講ずる自治体もあるというが、本市でも取り組む考えはないのか。

小樽市における全国学力・学習状況調査の結果について、市教委は北海道と同程度であると言うが、道の順位自体が全国では下から2番目であり、まだまだ低い状態に変わりはない。以前は道内でも有数の進学校とされていた市内の高校でも、今の偏差値は58と低迷していることから、小・中学校で習得すべき基礎学力が養われていない実態は明らかだと思うがどうか。

また、市教委は、小・中学校の基礎学力の向上を図るためには、学校だけでなく、家庭学習の充実が重要であるとしているが、そもそも教鞭をとる教員の指導力不足が第一の問題ではないのか。

指導力の向上には、教員がお互いに切磋琢磨し、結果を指導に生かすようにすべきであり、そのために教員の人事交流を促進することは有効とされている。しかし、本市の教員は、市内の異動が多く、人事交流の比率が低いと指摘されていることから、せめて道内の他管内並みの人事交流を行っていくべきではないか。

現代の社会問題として家庭崩壊などが挙げられることから、教育本来の原点である人間道徳に重きを置いた徳育が求められている。市教委は、道徳のみならず、各教科を通じて、自分自身や自分たちが暮らしている地域や国を大切にし、自然に対して畏敬の念を持つことを教育しており、時代を越えても変わることなく受け継いでいくべき大事なものとして扱っていると言う。しかし、小樽への郷土愛を持つ子供を育てるためには、学校現場の限られた教育だけでなく、家庭や地域と「共に「育む」「きょういく」の理念に基づく取組が重要であり、そのためには、本市の地域特性を生かした教育の方向性を示すべきと思うがどうか。

本市では、平成21年度に色内・手宮・高島地区の小学校5校で学校支援地域本部が立ち上げられたものの、その後、他の地区への事業の広がりが見られず、市教委はこの原因のどのように分析しているのか。

現状では、地域ぐるみで学校運営を支援するという事業の意図が地域に十分浸透しきれておらず、また、教職員にもこの事業の有効性が理解されていないと思われることから、市教委は、地域と学校に対して、改めてこの事業のメリットや実践例をPRし、学校支援地域本部事業への積極的な参加を促してほしいと思うがどうか。

近年、朝食欠食など子供たちの健康を取り巻く問題が深刻化していることから、学校においても積極的に食育に取り組むことが重要とされている。学校給食法では、学校給食の目標として、食生活が食にかかわる人々のさまざまな活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこととされていることから、この点において、給食がえられる過程を間近に見ることができる単独調理校方

式のメリットは非常に大きいものがあるが、共同調理場方式でもその役割を十分に果たしていけると考えているのか。

新共同調理場の建設は、単独調理校のみとした場合に、約2倍となる人件費の削減や効率化を図ることを目的とするもので、結果的には、食育を犠牲にすることにつながるのではないかと。

市教委は、老朽化した新光・オタモイ両共同調理場を統合し、現在の衛生管理基準に合わせて新築する新共同調理場について建設地の選定作業を進め、公有地の拡大を推進する法律に基づき、買取りの申出があった真栄地区の土地を候補地としていた。その後、同法に基づき、さらに手宮地区の敷地も買取り申出があったことから、改めて2か所の敷地について比較検討することとし、結果的に真栄地区の土地に決定したと言うが、決め手となったのはどのような理由からなのか。

また、新年度予算に新共同調理場土地取得事業費として2億円を計上しているが、これは、建設候補地の実勢価格を踏まえた適正な見込額により積算したものと考えてよいか。

岩見沢市の学校給食調理場で発生した食中毒事故は、現在2か所ある調理場の統合新築を計画している本市にとって他人事ではない。市教委としては、新共同調理場の建設に当たり、安全で安心できる学校給食を提供するために、この事故からどのようなことを教訓として学び、今後の計画に生かしていく考えなのか。

調理場の運営に当たっては、文部科学省の学校給食衛生管理基準に基づいて行っていくとのことであるが、原料の入荷から製造・出荷までのすべての工程において、食品衛生上の危害の発生を防止するための措置を講じるHACCP方式を導入する考えはないのか。

市分庁舎を文化・芸術の専用施設として再整備するための改修工事が終了し、一原有徳記念ホールが新設されるなど、市立小樽美術館もリニューアルされるが、こけら落としの意味合いも含めて、本年5月から7月にかけて「アンリ・ルソーと素朴な画家たち」と題された全国4美術館での共同巡回展の開催が予定されている。この特別展は、ふだん、なかなか目にするできない作品を鑑賞できる貴重な機会となるものであるが、この特別展開催事業の美術館条例における位置づけとしては、本市における美術の振興を図り、文化の発展に資するという美術館の設置目的そのものに合致すると理解してよいか。

今後は、これまで以上に市民が国内外のすぐれた芸術作品に触れることができるよう、話題性のある展覧会を積極的に企画してほしいと思うがどうか。

高齢者などが身近な商店の閉店などで日常の買物が困難な状況に置かれる、いわゆる買物弱者が全国的にマスコミで取り上げられ、社会問題化している。本市においても、高齢者対策の一環として実施しているふれあい収集など個別訪問事業の利用者が多い実態から、潜在的に買物弱者がいることが十分想定されるため、市としても、アンケート調査や見守りネットワークの活用などにより実態把握に努め、商店街組合などと連携して早期に対策を検討する必要があると思うがどうか。

小樽雪あかりの路の開催期間中、来場者の半数以上が東アジア圏からの観光客であり、中でも、中国からの観光客が多くを占めていると感じられたが、年間どれぐらいの外国人が小樽を訪れ、どのようなところを回遊しているか、実態を把握しているのか。

本市観光の振興を図る上で、東アジア圏からの観光客の取り込みは不可欠であることから、市単独では情報収集が困難であるとするなら、国や道と連携し、中国の旅行会社との意見交換などにより、旅行者のニーズや日本におけるツアー形態などの情報を収集し、その動向を分析する必要があるのではないかと。

また、小樽雪あかりの路の海外からのボランティアスタッフが、帰国後、スタッフを通じて本市の魅力が口コミで広まっているように、外国人の積極的な受け入れは観光国際化に有効であるため、働きながら日本の生活を体験できるワーキング・ホリデー制度を活用し、本市で通訳などとして受け入れ、小樽のすば

らしさを実感してもらうことも効果的な取組と思うがどうか。

小樽港は、クルーズ客船の寄港実績は全道一となり、今後さらなる増加が見込めることから、係留先である第3号埠頭の周辺を物流・交流空間としての整備を行うと言う。第3号埠頭では、通常、既存上屋において飼料原料の荷役作業などが行われ、クルーズ客船の乗降客からは埠頭内の環境の悪さを指摘する声があることから、この解決は喫緊の課題となっており、今後、荷役作業との兼ね合いをどのように調整していくつもりなのか。

道の港湾振興ビジョンでは、小樽港をいわゆる観光港と位置づけていることから、本港が観光における潜在力を有しているのは周知の事実である。中でも、小樽駅と直結する第3号埠頭は、本港における観光面での活用が最も期待できる中心的な港湾施設であるのは間違いなく、市として、同埠頭の整備の方向性についてどのように考えているのか。

旧ごみ焼却場は、平成13年に廃止後も、建物そのまま放置され、既に築後40年が過ぎ、経年劣化による煙突の倒壊や壁のコンクリート剥離などが懸念されている。旧焼却場はダイオキシン飛散防止処置を要する施設であるが、躯体の老朽化は明らかであり、周辺への影響を考えると早急に撤去すべきである。市は多額の経費がかかることから解体を先送りしているが、他の自治体では国の補助金を活用している事例もあることから、危険とわかっている施設を放置せず、解体を検討する時期に来ているのではないかと。

国保未加入であった世帯の子供が前歯を折るけがをしたため、医療機関を受診する必要に迫られ、国保加入手続のため窓口で相談したところ、書類の不備や保険料支払の計画を立てられず、その日は保険証が交付されなかったため、やむを得ず自己負担で治療を受けた例があったと聞く。しかし、現在は、世帯主の滞納にかかわらず、高校生世代以下の子供については短期保険証が交付されていることからして、子供に医療を受けさせるために国保への加入を申し出たのであれば短期保険証は直ちに交付すべきではなかったのか。

国保は、本来、病気やけがのときに経済的な負担を軽くし、安心して医療が受けられる制度であり、保険料の収納対策ばかりに多くの力を注ぐのではなく、まずは、必要とする医療を受けてもらうことを最優先に考える窓口対応であつとほしいと思うがどうか。

介護保険料について、全国でも上位に位置する徳島市は、65歳以上で5,770円と本市よりも1,000円以上高いものの、施設への入所希望に即座にこたえるなど、満足度が高くなるようなサービスの充実を図ることにより、保険料が高くとも受け入れられていると聞く。一方、本市の場合、特養への入居希望者が900名以上いることからして、利用者のニーズに見合うサービスが提供されていないと思われ、徳島市のように、たとえ保険料が高くともそれに見合う充実したサービスが提供されるのであれば、市民の納得が得られるのではないかと。

今後、介護保険事業計画の見直しに当たり、市民が将来にわたって安心して暮らしていけるよう、提供するサービスの充実を図る必要があると思うがどうか。

また、全国的には、希望に応じた特養への入所など、より充実した介護サービスを求め、他の自治体への移住も進んでいるとも側聞しており、本市として各種施設サービスの充実を図ることにより移住促進も期待できるのではないかと。

特別養護老人ホームへ入所を希望する待機者について、要介護認定を受け、施設サービスの利用を希望しても、必要とするサービスが利用できない状態が恒常化しているのは問題であり、既に介護保険のシステム自体が十分に機能しておらず、現行制度は半ば崩壊していると言えるのではないかと。

現状では、国が一定の基準を設け、地域の希望どおりに施設整備はできないが、本来は、地域の実情に配慮しつつ、利用者が要介護度に合わせた介護サービスをいつでも受けることができるような制度である

べきと思うがどうか。

銭函地区の要介護者が近傍の介護施設の入所を希望しても、同地区には施設数が少なく、小樽方面で一歩近い介護施設は朝里地区まで行かなくてはならず、やむを得ず札幌の施設を利用する方も多いと聞く。現在、銭函地区には要介護認定を受けている方が652名いるが、今後さらに増加することは明らかであり、住みなれた銭函で暮らしたいという住民の思いをかなえるためにも、市が23年度に策定作業に着手する第5期介護保険事業計画に銭函地区における介護施設の整備を盛り込んでほしいと思うがどうか。

子育て支援について、札幌市では、母親や子供に対する支援を行うだけでなく、例えば、高校生が子育て支援センターで親子と触れ合い、育児体験することを通じて、教育や市民啓発につなげる先進的な試みが行われており、本市でもこのような取組を取り入れる考えはないか。

また、町内会館を利用して町会の方がボランティアで子育て支援をする事業も行っていると聞いており、本市においても、町内会館利用が年々減っている中で会館の利用促進につながり、町会にとってもメリットが期待できることから、この事例のような他都市の取組について研究してほしいと思うがどうか。

公立保育所の保育士配置について、市は、これまで、本来、正規職員を配置すべきところを、年度当初に生ずる保育士の欠員を臨時職員により対応してきたが、近年、札幌市が保育枠を拡大したことや、雇用期間が原則6か月と短いことなどの理由から応募が極端に減少したことで、保育所側の受入れ態勢が整わず、その結果として、現在14人の待機児童が発生していると言う。現在のように保育士確保のめどが立たない状況では、待機児童の解消を図ることは困難であり、今後、多様化する保育ニーズに柔軟に対応するためには、臨時職員の採用方式を工夫するなど、人員の確保に向け、一層努力してほしいと思うがどうか。

生活保護を一度受給すると、自立したくとも抜け出せず、親から子へと続く貧困の連鎖が問題になっており、この対策として、本市では、増え続ける生活保護者の抑制を図る目的で4月から生活保護自立支援プログラムを実施すると言うが、具体的にどのような事業内容なのか。

これまでの経済的支援にとどまらず、特に引きこもりがちな子供やひとり親世帯の子供の日常生活における自立や社会的つながりを回復するための生活支援策であり、この事業を実施することにより生活保護の解消が期待できることから、個人に合った効果的なプログラムを取り入れ、積極的に事業を推進してほしいと思うがどうか。

市民から、何度も、一般会計から病院事業会計へ繰出しを行うことに対し、納得がいかないとの声も聞く。市立病院改革プランでは一般会計による経費負担の基本的な考え方と繰出基準について示しているが、市民にはわかりにくい内容であることから、病院局は、なぜ繰出しが必要となるのかを、広報などを用いてよりわかりやすい形で情報発信し、市民に理解を求めていく必要があると思うがどうか。

新市立病院建設計画の進捗に伴い、市民の間では、市立病院の経営状況の推移などについて非常に関心が高く、特に、民間病院の経営状況と比較したとき、市立病院は赤字傾向が顕著であることに対する疑問の声が多く寄せられている。しかし、市立病院では、民間病院で通常行われないような不採算の政策医療を担っていることはあまり知られていないことから、もっと、市民に対し、市立病院に課せられた役割や使命をわかりやすく説明していくべきではないか。

病院事業への一般会計からの繰出金は、基本的な繰出金のほか、病院事業が資金不足を起ささないための財政支援に係る分と、過去の不良債務解消に係る分があるとのことだが、これらについては、交付税措置がされず、全額を一般会計で負担すると言う。市は、平成23年度一般会計の予算編成に当たり、何とか収支均衡を保ったと説明しているが、病院事業会計へ多額の繰出しを行えたのは、財政上、余力があったということではないのか。

新市立病院の経営に当たっては、健全経営により収益を上げることで、逆に一般会計へ繰出しができる

くらの財政力を持つような意気込みで取り組んでほしいと思うがどうか。

済生会小樽病院の移転新築に伴い、現在、同病院に併設されている夜間急病センターのあり方については、医師会との協議の中で、公立や公的3病院のいずれとも併設することは難しく、単独設置が有力視されている。医師会は、市中心部の公的病院の近くでの建設を希望しており、この場合、利用者にとっても利便性の向上が期待でき、市民も高い関心を寄せている。現在、市は、医師会の見解を踏まえ、どのような検討を行っているのか。

同センターは夜間の緊急時に利用される施設ということもあり、救急車両の往来や自家用車で乗りつける市民も想定されるため、一定程度の広さのある駐車場が必要と思われることから、新市立病院の近傍に建設し、同病院の駐車場を共同利用してはどうか。

1筆ごとの土地の境界や面積の明確化を図る地籍調査は、災害復旧の迅速化等の効果があるとの理由から、現在、国は自治体に調査の実施を促している。土地の境界をめぐっては、国道拡幅に伴う測量の結果、市道の一部に民有地があることが判明し、市が買い上げた事例があり、地籍調査を行っていればこのようなことは生じなかったのではないか。

仮に、土地境界に誤りがあった場合、資産価値に影響が出かねず、正確な地籍を示すことは市民の財産を守るという観点からも必要と思うがどうか。

また、地籍調査の実施に要する経費は、国や道の補助金や交付税措置により、市の実質負担額は調査費の5パーセントと極めて少なく、また、地籍調査には多くの人員を要するものであり、雇用の促進や地元経済への波及効果が期待できるため、積極的に進めてほしいと思うがどうか。

今年は例年よりも雪が多く、多発している落雪事故の中には空き家からの落雪もあると聞くが、そのような危険箇所を事前に調査し、具体的な注意喚起や指導は行っているのか。

また、先ごろ、清水町において、空き家からの落雪が原因で幹線道路が、一時、通行止めになったが、この道路は通学路でもあり、登下校時であれば大惨事につながっていたことが容易に推測できる。今後は、幹線道路や通学路における事故防止対策を強化するために、建設部だけではなく、教育委員会など関係部局と緊密に連携して対応すべきと思うがどうか。

豊かな自然を生かし、緑あふれるまちづくりを行政と市民が協働して進めていくことを目的として平成16年に策定された緑の基本計画の目標年次は平成32年であり、現在、計画期間の中間点に差しかかっている。近年、エコに対する市民の意識や関心が高まっており、環境を取り巻く状況が大きく変化していることを考慮すると、計画は見直す時期に来ていると思うがどうか。

また、小樽は海と山に囲まれた自然豊かなまちであるが、市の中心部では緑が少ないと感じられることから、近年、他都市でも取り入れられている視野に占める緑の割合を表す緑視率を取り入れ、積極的に計画を推進してほしいと思うがどうか。

下水道事業会計では、一定時期の利用者負担が偏らないよう、世代間の負担の公平化を図る観点から資本費平準化債を借り入れているが、一方で、この起債の借入れにより、最終的に下水道事業会計で発生する資金余剰分8億8,000万円を一般会計に貸し付けている。これは、市の説明でも明らかなおおりに、一般会計側の要請により行っている財源対策であるが、資本費平準化債の趣旨、目的からは逸脱した使い方ではないか。

一般会計の厳しい財政状況を考えると、緊急避難的な対策であり、やむを得ない措置とも受け取れるが、決して適正な財政手法ではないことから、早期に解消すべきものであり、このような財源対策をいつまで続けるつもりなのか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号につきましては、中島、北野両委員から修正案が提出されましたが、採決の結果、修正案は賛成少数により否決、原案は賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、議案第2号ないし第15号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、その他の議案につきましては、いずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 次に、議案第1号に対し、菊地議員外4名から修正案が提出されておりますので、提出者から趣旨の説明を求めます。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 21番、古沢勝則議員。

（21番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

○21番（古沢勝則議員） 提案趣旨の説明に先立ちまして、日本共産党小樽市議団を代表し、何よりもまず、東北地方・太平洋沖地震で痛ましい犠牲となった方々に対し、謹んで哀悼の意を表します。

同時に、被災に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げます。

では、日本共産党を代表して、議案第1号平成23年度一般会計予算に対する修正案の提案説明を行います。

市長提案の新年度予算案は、9億円弱の財源不足を他会計からの借入れで収支均衡を図って策定されたものです。その借入先である下水道事業会計においては、本来は、みずからの事業会計の企業債返済のフラット化、平均化等に充てるべき資本費平準化債拡大分を、金融機関から8億8,000万円借入れの上、これを一般会計の穴埋めに回すことにしています。こうした一般会計と下水道事業会計間のいわば借金のつけかえと言うべき操作は、平成20年度会計以来、今回の新年度予算に係る分までを含めると、実に30億円を大きく超えるものになっています。決して適正な会計とは言えず、こうした会計操作は早期に改めなければなりません。

景気低迷が続き、雇用状況が一段と悪化する中、市税の収入増も期待できません。地方交付税も十分に補完機能を果たさないため、財政は依然として厳しい状況下にあります。職員の一時金削減は回復することにしました。しかし、いまだ本俸分の削減は続きます。普通建設事業費も増額となっていますが、私が議員になったときに比べれば、到底、及ぶものではありません。市民サービスの面では、バス代値上げ時に市民に負担転嫁されたふれあいパスをはじめ、冬期支援金として支給されてきたふれあい見舞金も2,000円まで減額されました。国民健康保険料は、所得の16パーセントを占めるほどの異常な高額となり、保険料滞納者への差押件数が、道内主要都市では上位にあるのもその反映です。また、毎年4月には、保育所待機児童がいるにもかかわらず、市立保育所の削減計画は進められようとしています。挙げれば切りがありません。

我が党の修正案は、こうした削減された市民サービスの一部復活と、当面の緊急対策、就職の決まらない高校生の臨時的雇用枠を20人分拡大します。既に、他県、他市町村において、助成額、税の投資額の5倍、10倍、あるいはそれ以上という大きな実績を上げている住宅リフォーム助成制度を創設し、市内建設業界、特に小規模・零細業者の仕事起こしを進めていきます。

これは、昨年度の修正案に引き続いての提案ですが、もとよりお断りしておきたいと思いますが、このリフォーム事業創設に向けては、この間、建設常任委員会一致で勉強会を重ね、その実現に向け、研究、努力中であります。勉強会立ち上げの提案者でもあった我が党は、実現、実施、制度化に向けて、他会派各委員と共同で取り組んでいくことを基本に考えていることは言うまでもありません。

かけこみ緊急資金貸付金制度をつくり、急場の資金を必要とする業者支援も必要です。高齢者対策の一環として、まず、ふれあいパスのワンコイン、100円での利用を実現します。あわせて、冬期特別支援として、福祉灯油制度を復活し、ふれあい見舞金とともに増額支給することにします。先日の新聞によれば、道内ガソリン150円台に迫ると報道されていました。灯油代の高騰もとまりません。1リットル当たり90円にもはね上がり、2008年秋以来の高水準が現在も進行中であります。

高すぎる国保料の問題です。せめて1世帯1万円の引下げを実現させます。今日の高い国保料は、国にこそ、その責任があります。もともと約半分の国庫負担、これを現在の約4分の1まで国は削減しました。事業主体である市町村にその分を穴埋めする余裕などなく、追っかけ、加入者の保険料へと転嫁されていきました。国が責任を果たさない今、住民の命、暮らし、福祉を守る防波堤の役割は、自治体こそが担わなければなりません。小学校就学前の子供たちの医療費窓口負担は全額無料とし、医療費負担の軽減を図ります。

このほか、市立保育所の産休明け保育の開設、市営住宅対策として雇用促進住宅の取得、市民要望の強い市営室内水泳プールの早期建設を目指した調査費などを計上、予算化しました。

これらに要する財源としては、石狩湾新港管理組合負担金のうち、公債費と港湾建設費相当分を削減しています。さらに、旧マイカルに端を発している固定資産税等滞納繰越分の収納上積み、諸支出金の売払い収入などを充てる。これらで収支の均衡は十分に図ることができます。

なお、教育的な食育に逆行する新共同調理場の土地取得は認めません。したがって、市債の2億円は減額しています。

その結果、予算規模においては、543億7,784万2,000円となり、市長提案の一般会計予算より7億9,430万8,000円縮小されています。平成16年度以来、続いてきた一般会計の累積赤字が平成22年度決算見込みでは解消されると胸を張っていますが、それは、市民と職員の犠牲で乗り切ってきたと言っても過言ではありません。その上、黒字転換の中身については、冒頭に触れたように大きな宿題が残されています。

本件修正案は、財政の健全化を目指すとともに、同時に、市民サービスの一部復元、市内経済の元気回復を目指すことに心がけて編成したものであります。

他会派議員各位の見識を信じ、皆さんの賛同を訴えて、提案趣旨の説明といたします。（拍手）

○議長（見楚谷登志） これより、修正案を含め、一括討論に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

○22番（北野義紀議員） 日本共産党を代表し、議案第1号に対する修正案は可決、原案反対、議案第2号ないし第15号はいずれも否決の討論を行います。

以下、主な点について申し上げます。

議案第1号ですが、統一地方選挙直前の予算編成は、通常、骨格予算として編成されます。市長も提案説明で触れていますが、当初予算は、人件費、扶助費、公債費などの義務的経費や、国や道の補助事業の継続性から当初予算に計上すべきもののほか、事務事業の執行に支障を来すものや、一般事務経費などの通常経費を計上したとのことでした。

しかし、こういう中であっても、第6次総合計画や行政の継続を踏まえた対応も必要だとして、総合計画の前期実施計画にのっている学校給食共同調理場統合・新築のために、新共同調理場土地取得費2億円を計上しています。これは、明らかに政策予算であり、骨格予算に計上すべき事業ではありません。しかも、我が党は、学校給食の共同調理場方式には反対であり、まして、これを民間委託することは到底認め

られません。こういう意見の対立している事業費を計上するのは、骨格予算編成の基本から外れるものです。一方、同じ総合計画前期実施計画にのっている新・市民プール整備事業は、市民合意が得られているにもかかわらず予算の計上がありません。こんな逆立ちしたことは、なおさら認めることができません。

その一方で、石狩湾新港管理組合負担金3億6,940万円は、我が党の反対にもかかわらず、計上しています。新年度の主な事業は、130億円をかけて北防波堤を140メートル延長しようというもので、23年度は、そのうち40メートル分の地盤改良工事の予算、5億円です。この事業の目的は、マイナス14メートルバースの静穏度を保つためとのことです。

平成10年までは、国の静穏度の基準は95パーセントから97.5パーセントでした。それが平成11年より厳しくなり、現在、国の基準は、365日のうち、波高の高低差が0.5メートル以下の日が97.5パーセント、つまり356日以上でなければならないとなっています。現在のマイナス14メートルバースの静穏度は、理論上、93.8パーセントしか保たれていないとのことです。だから、北防波堤を延長し、静穏度を確保するとの説明です。年間わずか23日間、静穏度が保たれていないからと言うのです。

それも理論上のことで、それでは実際の荷役作業に支障が出ているのでしょうか。現実には、マイナス14メートルバースでの荷役作業で支障を来したことは一度もありません。荷役作業に支障を来し、静穏度が保たれていないことを実証しようとして、事もあろうに、マイナス14メートルバースに500トン未満の超小型貨物船を何回も接岸させ、荷役作業をやらせました。ところが、皮肉にも一度も作業に支障はありませんでした。大型船舶は、多少の波があっても荷役作業に支障がないことはだれもがわかる道理です。実際の荷役作業に支障はないにもかかわらず、理論上、わずか23日間の静穏度を保つために130億円もかける必要があるのか。

我が党は、石狩湾新港管理組合議会で、再三にわたって、静穏度を確保することは必要だけでも、現実に荷役作業に支障がないのだから、母体の財政が好転するまで北防波堤の延伸事業は延期せよと要求しています。

そのマイナス14メートルバースですが、240億円かけて建設しました。使用しているのは、王子製紙の子会社、王子特殊紙株式会社たった1社です。同社の使用料と借金返済の差額は、2001年度から10年間で16億7,366万円にもなっています。この負担は今後も増え続け、起債償還が終わる21年後には差額が63億円にもなります。王子製紙の子会社1社のために、北海道、小樽市、石狩市がなぜ63億円も負担しなければならないのか、大企業奉仕の石狩湾新港と言っても過言ではありません。

病院問題で若干触れておきます。

平成22年度補正予算の病院事業会計への繰出金2億9,600万円に賛成する立場で、一言触れます。

自治体病院は、その責務として、地域によって異なりますが、高度、先進、小児、周産期、精神、結核、救急医療、感染症等を担っています。したがって、一般会計から病院事業会計への繰入れは、単なる赤字穴埋めではなく、地域医療を守る公的部分を担っています。だからこそ、国も、長年にわたって、自治体病院に対し、交付税、病院事業経営健全化措置等で全国の自治体病院への財政支援を行ってきたし、これからも行っていくわけです。また、一般会計からの繰出基準まで設けています。国のこういう財政支援を考えれば、一般会計からの繰入金は、地域にとって欠かすことのできない不採算医療を担っているがための赤字を補てんであることは明白であります。

同時に、この間、国は、医療費削減の立場から、医学部定員の削減、交付税の削減、診療報酬の相次ぐマイナス改定を行い、また、患者の窓口負担上げで国民の病院離れを生み出し、国民の健康がむしばまれています。特に、医師不足は、地域医療にとって深刻で、最大の困難となっています。

予算特別委員会で改めて明らかになりましたが、国の医療費削減によって、小樽市立病院の医業収益は

年間11億円を大きく超えるマイナス影響を受けています。これら医療費削減も重なり、本来の自治体病院の不採算医療に対する国の補てんが100パーセント行われておらず、各自治体では自治体病院を運営することが困難になり、一般会計からの繰入れを行わざるを得なくなっています。これは、小樽市も同じであります。

ところが、新谷市長の時代に、平成5年度から11年度にかけて一般会計からの繰出しをやめてしまったために、49億円もの影響を受け、このうち44億円が返済不能の不良債務となってしまいました。今日の病院経営の最大の困難をもたらすこととなっています。

市民の中には、小樽の財政を心配する立場から、赤字を生み出す市立病院なら民間に移行したほうがいいのではないかなど声が出ています。なぜ、こういう意見が数多く出るようになったか。それは、特に、小泉構造改革以降の医療費大幅削減の立場から、自治体病院に対するバッシングの世論操作にあります。国の社会保障費削減に端を発している医療費削減で、自治体病院の縮小、廃止、民間移譲を押し進める立場からの世論操作の影響が今でもありますから、これと闘って小樽市立病院の経営を守り、地域を守るために市議会としても努力しなければなりません。

もちろん、我が党は、だからといって病院経営で改善しなければならない課題に目をつぶっていいという態度ではありません。自治体病院に対するバッシングがありますが、そこに安易に自治体病院関係者や市の関係幹部が逃げ込んではいらないと考えています。現在の自治体病院に対するバッシングは、自治体病院が本来やって当たり前の独自の努力の不足にも向けられていることを謙虚に受け止め、市立病院の経営改善に努力しなければならないのは当然のことと考えています。

これは、地方公営企業法第3条の経営の基本原則でも、地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないとの定めにも合致するものです。

我が党の修正案は、先ほどの古沢議員の提案説明に詳しくあったように、市長提案の財源の範囲内で市民要求にこたえる内容となっています。予算特別委員会では、修正案に対する討論はありませんでした。本会議では、なぜ我が党の修正案に反対なのか、その理由を討論で明らかにするのが、政党や議員としての有権者に対する責任です。それもしないというのは、反対討論をすれば、その内容が有権者から批判されることを恐れているのではないのでしょうか。

次に、議案第5号国民健康保険事業特別会計予算についてです。

国が国保会計への国庫補助金を大幅に削減したため、全国の自治体の国保会計は赤字となり、小樽でも、2001年度末には33億8,700万円もの累積赤字となりました。市長は、累積赤字解消に先駆けて、単年度収支の均衡を図ることを基本にして国保会計を運営してきたとのことです。しかし、この過程で国が赤字解消を強要してきたため、国保加入者から保険料の引上げで余分に取り立てて黒字を出し、赤字解消の財源にしてきました。

我が党のこの指摘に対し、市長をはじめ、理事者は、老人保健制度の改正や後期高齢者医療制度の創設などにより各年度の医療費の見込みが立てづらい状況であったことや、都道府県単位で行っている一定額以上の高額医療に係る共同事業のように、対象となる医療の予測が難しかったので予算との乖離が生じたことから、結果的に単年度の黒字が生じたと苦しい弁明をしています。そうであれば、黒字を次の年度の保険料軽減に回してしかるべきなのに、それをしないで、連続して何年にもわたって億単位の黒字を出し、30億円以上の赤字解消の財源にしてきた事実は隠せません。保険料を余分に取り立てて赤字解消の財源にしてきたことは、紛れもない事実であります。

以下、何点か指摘しておきます。

議案第6号土地取得事業特別会計予算ですが、本来は、公有地の円滑な取得、運用のための基金です。しかし、土地を買うお金を一般会計に繰替運用として長期にわたって貸し付け、利息を取っています。まとまった土地を買う予定がないのであれば、もともと一般会計から持ち出した基金ですから、土地取得事業特別会計を廃止して、一般会計から利息を払うことをやめるべきではないかとの我が党の指摘に、理事者も、土地を買う予定がないのであれば検討していきたいと答えざるを得ませんでした。ぜひ、検討することを要望しておきます。

議案第8号簡易水道事業特別会計予算ですが、23年度も、簡易水道事業への繰出金が7,687万5,000円です。これは、石狩開発株式会社が破綻したため、それまで同社が負担していた石狩湾新港背後地の簡易水道の赤字分を、平成15年度以降、小樽市が丸々負担することになり、平成22年度予算までで4億568万円の持ち出しとなって市財政を圧迫しています。

議案第12号病院事業会計予算ですが、電話交換業務や給食調理業務の民間委託が含まれており、反対です。

議案第13号水道事業会計予算ですが、大きな問題となったように、料金徴収業務等を、事実上、市内業者を排除して市外業者に委託いたしました。地元業者を初めから排除するかのごときやり方は認められません。

以上で、討論を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号に対する修正案について、採決いたします。

修正案を可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、議案第1号の原案について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第12号及び第14号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第2号ないし第11号、第13号及び第15号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第20号、第26号及び第38号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

（「議長、25番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 25番、前田清貴議員。

（25番 前田清貴議員登壇）（拍手）

○25番（前田清貴議員） 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

新・市民プールの早期建設を求める陳情については、これまで800件を超える陳情が提出され、陳情者の熱意が伝わってくる。第6次総合計画の前期実施計画では、25年度までに基本設計と実施設計を行うこととしており、現在は先進事例の調査が行われているものと思うが、調査費の計上がない中でどのような調査を行っているのか。

また、今後は、施設規模や建設場所が決まった時点で改めて調査費を計上すると考えてよいのか。

25年度までに実施設計を行うという方向性は明確になり、新・市民プールは、建設に向け、一定程度めどがついたものと判断し、陳情の願意はほぼ満たされていると理解してよいのか。

北海道では、少人数学級実践研究事業として、基本的な生活習慣や基礎学習の定着、中等教育への円滑な移行を図るため、小学校1・2年生と中学校1年生を対象に少人数による学級編成を行っているが、国は、23年度から、小学校1年生を対象として35人学級実現のため、少人数学級によるきめ細かな指導を行うべく、現在、国会で関係法案及び予算案を審議中であると聞く。少人数学級の取組は、児童・生徒の能力に応じた個別指導が可能であるなど、質の高い教育を推進する上で有効性が認められていることから、少人数学級実践研究事業による小学校1年生枠が国の事業で実施されるのであれば、この分の予算を活用して対象学年を拡大するよう道教委に働きかけてはどうか。

中学校における通学バス助成利用は、多くが銭函中学校に集中しており、同校の保護者からは、通学時間帯の便数が少なく、自宅からバス停までの距離も長いなど、通学上、生徒の負担が大きいという声が寄せられている。教育委員会は、保護者からこのような意見があることを承知しているのか。

また、銭函中学校の通学実態についてはどのように把握しているのか。

保護者からは、銭函小学校同様、中学校でもスクールバスを運行してほしいとの要望がある。銭函中学校におけるバス通学助成経費は約500万円と、仮に同校生徒を対象にスクールバスを運行した場合と経費的には差がなく、保護者や生徒にとって通学時の安全確保や通学時間の短縮などのメリットがあることから、教育委員会は、課題を整理し、導入を検討してはどうか。

全国学力・学習状況調査によると、本市では、1日に10分以上読書する児童・生徒の割合は、小学生で51.4パーセント、中学生で38.9パーセントと、いずれも全国と比べて10パーセント程度低くなっている。読書は、国語力をはぐくむ上で欠くことのできないものであり、教育委員会は、今後どのように読書の定着を図っていくつもりか。

学校図書館は、単に読書を行う場所としてだけでなく、授業と深く結びつけて子供たちの情報活用能力を培う情報発信センターとしても位置づけ、その機能を生かして、子供たちがみずから資料を基に考え、

発表するといった能力を育成する教育を目指してほしいと思うがどうか。

子供たちの体格は10年前とほとんど変わっていないものの、ここ数年、体力の低下が問題視されている。一方、運動能力については、これまでは、外遊びで自然と身につけていくものとされていたが、現在はスポーツクラブなどに通うなど、意識的に運動するかどうかで児童・生徒間の能力に差が生じており、このことがひいては全体的な体力低下につながっているということは考えられないか。

体力の向上は知・徳・体のバランスのとれた子供を育てる上で不可欠であるが、今後、教育委員会として具体的にどのように取り組んでいくつもりなのか。

国は、食育基本法に基づき、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、23年度から5年間を計画期間とする第2次食育推進基本計画の策定作業を進めている。その中で、重点課題として、「家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進」を掲げ、学校と家庭が連携して食育に取り組むよう求めているが、学校における食育の教材である学校給食とこの計画は具体的にどのようにかかわっていくのか。

また、学校給食では、食育の観点から献立に地元の郷土料理を取り入れているが、本市ではこれまでどのような献立を提供してきたのか。

学校現場における国旗・国歌の問題や教職員の服務については、これまでも継続してただしてきたが、12年前には1校も実施していなかった国歌斉唱が、現在、全校で行われているのを見ても明らかなどおり、教育委員会や学校現場の努力もあって、さまざまな面において、本来、教育のあるべき姿へと改善が進んでいるのは評価に値する。今後もさらなる改善に努めて、小樽の教育の正常化に取り組んでほしいと思うがどうか。

また、教育委員会主催の研修会には、教員が積極的に参加しており、研修で培った高い能力を小樽の教育発展のために最大限生かしてほしいと思うがどうか。

先月、北海道・北東北を中心とする縄文遺跡群の世界文化遺産登録に向け、遺跡のある道内19市町でつくる縄文のまち連絡会や、学識経験者などで構成する北の縄文文化を発信する会などが共同で道民会議を立ち上げ、世界文化遺産の登録に向け、一体的に取り組むとの報道があったところである。道内屈指の忍路土場遺跡を有する本市としても、この動きにおくれることなく積極的に取り組むべきであり、連絡会への参加の可能性や諸課題などについて整理・検討する時期に来ているのではないのか。などであります。

なお、閉会中の2月7日に開催されました当委員会におきまして、石狩湾新港管理組合の協議案件について報告がなされ、質問が交わされております。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第39号につきましては、採決の結果、賛成少数により否決と決定いたしました。

次に、陳情第3号、第4号、第186号、第262号ないし第356号、第358号ないし第370号、第373号ないし第643号、第647号ないし第1002号、第1004号ないし第1084号、第1086号ないし第1108号、第1119号ないし第1140号、第1146号ないし第1152号、第1156号ないし第1159号、第1170号、第1171号及び第1174号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、陳情は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 7番、菊地葉子議員。

(7番 菊地葉子議員登壇) (拍手)

〇7番(菊地葉子議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第39号については可決と、継続審査中の陳情については、第1161号は継続審査を、その他の陳情についてはいずれも採択を主張して、討論を行います。

議案第39号は小樽市非核港湾条例案です。

今、核兵器全面禁止を求める新アピール署名が国の内外から注目を浴び、賛同のメッセージが届けられています。国連の潘基文事務総長は、多国間の軍事交渉の歴史は市民が政府の行動を要求して声を上げることの重要性を示しているとして、この間のアメリカ、ロシア間の新戦略核兵器削減条約の発効、2010年、核不拡散条約再検討会議の成功裏の結論など一連の重要な発展がある中で、このアピール署名はとりわけ時宜を得たものとのメッセージを寄せています。潘基文事務総長自身、昨年8月、広島での平和記念式典に出席し、核兵器のない世界を実現するために持てるすべての力を発揮すべきとの確信を強めたとも述べています。

今、こうした声や行動が世界じゅうに広がっています。非核三原則の立場を堅持すると言いながら、一方で、核抑止論にしがみついた日本政府の姿勢は世界の流れと逆行し、核兵器廃絶の先陣を切ることこそが日本には求められています。地方においても、非核都市宣言の動きが加速しています。小樽市の非核港湾条例の制定はこの流れに沿うものであり、議員各位の賛同を改めて呼びかけるものです。

陳情について、何点か触れます。

市営室内プールの早期建設方を求める陳情についてです。

一日も早い市営室内プールの建設を求める声として、今定例会にもさらに署名が追加され、1万2,295筆となりました。山田市長在任中に建設されることを多くの市民は望んでいましたが、市民の建設を望む声と運動が行政を動かした結果として、総合計画の前期計画中には実施計画まで作成するとの方向性は出されました。議会の責任としては、建設を望む陳情を採択して、改選後の新たな体制の下でも一日も早い建設への道筋をつけるべきではないでしょうか。

陳情第1004号は、小樽市において泊原発3号機でのプルサーマル計画の説明会の開催要請方についてです。

東北地方・太平洋沖地震による災害では、東京電力の福島第一原子力発電所の被害も住民に不安を広げています。経済産業省原子力安全・保安院も、国も、想定外の出来事との言いわけに終始していますが、原子力発電の安全神話が完全に崩壊したことは確かです。泊原発と30キロ地点にある小樽市民が不安を抱くのは当然のことであり、この陳情の願意は妥当であり、採択を求めるものです。

陳情第1161号は、稲穂小学校内への放課後児童クラブ開設方についてです。

稲穂小学校には空き教室がないことや、放課後児童クラブは勤労女性センターで開設されていること、教室を増設するにしても敷地面積に余裕がないなど、課題は山積みですが、子供の安全を願う陳情者の願意に沿う解決方法については、引き続きの努力をお願いして継続審査とさせていただきます。

その他の陳情についても、願意は妥当、いずれも採択を主張し、各位の賛同をお願いし、討論とするものです。(拍手)

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

〇議長(見楚谷登志) 16番、林下孤芳議員。

(16番 林下孤芳議員登壇) (拍手)

〇16番(林下孤芳議員) 民主党・市民連合を代表して、まずは、先般、発生しました東日本大地震で亡くなられた多くの方々や被災されました方々に、心から哀悼の意とお見舞いを申し上げます。

それでは、議案第39号小樽市非核港湾条例案に賛成の立場で討論をいたします。

昨年は、核兵器不拡散条約会議において核軍備撤廃に関する行動計画が全会一致で採択され、核兵器のない世界の実現に向けた大きな前進が図られました。しかし、核兵器の保有国の中には、核に対する誤った信仰や抑止力を信じ、完全な廃絶には今なおほど遠い現実があります。朝鮮半島における平和の危機は、核兵器がもたらす壊滅的な結果や、人類の存亡に対する重大な危機をも無視した不測の事態すら懸念されております。

本年2月4日には、米国海軍駆逐艦フィッツジェラルドが、市民の反対を無視して入港しました。毎年2月に定期的に米国海軍の軍艦が小樽港へ入港する目的は、民間港への米国海軍艦船の優先使用の確立をねらったものであると言われております。また、他の商業港と比べて突出した入港回数や定期化は、厳しい条件の小樽方式の手続への形骸化をねらったものであり、友好親善の名の下に、市民感情の麻痺を意図させるものであります。外務省の見解は、フィッツジェラルドは、核搭載の能力はないとの認識を示しているものの、米海軍は、どの艦船に核兵器を搭載しているとか搭載していないということを一切コメントできないとしています。

小樽市が核兵器廃絶平和都市宣言をして28年、平和都市小樽を世界に訴え、さらなる発展のためには、非核港湾条例案は、大変崇高な提案であると思っております。

よって、議員各位の御賛同を心からお願いし、賛成討論といたします。(拍手)

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 4番、吹田友三郎議員。

(4番 吹田友三郎議員登壇)(拍手)

○4番(吹田友三郎議員) 平成会を代表して、討論に入る前に、一言、このたびの大震災に被災された皆様方は、大変深い悲しみだと思っておりますから、深く哀悼の意を表したいと思っておりますし、また、お見舞いを申し上げます。

今、国をはじめ、地方自治体も含め、また、これから日本じゅうのすべての国民の皆様方が一生懸命バックアップしまして、被災された皆様方がもとの平穏な生活に早く戻られるように希望したいと思います。

それでは、議案第39号小樽市非核港湾条例案につきましては、継続審査を主張し、討論をいたします。

この案件につきましては、大変重要な問題であり、継続審査を主張いたしますので、議員各位の賛同をお願いいたします。

なお、継続審査が否決された場合、その後の採決に当たりましては、平成会は自席にて棄権の態度をとることを申し上げ、討論といたします。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(見楚谷登志) 6番、成田祐樹議員。

(6番 成田祐樹議員登壇)

○6番(成田祐樹議員) 議案第39号小樽市非核港湾条例について討論いたします。

本件については、有事の際のメリット、デメリットを含めて、現在起きていることをもう一度精査し、真剣に考えねばならないことと考えます。

よって、継続審査を主張いたします。

なお、継続審査が否決された場合には、自席にて棄権いたします。

○議長(見楚谷登志) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第39号について、採決いたします。

委員長報告は否決であります。継続審査と意見が分かれておりますので、まず、継続審査について、採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（見楚谷登志） 起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

次に、委員長報告は否決でありますので、原案について、採決いたします。

可決と決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（見楚谷登志） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、陳情第1004号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第1005号、第1170号及び第1171号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第3号、第4号、第186号、第262号ないし第356号、第358号ないし第370号、第373号ないし第643号、第647号ないし第1002号、第1006号ないし第1084号、第1086号ないし第1108号、第1119号ないし第1140号、第1146号ないし第1152号、第1156号ないし第1159号及び第1174号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長（見楚谷登志） 20番、新谷とし議員。

(20番 新谷とし議員登壇) (拍手)

○20番（新谷とし議員） 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

丸井今井小樽店跡地の競売に係るスケジュールについては、4月1日に一般公告、15日から25日にかけて

て入札が行われ、落札されれば5月11日には売却が決定するとのことである。この跡地は、中心市街地におけるまちづくりの核となるものであるが、競売の結果、小樽市にとって好ましくない企業が参入するようなことはないのか。

道内他都市においても、中心市街地での閉店した商業施設の売却が課題となっており、そのほとんどが解決に向けた協議が順調に進んでいるのに対し、本市では、地権者の意見調整が難航し、今日に至っており、地権者に処分を促進させるような法的手続や対処方法はないのか。

近年、倒産した企業の中には、全国的に知名度を誇るものや、歴史のあるしにせも含まれており、倒産に伴い離職を余儀なくされた従業員の再就職の状況はどのようになっているのか。また、市内の産業構造の変化に伴って、その中心を占める業種も変わってきたが、現在、成長が見られる業種と低迷している業種にはどのような傾向があるのか。

産業港湾部では、本市の基幹産業である観光の振興を通して観光客の消費を増やすことにより、市内の消費の落ち込みをカバーしていくという戦略を考えているとのことであるが、このような施策に取り組むことで小樽経済にまだ十分に戦える余地が出てくると考えられることから、市は積極的に進めてほしいと思うがどうか。

国は、中国、韓国、ロシアといった日本海周辺の対岸諸国の経済発展を我が国の成長に取り入れるため、日本海側の重要港湾以上の26港の中から拠点港を選定することとしたが、その選定基準については、いまだ明確に示されていない。小樽港が拠点港に選定されることで、今後どのようなメリットが考えられるのか。

昨年、国がいわゆる重点港湾の選定を行った際にも、小樽港は選定される可能性が高いとされていたにもかかわらず、選定から漏れ、港湾関係者を落胆させる結果となったが、今回も日本海側拠点港の選定から漏れるようなことになれば、二重にダメージを受けることにもなるので、応募するからには必ず選定されるという気構えを持って積極的にアピールしてほしいと思うがどうか。

日本海側拠点港に選定されることは、今後の小樽港と小樽経済の発展にとって極めて重要と考えるが、その選定基準や支援内容については、現時点で明らかにされていない。しかしながら、日本海側拠点港形成の目的を理解すれば、あらかじめ選定基準について想定し、それに伴う情報を収集することも十分可能と思うがどうか。

先ごろ、いったんは整備が見送られた忍路漁港整備事業について、産業港湾部をはじめとする関係者の粘り強い努力によって、新年度での事業復活にこぎつけたこともあったことから、日本海側拠点港への応募に当たっても、決してあきらめることなく、固い決意を持って臨んでほしいと思うがどうか。

道央圏に位置する小樽港、石狩湾新港、室蘭港、苫小牧港、白老港の五つの港湾が既存の港湾インフラを活用し、相互に補完し合いながら機能強化の実現を目指して道央圏港湾の広域連携のための協議会が設立されたとのことである。この協議会には、日本海側部会と太平洋側部会の二つの部会が設けられており、日本海側部会に属する小樽港と石狩湾新港は競合する関係にあることから、具体的な方策や連携のあり方などについてどのように整合性を図っていくつもりなのか。

小樽港の優位性としてクルーズ客船の寄港数の多さが上げられ、今後、大きな経済波及効果が期待される場所であるが、基本的スタンスとしては、小樽港が持っている物流機能を維持しつつ、新たな港湾の活用を見据え努力してほしいと思うがどうか。

政府は、TPP交渉を第三の開国になぞらえて交渉参加に向けた検討をしているが、とりわけ農業など1次産業に対する影響がクローズアップされており、交渉への不参加を求める意見書が、本市をはじめ、各地の市町村議会から提出されている。価格が安いとの理由だけで、海外から輸入される農産物において、

現在、国内で生産されているような安心で安全な品質の確保は可能なのか。

一方で、T P P参加によるメリットが大きいと言われる産業分野もあり、賛否両論のあるこの問題が小樽経済に与えるメリット、デメリットについて、市はどうとらえているのか。

本市の農業は、ほとんどが1ヘクタール未満の小規模営農であり、高齢化や後継者不足などから、全体の農家戸数や耕地面積が減少傾向となっているのが現状である。農家の経営安定や安心・安全な農産物の生産を行う体制を維持するためには、農業の法人化は非常に有効な手法であるが、以前に、希望する農家がおらず実現しなかった経緯はあるものの、T P Pへの参加の問題や、民間企業による農業への参入など、今後想定される課題に対処していくためにはこのような新たな経営手法が不可欠であり、市は農家の希望を聞くだけでなく、みずから農業のあり方を変えていくという強い決意を持って臨んでほしいと思うがどうか。

浅海水産資源の育成と密漁防止を図ることを目的とし、漁場周辺に監視員を配置してウニ、アワビの密漁防止監視活動を行うため、浅海資源保護管理事業費1,000万円が平成23年度予算として計上されている。この事業は、国の緊急雇用創出推進事業を活用し、3年間の予定で行われており、23年度は事業の最終年度となるが、資源管理は継続して取り組むことで効果を発揮するものであり、事業が終了した後は、市としてどのような資源保護対策を考えているのか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情及び所管事項の調査は、いずれも継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 21番、古沢勝則議員。

（21番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

○21番（古沢勝則議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、継続審査中の陳情第1110号ないし第1114号はいずれも採択を求める討論を、新谷議員にかわって私が行います。

なお、このたびの大変な地震・津波災害により、例えば、ガソリンは、現在、購入は20リットルに限定されていたり、灯油やガソリン価格をはじめ、生活必需品等の価格が、この先どうなるかわからないという事態になっています。この討論論旨は3月11日時点において作成したものであることを最初にお断りしておきたいと思います。

中東北アフリカの政情不安により、原油価格が高騰しています。野村ホールディングスの発表によると、リビアとアルジェリアが原油生産を停止した場合、米国産標準油種、WT Iの原油先物価格は、現在の2倍以上も高い1バレル220ドルに達する可能性があるという報告をしています。また、国際エネルギー機関、I E A主任エコノミストは、原油価格は世界の景気回復を脅かす危険ゾーンまで上昇していると警告しています。

原油をはじめとする資源や小麦を含む食料の国際的価格高騰を受け、国内でも値上げの波が今押し寄せ始めています。石油製品価格や電気料金も徐々に上がっており、小樽市生活安全課の3月5日調査によるレギュラーガソリン平均価格は141円50銭でしたが、3か月前から値上がりし、石油情報センターが3月7日に発表した全国平均価格では、1リットル143.3円と2年5か月ぶりの高値を示し、1リットル150円台に迫る勢いであります。

こうした中、灯油価格は、小樽市生活安全課が実施している燃料生活必需品小売価格調査の3月5日付け平均価格は87.58円となり、対前年同月比では、実に24.4パーセントもの値上がりになっています。食

品の値上げもメジロ押し、総じて野菜は高値、豚肉、卵など対前年の価格を上回り、今月から4月にかけて、コーヒー豆や大豆の高騰などからインスタントコーヒーや食料油の一部が10パーセント以上値上げされると言われています。また、政府は、4月に輸入小麦の売渡し価格を18パーセント引き上げるため、パンやめん類を含め、幅広い食品に影響が及ぶことは必至であります。

市民は、こうした灯油、ガソリン、食料などの値上がりが大変心配しているのではないのでしょうか。こうした事態は、消費全体を冷え込ませ、例えば食堂、レストラン、運送業などといった広範囲な業種の営業にも大きな影響を与え、景気回復のおくれを招くものであります。

小樽商工会議所が10月から12月に行った平成22年度第3・四半期の市内企業の経済動向調査、全業種概況では、前年同期と比べ、全業種平均で好転したとする企業が9.0パーセント、第2・四半期の12.3パーセントより下がっています。逆に悪化したと答えた企業が40.7パーセント、第2・四半期の33.4パーセントより大きく、依然として経営状況は苦しい、というよりは、経営状況はいよいよ悪化しているという状況を表しているのではないのでしょうか。来期の見通しについても、全業種で好転と答えたのはわずかに5.5パーセントであります。第2・四半期の6.2パーセントより悪く、ここでも逆に悪化と答えたのは32.9パーセントで、前期の28.7パーセントより悪くなっています。全業種概況でも具体的な好転要因は乏しく、先行きは不透明、厳しい経営環境はさらに続くと予測されます。その上、こうした原油価格の高騰による原材料価格上昇を価格転嫁できない中小零細企業が苦境に立たされかねないか、これが心配されます。

2008年第3回定例会に提出された陳情は、付託された経済常任委員会の冒頭、陳情者から、灯油価格の高騰による苦しい経営状況が話され、業者の営業と生活を守るための措置方についての訴えがあったものでありますが、その後も業況は変わっておりません。その上、国の景気対応緊急保証制度も、この4月からは82業種から48業種に削減されるそうであります。中小企業は、ますます厳しい経営を余儀なくされるのではないのでしょうか。

陳情は、いずれも、異常な原油高騰に対して市内中小業者への指導と助成を求めるものであり、この陳情の願意は妥当であり、皆さんの賛同を呼びかけて、ぜひ採択されるようお願いをし、討論いたします。

(拍手)

○議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第1110号ないし第1114号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第1166号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事項の調査について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 3時15分

○議長（見楚谷登志） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

○22番（北野義紀議員） 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第31号は、軽費老人ホーム福寿荘を廃止する条例案である。これは、施設の老朽化や、ケアハウスに一元化するという国の方針もあり、平成20年4月から新たな募集を停止し、当時入所していた36名の転居が完了したことから廃止するものである。しかし、半数近くの方の転居先となっている育成院との費用を比較すると、福寿荘では1か月当たり平均6,100円であったものが、転居後は平均3万7,500円と約6倍になっている。食事つきになったとはいえ、著しく大きい負担増となることについての意見や相談を受けたことはなかったのか。

また、福寿荘のような低額な施設で自立した生活を送ることは、高齢者が健康で元気に暮らしていく上でも望ましいと思われることから、高齢者の自立を後押しするような施設を検討してほしいと思うがどうか。

日本容器包装リサイクル協会では、容器包装リサイクル法の施行に伴い、一般廃棄物の最終処分場の残余年数が平均で7.3年も伸びたと報告しているが、そもそも一般廃棄物のごみ質の把握は極めて困難と思われる。どのような条件の下で試算したのかが明確ではない中で、本市の最終処分場における法施行後の効果を検証することはできるのか。

東京23区では、平成20年度から可燃ごみとして収集したプラスチックを、再利用可能なものを除き、残りを焼却することにより発生する熱エネルギーの有効活用を図るサーマルリサイクルに取り組んでいる。一方、本市では、廃プラスチックは埋立処分しており、リサイクル可能な貴重な資源であることは認知されておらず、本市のリサイクルに対する考え方は遅れているのではないかと。

現状では、東京都で行っているサーマルリサイクル方式こそ、最も理想的な処理方法であると思うがどうか。北しりべし廃棄物処理広域連合のごみ焼却施設では、助燃剤として灯油を使用しているとのことであるから、その役割も担える廃プラスチックの焼却を将来に向けて検討してほしいと思うがどうか。

昭和47年から供用開始されているし尿処理施設の老朽化は著しく、処理量も年々減少し、処理効率も低下していることから、昨年8月には、し尿処理施設基本調査を実施している。本年1月、それを基に策定し直された生活排水処理基本計画では、下水道未整備区域において合併処理浄化槽の設置を促進するとしているが、5人槽で100万円前後と言われる設置費用を個人で負担する必要があることから、整備率が低いのが現状である。市は、設置者の負担軽減を図る補助金交付制度の活用により普及を進めたいとしているが、設置者に6割負担を求める国の基準では十分とは言えないことから、国や市においてさらなる負担割合の緩和策を検討すべきではないかと。

近年、介護施設においても、職員による高齢者虐待が発生しているが、これは、精神訓話で防止できるものではなく、人員配置が少ないなどの職場環境の問題から誘発されるとも聞く。小樽市では、昨年、地域密着型特養を選定する書類審査等の項目を見直し、利用者に直接かかわる6項目を10点、間接的にかか

わる8項目を5点として採点しているが、労働条件に関する項目については、一義的に職員待遇の問題であるとはいえ、高齢者の虐待防止の観点から点数の配分を再検討するべきと思うがどうか。

ひとり暮らしの高齢者が自宅で倒れた場合でも、早期の対応を目指して、町会をはじめ、新聞販売店や乳飲料の宅配業者等の協力の下、現在、見守りネットワーク事業を実施しているが、事業開始から3年を経過し、この活動への意識が薄れることが危惧される。事業者によっては、転勤等で小樽に勤務となった社員への周知が徹底されていないという話も聞くことから、毎年実施している協力事業者との会議においてこれまでの取組を紹介するなど、この事業の啓発に力を入れてほしいと思うがどうか。

また、現在実施している見守り活動については、福祉部の所管であるが、異変があった際の連絡先は地域包括支援センターであることや、国の新たな施策である地域支え合い体制づくり事業は医療保険部の所管であり、所管が異なることによる弊害が起こらないよう横の連携を強化し、将来的には窓口を一元化すべきと思うがどうか。

全国的に少子化傾向が続いている中で、小樽市は、全国、全道より進んでいると言われており、その原因に未婚化、晩婚化等が挙げられている。少子化に歯止めをかけるためには、子供を産み育てたいという意識が持てるようなサポート体制を整備してほしいと思うがどうか。

特に、女性のワーク・ライフ・バランスを考えると、保育所への入所希望の数か月後に受入れ準備ができたというのではニーズにこたえていたとは言えないことから、希望に即応できる仕組みをつくる必要があるのではないか。また、年度途中で保育士を確保することは、公立、民間を問わず苦慮していると聞くので、行政がイニシアチブをとり、保育士の希望者をあらかじめ把握しておくといった方法を検討してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第247号、第258号、第1116号、第1117号及び第1184号につきましては、継続審査と採択に意見が分かれ、賛成少数により、いずれも継続審査は否決されました。

続いて、棄権した会派を除き、採決を行った結果、全会一致によりいずれも採択と決定いたしました。

次に、議案第31号並びに陳情第250号、第251号、第1003号、第1145号、第1164号、第1176号、第1177号及び第1182号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案は可決と、陳情はいずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事項の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 8番、中島麗子議員。

（8番 中島麗子議員登壇）（拍手）

○8番（中島麗子議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第31号は否決、継続審査中の陳情はすべて採択を求めて、討論します。

議案第31号は、小樽市軽費老人ホーム条例を廃止する条例案です。

昭和50年に開設した小樽市軽費老人ホーム福寿荘は、施設の老朽化が著しく、国のケアハウス化に一元化する方針もあり、施設を維持することが困難であると、平成20年3月末で入居者募集を停止し、今年度3月現在ですべての入居者の転居が完了したので、平成23年4月1日に廃止条例案を実施するものです。

平成19年11月末の入居者36人の転居先は、養護老人ホーム育成院に17人、ケアハウスに6人、グループ

ホームに2人、市営住宅と民間アパートに各1人、長期入院による退所が4人、死亡による退所が1人、親族と同居は3人だけで、福寿荘はまさにさまざまな事情で家族と同居できない高齢者の施設でした。育成院に転居した17人の使用料金を福寿荘入居時と比較すると、育成院は収入に応じた負担額になっており、無料になった方が1人、この方を含めて4人が安くなりましたが、一番高い方で月額7万3,100円で、福寿荘の夏5,500円、冬6,200円に比較すると10倍以上です。平均では1人6,100円から3万7,500円と約6倍で、福寿荘では自炊でしたから差引き3万1,000円が食事代と見ることもできますが、多くの高齢者は年金の範囲で生活できるよう食事はかなりつつましく抑えていますから、実際には負担額が増えていると思われる。36人とはいえ、入居者がいる高齢者福祉施設ですから、本来なら、今後の施設計画を明らかにして、経済的な面も含めて入居者の意思を尊重して転居を進めるべきではなかったでしょうか。

小樽市の高齢化率は、本年2月末で31.45パーセントですが、今後さらに高くなる見通しです。ひとり暮らしや高齢者世帯が増加していますが、大変元気な高齢者が多く、驚かされることがよくあります。低額な家賃で入居し、自分の好きな食事ができて、今年のような大雪でも除排雪の心配が要らない福寿荘のような施設こそ、小樽の実態にふさわしいように思います。50床あった自炊で生活できる高齢者施設がなくなり、この後の高齢者対応施設の計画は示されておらず、福寿荘廃止の条例案には賛成できません。

継続審査中の陳情は、すべて願意妥当、採択を求めます。

当委員会に付託された市民からの陳情の審議は、今回で終わりです。この4年間、委員会に付託された陳情総数は28件、そのうち、採択になったものは7件、不採択が2件、陳情者からの取下げが7件、継続審査が12件でした。

各陳情が提出された時点の各会派の態度を総計すると、自民党は、採択が5件、不採択が2件、継続審査が21件でした。公明党は、採択が6件、不採択が2件、継続審査が20件でした。民主党・市民連合は、採択が17件、継続審査が11件、平成会は、採択、継続審査ともに14件、日本共産党は、採択が27件、継続審査が1件で、民主党・市民連合、平成会、日本共産党は不採択はありませんでした。

委員会に付託された市民からの陳情に賛成しないトップは自民党で、次いで公明党でした。自民党は、28件の陳情のうち21件、75パーセントを継続審査にしていますが、これらの陳情に賛成できない理由が示されないままでした。大変残念です。市民に開かれた議会を目指して議会改革を進めてきましたが、議会に寄せられた市民の陳情に対して、会派としての意見を明らかにして態度表明をすべきではないでしょうか。

議会に対する市民の評価は厳しく、この間、議会視察や議員定数、議員報酬に対して意見が寄せられています。市民から選ばれた議員として、真摯に市民からの陳情に意見を述べるよう強く求めて、討論とします。（拍手）

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 14番、濱本進議員。

（14番 濱本 進議員登壇）（拍手）

○14番（濱本 進議員） 討論を行う前に、自由民主党を代表して、このたびの東日本大震災でとうとう命を失われた多くの皆様に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された多くの皆様に心からお見舞いを申し上げます。

小樽市におかれては、被災地の救助・救援活動、そして、復旧活動に特段の御協力をお願いいたします。

それでは、自由民主党を代表して、陳情第1184号に対して継続審査を主張して、討論を行います。

この陳情は、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出を求めています。

我が会派としては、陳情の背景にある基本的な思想、つまりは、資源のむだ遣いによる環境負荷の軽減、そして、持続可能な社会への転換、言いかえるならば循環型社会の形成、実現については、当然、異を唱えるものではありません。また、昨年12月14日の厚生常任委員会及び本定例会の厚生常任委員会の質疑においても改めて明らかになったように、現行の容器包装リサイクル法が未完成であり、改正の必要があることを否定するものではありません。

しかしながら、陳情事項については、これらを実現する上での税を含めた制度設計、国内経済への影響、市内関連業界の状況や影響、そして、供給者、受給者の負担のあり方、また、ライフサイクルアセスメントの考え方やマテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル、サーマルリサイクルについてなど、意見書を作成する上で、マクロ的に、そしてミクロ的に調査研究する課題が数多く存在していると認識しています。

よって、責任ある意見書を作成するためにはさらなる調査研究が必要であり、ゆえに、陳情第1184号については、継続審査を主張します。

なお、継続審査が否決された場合、その後の採決におきましては、我が会派は自席にて棄権の態度をとることを申し上げ、討論といたします。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第1184号について、採決いたします。

委員長報告は採択であります。継続審査と意見が分かれていますので、まず、継続審査について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

次に、ただいま継続審査が否決されました陳情第1184号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第247号、第258号、第1116号及び第1117号について、一括採決いたします。

委員長報告はいずれも採択であります。継続審査と意見が分かれていますので、継続審査について、採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、いずれも継続審査と決しました。

次に、陳情第251号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第1176号及び第1177号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第1145号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第31号並びに陳情第250号、第1003号、第1164号及び第1182号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

○議長（見楚谷登志） 9番、高橋克幸議員。

(9番 高橋克幸議員登壇) (拍手)

○9番（高橋克幸議員） 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

まず、満寿美湯の廃止に伴う送迎についての質問といたしましては、前回の当委員会では、週3回、1日5往復との説明があったが、今回の報告では2往復に縮小されているのはなぜか。

市はマイクロバスの運行を予定しているとのことだが、ふろのない市営オタモイ住宅の全世帯を対象に行った聞き取り調査では、送迎希望者は全体の半数程度であり、今後さらに利用者が減少するようであれば公用車に切りかえるなど、効率的な運行に努めながら住民のニーズに適切に対応してほしいと思うがどうか。

2月25日の午後2時と午後4時の2回にわたって行われた対象者への説明会は、日中に勤めている方の参加が難しい時間設定となっている。参加者が2回合わせて17人と少なく、意見を聞く側である市の姿勢に疑問を感じるが、この日時に説明会を開催した理由は何か。

また、今回、送迎先として報告された錦町の玉の湯は、以前の候補地であった長橋の都湯と比べ、時間や距離が一定程度延伸となるが、利用者にとって不便とならないよう配慮を望むがどうか。

次に、その他の質問といたしましては、平成23年度の臨時市道整備事業に舗装や側溝の未整備区間など40路線が選定されているとのことだが、この中で、昨年8月の大雨で側溝からの溢水などにより被害のあった道路はどの程度含まれているのか。

市内には老朽化が著しく整備が必要な道路も多数残っているため、路線選定の際に緊急性や事業効果も含めて順位をつけて判断すると言うが、災害の発生に伴い、整備が必要な道路については、優先的に選定

してほしいと思うがどうか。

手宮バスターミナルから手宮公園にかけて敷設された市道高島線のロードヒーティングは、実際の道路幅よりも狭い範囲にユニットが設置されており、部分的には3メートル幅の箇所もあることから、冬期間は路側帯に雪が堆積し、車が交差できなくなっている。市は、ロードヒーティング延長を確保するため、幅を狭める必要があったと言うが、路肩の除雪もままならず、歩行者が車道を歩くなど危険な状況となっている。この路線は、手宮小学校や末広中学校に通う児童・生徒の通学路にもなっていることから、市としても危険を認識した上で、当面はスクールゾーンを設定するなど、何らかの手だてを講じながら、将来、設備の更新をする際には十分安全に配慮した再整備を検討してほしいと思うがどうか。

観光客がJR小樽駅におり立って初めに目にする駅前広場には、100台を超える自転車が放置されており、市は昨年12月の降雪期を前に移動を促す看板を設置するなどの措置はとっているものの、ほとんど効果はなく、目に余る状況となっている。小樽駅は小樽の顔でもあることから、雪が解け、本格的な観光シーズンを迎える前に処分、整理し、観光客に不快感を与えることのないよう取り組んでほしいと思うがどうか。

全国的に増加の一途をたどっている空き家の問題は、本市も例外ではなく、高齢者が住居を手放し、解体費用も捻出できないなどの理由から放置され、冬期間は屋根からの落雪の危険があるばかりでなく、廃屋化した空き家はまちの美観を損ねる一因ともなっている。廃屋の除去については、あっせんや代執行を定めたニセコ町の景観条例や、解体費用の補助を規定した長野県白馬村の要綱などがあり、このような他都市の事例を参考にしながら市としての取組を検討すべき時期に来ているのではないかと。

中央下水終末処理場汚泥処理棟の火災報知機の故障を長期間にわたり放置していた問題について、水道局長は、前回の当委員会での防災管理業務の最高責任者として重い責任があり、処分に関しては、本庁に提出する事故報告に基づいて一定の判断がなされると答弁している。本件に係るその後の経過についてはどのようになっているのか。本件に関係した職員には、懲戒を含む厳しい処分が下されたとのことだが、こうした結果について管理監督者である局長としての見解を伺うがどうか。

中国をはじめとした海外資本により道内の土地が買収されているとの報道がある中、上海では外国産の飲料水が高値で流通していることから、小樽の水資源の買収も懸念されるが、市内で飲料用として利用可能な水資源の定義はどのようになっているのか。本市の水道局が水源としている市内外の取水区域は、国有林や民有林も含めて森林法による保安林に指定されており、現段階では海外資本による買収の動きもないとのことだが、国内企業の名をかりて進出する事例もあることから、水源を守るため、余市川水源の所在する赤井川村を含めた周辺自治体とも協力しながら情報収集していく必要があるのではないかと。などです。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第1号、第246号、第644号、第1143号、第1154号、第1167号及び第1173号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の議案につきましては、いずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 21番、古沢勝則議員。

（21番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

○21番（古沢勝則議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、継続審査中の陳情

第1号、第246号、第644号、第1143号、第1154号、第1167号及び第1173号については、いずれも願意妥当につき、採択を求め、今任期最後の議会ですから、改めて総括的に討論いたします。

まず、陳情第1号は、市道潮栄線のロードヒーティング敷設を求めるものであります。

この案件は、私が議員活動を開始して間もなく、平成11年6月の第2回定例会に提出されたものであります。潮栄町会で暮らす市民の皆さんにとっては、他にかえようがない生活道路です。特に、冬場の安全な暮らしを守ってほしいという願意は、極めて切実かつ妥当でありました。しかし、この任期の議会は、本件を、約4年間、継続審査という名の下で、賛成でもなし、反対でもなしで棚上げにし、審議未了、廃案にしてしまいました。採択を求め続けたのは我が党だけであります。

廃案に屈することなく、本件陳情は、前任期最初の定例会である平成15年6月に再び提出されましたが、この際も、4年間の棚上げ、そして廃案でありました。平成19年第2回定例会、つまり今任期の議会に向けて、沿線住民、市民は3度目の陳情を提出しました。その粘り強さとともに、願意がいかにか切実かわかりますが、同時に、市民は、議会のはっきりした判断、意思決定を求めているのではないのでしょうか。

陳情第246号は、市道桜18号線の幅員整備を求めるものです。

本件についても、陳情第1号同様、前任期の議会冒頭に提出されたものの、4年間棚上げ、廃案とされた案件でありました。今任期、平成19年第3回定例会に再び提出され、建設常任委員会として現地調査も行っています。地形、道路幅員、形状などからして大変困難な案件でありました。

しかし、この調査に同行した陳情者は、本格的な道路改良でなくてもいいこと、現状の幅員を少しでも広げてほしいこと、これによって冬の除雪、道路維持ができるようになると訴えていました。

結局、今任期の議会は、この願いにもこたえようとしません。

陳情第644号は、市道銭函石山線、市道銭函神社線に手すりの設置を求めたものです。

本件の現地調査では、陳情者に加え、付近の住民の方々が、私の知る限りにおいては、最も多く同行されていました。市道銭函石山線は、道路幅が十分にあり、近くには郵便局もある、市民の利用が多い生活道路でありました。しかし、なぜか、除雪水準第3種のため、除雪が十分に入らず、特に融雪時期には足元が不安で、現に転倒し、手首を骨折される方も出たそうであります。

市道銭函神社線は、道路幅員が石山線に比べて狭いものの、ここは、逆に除雪水準は、第2種路線でした。機械除雪後の置き雪場所も少なく、したがって、手すり設置には大変工夫を要する路線だと思いました。例えば、除雪方法を改善していく、砂まき路線にするということで、議会として住民の不安にこたえていくことはできなかったのでしょうか。

笑えない話ですが、現地調査に入った際、郵便局の玄関先はツルツル路面でしたが、調査を終了し、帰ろうと通りかかったときには、局の職員が出て一生懸命氷割りをやっていました。さらには、後日、担当課の判断で郵便局前の手すりの改善も行われています。議会が何もしないことが恥ずかしく思えてなりません。

陳情第1143号は、雇用促進住宅銭函宿舎の公的住宅としての存続を求めたものです。

この陳情書が提出されたのは、平成20年第4回定例会においてであります。

私たち小樽市議会は、その前の第3回定例会において、雇用促進住宅廃止決定の見直し、地方公共団体への売却は無償とすることなどを求める意見書を全会一致で可決し、政府と雇用・能力開発機構に申入れを行っていました。全国各地の自治体首長、議会などの働きかけもあって、一方的に発せられていた退去通知は、現在、23年度まで凍結されています。

本件陳情は、こうした当議会の動きを知り、それに励まされて提出した入居者のわらにもすがる思いではなかったのでしょうか。陳情書を提出してから2年以上が経過しています。一向に行政の側が動き出さな

い。国が居住権を守ってくれようとしな。当時、2棟、管理戸数80戸、入居者50戸でありましたが、現在26戸まで減少しています。耐用年数もまだまだ長く残っており、維持管理状態もよく、何よりも、山田市長が答弁されたように、住環境としては市内公営住宅群の中でも良好な宿舎であります。仮に有償譲渡であっても、取得後の修繕費用を含めても特別に安価で取得が可能な宿舎であります。入居者の居住権を守ることは、自治体の責任でもないでしょうか。

陳情第1154号は、朝里川温泉1丁目、市道文治沢線のロードヒーティング敷設方を望む陳情であります。

御承知のように、これと同趣旨の陳情は、前任期の平成17年第4回定例会に提出されましたが、御多分に漏れず、継続審査、審議未了、廃案となったものであります。

今任期の本件陳情には、朝里が丘町内会、朝里川温泉町内会、身体障害者療護施設あさりファミリア、豊倉小学校PTA、この4団体が名を連ねています。一冬に7件もスリップ事故が発生した年もあるという事故多発道路であること、冬期間の児童の安全確保、マンション、福祉施設、一般住居にとって安全・安心の道路にしてほしい、建設常任委員会における現地調査において立ち会われた関係者は、口々にその願いを訴えておられました。

陳情第1167号は、市道桜9号線の舗装延長と側溝のふた整備を求めたものです。

この市道桜9号線は、市営桜A住宅5棟、約200戸弱にダイレクトに接続する道路であります。海側に入り勾配となっている上、その取付け部の幅員が狭いため、特に冬場の自動車接触事故が多発する場所です。こうした道路形状に加え、近時では、桜台沿線、あるいは、その先の望洋台に居住する人たちからも国道5号に通じる近道として利用されるために、自動車の交通量が相当増えている状況でした。この地域の幹線道路は桜1号線ですが、その道路勾配自体も大変きつく、この陳情の願意にはその道路改良の必要性も大きく含まれていることがうかがい知れます。

さて、最後は、陳情第1173号、最上1丁目24番地先法定外公共物（道路）の整備、側溝の設置を求めたものであります。

この法定外公共物とは何か。平成12年4月1日に施行された地方分権一括法を根拠として、そもそもは国有地であったものを、手が回らない、手に余るとして、現状、道路だからという理由づけて、不十分な整備状況、あるいは、ほぼ未整備のままに地方自治体に押しつけたものであります。そのよしあしは別として、受け取った以上はその維持管理の責任は小樽市にあることは言うまでもありません。

この陳情箇所は、昨年8月の2度にわたる大雨被害で、泥水と砂利が車庫内に流れ込み、これが繰り返されな。ためにとの願意から提出されたものであります。事の経緯はどうか、他の市道、管理道路などと差別的扱いを受けていい理由はありません。ある意味、この陳情案件は、地方自治体としてのあるべき姿を問うているように思えます。既に担当部署が動いていましたが、こうした道路であれ、しっかり管理してほしい、遺構化しているU字溝などを直してほしい、大雨でも土砂が流れこまないようにしてほしい、このような要望が果たしてぜいたくなものかと言えてしまうでしょうか。

以上であります。討論を結ぶ前に、ともに考えたいことがあります。言うまでもなく、陳情、請願の権利が確立したのは新憲法の下でありました。憲法第16条は、何人も平穩に請願する権利を有すると規定しました。陳情とはこの請願権に属するものであります。以来、住民、市民にとっては、身近な地方自治体の行政全般について直接の意見を議会に反映させることができる、議会の意思とすることができるようになった。つまり、民主主義、住民自治の根幹をなすものになったのがこの請願権、陳情権であります。

このことは、議会の側にとっても大変大きな意義を持つものではないでしょうか。市民の直接の意見で議会活動、議員活動を進めていくことができるのです。市民の側に立つのが議員であります。市民の側に寄り添ってこそその議会ではないでしょうか。議員各位には、今日は後のない今任期最後の本会議です。採

択にしる、不採択にしる、ぜひ、態度を明白にしてください。これまでのように、継続審査ではその送り先がないのです。

陳情第1号のように、私の議員期間である3期12年をともにした案件があります。ある意味、仲間意識のようなものを感じ取る陳情案件ではありますが、私自身は、今任期を限りに身を引きますが、仮にこの案件が廃案になったとしても、次の任期の議会においても第1号案件として頑張り抜くようエールを送りたい気持ちであります。

少し長くなりましたが、継続審査中の各案件の採択を求めての討論を終わりますが、文字どおり、最後の討論であります。この間、議員各位から寄せられた友情、そして、理事者の皆さんからいただいた協力に感謝を申し上げます。

12年間、ありがとうございました。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第1号、第246号、第644号、第1143号、第1154号、第1167号及び第1173号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、学校適正配置等調査特別委員長の報告を求めます。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 19番、佐々木勝利議員。

（19番 佐々木勝利議員登壇）（拍手）

○19番（佐々木勝利議員） 学校適正配置等調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

昨年12月17日の花園、量徳、潮見台小学校のPTA役員との懇談会では、同時期の統合に反対する意見を持つ若竹小学校PTAの出席がないまま学校統合協議会設置に向けた話し合いが行われ、2月には量徳、潮見台両小学校の1回目の協議会が開催されたとのことである。今後、校名、校歌、校章をどうするかという協議が進むことになるが、途中で若竹小学校が合流した時点で話し合いがまた振り出しに戻るといった懸念はないのか。

若竹小学校の保護者がまだ統合を認めていないとしても、話し合いに参加して意見を述べることは可能であり、早い段階から協議会に参加するよう繰り返し働きかけてほしいと思うがどうか。

南小樽地区では、量徳小学校と花園小学校、潮見台小学校双方との統合に向けた協議会がそれぞれ発足し、児童の保護者など学校関係者が委員に選ばれたとのことである。しかし、ここに各校の同窓会は含まれておらず、校名案をはじめとする統合校の学校の姿については、これらの委員だけで決めることなく、伝統を受け継ぎ、地域で学校を支える多くの卒業生の考えも反映させるべきではないのか。

小学校の名称については、これまでほとんどが町名を採用していたが、統合後の名称に地域との関連性を持たせるといった市教委としてのスタンスはあるのか。

本来、校名は地域の歴史などを十分加味して検討すべきものであり、協議会の示す校名案が多くの市民の納得が得られるものとなるよう、市教委は責任を持って命名してほしいと思うがどうか。

若竹小学校保護者との懇談会において、市教委は、子供の通学路の安全確保など、保護者からの要望に対応が可能であれば、平成24年4月に量徳、潮見台両小学校と同時に統合することとし、それが難しい場合には、25年4月という選択肢も示しているとのことであるが、若竹小学校の保護者がどちらを選択しようとしているのか、動きを把握しているのか。

保護者の中には、議会に早く方向性を示すように言われていることを持ち出して、結論を急がせる市教委の姿勢に抵抗感を持つ者もいると聞くことから、今後の懇談会においては、当特別委員会でさまざまな意見が出ている議論経過をきちんと説明し、保護者や子供の思いに配慮して十分な話し合いをしてほしいと思うがどうか。

量徳小学校と潮見台小学校が平成24年4月の統合に向けて協議を進める一方、同じブロックである若竹小学校の保護者には、保護者からの要望に対応するための期間をとって、その1年後に統合する案を示したとのことであるが、24年4月までに解決できない要望を1年延ばしたとしても解決できるとは考えにくいのではないかと。

量徳小学校と潮見台小学校の統合後は、各学年1クラスで、翌年、若竹小学校が加わると2クラスになることが見込まれており、子供にとって大きな環境変化が続くことになる。早く環境になじんでほしいという保護者の願いにこたえるためにも、3校が同時に統合することが望ましいと思うがどうか。

市教委は、学校再編に当たり、指定校の変更を承認するなど弾力的な対応を行う考えであることから、再編後の統合校の姿を把握するため、量徳小学校の保護者を対象に、指定校である花園小学校と潮見台小学校のどちらへの通学を希望するかの意向調査を行い、対象児童95人のうち83人から回答を得たとのことである。残る未回答者12人については、どちらの学校を希望しても学級数には影響しないことを理由として、特に再調査を行わない考えなのか。

このアンケート結果を十分踏まえ、両校の通学路の安全対策を図るとともに、児童・生徒の環境変化に対する心のケアにも特段の配慮を望むがどうか。

前回修正された再編計画の推進フローによると、平成22年8月からは、単独の学校又はグループ別の懇談会を開催するとしているが、手宮・高島地区においては、各学校の保護者との懇談会の後、いきなり地区5校のPTA役員との懇談会が行われたのはなぜか。

グループ別の懇談会は、具体的な統合の組合せなど学校再現の根幹にかかわることを話し合う重要な場であることから、先に5校の保護者や地域との話し合いを進めるべきであって、PTA役員との話し合いが先行したことで、地域やOB、議会の意見を取り入れる機会を失うことになると思うがどうか。

市教委は、PTA役員との話し合いにおいて決定するものではなく、今後は、保護者や地域全体に呼びかけて、懇談会を開催する考えというが、それでは二重に会を開くことになることから、前期計画を8年で進めようとしている中で、今後のスケジュールに影響を来すことはないのか。

市教委は、手宮西小学校を中学校に改築し、手宮小学校に小学校を新築してそれぞれを統合校とする再編案を示しているが、保護者の中には小・中学校の位置を逆にすべきとの意見もある。これは、手宮西小学校の改築が不要となり、その分の費用でスクールバスを運行し、通学路の危険箇所の問題がクリアできるなどのメリットが感じられることから出されたもので、保護者の中には再編案をあいまいに理解している方もいると思われることから、根拠をしっかりと示して説明すべきではないか。

学校再編では、必然的に通学距離が長くなり、通学路の安全確保は最大の課題となるが、スクールバスの導入など、地区ごとに対応に差があれば不公平感が生じることから、再編統合に向けた動きが先行して

いる地域を先例として一定の基準をつくる必要があると思うがどうか。

資料「地区別実施計画づくりに向けた懇談会等の概要」について、懇談内容を評価する表現には、理解と了解など、言い回しが微妙に異なる箇所があるが、これらの表現の違いにはどのような意味があるのか。

量徳小学校PTA再編プランに関する委員会との意見交換において、要望があった新市立病院駐車場予定地への公園スペースの確保は困難である旨の説明を行ったとあるが、これに対する反応は記述されていない。これは、後段の商工会館の跡地を街区公園として整備する旨申し上げ、了解をいただいたとの記述で、前段を含めて了解を得たととらえてよいか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第260号につきましては、採決の結果、賛成多数により継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） これより、討論に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

○22番（北野義紀議員） 日本共産党を代表し、陳情第260号小樽市豊倉小学校の存続方については、願意妥当につき、採択を求める討論を行います。

最初は、少人数学級は時代の流れだということです。国会での新年度予算案が成立すれば、小学校1年生で35人以下学級が始まります。国の制度としては、小学校1年生だけとはいえ、1980年に45人から40人以下学級としてスタートして以来、30年ぶりのことになります。地域の運動や自治体での取組、教育関係者の努力がこの少人数学級の前進をつくり出しています。

二つ目に、なぜ、少人数学級が必要かということです。理由は、1学級の人数が少なくなれば、教員が指導する子供の人数が当然少なくなり、行き届いた教育が行われるからです。今日の日本の社会のさまざまなゆがみを反映して、教育現場は複雑です。学級、学校にはさまざまな能力や家庭環境の子供が集まり、また、いじめ、不登校、校内暴力、中退、発達障害、学力・学習意欲の低下、教職員の多忙や健康破壊、臨時教員の多用など困難な問題を抱えています。こういう中であるだけに、教育に携わる方々には困難が伴います。しかし、こういうときだからこそ、教育の目的は何か、原点に立ち返って考え、学校再編に取り組まなければなりません。

言うまでもなく、教育の目的は、憲法が定める教育を受ける権利の保障、教育基本法が定める人格の完成、子供の権利条約の定める子供の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力を最大限度まで発展させるなど、大変重要で責任の重い仕事です。それだけに、教育の目的を実現するには、一人一人の子供が大切にされ、丁寧な学習指導や生活指導が受けられ、友達同士で話し合い、考え合いながら楽しく学び、成長できるような教育条件の整備が必要です。少人数学級は、その一番の基礎であり、その保障は国や自治体の重要な責任です。

現に、文部科学省の資料によっても、日本の保護者が望む学級規模は、30人以下が8割にも上ります。また、日本教育学会プロジェクトの研究では、学級規模の標準は20人程度とされています。さらに、外国の研究でも、文部科学省の白書に載っていますが、主要国では20人から30人学級が普通です。これだけの事実を見るだけでも、少人数学級は時の流れであることは明らかです。

それにもかかわらず、小樽市教育委員会は、学校再編プランの中に、小規模校はもとより、小規模特認校さえ位置づけようとはしていません。一方では、地区別懇談会で、豊倉小学校、張碓小学校の関係者から小規模特認校の要望があったことを認めています。問題なのは、この要望があったことを紹介すること

をもって、小樽市教育委員会が小規模特認校を、近い将来、認めるかのようなそぶりを見せていることは看過できません。

学校再編の作業が、前期計画の統合校の組合せ、統合の時期という再編の根幹にかかわる協議に入りつつあります。ここまで来ても、小規模特認校について態度を明らかにしないということは、これを認めないということです。そうでないと言うなら、豊倉小学校や張碓小学校は再編計画の後期計画に位置づけられているので、その具体化のときに小規模特認校として残す、こういうことぐらいは明らかにすべきです。

この点でも、議会として、陳情第260号豊倉小学校の存続方については採択し、教育委員会に決断を迫るべきです。我々の任期もこれで終わりであるにもかかわらず、ほかの議員の方々には、またも陳情を継続審査として今限りで流してしまうことは許されません。全会一致で採択することを求め、討論といたします。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第2「意見書案第1号ないし第10号」を一括議題といたします。

意見書案第6号ないし第10号につきましては、提案理由の説明を省略し、意見書案第1号ないし第5号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 7番、菊地葉子議員。

（7番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

○7番（菊地葉子議員） 提出者を代表して、意見書案第1号ないし第5号について提案説明を行います。

意見書案第1号消費税増税に反対する意見書案です。

まず、何よりも所得減による生活苦に国民はあえいでいます。そうした中での増税は、地域経済の疲弊をさらに拡大し、生活を破壊することにつながります。現在でも、消費税分を価格に転嫁できず、身銭を切って支払っている中小企業とは逆に、3兆円もの消費税還付を受けている大手輸出企業の実態があります。社会保障の財源は、雇用と中小企業を守るルールを確立しつつ経済を立て直すこと、大企業の法人税減税、証券優遇税制の存続、軍事費に聖域なきメスを入れることで生み出すべきです。

意見書案第2号新たな高齢者医療制度に関する意見書案です。

高齢者医療制度改革会議の高齢者のための新たな医療制度についての最終取りまとめを受けて国が国会上程を検討中の制度は、国民の多くが願う後期高齢者医療制度の廃止に背を向け、年齢による差別を広げ、低所得者の軽減策の段階的解消など、加入者負担増を押しつけるものになっています。今、国保料の滞納世帯は加入世帯の2割を超え、医者にかかることが遅れて、死に至った人が全国で71名に上るとの全日本民主医療機関連合会の調査報告もあります。この民医連の調査対象は、全国の医療シェアの1パーセントにすぎず、実際はこの100倍になるだろうとも言われています。今、急いでなすべきことは、全国知事会、全国市町村長会など地方六団体も求めている国庫負担の増額を実施し、高すぎる国保料の引下げで高齢者、自治体の負担を軽減し、安心して医療を受けられる制度にすることです。

意見書案第3号生活保護行政の改善を求める意見書案です。

昨年の1年間を見ても、月を追うごとに生活保護受給件数はその数を更新しています。世帯類型別では、失業した場合を含むその他の世帯の増加が最も多く、不況の影響で雇用状況が改善されていないことが大

きな要因となっています。こうした保護世帯、生活保護者の増加に合わせ、ケースワーカー不足は深刻です。昨年は、道南市長会がケースワーカー増員を国に求めることを決めました。雇用状況を改善することとあわせ、生活保護世帯の自立への支援を的確なものにするため、ケースワーカーの増員と生活保護費にかかわる自治体負担の軽減が求められます。

意見書案第4号地域医療存続のための医師確保に関する意見書案です。

医師不足による地域医療崩壊の危機的状況をもたらしたものは、長年の医師数抑制政策と、診療報酬の総額削減、公立病院の統廃合などの構造改革がその大きな要因です。さらには、新医師臨床研修制度により医師の地域偏在が進み、地方で勤務する医師の不足は深刻であり、地方の努力も限界の域に達しており、国における支援が求められています。

意見書案第5号容器包装リサイクル法を見直し、発生抑制と再使用を促進するための仕組みの検討を求める意見書案です。

自治体と住民の努力でごみの分別収集が進み、リサイクル率は大幅に改善されてきました。しかし、ごみの総量は減っていないのが現状です。その大きな要因が、発生抑制に効果的な手が打たれていないことです。地球温暖化防止は、資源のむだ遣いによる環境負荷を減らすことで大きな効果が期待できるものです。国の責任として、発生抑制と再使用促進の仕組みづくりの対策が急がれます。

以上、提案といたします。（拍手）

○議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 14番、濱本進議員。

（14番 濱本 進議員登壇）（拍手）

○14番（濱本 進議員） 自由民主党を代表して、意見書案第5号については反対を主張して、討論を行います。

この意見書案は、先ほど採択された陳情第1184号を踏まえて提出されたものです。

我が会派としては、陳情第1184号の基本的な考え方には賛同しますが、この陳情が求める意見書案の作成にはさらなる調査研究が必要であると考え、先ほど陳情第1184号の討論においては継続審査を主張いたしました。否決されました。

我が会派としては、今回提出された意見書案第5号の内容は十分に事前の精査が行われていないと認識しており、残念ながら、小樽市議会が責任を持って可決する意見書案ではないと言わざるを得ません。

よって、我が会派は、意見書案第5号に反対を主張して、討論といたします。（拍手）

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 8番、中島麗子議員。

（8番 中島麗子議員登壇）（拍手）

○8番（中島麗子議員） 日本共産党を代表して、意見書案第1号ないし第5号について賛成の討論をします。

意見書案第1号は、消費税増税に反対するものです。

菅首相は、今通常国会冒頭の施政方針演説で、6月までに、社会保障の全体像とともに、必要な財源を確保するための消費税を含む抜本改悪の基本方針を示すと述べています。さらに、自民党が、2011年度までの消費税増税法案成立を規定した附則第140条に基づいて、今秋、臨時国会への消費税増税提出を迫ったのに対し、第140条を尊重すると応じました。一方、菅政権は、格差是正、所得配分機能の強化を掲げたにもかかわらず、大企業優遇の法人税を5パーセント引き下げ、富裕層に巨額の減税となる証券優遇税

制を温存するなど、全くの看板倒れです。

第1に、消費税は、消費額に応じて課税されるため、収入のほとんどを消費に回さざるを得ない低所得者ほど、収入に対する負担率が重くなることです。反対に、高額所得者は軽くなります。また、大企業は、仕入れの際に払った消費税や税務署に納めた消費税を販売価格に上乗せして消費者に転嫁してしまうため、一円もみずからの負担にはなりません、中小企業は販売価格に上乗せできず、身銭を切るという事態も起きます。このように、消費税は格差と貧困を拡大する税金です。

第2には、消費税に財政再建を頼ったら、財政再建それ自体も危うくなります。日本の借金増は、この20年間にわたって経済が成長していないためです。借金の絶対額なら、日本よりイギリスやフランスのほうが急激に増えていますが、経済も成長しているため、対GDPで見た場合の借金はそれほど大きくなっていないのです。日本経済が成長しない大きな原因は、大企業はもうけても家計は潤わず、消費も伸びないということにあります。消費税を増税したら家計はますます苦しくなり、一層、消費が冷え込み、景気が落ち込み、財政危機はますます深刻になります。

消費税増税に最も熱心なのは財界で、本音は法人税の財源づくりです。財政が大変だと言いながら、法人税率の引下げ、証券優遇税制で2兆円も税収の大穴をあけ、その財源を消費税増税で賄うのは間違いです。1989年に消費税が導入されてから、2011年度で国民から集めた消費税累計は238兆円、この間、法人税は何度も引き下げられ、景気悪化の影響を含めた法人税収の落ち込みは地方税分を含めて223兆円になります。

財政危機を打開し、社会保障などの財源を確保するためには、1、大企業の内部留保244兆円を経済に還流させ、賃上げなどを行い、家計を温めて景気をよくすること、2、大企業や大資産家への優遇税制を改め、税収を増やすこと、3、4兆7,752億円に上る軍事費と、中小企業予算より多い米軍への思いやり予算をやめること、むだな大型公共事業などの歳出をやめることです。景気が回復すれば10兆円を超える税収が増え、優遇税制や歳出の浪費削減で15兆円余りの財源確保が可能です。経済が成長すれば、対GDP比で見た借金は減り始め、消費税に頼らなくても財政危機を打開することは可能で、社会保障削減から拡充に転換する財源を生み出す土台である暮らしと経済を立て直すことこそ求められます。

意見書案第2号は、新たな高齢者医療制度に関する意見書です。

国保料が高すぎて払えずに、無保険に陥り、医者にも行けず病状が悪化して死亡、正規の保険証を持っていても窓口負担が払えずに受診が遅れて死亡など、経済的な理由によって医者にかかれなかったり、受診が遅れて死亡に至る悲惨な事例が増え続けています。1961年の国民皆保険制度のスタートから50年、高すぎる保険料と重い窓口負担が国民の命と健康を守る制度の根幹を掘り崩しています。

全日本民主医療機関連合会の昨年1年間の調査によると、生活が困窮して受診が遅れ、死亡したと見られる事例が71件に上りました。加入している1,768の医療機関の調査結果です。2005年にこの調査を開始して以来、こうした死亡事例の報告は年々増えています。特に、国保や協会けんぽ、後期高齢者の正規保険証を持っているにもかかわらず、窓口負担への不安から受診が遅れ、死亡した事例は、昨年と比べて10件から29件に3倍に増えています。これは、社会保障としての医療が多くの国民の命を守れなくなっている深刻な現実が進んでいることを示しています。

報告事例は氷山の一角にすぎず、全国に深刻な事態が広がっていると思われます。昨年9月から11月にかけて、北海道社会保障推進協議会が道内自治体の国保の調査をしています。平成12年度から21年度までの10年間で見ると、75パーセントの自治体で加入者の平均所得が下がっているのに、1人当たり保険料は76パーセントの自治体で上がっています。減らし続けてきた国庫負担を引き上げて、払える保険料に引き下げることが急がれます。全国では国保料の引下げをする自治体が出ていますが、国の責任で保険料負担

の軽減を図るべきです。

政府は、2018年度を目標に、国保を都道府県単位の運営にする方針ですが、そうなると、保険料の賦課や徴収業務は市町村が行い、法定外繰入れは認めません。一般会計からの法定外繰入れは全道を33市合計で約93億5,300万円で、1人当たり繰入額は約1万1,000円ですが、この繰入れ分がすべてカットされますから保険料は大幅値上げになります。協会けんぽ北海道支部の保険料の所得割は9.6パーセントで全国最高ですが、協会けんぽの一元化により、上限額が段階的に引上げになります。市町村独自に実施してきた保険料や一部負担金の減免・軽減制度は廃止され、全道単一化で収納率向上や滞納強化が強まります。何よりも、住民や市町村の声が反映されにくくなるなどの問題があります。

2013年度から、70歳から74歳の前期高齢者の窓口負担を1割から2割に引き上げる提案については、反対の声が広がっています。全国保険医団体連合会は、昨年10月26日、受療権を侵害する70歳から74歳の窓口負担を1割から2割に引き上げる厚生労働省方針は撤回をとの声明を発表しています。北海道保険医会は、昨年11月11日、70歳から74歳の窓口負担を引き上げる厚生労働省方針に断固反対し、即時撤回を求めると抗議文を細川律夫大臣に送りました。これ以上の負担増は、高齢者の健康と命に大きな影響を与えると心配しており、G7の中で窓口負担が原則無料でない国は日本とアメリカだけであると述べ、長引く不況の中で、医療給付と保険料を連動させて全世帯に負担増を強いることは、さらに受診抑制を増大させるため、断じて許せないとしています。新たな高齢者医療制度のための国保の広域化はやめて、国庫負担増額による保険料引下げを強く求めます。

意見書案第3号は、生活保護行政の改善を求める意見書です。

2009年度の生活保護費は、受給世帯の増加を反映して、初めて3兆円を超え、受給世帯は過去最高の141万世帯でした。その後、2010年10月には141万7,820世帯になり、生活保護を受けた実人数は196万4,208人、最多更新を続けています。受給世帯は、2008年のリーマンショックを契機に、派遣切りや非正規労働者の解雇などによる失業者が大量に発生し、若年世代が急増しています。

この中で、政令指定都市の市長で構成する指定都市市長会は、昨年10月、国に社会保障制度全般のあり方を含めた生活保護制度の抜本的見直しを提案しています。急増している稼働年齢層に対して、強力な就労支援を導入し、期間を区切った保護適用や医療扶助に対する自己負担の導入などを提言しています。この提言に対しては、生活保護問題対策全国会議など12団体が、やっと生活保護による救済が始まった失業者やワーキングプアを生活保護から排除することになるなど、提言の撤回を求める反対意見が上がりました。このような関係者からの批判があるにもかかわらず、政府は、指定都市市長会の提言を受け、稼働能力のある生活保護受給者の急増や、生活保護受給者を利用した不正事件の頻発等に対する対策を検討し、生活保護法を改正する方針です。失業や貧困が政治と社会の大問題となる中で、最後のセーフティネットである生活保護制度の空洞化は許されません。

生活保護世帯数の増加に伴って、地方自治体の負担も増加しています。ケースワーカーの配置基準は80対1ですが、保護世帯の増加で、本市においても対象を考慮して一部100対1の配置にせざるを得ない事態が起きています。人員配置を増加させないと、保護申請の受付業務や十分な就労指導に影響が出てきます。1984年以前は、国庫負担割合は80パーセントでした。保護世帯の急増に適切な対応をするために、人件費も含めて全額国庫負担にすべきです。

生活扶助基準の引上げも急務です。昨年の猛暑で、低所得者、生活保護世帯の熱中症対策が問題になりました。2004年度から廃止された高齢加算の取消しを求めて、全国9か所で生存権裁判が行われています。当時、生活保護の老齢加算を廃止するよう提言した生活保護制度のあり方に関する専門委員会で委員長を務めた岩田正美日本女子大学教授が意見書を提出しています。意見書は、2009年5月に東京高裁に提出さ

れたもので、岩田氏は、老齢加算の廃止は保護基準の是正とセットで提案したもので、政府は加算廃止だけを先行させ、是正はいまだに行われていない、委員長の立場としては甚だ不本意と述べています。東京高裁は、2010年5月、意見書の内容を採用せず、原告敗訴としました。しかし、福岡高裁では、国が保護基準を是正するなど代替措置の検討も実施せず老齢加算を廃止したことを違法としました。現在、東京、福岡の訴訟は最高裁でそれぞれ審理されており、その結果が注目されます。

憲法第25条に基づいて、健康で文化的な最低限の生活を保障するための見直しが必要です。高齢者や母子世帯にとっては、加算は上乘せではなく、加算があって生活が成り立っているのです。昨年、母子加算は復活しました。老齢加算もまた復活すべきです。

意見書案第4号は、地域医療存続のための医師確保に関する意見書です。

地方でも都市でも、医師不足が重大な社会問題になっています。この要因にはさまざまなものがありますが、大もとには、自民・公明政権時代による社会保障切捨て政治があります。医療費適正化と言って医師数を抑制し続け、日本を世界で最も異常な医師不足の国にしました。今、深刻な医師不足に対する対策を求めるのは切実な国民の願いです。

意見書にある、医師不足地域での数年間の勤務義務など、医師派遣体制を構築する法的措置を講じるという点ですが、これは、政府が責任を持って行うということであり、参加する医師の人権を侵害することになると懸念するべきものでしょうか。私も、27年間、民間の医療機関に勤務してきましたが、地方診療所を抱えているため、医師配置は大変でした。そのとき、医師集団は、新卒医師を中心に、2年間、地方市勤務をし、その後、専門を2年間勉強する、にこにこ路線と言って医師体制をつくっていました。大学などでも、今は、地方の医師不足にこたえて医師派遣をせざるを得ない事態です。それぞれの地域や大学に任せることにとどまらず、国として対策が求められるのは当然ではないでしょうか。このとき、個々に参加する医師自身も、医師に期待される社会的役割にこたえていくことを了解して参加することになると思います。

このような意見書こそ、全会派、全議員の賛成で上げていくべきではないかと思われま。

意見書案第5号容器包装リサイクル法を見直し、発生抑制と再使用を促進するための仕組みの検討を求める意見書です。

平成22年第4回定例会に提出され、厚生常任委員会に付託されましたが、我が党以外の皆さんは継続を主張し、今回、改めて文言を一部修正して採択の方向になりました。自民党は、サーマルリサイクルの盛り込みを求めており、厚生常任委員会でも、プラスチックの埋立てを見直し、焼却による熱量確保を有効に使うべきだと質問しています。

環境省は、2005年5月に、最終処分場の逼迫、ダイオキシン類の有害物質の発生抑制可能な焼却施設の性能や安全性が確保されてきたなどと、全国的にプラスチックごみを可燃ごみと統一して収集、処理していくと方針転換をしています。しかし、国が決めた廃プラスチック処理に関する基本的方針は、あくまでも発生抑制が第一であり、次に再生利用の推進、その後に残ったものについては、埋立てではなく、サーマルリサイクルとしており、いきなり熱回収することを奨励しているわけではありません。

東京23区では、既に約半数の区が廃プラスチックを分別することなくすべて焼却炉で燃やしています。この背景には、燃やすごみが足りない状態があります。東京23区清掃一部事務組合管理の焼却炉規模は、1日1万3,300トンに対して、1日に出される可燃ごみは7,600トンで、常に燃やすごみが足りない状態にあるのです。世田谷区の家ごみの組成調査では、埋立ての不燃ごみの57.9パーセントが容器包装リサイクル法の対象品目でした。ごみの分別・リサイクルを進めると埋立てごみを半分減らせるわけです。分別収集をやめたある区の住民は、ごみの分別収集をやめたら、資源になるものまで一緒に出されて、ごみ置

き場のごみが増えたと声が出ています。廃プラスチックを燃やすことは、分別を後退させることにもなっていることは問題です。

また、廃プラスチック焼却により、塩ビ類の燃焼でダイオキシン発生が増加する問題があります。今は、塩ビ類は排除されて問題ないという意見がありますが、現在でも塩ビ製品の製造、使用は野放しで、企業の廃棄物処理責任は問われません。そのため、塩ビ使用の表示が義務づけられていず、分別ができません。

昨年10月、小樽市のプラ類を製品化している三笠市のエコパーク三笠工場を見学してきました。ダイオキシン対策として、塩ビ類が含まれているプラスチックだけを取り出す機械が設置されて、高熱処理に入れないように分けていました。説明では、この作業が一番大変だということでした。廃プラスチックを大量に燃やせば、温度が上がることで焼却炉の傷みを加速させることになり、CO₂を増加させ、地球温暖化の問題もあります。サーマルリサイクルは慎重に対応すべきだと考えます。

容器包装リサイクル法については、市民団体や全国市長会からたくさんの意見が出ています。発生抑制、再生を最優先させた3R原則を基本にして、自治体の資源化費用の軽減を図り、事業者が最終処理まで責任を負う仕組みを法律に明記させることが求められます。

以上、全会派、全議員の賛同を訴えて、討論とします。（拍手）

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 17番、斎藤博行議員。

（17番 斎藤博行議員登壇）（拍手）

○17番（斎藤博行議員） 民主党・市民連合を代表して、意見書案第5号に賛成の討論を行います。

最初に、厚生常任委員会での議論経過について、若干説明する必要があると思います。

昨年12月の第4回定例会に、陳情第1184号が付託されました。陳情の趣旨は、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書を国に提出してほしいというものであります。

昨年12月の厚生常任委員会では、陳情趣旨説明も受けましたが、小樽市議会としての意見書をまとめるには時間が足りないとの判断から、継続審査の扱いとなりました。その後、今回の平成23年第1回定例会の厚生常任委員会に向け、意見書をまとめる協議が重ねられてきました。

しかし、最終的には、陳情趣旨には基本的に賛成しつつも、文案づくりの段階で自由民主党との意見が合わず、特に、小樽の焼却場でプラスチックを燃やすことにつながりかねないサーマルリサイクルの問題については、現に稼働している焼却場を持っている小樽市議会の意見書としては、焼却場建設に至る地元との協議経過等を考え、慎重に扱うべきとの考えに達し、一致点を見出すことは困難と判断し、公明党、共産党、平成会、そして民主党・市民連合の賛成多数で、お手元の意見書を踏まえて陳情が採択されたところであります。

次に、意見書についてですが、1995年につくられた容器包装リサイクル法は、家庭ごみの6割を占めた容器包装ごみのリサイクルを促進するためにつくられました。この法律により、消費者は分別排出、自治体は分別収集と選別、保管、そして、容器包装を使ったり、つくったりする事業者は再商品化するというそれぞれの役割が定められました。

しかし、その後の推移を見ますと、小さなペットボトルの増加に見られるように、ごみは減らず、逆に回収、保管などのリユースに必要な経費はメーカーが負担することになるリユース瓶が大幅に店頭から消えていきました。事態は、法律が期待した方向には進んでいません。

平成22年6月の全国市長会の決議、提案事項や、平成22年7月の全国都市清掃会議の要望書は、こうした状況を踏まえ、改めて、容器包装廃棄物の発生抑制、再使用への取組の推進や、レジ袋についても、一

定の要件を満たす小売業者を対象に、広くレジ袋配布について有料化を含む実効性ある仕組みを義務づけるなどの法整備を求めています。

今回の意見書では、こうした経過や問題点を押さえ、全会一致を目指してつくったものでありますが、改めて読んでいただいても、自由民主党の基本的な考えと大差はないと思っております。ぜひ、全会一致での意見書案可決を重ねて訴えて、私の討論を終わります。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号について、採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第2号及び第3号について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第4号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、意見書案第5号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

この際、市長からごあいさつがございますので、御登壇願います。

（山田勝磨市長登壇）（拍手）

○市長（山田勝磨） ごあいさつの機会をいただきまして、大変ありがとうございました。

冒頭に、議長から、今回の震災についてのお話がありました。私からも、一言申し上げさせていただきます。

まず、今回の東北地方太平洋沖地震によりまして、大変多くの方が亡くられました。小樽市民を代表して、謹んで心から御冥福をお祈りしたいと思います。

一方、まだ多くの方が安否の確認がされておられません。また、孤立して救助を求めている方も大勢いらっしゃいます。どうか、一刻も早く救助されますように心から願っております。

また、避難所へ避難されております多くの被災者の皆さんに、心からお見舞いを申し上げます。

小樽市としましては、できる限りの支援を行っていきたいと思いますし、また、何といたっても被災地の一日も早い復興を願っております。

それでは、最後の議会となりましたので、一言、ごあいさつをさせていただきます。

私が市役所へ奉職をしたのは昭和35年4月であります。以来、約50年、ほぼ半世紀にわたりまして、生まれ育ったふるさと小樽のまちづくりに携わることができましたことは、今振り返ってみますと、この上もない幸せであり、また、私の誇りでもあります。特に、平成11年からは市長に就任させていただきまして、この3期12年間、住んでよし、訪れてよしと思えるまちづくりのために全力で取り組んでまいりました。

任期中は、バブル崩壊後のこの国の社会経済のさまざまなシステムや構造が大きく揺れ動いた激動の時期でもありました。小樽市でも、人口の減少、少子高齢化、地域経済の冷え込みと長引く景気の低迷など、小樽を取り巻く情勢は大変厳しく、そして難しいものがありました。多くの市民の皆さんからの叱咤激励をいただき、さらには、良好なパートナーシップの下で、互いに知恵を出し合い、そして、何とか多くの課題に対して、すべてではありませんけれども、それぞれ道筋をつけることができたものと思っております。

特に、就任当初から最重要課題として取り上げました財政の健全化、そして、市立病院の統合新築につきましては、この退任の時期に当たり、一定の方向づけができましたことは、私としましても、これまでの経緯を考えますときに、まことに感無量のものがございます。

そして、この間、議員の皆さんをはじめ、市民の皆さん、そして、職員の皆さんなど、たくさんの方々の支えがあつてここまで来られたものと思っております。これまでお寄せいただきました温かい御支援、御協力に対しまして心から感謝を申し上げます。

議員の皆さんには、間もなく任期満了となりますが、さらに意欲を持って次の選挙に決意を固めておられる方々におかれましては、精いっぱい選挙戦を戦いまして、引き続き、この議場で小樽市政発展のために御活躍されることを心からお祈り申し上げます。

また、今限りで勇退される議員の皆さんには、長い間、大変御苦労さまでございました。それぞれ在任年数の違いはありますが、市政の発展に御尽力されましたことに対しまして感謝と敬意を申し上げます。

どうか、これからも、お体に留意されまして、健康で充実した人生を送られますよう心から願ってやみません。

私も、もうあとわずかです。市長の職を去るわけではありますが、これからは、一市民として、この小樽のまちで小樽市政を熱く応援し続けたいと思っております。どうか、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後になりますが、愛するふるさと小樽の限りない発展と、市民の皆さんの御多幸を祈念申し上げまして、十分に意を尽くせませんが、一言申し上げまして、お礼のごあいさつをさせていただきます。

大変、どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（見楚谷登志） 閉会に先立ちまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

第1回定例会は、本日が最終日となり、また、私ども議員の任期もあと1か月余りとなりました。山田市政第3期になりますこの4年間を顧みますと、アメリカのサブプライムローン破綻によります世界同時不況に始まり、続いて、百年に一度と言われますリーマンショックが追い打ちをかけ、国際的にも国内的にも一貫して厳しい経済環境に置かれた4年間でありました。

小樽市におきましても、厳しい市政運営を余儀なくされましたが、このような国内外の状況下にあっても、財政再建に向け、たゆまぬ努力を続けられ、その結果、健全化計画を前倒しして累積赤字解消が確実な状況に至ったことは、市長を先頭とする理事者の皆さんが、的確な御判断の下、市政を執行された結果と、心から敬意を表する次第でございます。

しかしながら、市内経済の活性化や雇用の創出など、喫緊の課題はもとより、新市立病院の統合新築問題、小・中学校の学校規模・学校配置適正化問題、さらには丸井今井の跡地問題など、小樽の将来にかかわるさまざまな課題が山積しております。

間もなく市長及び市議会議員の選挙が行われますが、再挑戦される皆様におかれましては、御健闘を御期待申し上げますとともに、厳しい選挙を勝ち抜いて再びこの議場に戻られ、英知を集結してこれらの課題解決に向け努力をしていただき、小樽市の発展に御尽力をいただきますようお願いを申し上げます。

また、今期をもって勇退されます佐野副議長、大橋議員、井川議員、佐々木議員、古沢議員、大竹議員の皆様方におかれましては、長きにわたり、市民の負託にこたえるために全力を尽くされ、市政の推進に大きな役割を果たしてこられました。まことに御苦労さまでございます。

今後とも、健康に御留意をされ、充実した人生を送られますとともに、新たな立場から市政の発展のためにお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

そしてまた、菊地議員、佐藤議員におかれましては、これまで市政の推進に御尽力をいただきましたが、新しいステージにおきましても一層の御活躍をされますように念願をいたします。

厳しい選挙になりますが、御奮闘を期待申し上げます。

最後に、私ごとになりますが、私も、今限りで20年間の議員生活を辞することにいたしました。平成3年の統一地方選挙での初当選以来、5期20年にわたり、各界各層の多くの皆様より格別の御指導、御鞭撻を賜り、特に、今期4年間は、議長に推薦をいただき、この間、議員各位と、市長をはじめ、理事者の皆様からの励ましや御協力のおかげをもちまして、無事、今日を迎えることができました。重ねて厚く御礼を申し上げ、最後の議会に当たってのごあいさつといたします。

ありがとうございました。（拍手）

第1回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 5時13分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 見 楚 谷 登 志

議員 秋 元 智 憲

議員 古 沢 勝 則

○諸般の報告

○今定例会に提出された意見書案

○平成23年小樽市議会第1回定例会議決結果表

○陳情議決結果表

○諸般の報告（招集日印刷配布分）

- (1) 木野下智哉、前田清貴両監査委員から、平成22年11月～12月分の各会計例月出納検査について報告があった。
- (2) 平成22年第4回定例会で採択された陳情の処理経過及び結果について、平成23年2月21日に次のとおり報告があった。

陳情第1178号「新市立病院建設時における市内業者の参加方について」、陳情第1179号「新小樽市立病院建設時における市内法人の参加方について」、陳情第1180号「新小樽市立病院建設時における市内法人の参加方について」、陳情第1181号「新小樽病院建設時における地場産砕石の使用方について」及び陳情第1183号「新小樽市立病院建設時における市内法人の参加方について」につきましては、「設計施工の一体発注」か「設計と施工を分離して発注」するかの方針については、お示しした案に対する議会での御意見や、採択されました各団体からの陳情趣旨などを踏まえ、地元業者の参入機会をより多く確保できる「設計・施工分離発注」が適当と考えます。

また、今回導入を予定しております「医療施設耐震化臨時特例交付金」の交付条件であります平成23年度内の工事着工を実現するためには、実施設計は施工と切り離して随意契約により発注し、早期に業務を進めていく必要があるものと考えております。

これらのことから、発注形態につきましては、「設計・施工分離発注」とすることといたしました。

「設計・施工分離発注」した際における、建築、機械、電気工事の一括発注か分離発注かの発注方法や入札等の方式・参加者などにつきましては、実施設計の中で行われる建設工事費の積算業務に支障とならない時期までに決定してまいりたいと考えております。

なお、陳情者に対しましては、発注方法の詳細などが現時点で決定していないことから、連絡等はいたしておりません。

以 上

消費税増税に反対する意見書（案）

提出者 小樽市議会議員
同
同

菊 地 葉 子
新 谷 と し
古 沢 勝 則

菅首相は1月4日の年頭記者会見で、消費税を含む「税制改革」について早急に与野党協議を開始し、6月までに方向性を示したいと言明しました。首相は、社会保障費の財源として消費税を議論しなければならないことは「誰の目にも明らか」として「税と社会保障の一体改革」の政府案をまとめるとしています。

一方で、大企業への法人税減税、証券優遇税制の存続、軍事費には手をつけず、米軍への「思いやり予算」に関する特別協定で、5年間で1,900億円規模の税金の投入を約束しています。

こうしたやり方は、疲弊する地域経済と所得減にあえぐ国民生活の実態に逆行するものといわなければなりません。

民主党の2009年衆議院選挙戦の「消費税は4年間には上げない」とした選挙公約、「思いやり予算を見直す」とした鳩山首相（当時）の言明にも反しています。

大企業の内部留保は244兆円に達し、法人税減税で黒字の大企業に更に富を集中させ、消費税で国民の所得を減らす道は、国民の願いに背を向けるものです。

医療、介護、年金、障害者福祉、生活保護の各分野で国民に負担増や給付減を迫る政権の姿勢が国民の不安を拡大しています。

今、社会保障を削減から拡充に転換する財源を生み出す土台である暮らしと経済を立て直すことこそ切実に求められています。大企業は、消費税を全て価格に転嫁することで実質的に負担を免れています。大企業の過剰な内部留保と利益を、雇用と中小企業を守るルールの確立を通じて国民に還元する経済政策への転換と同時に、思い切って軍事費を削り、「思いやり予算」をやめ、大企業・大資産家減税をやめて応分の負担を求める財政・税制の抜本的改革にこそ踏み出すべきです。

よって、本市議会は、政府が、国民の所得と暮らしを直撃する消費税の増税を行わないよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年3月14日
小樽市議会

議決年月日	平成23年3月14日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

新たな高齢者医療制度に関する意見書（案）

提出者 小樽市議会議員
同
同

菊 地 葉 子
斎 藤 博 行
北 野 義 紀

国は、高齢者医療制度改革会議の「高齢者のための新たな医療制度等について（最終とりまとめ）」を受けて、法案の国会上程を検討しています。

「最終とりまとめ」では、後期高齢者医療制度の加入者1,200万人が市町村国保に加入しますが、財政運営は都道府県となり、今度は、国保の中で75歳以上を区切ることになります。

70歳から74歳までの患者負担割合が2割となり、低所得者の9割軽減、8.5割軽減、所得割5割軽減も段階的に解消するとしており、大幅な負担増となります。また、「支援金」を負担する協会けんぽを始め、全ての保険料が値上げになり、ほとんどの住民が負担増となります。

更に、2018年を目途に市町村国保を都道府県単位に広域化するとしています。今回の都道府県単位化は、新たな財政支援もなく、国の責任を都道府県に押しつけるものです。

国は、国庫負担を減らし続け、市町村国保の総収入に占める国庫負担金の割合が、1984年の49.8パーセントから2007年には25パーセントへと半減しています。

そのことが、今日の市町村国保の厳しい実態の原因になっています。国庫負担率をそのままにして都道府県単位化しても国保の改善にはつながりません。

法定外一般会計繰入れの解消などにより、保険料（税）の上昇は避けられません。また、市町村は、高い保険料（税）の収納が求められ、払えない滞納者からの取立て・差押えなども求められ、標準保険料を下回ると財政負担も生じます。

以上のように、新制度案は多くの問題があります。

国においては、高齢者や国民が「いつでも、どこでも、安心して医療が受けられる」制度になるよう、以下の事項について要望します。

記

- 1 国民健康保険への国庫負担を大幅に増やし、高すぎる保険料を引き下げること。
- 2 保険料（税）の上昇や住民サービスの低下につながる「国保広域化」の押しつけをやめること。
- 3 70歳から74歳までの患者負担割合の2割への引上げや低所得者の保険料軽減特例措置の段階的解消、「支援金」を負担する全ての保険料値上げなど、大幅な負担増を盛り込んだ新制度案に反対すること。
- 4 新たな高齢者医療制度では、国庫負担で高齢者や地方自治体の負担を軽減し、安心して受けられる医療制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年3月14日
小樽市議会

議決年月日	平成23年3月14日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

生活保護行政の改善を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	菊 地 葉 子
	同	斎 藤 博 行
	同	古 沢 勝 則
	同	北 野 義 紀

雇用情勢の深刻化に伴う「年越し派遣村」などの活動を契機に、生活保護の適用が全国に広がるなど、生活保護行政を巡る情勢は大きく変化してきています。それに伴い、生活保護の申請数は大幅に増加し、どの地方自治体でも業務が増大しています。

各市においては、国の配置基準さえ下回るケースワーカー人数の地方自治体が大多数であり、援助や困難な世帯が増加しているにも関わらず、就労支援や訪問調査などに十分な時間が取れなくなっています。

また、申請者及び受給者の増大に伴い、生活保護費などの地方自治体の財政負担も増大し、老齢加算の復活も切実になっています。生活保護制度は憲法第25条に基づく国民の生存権を保障するものであり、健康で文化的な生活をする権利を実現することは国の責任です。

よって、国におかれては、次の措置を講ぜられるよう強く要請します。

記

- 1 被保護世帯に対するケースワーカー配置基準数「80対1」を「60対1」とし、地方自治体に増員を促すこと。
- 2 国の生活保護費負担割合を「4分の3」から、人件費も含む全額国庫負担とし、交付税の抑制は行わないこと。
- 3 老齢加算の復活を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年3月14日
小樽市議会

議決年月日	平成23年3月14日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

地域医療存続のための医師確保に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	吹田友三郎
	同	菊地葉子
	同	斎藤博行
	同	成田晃司

医師不足の現状は、抜本的解決がなされないまま深刻な社会問題となっており、閉鎖に追い込まれる診療科や病院のみならず、地域医療が崩壊する危機的状況も生じています。

平成16年に始まった「新医師臨床研修制度」により、医師の地域偏在が進み、地方で勤務する医師の不足が深刻な状況になっており、医師不足から来る過酷な勤務状況であるとともに出張医勤務に多額な費用を要して病院経営が非常に困難な状況にあることから、早急な解消対策が求められています。

住民の安全と安心を確保するため、救急医療を始めとする地域医療体制の整備に当たり、何よりもまず安定した医師の確保が必要です。

以上のことから、地方の医師不足と医師の偏在を解消し、安心できる地域医療体制が存続できるよう、下記の施策を国において緊急に講ぜられることを求めます。

記

医師不足の解消や地域ごと・診療科ごとの医師偏在の是正を図るために、次の措置を講じること。

- 1 医師臨床研修において医師の技術修得はもとより「医は仁術」という医療の基本を修得することを期すこと。
- 2 医師不足地域での数年間の勤務義務など医師派遣体制を構築する法的措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 23 年 3 月 14 日
小樽市議会

議決年月日	平成23年3月14日	議決結果	可決	賛成多数
-------	------------	------	----	------

容器包装リサイクル法を見直し、発生抑制と再使用を促進するための仕組みの検討を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉 美 幸
	同	吹 田 友三郎
	同	菊 地 葉 子
	同	斎 藤 博 行

容器包装リサイクル法(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)は、1995年に容器包装ごみをリサイクルするために制定されました。その後、法附則第3条に基づいて、2006年に一部改正されたのですが、衆議院環境委員会で19項目、参議院環境委員会で11項目もの附帯決議が採択されたことに示されるなど、多くの課題を抱えたままの成立となりました。

このため、ごみ排出量は「高止まり」のまま、環境によいリユース容器が激減し、リサイクルに適さない塩素系容器包装がいまだに使われているのが実態です。

根本的な問題は、地方自治体が税金で容器包装を分別収集しているため、容器包装を選択する事業者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブ(誘因)が働かず、ごみを減らそうと努力している市民には、負担の在り方についての不公平感が高まっていることです。

今日、地球温暖化防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことが求められており、レジ袋などは、先進国だけでなく、アジアの国々でも、無償配布禁止の法制化や課税など国レベルの対策が取られています。

よって、小樽市議会は、我が国の一日も早い持続可能な社会への転換を図るため、政府及び国会に対し、以下のとおり、発生抑制と再使用を促進するための対策を進めることを強く求めます。

記

- 1 容器包装リサイクル法の役割分担を見直し、分別収集・選別保管の費用負担の在り方を検討すること。
- 2 リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)を促進するため、次のような様々な課題への対応を検討すること。
 - (1) レジ袋など使い捨て容器による発生を抑制し、リユース容器の普及を促すこと。
 - (2) 容器包装リサイクル法の対象範囲を拡大すること。
- 3 製品プラスチックのリサイクルを進める仕組みを検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年3月14日
小樽市議会

議決年月日	平成23年3月14日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	------------	------	-----	---------

道民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋 元 智 憲
	同	鈴 木 喜 明
	同	大 橋 一 弘
	同	林 下 孤 芳
	同	新 谷 と し

現代社会における住民の暮らしにとって、交通と運輸が果たしている役割は極めて重大であり、「衣食住」に並ぶほどの社会生活の基本要素といえます。広大な北海道において、その交通・運輸が安全・安心に営まれるように指導・監督するのが行政の役割です。

昨年 6 月 22 日、政府は「地域主権戦略大綱」を閣議決定し、国の出先機関について、原則廃止の方針を打ち出し、地方運輸局もその対象としています。

地方運輸局は、国土交通省の出先機関として、地方ブロックごとに設置されており、その出先として各県ごとの地方運輸支局と行政需要の顕著な場所に自動車検査登録事務所や海事事務所が設置され、地方における交通・運輸に関わる行政を行っています。

行政をどこが担うかを考えるとき、住民の安全・安心な暮らしにとってふさわしいのはどこなのかが重要な視点となります。大綱が示すように、住民にとって地方自治体が最も近い行政組織であることは当然ですが、地方自治体の区域を越えて移動する自動車、鉄道、船舶などを対象とする行政にあっては、地方自治体よりも国の方が効率的、効果的に担えるものと考えます。

そもそも、交通運輸行政は地方では担っていないことから国との二重行政とはなっておらず、国土交通省が唯一の交通運輸行政組織であり、住民の基本的な権利たる移動する権利を国の責任で保障するためには、中央の国土交通省と出先機関である地方運輸局が一体となって行政を実施することはもちろん、住民の安全・安心な交通と運輸を確保するためには、地方運輸局の充実こそ必要といえます。

つきましては、下記の事項の実現を要望します。

記

- 1 道民の安全・安心な交通運輸を支える行政は、国が責任を持って直接実施すること。
- 2 道民のための交通運輸行政を確立するために、国の出先機関である地方運輸局を充実すること。
- 3 広大な北海道の交通・運輸行政を充実するために、運輸支局を拡充すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 23 年 3 月 14 日
小樽市議会

議決年月日	平成 23 年 3 月 14 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------------	------	-----	---------

「子ども・子育て新システム」に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉 美 幸
	同	吹 田 友三郎
	同	菊 地 葉 子
	同	濱 本 進
	同	斎 藤 博 行

かつてない少子高齢化社会を迎えている中、子供・子育て施策の拡充は国、地方自治体共に喫緊の課題の一つです。

しかし、これまで政府において検討されてきた「子ども・子育て新システム」の制度設計の一部において、利用者補助方式、応益負担、利用者と事業者の間の公的保育契約制度の導入、規制緩和による多様な事業者の参入促進などが盛り込まれていることから、地方自治体の関与が希薄になり、全ての子供に質の高い保育や教育を保障するという理念の実現が困難になることも懸念されます。

子供の貧困や虐待問題など、子育ての困難さが広まっている現状において、将来を担うこととなる全ての子供の健やかな育ちを保障するためには国と地方自治体の公的責任が不可欠であり、「子ども・子育て新システム」においてもそれが堅持されるべきです。

よって、国会及び政府に対し、下記の事項について強く要望します。

記

- 1 子ども園（仮称）については、虐待対策や貧困対策などの福祉的機能を持たせ、全ての子供と保護者に対して公平な利用を保障する施設とするため、市町村の関与による契約方式や実効性のある応諾義務、応能負担、公定価格、参入と撤退についての社会的規制を組み込むこと。
- 2 地方自治体に対する確実な財源保障を行うことを前提として、施設基準や職員配置基準を大幅に引き上げるとともに、人材の確保、定着を図るため施設運営費の用途制限を維持し、人件費が確実に労働者に配分される仕組みとすること。
- 3 情報開示の義務化を前提とした協議の場を地方自治体にも設置することにより、独自事業も含めて地域の子供・子育て支援事業全体を評価・監督することが可能な仕組みとすること。
- 4 学童保育について、利用保障、市町村関与、最低基準の設定などの社会的規制の整備と財源の保障をもって、幼児期からの連続した質の高い保育環境を実現すること。
- 5 幼保一体化を含む「子ども・子育て新システム」については拙速な結論は避け、地方自治体、保育関係者等当事者の意見を考慮して慎重に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 23 年 3 月 14 日
小樽市議会

議決年月日	平成23年3月14日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

コメの戸別所得補償制度の見直しを求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	鈴木喜明
	同	大橋一弘
	同	高橋克幸
	同	林下孤芳
	同	新谷とし

農林水産省が昨年12月27日に発表した2010年産米の11月の相対取引価格は、全銘柄平均で60キロ当たり1万2,630円となり、新米が出回った9月から3か月連続で最安値を更新しました。前年比15パーセント減で2,246円も安く、底値が見えない米価下落に農業者は大きな不安を抱えています。

米価下落の大きな要因は、戸別所得補償制度そのものに米価下落誘発を制度として内包していることです。コメ農家が戸別所得補償のある分だけ業者から値下げを迫られているケースもあり、生産現場に混乱を招いています。

政府は、昨年末になりようやく集荷円滑化対策基金を活用した過剰米約14万トンを飼料米として処理し、主食用米の市場から18万トン買い上げ、隔離することを決めました。コメの所得対策と合わせ、米価を安定させる対策を講じる必要があります。今年度行ったコメの戸別所得補償制度モデル事業自体をしっかりと検証することなく本格実施を行えば、農業者に更なる不安と混乱を招くことになりかねません。

戸別所得補償制度は小規模農家支援を掲げながら、2011年度予算案で一転して規模拡大加算を打ち出すなど矛盾も見えてきました。しかも、2011年度からの農業戸別所得補償制度の本格実施予定を前に、鹿野道彦農林水産大臣は通常国会への関連法案提出を見送る方針を示し、これまで「法案を提出する」としてきた民主党政権の歴代農相答弁を覆しました。

政府は農業者の不安を取り除くためにも、安心して生産し、供給できる方向性をしっかり定めるべきであると考えます。よって、以下の点についてその実現を強く要望します。

記

- 1 2010年度のコメ戸別所得補償制度モデル事業を検証し、検証結果を早急に示すこと。
- 2 大幅な価格下落時に支払われる変動部分を全国一律から、地域ごとの再生産価格を補償するなどの柔軟な制度に改めること。
- 3 農業・農村の多面的機能を評価する直接支払制度を検討すること。
- 4 農村の生活環境の改善、農地の確保や基盤整備、必要な用水の確保や道路などインフラ整備を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年3月14日
小樽市議会

議決年月日	平成23年3月14日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

若者の雇用対策の更なる充実を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋 元 智 憲
	同	大 橋 一 弘
	同	林 下 孤 芳
	同	新 谷 と し
	同	大 竹 秀 文

今春卒業見込みの大学生の就職内定率は昨年12月1日時点で68.8パーセントにとどまり、調査を開始した1996年以降で最悪となりました。日本の将来を担うべき若者の人生にとって厳しい問題であり、経済・社会の活力低下という点から見ても大変憂慮すべき事態です。

景気低迷が長引く中、大企業が採用を絞り込んでいるにも関わらず、学生は大企業志向が高く、一方、採用意欲が高い中小企業には人材が集まらないといった、いわゆる雇用のミスマッチ（不適合）が就職内定率低下の要因の一つと考えられます。政府は、こうした事態を深刻に受け止め、今こそ若者の雇用対策を更に充実させるべきです。

特に、都市部で暮らす学生が地方の企業情報を求めても、地方に所在する多くの中小企業は資金的余裕がないなどの理由で事業内容や採用情報などを提供できておらず、都市と地方の雇用情報の格差が指摘されています。若者の雇用確保と地元企業の活性化のためにも地方自治体が行う中小企業と学生をつなぐ「マッチング事業」に積極的な支援が必要と考えます。

よって、政府におかれては、雇用ミスマッチの解消を始めとする若者の雇用対策を充実させるため、以下の項目を早急に決定・実施するよう強く求めます。

記

- 1 人材を求める地方の中小企業と学生をつなぐための「マッチング事業」を地方自治体が積極的に取り組めるよう支援すること。
- 2 都市と地方の就職活動費用の格差是正とともに、どこでも情報を収集できるよう就活ナビサイトの整備等を通じて地域雇用の情報格差を解消すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年3月14日
小樽市議会

議決年月日	平成23年3月14日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

公共交通機関のバリアフリー化の更なる推進を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	吹田友三郎
	同	菊地葉子
	同	山口保
	同	成田晃司

本格的な高齢社会を迎えたことで、高齢者が安心して生活を送りながら、社会・経済活動にも積極的に参加できる社会の構築がますます求められています。また、障害者が必要なサービスを楽しみながら、自立し、安心して暮らすためにも公共施設等のバリアフリー化が喫緊の課題です。

政府は、これまで平成18年制定の「バリアフリー新法」に基づき、1日の平均利用者数が5,000人以上の鉄道駅やバスターミナル等について、平成22年までに全てバリアフリー化することを目標に取り組を進めてきました。しかしながら、例えば鉄道駅のバリアフリー化の進捗率は約77パーセント（平成22年3月末現在）にとどまっています。

よって政府におかれては、新たな政府目標を定めた上で、政府、地方公共団体、事業者の連携強化を図りつつ、地域のニーズに対応した公共交通機関のバリアフリー化を更に推進するよう、以下の項目の実施を強く求めます。

記

- 1 新たな政府目標を早急に定め、地方公共団体、事業者の理解を得るよう周知徹底に努めること。
- 2 市町村によるバリアフリー基本構想の作成が更に進むよう、未作成地域を中心に、実効性のあるよりきめ細かい啓発活動を行うこと。
- 3 地方公共団体の財政状況に配慮し、補助等の支援措置を充実すること。
- 4 特に、鉄道駅のホームにおける転落防止効果が期待されるホームドア（可動式ホーム柵）設置に関する補助を充実すること。
- 5 身体障害者や要介護者など移動制約者の福祉輸送ニーズに対応した福祉タクシーやノンステップバスの普及に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 23 年 3 月 14 日
小樽市議会

議決年月日	平成23年3月14日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

平成23年小樽市議会第1回定例会議決結果表

○会期 平成23年2月23日～平成23年3月14日(20日間)

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
1	平成23年度小樽市一般会計予算	H23.2.23	市長	H23.3.2	予算	H23.3.8	可決	H23.3.14	可決
第1号修正案	平成23年度小樽市一般会計予算に対する修正案	H23.3.14	議員	—	(予算)	(H23.3.8)	(否決)	H23.3.14	否決
2	平成23年度小樽市港湾整備事業特別会計予算	H23.2.23	市長	H23.3.2	予算	H23.3.8	可決	H23.3.14	可決
3	平成23年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算	H23.2.23	市長	H23.3.2	予算	H23.3.8	可決	H23.3.14	可決
4	平成23年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算	H23.2.23	市長	H23.3.2	予算	H23.3.8	可決	H23.3.14	可決
5	平成23年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算	H23.2.23	市長	H23.3.2	予算	H23.3.8	可決	H23.3.14	可決
6	平成23年度小樽市土地取得事業特別会計予算	H23.2.23	市長	H23.3.2	予算	H23.3.8	可決	H23.3.14	可決
7	平成23年度小樽市住宅事業特別会計予算	H23.2.23	市長	H23.3.2	予算	H23.3.8	可決	H23.3.14	可決
8	平成23年度小樽市簡易水道事業特別会計予算	H23.2.23	市長	H23.3.2	予算	H23.3.8	可決	H23.3.14	可決
9	平成23年度小樽市介護保険事業特別会計予算	H23.2.23	市長	H23.3.2	予算	H23.3.8	可決	H23.3.14	可決
10	平成23年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計予算	H23.2.23	市長	H23.3.2	予算	H23.3.8	可決	H23.3.14	可決
11	平成23年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算	H23.2.23	市長	H23.3.2	予算	H23.3.8	可決	H23.3.14	可決
12	平成23年度小樽市病院事業会計予算	H23.2.23	市長	H23.3.2	予算	H23.3.8	可決	H23.3.14	可決
13	平成23年度小樽市水道事業会計予算	H23.2.23	市長	H23.3.2	予算	H23.3.8	可決	H23.3.14	可決
14	平成23年度小樽市下水道事業会計予算	H23.2.23	市長	H23.3.2	予算	H23.3.8	可決	H23.3.14	可決
15	平成23年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算	H23.2.23	市長	H23.3.2	予算	H23.3.8	可決	H23.3.14	可決
16	平成22年度小樽市一般会計補正予算	H23.2.23	市長	—	—	—	—	H23.2.23	可決
17	平成22年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計補正予算	H23.2.23	市長	—	—	—	—	H23.2.23	可決
18	平成22年度小樽市住宅事業特別会計補正予算	H23.2.23	市長	—	—	—	—	H23.2.23	可決
19	平成22年度小樽市病院事業会計補正予算	H23.2.23	市長	—	—	—	—	H23.2.23	可決
20	平成22年度小樽市一般会計補正予算	H23.2.23	市長	H23.3.2	予算	H23.3.8	可決	H23.3.14	可決
21	平成22年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計補正予算	H23.2.23	市長	H23.3.2	予算	H23.3.8	可決	H23.3.14	可決
22	平成22年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	H23.2.23	市長	H23.3.2	予算	H23.3.8	可決	H23.3.14	可決
23	平成22年度小樽市老人保健事業特別会計補正予算	H23.2.23	市長	H23.3.2	予算	H23.3.8	可決	H23.3.14	可決
24	平成22年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	H23.2.23	市長	H23.3.2	予算	H23.3.8	可決	H23.3.14	可決
25	平成22年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計補正予算	H23.2.23	市長	H23.3.2	予算	H23.3.8	可決	H23.3.14	可決
26	平成22年度小樽市病院事業会計補正予算	H23.2.23	市長	H23.3.2	予算	H23.3.8	可決	H23.3.14	可決
27	平成22年度小樽市水道事業会計補正予算	H23.2.23	市長	H23.3.2	予算	H23.3.8	可決	H23.3.14	可決
28	平成22年度小樽市下水道事業会計補正予算	H23.2.23	市長	H23.3.2	予算	H23.3.8	可決	H23.3.14	可決
29	小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案	H23.2.23	市長	H23.3.2	総務	H23.3.9	可決	H23.3.14	可決
30	小樽市職員賞慰金支給条例の一部を改正する条例案	H23.2.23	市長	H23.3.2	総務	H23.3.9	可決	H23.3.14	可決
31	小樽市軽費老人ホーム条例を廃止する条例案	H23.2.23	市長	H23.3.2	厚生	H23.3.9	可決	H23.3.14	可決
32	小樽市安全で安心なまちをつくる条例の一部を改正する条例案	H23.2.23	市長	H23.3.2	厚生	H23.3.9	可決	H23.3.14	可決
33	小樽市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案	H23.2.23	市長	H23.3.2	厚生	H23.3.9	可決	H23.3.14	可決
34	市道路線の認定について	H23.2.23	市長	H23.3.2	建設	H23.3.9	可決	H23.3.14	可決
35	市道路線の変更について	H23.2.23	市長	H23.3.2	建設	H23.3.9	可決	H23.3.14	可決
36	平成22年度小樽市一般会計補正予算	H23.2.23	市長	—	—	—	—	H23.2.23	可決
37	平成22年度小樽市水道事業会計補正予算	H23.2.23	市長	—	—	—	—	H23.2.23	可決
38	平成23年度小樽市病院事業会計補正予算	H23.2.23	市長	H23.3.2	予算	H23.3.8	可決	H23.3.14	可決

議案 番号	件 名	提 出 日 年 月 日	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付 託 委 員 会	議 決 年 月 日	議 決 結 果	議 決 年 月 日	議 決 結 果
39	小樽市非核港湾条例案	H23. 2. 23	議員	H23. 3. 2	総務	H23. 3. 9	否決	H23. 3. 14	否決
意見書案 第1号	消費税増税に反対する意見書（案）	H23. 3. 14	議員	—	—	—	—	H23. 3. 14	否決
意見書案 第2号	新たな高齢者医療制度に関する意見書（案）	H23. 3. 14	議員	—	—	—	—	H23. 3. 14	否決
意見書案 第3号	生活保護行政の改善を求める意見書（案）	H23. 3. 14	議員	—	—	—	—	H23. 3. 14	否決
意見書案 第4号	地域医療存続のための医師確保に関する意見書（案）	H23. 3. 14	議員	—	—	—	—	H23. 3. 14	可決
意見書案 第5号	容器包装リサイクル法を見直し、発生抑制と再使用を促進するための仕組みの検討を求める意見書（案）	H23. 3. 14	議員	—	—	—	—	H23. 3. 14	可決
意見書案 第6号	道民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書（案）	H23. 3. 14	議員	—	—	—	—	H23. 3. 14	可決
意見書案 第7号	「子ども・子育て新システム」に関する意見書（案）	H23. 3. 14	議員	—	—	—	—	H23. 3. 14	可決
意見書案 第8号	コメの戸別所得補償制度の見直しを求める意見書（案）	H23. 3. 14	議員	—	—	—	—	H23. 3. 14	可決
意見書案 第9号	若者の雇用対策の更なる充実を求める意見書（案）	H23. 3. 14	議員	—	—	—	—	H23. 3. 14	可決
意見書案 第10号	公共交通機関のバリアフリー化の更なる推進を求める意見書（案）	H23. 3. 14	議員	—	—	—	—	H23. 3. 14	可決
その他会議に 付した事件	経済の活性化について（経済常任委員会所管事項）	—	—	—	経 済	H23. 3. 9	継 続 審 査	H23. 3. 14	継 続 審 査
	市民福祉に関する調査について（厚生常任委員会所管事項）	—	—	—	厚 生	H23. 3. 9	継 続 審 査	H23. 3. 14	継 続 審 査

※第1号修正案の（ ）は、平成23年3月8日に予算特別委員会に提出され、否決されたものである。

陳情議決結果表

総務常任委員会

○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
3	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H19.6.22	H23.3.9	継続審査	H23.3.14	継続審査
4	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H19.6.22	H23.3.9	継続審査	H23.3.14	継続審査
186	新「小樽市室内水泳プール」早期建設方について	H19.6.25	H23.3.9	継続審査	H23.3.14	継続審査
262 ～ 356	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.2.29	H23.3.9	継続審査	H23.3.14	継続審査
358 ～ 370	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.2.29	H23.3.9	継続審査	H23.3.14	継続審査
373 ～ 643	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.2.29	H23.3.9	継続審査	H23.3.14	継続審査
647 ～ 1002	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.3.4	H23.3.9	継続審査	H23.3.14	継続審査
1004	小樽市において泊原発3号機でのプルサーマル計画の説明会の開催要請方について	H20.6.13	H23.3.9	継続審査	H23.3.14	継続審査
1005	米艦の入港に当たり、港湾管理者の権限を尊重し、市民不安の解消を図る意見書提出方について	H20.6.16	H23.3.9	継続審査	H23.3.14	継続審査
1006 ～ 1084	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.6.17	H23.3.9	継続審査	H23.3.14	継続審査
1086 ～ 1108	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.9.17	H23.3.9	継続審査	H23.3.14	継続審査
1119 ～ 1140	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.12.9	H23.3.9	継続審査	H23.3.14	継続審査
1146	所得税法第56条の廃止を求める意見書提出方について	H21.3.3	H23.3.9	継続審査	H23.3.14	継続審査
1147 ～ 1149	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H21.3.9	H23.3.9	継続審査	H23.3.14	継続審査
1150 ～ 1152	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H21.6.4	H23.3.9	継続審査	H23.3.14	継続審査
1156 ～ 1159	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H21.9.24	H23.3.9	継続審査	H23.3.14	継続審査
1161	稲穂小学校内への放課後児童クラブ開設方について	H21.11.27	H23.3.9	継続審査	H23.3.14	継続審査
1170	JR直営による函館本線・塩谷駅の存続方について	H22.6.8	H23.3.9	継続審査	H23.3.14	継続審査
1171	JR直営による函館本線・蘭島駅の存続方について	H22.6.8	H23.3.9	継続審査	H23.3.14	継続審査
1174	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設促進方について	H22.9.6	H23.3.9	継続審査	H23.3.14	継続審査

経済常任委員会
○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
1110 ～ 1112	灯油価格引下げ等暮らしと営業を守るための措置方について	H20.9.17	H23.3.9	継続審査	H23.3.14	継続審査
1113	灯油価格引下げ等暮らしと営業を守るための措置方について	H20.9.17	H23.3.9	継続審査	H23.3.14	継続審査
1114	灯油価格引下げ等暮らしと営業を守るための措置方について	H20.9.17	H23.3.9	継続審査	H23.3.14	継続審査
1166	小樽市銭函3丁目駐車場の料金見直し方について	H22.5.28	H23.3.9	継続審査	H23.3.14	継続審査

厚生常任委員会
○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
247	障害者自立支援法の施行に伴う施策の実 施方等について	H19.9.3	H23.3.9	採択	H23.3.14	継続審査
250	佐賀県で100パーセント成功している 「パーキング・パーミット」制度の小樽 市での早急な実施方について	H19.9.5	H23.3.9	継続審査	H23.3.14	継続審査
251	難病と重度の障害者の地域生活支援事業 改善方について	H19.9.6	H23.3.9	継続審査	H23.3.14	継続審査
258	生活保護基準の引下げ反対要請方につい て	H19.12.11	H23.3.9	採択	H23.3.14	継続審査
1003	朝里・新光地域における多目的コミュニ ティセンター設置方について	H20.4.23	H23.3.9	継続審査	H23.3.14	継続審査
1116	「市民生活援助」の福祉灯油制度の拡充 方等について	H20.9.17	H23.3.9	採択	H23.3.14	継続審査
1117	福祉灯油制度の拡充方等について	H20.9.17	H23.3.9	採択	H23.3.14	継続審査
1145	小樽市女性国内研修の継続方について	H21.3.3	H23.3.9	継続審査	H23.3.14	継続審査
1164	透析・長期慢性疾患患者への新型インフ ルエンザ予防接種の市独自の助成方につ いて	H21.12.8	H23.3.9	継続審査	H23.3.14	継続審査
1176	地域医療と国立病院の充実を求める意見 書提出方について	H22.11.5	H23.3.9	継続審査	H23.3.14	継続審査
1177	看護師等の大幅増員と夜勤改善で安全・ 安心の医療・介護を求める意見書の提出 方について	H22.11.5	H23.3.9	継続審査	H23.3.14	継続審査
1182	最上保育所の存続方について	H22.12.6	H23.3.9	継続審査	H23.3.14	継続審査
1184	容器包装リサイクル法を改正し、発生抑 制と再使用を促進するための法律の制定 を求める意見書提出方について	H22.12.6	H23.3.9	採択	H23.3.14	採択

建設常任委員会
○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
1	市道潮栄線の一部ロードヒーティング敷設方について	H19. 6. 14	H23. 3. 9	継続審査	H23. 3. 14	継続審査
246	市道桜18号線の道路敷地を最大限活用した幅員整備方について	H19. 8. 16	H23. 3. 9	継続審査	H23. 3. 14	継続審査
644	市道銭函石山線及び市道銭函神社線の坂道の手すり設置方について	H20. 3. 3	H23. 3. 9	継続審査	H23. 3. 14	継続審査
1143	雇用促進住宅銭函宿舍の公的住宅としての存続方について	H20. 12. 9	H23. 3. 9	継続審査	H23. 3. 14	継続審査
1154	朝里川温泉1丁目306番地の市道文治沢線のロードヒーティング早期敷設方について	H21. 6. 15	H23. 3. 9	継続審査	H23. 3. 14	継続審査
1167	市道桜9号線舗装延長及び側溝蓋整備方について	H22. 5. 31	H23. 3. 9	継続審査	H23. 3. 14	継続審査
1173	最上1丁目24番地先法定外公共物（道路）における舗装整備及び横断側溝設置方について	H22. 8. 31	H23. 3. 9	継続審査	H23. 3. 14	継続審査

学校適正配置等調査特別委員会
○陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
260	小樽市立豊倉小学校の存続方について	H20. 2. 26	H23. 3. 10	継続審査	H23. 3. 14	継続審査